

はじめに

21世紀は情報や知識が大きな付加価値を生み出す「知恵の時代」であり我が国の国際競争力の強化、社会・経済の活性化のためには、豊かな知的財産を生み出し、強力に保護し、積極的に活用する「知的創造サイクル」の確立が欠かせません。このような知的創造サイクルの確立に向け、国を挙げてプロパテント政策に取り組んでいく必要があります。

2002年7月3日に我が国の知的財産戦略のグランドデザインとなる「知的財産戦略大綱」が策定され、知的財産立国の実現に向け、知的財産の「創造」、「保護」、「活用」及び「人材育成」の4分野において、2005年までに政府が集中的・計画的に実施すべき具体的行動計画が定められました。

その中で、基本的方向として、大学における知的財産創造の推進及び大学からの技術移転の促進が掲げられ、そのための具体的な指摘がなされています。

大学で生まれた技術シーズを民間へ円滑に移転させるためには、大学が戦略的に特許を取得し、活用することが必要であり、この大綱を受け、2002年11月に成立した知的財産基本法においても、知的財産に関する大学の責務規定、基本的施策として大学における研究成果の移転の促進等が盛り込まれたところであります。

大学は歴史的に「教育」と「学術研究」を本来の使命としており、こうした研究成果の移転は、本来の使命ではなかったわけですが、我が国経済の活性化の観点から、大学に対して第三の使命として技術移転を通じた社会貢献が求められているところであり、現在、各大学において知的財産管理体制の強化を始め知的財産活動の推進に向けた取組が本格的に進められているところであります。

このため、特許庁は、大学が組織的に特許出願や知的財産管理ができる体制を整備することを支援するため、2002年度から企業の知的財産部OBなど知的財産管理の専門家（知的財産管理アドバイザー）を知的財産管理体制が未整備である大学に派遣する事業を開始したところであります。

本マニュアルは、2002年度の本事業の実施を通じて得た成果、ノウハウ等をもとに、大学において知的財産管理体制を構築していくために必要な事項をマニュアルとしてまとめたものであります。

本マニュアルが、知的財産管理体制を整備しようとしている大学において大いに活用されることを期待しております。

なお、本マニュアルは、2003年度以降、本事業を実施していく中で、適宜事項の追加・修正を行い、改訂していく予定です。

2003年9月  
特許庁

「大学における知的財産管理体制構築マニュアル」は、知的財産管理体制の整備を進めている大学において、多数の方にご活用頂いておりましたが、このたび、派遣先大学の知的財産管理アドバイザーからの意見やアドバイスをより多く取り入れ、知的財産管理体制を構築していくための手引書として内容を拡充し、「大学における知的財産管理体制構築マニュアル 基本編」として改訂いたしました。

また、本年3月には、これまでに開催した知的財産管理体制構築支援セミナー等に於いて出された質問、疑問等をQ&A形式でまとめ「大学における知的財産管理体制構築マニュアル（2003年度版）」を作成しました。

本書並びに「大学における知的財産管理体制構築マニュアル（2003年度版）」が知的財産管理体制を整備しようとしている大学において大いに活用され、体制整備が促進されることを期待しております。

2005年6月

特許庁

## 目次

### 第1章 大学を取り巻く知的財産の状況

|   |    |
|---|----|
| 大学知的財産部門 自己診断チェックシート                      | 11 |
| <b>1. 日本の知的財産戦略の転換</b>                    | 12 |
| ◎今なぜ大学において知的財産か？                          | 12 |
| (1) 「製造立国」から「知的財産立国」へ                     | 12 |
| (2) 大学は「知の創造の拠点」                          | 12 |
| <b>2. 大学に求められる新たな使命、基本的役割</b>             | 13 |
| ◎大学に求められている使命、基本的役割は何か？                   | 13 |
| (1) 「研究成果の活用による社会貢献」という第三の使命              | 13 |
| (2) 知的創造サイクル                              | 13 |
| <b>3. 新たな知的財産管理に向けての大学の基本的課題</b>          | 16 |
| ◎大学が新たな使命を担っていく上での、基本的課題は何か？              | 16 |
| (1) 知的財産ポリシーの策定と周知                        | 16 |
| (2) 知的財産の「機関管理」を推進                        | 16 |
| (3) 「機関管理」を前提とした知的財産管理体制の構築               | 17 |
| <b>4. 日本の大学に関する知的財産政策の推移</b>              | 24 |
| ◎日本の知的財産政策はどのように推移してきているのでしょうか？           | 24 |
| (1) 「大学等技術移転促進法（TLO法）」の制定                 | 24 |
| (2) 「知的財産戦略」への取り組みが強化                     | 24 |
| ◎「知的財産戦略大綱」にはどのようなことが決められているのでしょうか？       | 26 |
| (1) 知的財産戦略大綱「はじめに」の概要                     | 27 |
| (2) 知的財産戦略大綱第1章「現状と課題」の概要                 | 27 |
| (3) 知的財産戦略大綱第2章「基本的方向」の概要                 | 27 |
| (4) 知的財産戦略大綱第3章「具体的行動計画」の概要               | 27 |
| ◎「知的財産基本法」にはどのようなことが決められているのでしょうか？        | 29 |
| (1) 知的財産基本法第1章「総則」の概要                     | 29 |
| (2) 知的財産基本法第2章「基本的施策」の概要                  | 29 |
| (3) 知的財産基本法第3章「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」の概要 | 30 |
| (4) 知的財産基本法第4章「知的財産戦略本部」の概要               | 30 |
| <b>5. 知的財産・知的財産権</b>                      | 31 |
| ◎知的財産・知的財産権とは何か？                          | 31 |
| (1) 権利として保護される知的財産                        | 31 |
| (2) 知的財産権の種類                              | 31 |
| (3) 発明を保護する「特許権」                          | 33 |
| (4) 物品の形状や構造にかかわる小発明を保護する「実用新案権」          | 33 |
| (5) デザイン等を保護する「意匠権」                       | 33 |

## 目次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| (6) ブランド等を保護する「商標権」             | 34 |
| (7) 文芸、美術、音楽、ソフトウェア等を保護する「著作権」  | 34 |
| (8) 半導体集積回路の回路素子等を保護する「回路配置利用権」 | 35 |
| (9) 植物の新品種を保護する「育成者権」           | 35 |

## 第2章 共同研究・受託研究と共同出願

|  |    |
|--|----|
| 大学知的財産部門 自己診断チェックシート                     | 38 |
| <b>1. 企業等との連携の形態</b>                     | 40 |
| ◎企業等との連携には、どのような形態があるのでしょうか？             | 40 |
| (1) 共同研究                                 | 40 |
| (2) 受託研究                                 | 40 |
| (3) 奨学寄附金の受け入れ                           | 40 |
| (4) その他、受託研究員の受け入れ等                      | 40 |
| <b>2. 産学官連携に関する最近の動向</b>                 | 41 |
| ◎産学官連携に関する最近の動向はどうなっているのでしょうか？           | 41 |
| (1) 「共同研究」と「受託研究」が増加                     | 41 |
| (2) 産学官連携のあり方に変化の兆し                      | 41 |
| <b>3. 共同研究契約と受託研究契約の進め方</b>              | 44 |
| ◎共同研究契約、受託研究契約に際し、まず何をどうすればよいのでしょうか？     | 44 |
| (1) 基本的事項についての確認、承認を                     | 44 |
| (2) 基本的事項の確認、承認はTLOや知的財産担当者で             | 45 |
| ◎共同研究や受託研究の契約書の形式はどのようにすればよいのでしょうか？      |    |
| どのような事項に留意したらよいのでしょうか？                   | 47 |
| (1) 「形式」よりも「実質的な内容」を検討                   | 47 |
| (2) 「研究の内容」、「研究成果の帰属」、「研究成果の実施」について内容を検討 | 47 |
| ◎共同研究契約、受託研究の契約において、「研究の内容」にかかわる条項については、 |    |
| どのような点に留意したらよいのでしょうか？                    | 49 |
| 「研究の内容」にかかわる条項は定量的・具体的に                  | 49 |
| ◎共同研究契約、受託研究契約において、「研究成果の帰属」にかかわる条項について  |    |
| は、どのような点に留意したらよいのでしょうか？                  | 50 |
| (1) 契約締結後の成果も適正に判断を                      | 50 |
| (2) 「研究成果の帰属」にかかわる条項についての検討は大学（機関）側で     | 50 |
| ◎共同研究契約、受託研究契約において、「研究成果の実施」にかかわる条項について  |    |
| は、どのような点に留意したらよいのでしょうか？                  | 53 |
| 大学と企業、それぞれが対等となるよう留意                     | 53 |

## 目次

|  |           |
|--|-----------|
| ◎共同研究契約、受託研究契約の取りまとめ、交渉は教授等の研究者任せでよいのでしょうか？    | 59        |
| 研究契約の取りまとめや交渉は大学の知的財産部門やTLO等が担当                | 59        |
| ◎共同研究契約、受託研究契約を締結した後は、何もしなくてよいのでしょうか？          | 60        |
| 契約締結後も契約の運用管理の徹底                               | 60        |
| <b>4. 共同発明と共同出願</b>                            | <b>61</b> |
| ◎共同発明とはどんな発明でしょうか？共同発明者とはどのような人たちでしょうか？        | 61        |
| (1) 例えば「aさんとbさんが共同でなした発明」                      | 61        |
| (2) 単なる管理者や補助者は共同発明者ではない                       | 61        |
| (3) 発明者には法律に定められた所定の権利があります！                   | 62        |
| ◎共同出願とはどんな出願でしょうか？共同出願において大学の立場はどのようになるのでしょうか？ | 71        |
| (1) 大学における共同出願は対企業が多い                          | 71        |
| (2) 共同出願の場合は大学は利益を享受し難い                        | 71        |
| (3) 共同出願において大学が利益を確保する一つの方策                    | 72        |
| ◎共同出願契約ではどのような点に留意したらよいのでしょうか？                 | 73        |
| (1) 「権利の帰属および持分」、「手続きおよび費用」、「発明の実施」等にかかわる条項に留意 | 73        |
| (2) 取りまとめや交渉は大学の知的財産部門やTLO等が担当                 | 73        |
| (3) 契約の運用管理にも留意                                | 74        |

## 第3章 特許取得活動（知的財産管理業務の内容）

|  |           |
|--|-----------|
| 大学知的財産部門 自己診断チェックシート                   | 76        |
| <b>1. 特許取得活動の必要性</b>                   | <b>78</b> |
| ◎なぜ研究成果について「特許取得」し「保護」していく必要があるのでしょうか？ | 78        |
| (1) 大学における保護方策は特許取得が一般的                | 78        |
| (2) 大学自身の財産は守って当然                      | 78        |
| (3) 知的創造サイクルを回すためには「保護」（特許取得）が不可欠      | 79        |
| (4) 特許取得の目的は何か再確認して特許出願を               | 79        |
| <b>2. 発明の発掘</b>                        | <b>80</b> |
| ◎発明の発掘とは、どういうことなのでしょうか？                | 80        |
| (1) 学術的評価と特許性・事業性評価の尺度は異なる             | 80        |
| (2) 発明の発掘には「特許専門家」が必要                  | 80        |
| (3) 研究者（発明者）と「特許専門家」                   | 81        |
| (4) 特許出願は学会発表や論文発表に先行して                | 81        |
| (5) 発明の発掘時には発明の母体を確認                   | 82        |
| ◎発明発掘にあたり、なぜ技術動向調査や先行技術調査が必要なのでしょうか？   | 85        |
| (1) 重点取り組み分野は技術動向を調査し把握する              | 85        |

## 目次

|   |            |
|---|------------|
| (2) 発明発掘時点で先行技術調査を .....  | 85         |
| <b>3. 発明の届出</b> .....   | <b>88</b>  |
| ◎「発明の届出」で留意すべき事項は何でしょうか? .....                                    | 88         |
| (1) 「発明の届出書」の様式を整備 .....  | 88         |
| (2) 届出を受理した発明の「受付管理」を .....                                       | 90         |
| (3) 「発明の内容」の取りまとめ等は分担を明確に .....                                   | 90         |
| (4) 「発明の内容」を発明者が取りまとめることを徹底 .....                                 | 91         |
| <b>4. 発明評価</b> .....  | <b>92</b>  |
| ◎届出される発明を、なぜ評価する必要があるのでしょうか? また、どのような観<br>点から評価したらよいのでしょうか? ..... | 92         |
| (1) 「技術的観点」から評価 .....   | 92         |
| (2) 「特許的観点」から評価 .....   | 92         |
| (3) 「市場的観点」から評価 .....   | 93         |
| (4) 発明者の確認 .....  | 93         |
| (5) 出願人の確認 .....  | 94         |
| (6) 届出発明の結果を大学（機関）として審議・承認する仕組みを整備 .....                          | 94         |
| <b>5. 特許出願</b> .....  | <b>106</b> |
| ◎「特許出願」については、どのような点に留意したらよいのでしょうか? .....                          | 106        |
| (1) 出願方針の策定 .....   | 106        |
| (2) 出願関連予算の確保 .....   | 107        |
| (3) 特許出願手続きには弁理士等を活用 .....  | 107        |
| (4) 弁理士の選定、弁理士費用の確認 .....   | 107        |
| <b>6. 出願書類の作成</b> .....   | <b>110</b> |
| ◎出願に際して、どのような書類が必要になるのでしょうか? .....                                | 110        |
| (1) 願書 .....  | 110        |
| (2) 特許請求の範囲 .....   | 110        |
| (3) 明細書 .....   | 110        |
| (4) 図面 .....  | 111        |
| (5) 要約書 .....   | 111        |
| <b>7. 権利化手続き</b> .....  | <b>112</b> |
| ◎権利化手続きとしては、どんなことを行えばよいのでしょうか? .....                              | 112        |
| (1) 出願関係書類のファイリングを .....  | 112        |
| (2) 発明の「活用」を推進する活動を .....   | 112        |
| (3) 出願公開により出願された発明の内容の公開 .....                                    | 112        |
| (4) 権利を取得したい発明については審査請求を .....                                    | 112        |
| (5) 審査は特許庁で行われる .....   | 113        |

## 目次

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| (6) 「拒絶理由通知」を受けた場合は内容を検討し対応         | 113 |
| <b>8. 特許査定・登録</b>                   | 116 |
| ◎特許査定・登録の段階ではどのようなことに留意したらよいのでしょうか？ | 116 |
| (1) 特許査定・登録により特許権の効力が発生             | 116 |
| (2) 特許権の維持には登録料の納付が必要               | 116 |
| ◎出願から特許登録までの流れはどのようになっているのでしょうか？    | 118 |
| <b>9. 外国出願の概要</b>                   | 119 |
| ◎外国への出願は、どのように行うのでしょうか？             | 119 |
| (1) それぞれの国での特許取得が必要                 | 119 |
| (2) 外国出願の必要性                        | 119 |
| (3) 外国出願のルート                        | 119 |

## 第4章 特許情報管理

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 大学知的財産部門 自己診断チェックシート              | 123 |
| <b>1. 特許情報（特徴、種類と入手法）</b>         | 124 |
| ◎特許情報には、どのような特徴があるのでしょうか？         | 124 |
| (1) 「公開特許公報」で新研究・新技術・新製品開発のヒントを得る | 124 |
| (2) 「公開特許公報」で研究開発の重複を防ぐ           | 124 |
| (3) 「特許公報」で第三者の権利取得状況を把握し特許紛争を回避  | 124 |
| (4) 特許情報の特徴                       | 125 |
| ◎特許情報にはどのような種類があるのでしょうか？          | 126 |
| (1) 特許情報の種類                       | 126 |
| (2) 特許情報のアクセス法                    | 127 |
| <b>2. 特許調査（調査の目的、方法）</b>          | 130 |
| ◎特許調査には、どのような目的があるのでしょうか？         | 130 |
| (1) 研究開発の企画・立案段階での動向調査・技術動向調査     | 130 |
| (2) 研究着手時の特許調査・技術動向調査             | 130 |
| (3) 特許出願前調査・出願前新規性調査              | 130 |
| (4) 他者権利調査                        | 131 |
| (5) 公知例調査                         | 131 |
| ◎特許調査には、どのような方法があるのでしょうか？         | 136 |
| (1) マニュアルでの特許調査                   | 136 |
| (2) 機械検索による特許調査                   | 136 |
| (3) 特許電子図書館（IPDL）の利用              | 136 |
| (4) 特許分類の活用                       | 137 |
| (5) 特許情報の整理（特許マップ）                | 137 |

## 目次

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 3. 特許情報管理、その他               | 145 |
| ◎特許情報管理は、どのように行ったらよいのでしょうか？ | 145 |
| (1) 大学においても、特許情報管理が必要       | 145 |
| (2) 大学における特許情報管理体制の整備       | 145 |

## 第5章 大学における知的財産管理の概要

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 大学知的財産部門 自己診断チェックシート            | 148 |
| 1. 知的財産管理の目的                    | 150 |
| ◎大学における知的財産管理の目的は何でしょうか？        | 150 |
| (1) 社会貢献を目指した知的財産管理を            | 150 |
| (2) 知的創造サイクルを意識した知的財産管理を        | 150 |
| (3) 機関管理を前提とした知的財産管理を           | 150 |
| (4) 大学固有の知的財産ポリシーの策定            | 151 |
| (5) 管理体制の構築                     | 151 |
| 2. 知的財産管理の全体フローと業務体制            | 154 |
| ◎知的財産管理に必要な機能とは？                | 154 |
| (1) 知的財産ポリシーは知的財産管理機能決定のガイドライン  | 154 |
| (2) 戦略・企画、出願権利化、活用の三大機能が必要      | 154 |
| (3) 将来的に必要な知的財産関連係争対応機能         | 154 |
| (4) 大学の方針により付加される管理機能も          | 154 |
| ◎知的財産管理の全体フローはどうなりますか？          | 156 |
| (1) 全体フローの概略                    | 156 |
| (2) 各機能における業務内容の概略              | 157 |
| ◎知的財産部門の業務体制と仕組みはどうなっているのでしょうか？ | 159 |
| (1) 知的財産管理要領や職務発明規程をつくる         | 159 |
| (2) 発明委員会をつくり機能させる              | 161 |
| (3) 知的財産を専任管理する知的財産部門をつくる       | 161 |
| 3. 知的財産部門の組織と要員                 | 168 |
| ◎機関管理を前提とした知的財産部門の組織とは？         | 168 |
| (1) 学長、理事長直結の全体管理型組織            | 168 |
| (2) 大学の知的財産部門に必要な7つの機能          | 169 |
| (3) 大学の知的財産組織の3つの例              | 171 |
| (4) 各学部、研究科内にある個別管理型組織          | 175 |

## 第6章 特許ライセンス活動・ライセンス契約

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 大学知的財産部門 自己診断チェックシート | 179 |
|----------------------|-----|

## 目次

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 1. 特許ライセンス活動                | 180 |
| ◎特許ライセンス活動の意義は？             | 180 |
| (1) 特許取得は特許ライセンスによる活用のため    | 180 |
| (2) 研究シーズと活用ニーズのマッチングが大切    | 180 |
| ◎大学には特許ライセンス方針がありますか？       | 182 |
| 大学のライセンス基本方針を策定する           | 182 |
| ◎特許ライセンス活動の仕事の流れを理解していますか？  | 184 |
| 特許ライセンス活動の重要性と流れ            | 184 |
| 2. 特許ライセンス契約                | 185 |
| ◎特許ライセンス契約の形態と契約条項とは？       | 185 |
| (1) 特許ライセンス契約の形態            | 185 |
| (2) ライセンス契約の標準フォームと契約条項     | 185 |
| ◎特許ライセンス契約（検討）起草のポイントは？     | 186 |
| (1) 契約対象製品の特定               | 186 |
| (2) 契約対象特許の限定には細心の注意を       | 186 |
| (3) 対応する外国特許を契約特許に入れるか慎重に検討 | 186 |
| (4) 専用実施権（独占権）付与には検討が必要     | 186 |
| (5) 適切なロイヤルティの条件設定          | 187 |
| (6) 契約期間の検討にあたっての注意事項       | 187 |
| ◎特許ライセンス交渉の進め方は？            | 192 |
| (1) 契約交渉は大学の責任者が            | 192 |
| (2) 契約交渉は技術交渉と商務交渉に分けて      | 192 |
| (3) 契約交渉では必要に応じて法律専門家の意見を   | 192 |
| (4) 契約交渉が完了したら学内審査を         | 192 |
| ◎契約の締結と管理はどうすればよいのでしょうか？    | 194 |
| (1) 契約内容以外は無効とする措置を         | 194 |
| (2) 契約管理は管理台帳に沿って           | 194 |

## 第7章 TLO（技術移転機関）

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 大学知的財産部門 自己診断チェックシート | 207 |
| 1. TLOの意義            | 208 |
| ◎TLOとは何ですか？          | 208 |
| (1) TLOとは            | 208 |
| (2) TLO設立の背景         | 208 |
| (3) TLO設立の目的         | 209 |
| (4) TLOの機能と役割        | 210 |

## 目次

|  |     |
|--|-----|
| (5) 米国のTLOの歴史 .....                      | 211 |
| 2. 大学の知的財産部門とTLO .....                   | 213 |
| ◎大学の知的財産部門はTLOをどのように活用していくべきでしょうか？ ..... | 213 |
| (1) TLOとの連携 .....                        | 213 |
| (2) TLOの活用 .....                         | 213 |

## 第8章 知的財産教育・啓発

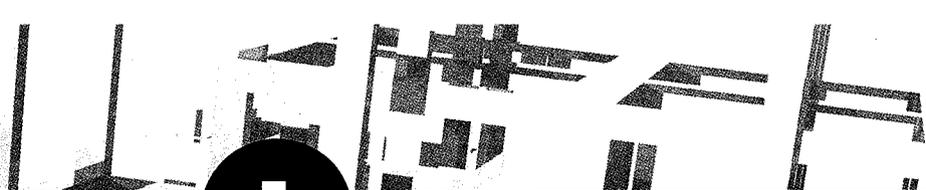
|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 大学知的財産部門 自己診断チェックシート .....     | 221 |
| 知的財産教育の意義と役割 .....             | 222 |
| ◎知的財産教育に求められる役割とは？ .....       | 222 |
| (1) 大学に求められる知的財産マインドの高揚 .....  | 222 |
| (2) 研究成果の社会還元へ向けて発想の転換を！ ..... | 222 |
| (3) 人材育成のポイント .....            | 223 |

## 参考資料

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 1. 知的財産基本法 .....            | 230 |
| 2. 国際特許分類表（クラス） .....       | 234 |
| 3. 産業財産権関係料金一覧 .....        | 236 |
| 4. 特許料等の減免措置一覧 .....        | 236 |
| 5. 関係機関問い合わせ先一覧 .....       | 237 |
| ・特許庁 .....                  | 237 |
| ・独立行政法人工業所有権情報・研修館閲覧室 ..... | 243 |
| ・経済産業局等 .....               | 244 |
| ・知的所有権センター .....            | 245 |
| ・発明協会 本部・支部 .....           | 248 |

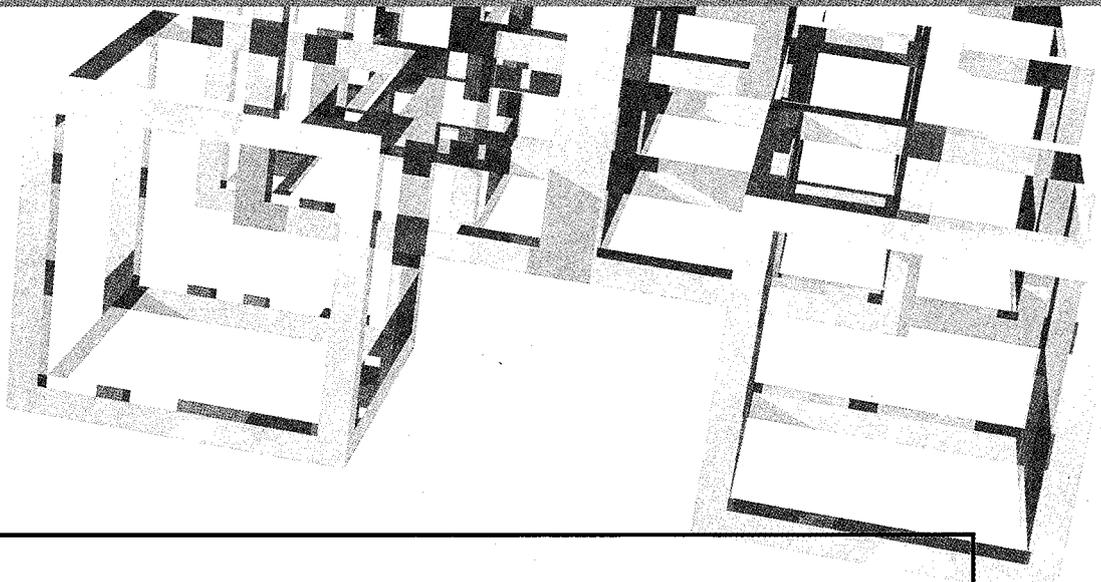
## 索引

|          |     |
|----------|-----|
| 索引 ..... | 250 |
|----------|-----|



## 第 1 章

# 大学を取り巻く知的財産の状況



最近、「知的財産」という言葉が頻繁に使われるようになり、知的財産に対する大学への期待も急速に高まってきています。

小泉首相は、2002年2月の施政方針演説（第154回国会）において「研究活動等の成果を知的財産として戦略的に保護・活用し、わが国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とする」と述べています。その後7月には内閣府から「知的財産戦略大綱」が発表され、さらに12月には「知的財産基本法」が公布されました。

では、一体なぜ今わが国で「知的財産」なのでしょう？ なぜ大学への期待が高まっているのでしょうか？ 大学にはどのような役割が求められているのでしょうか？ そして大学における基本的な課題とは一体何なのでしょう？

本章では、これらの点について解説するとともに、知的財産にはどのようなものがあるのか、日本の知的財産政策はどのように推移してきたのか、等について解説します。



# 大学知的財産部門 自己診断チェックシート

| 第1章 大学を取り巻く知的財産の状況  |  | はい<br>○ | いいえ<br>× | 該当<br>ページ |
|---------------------|--|---------|----------|-----------|
| <b>【日本の知的財産政策】</b>  |  |         |          |           |
| 1-1                 | 日本の知的財産政策が2002年度に強化されたことを知っている。          |         |          | 24        |
| -2                  | 「大学等技術移転促進法（TLO法）」を知っている。                |         |          | 24        |
| <b>【知的財産戦略大綱】</b>   |  |         |          |           |
| -3                  | 「知的財産戦略大綱」を知っている。                        |         |          | 26        |
| -4                  | 知的財産戦略大綱に「日本の進むべき方向」が示されていることを知っている。     |         |          | 28        |
| -5                  | 知的財産戦略大綱に「大学がなすべきこと」が示されていることを知っている。     |         |          | 15        |
| -6                  | 「知的財産立国」という言葉を知っている。                     |         |          | 12        |
| -7                  | 「知的創造サイクル」という言葉を知っている。                   |         |          | 13        |
| -8                  | 知的財産の「創造」、「保護」、「活用」という言葉を知っている。          |         |          | 13        |
| <b>【知的財産基本法】</b>    |  |         |          |           |
| -9                  | 「知的財産基本法」を知っている。                         |         |          | 29        |
| -10                 | 知的財産基本法に「大学の責務」が定められていることを知っている。         |         |          | 15        |
| <b>【大学の使命・役割】</b>   |  |         |          |           |
| -11                 | 大学の使命に、教育と研究のほかに「新たな第三の使命」が加わったことを知っている。 |         |          | 13        |
| -12                 | 大学における新たな第三の使命が何であるか知っている。               |         |          | 13        |
| -13                 | 大学が「知の創造の拠点」とされていることを知っている。              |         |          | 12        |
| -14                 | 知的財産の「機関管理」という言葉を知っている。                  |         |          | 17        |
| -15                 | 国公立大学においては「法人化により機関管理が容易になる」ことを知っている。    |         |          | 17        |
| <b>【大学の基本的課題】</b>   |  |         |          |           |
| -16                 | 大学が新たに知的財産管理を構築する上での基本的課題が何か知っている。       |         |          | 16        |
| <b>【知的財産、知的財産権】</b> |  |         |          |           |
| -17                 | 知的財産とは、どんなものか知っている。                      |         |          | 31        |
| -18                 | 知的財産を権利で保護すべき理由を知っている。                   |         |          | 31        |
| -19                 | 知的財産権にはいくつもの種類があることを知っている。               |         |          | 31        |
| -20                 | 特許権により保護されているものは何か知っている。                 |         |          | 33        |
| -21                 | 実用新案権により保護されているものは何か知っている。               |         |          | 33        |
| -22                 | 意匠権により保護されているものは何か知っている。                 |         |          | 33        |
| -23                 | 商標権により保護されているものは何か知っている。                 |         |          | 34        |
| -24                 | 著作権により保護されているものは何か知っている。                 |         |          | 34        |
| -25                 | 回路配置利用権により保護されているものは何か知っている。             |         |          | 35        |
| -26                 | 育成者権により保護されているものは何か知っている。                |         |          | 35        |

## 1. 日本の知的財産戦略の転換

### 〔今なぜ大学において知的財産か？〕

従来から大学は、知の拠点として教育と研究に中心的な役割を果たしてきました。そのような中で、なぜ今、大学の知的財産が注目されているのでしょうか？

#### 解 説

#### (1) 「製造立国」から「知的財産立国」へ

第二次世界大戦後ゼロからのスタートとなった日本は、1950年代から徐々に復興し1980年代には、あらゆる製品を製造し世界に向けて輸出する「世界の工場」として繁栄を謳歌しました。しかしながら、「世界の工場」としての役割は、1980年代後半から徐々に台湾、韓国、アセアン諸国、そして中国へと移り、今や中国が「世界の工場」といわれています。

日本は国土も狭く、資源もほとんどありませんが、「世界の工場」時代にたくさんの技術（知識、経験等）、人材、研究開発設備等の「知的資産」を蓄積してきました。

これからの日本には、今まで蓄積してきた世界に誇れる「知的財産」を活かして、新たな技術や産業を創出して世界に貢献する「知的財産立国」への転換が求められているのです。

2002年7月に政府が決定した知的財産戦略大綱は、発明・創作を尊重するという国の方向を明らかにし、従来のものでつくりに加えて、技術、デザイン、ブランドや音楽など価値ある情報づくり：「知的財産づくり」によって我が国経済・社会の再活性化を図ることを宣言しています。<sup>(\*)1</sup>

\*1：「知的財産戦略大綱」については、本章の24ページ「4.日本の大学に関する知的財産政策の推移」以下にその概要を示してあります。

#### (2) 大学は「知の創造の拠点」

世界の中で新たな役割を求めて、知的財産づくりによって「知財立国」をめざしていくためには、当然のことながら新たな技術のシーズが必要となってきます。日本の大学には、日本全体の研究者の約1/3（約26万人）が所属しており、また質的にも大学は優秀な人材をもった技術シーズの宝庫といえます。大学の基礎的研究から生れる独創的な研究成果が新技術・新事業・新産業創出のための重要な知的財産の源泉となること、すなわち大学が知の創造の拠点となることが期待されています。<sup>(\*)2</sup>

\*2：知的財産戦略大綱における大学の期待については、15ページ もっと詳しく！【知的財産戦略大綱の具体的行動計画における大学関連事項】を参照。

## 2. 大学に求められる新たな使命、基本的役割

### 〔大学に求められている使命、基本的役割は何か？〕

大学にたいへん大きな期待がかけられていることは先に述べましたが、それでは、大学にはどのような使命、役割が課せられてきているのでしょうか？

#### 解説

#### (1) 「研究成果の活用による社会貢献」という第三の使命

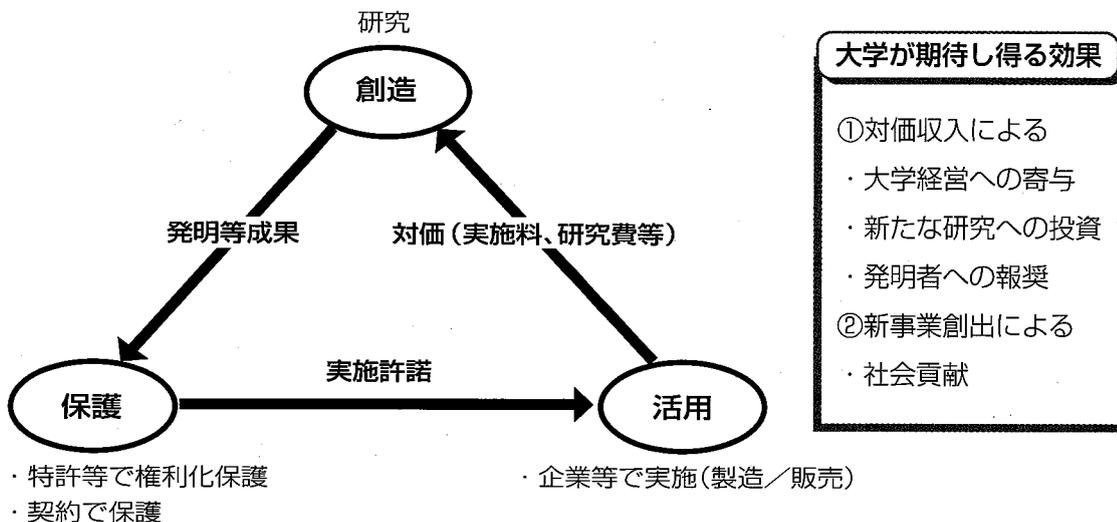
日本の大学の使命は従来から「教育」と「研究」にあるとされていますが、これに加えて「社会貢献」という第三の使命が注目されています。教育と研究とを通じた長期的視点からの貢献に加えて、社会との日常的・組織的な連携を通して研究成果を直接的に目に見える形で社会に還元することが大学の新たな使命として要請されています。知的財産の面からみると「研究成果の活用による社会貢献」において最も期待されていることは、研究成果等を活用して新技術・新事業・新産業の創出を図るということです。

#### (2) 知的創造サイクル

大学で生み出された知的財産は、社会で使用されてはじめて貢献することになります。知的財産戦略大綱を受けて2003年3月に施行された知的財産基本法は、知的財産の「創造」「保護」「活用」という知的創造サイクルの考え方（図1-1）が明確に提示されています（\*3）

\* 3：知的財産基本法における大学の責務については、15ページ もっと詳しく！【知的財産基本法に定められている大学等の責務等】を参照。

図1-1 知的創造サイクル



知的創造サイクルをまわすことによって大学で創出された知的財産が社会で「活用」され、活用の成果として大学や研究者にはより多くの研究資金や研究者が集まってきます。そのことによって大学の研究は一層活性化し、次の知的財産の「創造」に循環していきます。知的創造サイクルは、大学の社会貢献のみならず、大学自体の収益につながるエンジンとなることが期待されています。

大学では、上記のとおり使命が注目されていますが、その使命を達成するための大学の基本的役割は、「知的創造サイクル」の中で、以下の役割を担っていくことです。

- ①「創造」に関しては、知の創造の担い手として世界レベルの研究を進め独創的な研究成果を生み出すこと
- ②「保護」に関しては、大学が組織全体の管理方針のもとで、「知」の源泉である研究成果を知的財産として保護、育成すること
- ③「活用」に関しては、知的財産の活用を担当する産業界と連携して研究成果に基づく新技術、新事業、新産業を創出すること

知的創造サイクルをまわすためには、大学内に知的財産を創造し保護するための確固とした組織体制が必要になります。研究者に対する公平な評価、透明性も体制づくりに欠かせない要件です。

(1) 大学等における「知的財産創造の推進」

- ① 「知的財産の創造を重視した研究開発の推進」を図るべきこと、
- ② 「研究開発評価における知的財産の活用」を図るべきこと、
- ③ 「研究者へのインセンティブの付与」を検討すべきこと、
- ④ 「知的財産権の取得に要する費用の確保」を図るべきこと、
- ⑤ 「知的財産権の取得・管理のための人材や体制の整備」を図るべきこと、
- ⑥ 「研究開発成果の取扱ルールの明確化」を図るべきこと、
- ⑦ 「知的財産権の取得に係る手続きの支援」を図るべきこと、
- ⑧ 「研究施設の改善等の環境整備」を図るべきこと、
- ⑨ 「研究人材の養成及び流動性、多様性の向上」を図るべきこと、
- ⑩ 「知的財産教育の推進」を図るべきこと、

(2) 大学における「知的財産の活用の促進」

- ① 「大学等による機関一元管理の導入」を図るべきこと、
- ② 「大学等による技術移転機能の強化」を図るべきこと、
- ③ 「技術移転等に係る契約ルールの整備」を図るべきこと、
- ④ 「技術移転促進に係るインセンティブの付与」を図るべきこと、

(「知的財産戦略大綱」第3章一部抜粋)

大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。

大学等は、研究者及び技術者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう研究者及び技術者の適切な処遇の確保並びに研究施設の整備及び充実に努めるものとする。

国及び地方公共団体は、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策であって、大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関に係るものを策定し、並びにこれを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関における研究の特性に配慮しなければならない。

(「知的財産基本法」第7条抜粋)

### 3. 新たな知的財産管理に向けての大学の基本的課題

#### 〔大学が新たな使命を担っていく上での、基本的課題は何か？〕

大学に新たな使命や役割が課せられたことは、本章の2. に述べましたが、それでは、その使命や役割を担っていく上で、大学としては今後、どのようなことに取り組んでいけばよいのでしょうか？ 詳細は第5章に述べますので、ここでは、3つの基本的課題について概説します。

#### 解説

##### (1) 知的財産ポリシーの策定と周知

従来からの「教育」と「研究」に加えて、大学には新たに研究成果等の活用による社会貢献すなわち「新技術、新事業、新産業の創出」という「第三の使命」を有していることをきちんと認識し、まずはこれを大学全体に周知することが必要です。新たな使命については、繰り返し周知していく必要があるでしょう。

それと同時に、それぞれの大学が、この第三の使命を担っていくために、どのような方針で取り組んでいくのか、大学全体として「知的財産ポリシー」(\*4)を策定し、学内はもとより産業界にも周知していくことが一つの大きな課題です。

なお、この知的財産ポリシーの策定や周知に際しては、ポリシーの起案、検討の段階からできるだけ多くの学内関係者を巻き込み、多少の時間がかかることをいとわずに種々の学内議論を経て策定することが肝要です。つまり、単に事務的に方針を策定することが本来の目的ではなく、その方針を学内外に周知し、徹底して実効をあげていくことが本来の目的であるはずで

\*4：「知的財産ポリシー」（知的財産の取扱いに関する方針と規則）は、それぞれの大学として、第三の使命への対応方針や基本的考え方、研究成果に関する取り扱い方針、知的財産等の活用方針等々を大学全体として審議し策定すべきです。また、策定した方針の展開には、教授等の研究者に対する「管理」や「統制」が少なからず必要になりますので、大学トップの強いリーダーシップとマネジメント力が必要であり、この点についても「知的財産ポリシー」の中で、触れておく必要があります。

##### (2) 知的財産の「機関管理」を推進

従来から日本の大学においては、研究成果に基づく技術移転は研究者個人の努力によって行われてきていますが、個人の力には一定の限度がありますから、新たな使命である「新技術・新事業・新産業の創出」を産業界と連携して担っていく上では、これを大学が組織的に体制化して支援していく必要があります（機関管理）。

例えば、研究成果を特許等で保護するには相応の時間や費用、特許上の知識・経験も必要であり、またこれらの知的財産を産業界に移転するにしても、技術移転に伴う交渉や契約に関する知識・経験等々が必要になります。また、技術移転先である企業等からみれば、個人である研究者等と直接的に種々のビジネス上の事項についてのやり取りをするより、大学機関等の経験ある仲介者を相手に対応する方が、やはり信頼感も増すものと思われます。要するに、研究者個人に頼ったやり方ではスピード、制度等の面で種々の限界がありますので、大学組織（機関）として組織的に知的財産を管理する必要があるわけで、この「機関管理」への移行に取り組んでいくことが大きな課題です。

また、国公立大学にあっては、従来から「法人格」がなく「機関」として管理していくには対応し難い面もあり、また私立大学にあっても法人格は有しているものの国公立大学に倣っていた面もありました。しかしながら、2004年4月には国立大学が法人化され、「機関管理」への取り組みもたいへんやり易くなり、「機関管理」がもっと加速されていくと思われます。

### （3）「機関管理」を前提とした知的財産管理体制の構築

①発明の「機関管理」とは、研究成果を大学機関（法人）が責任をもって取扱うことを意味しています。

②発明を大学機関が責任を持って取扱うためには、必要と決めた特許を受ける権利を発明者から大学（機関）に譲渡してもらう必要があります（機関帰属）。

大学としては、従来から長年にわたり行われてきた発明の個人帰属から、機関帰属と転換を図っていく必要があるわけですが、これには、しっかりとした「知的財産ポリシー」の下で、しっかりした「知的財産管理体制」を構築していくことが大きな課題です。

「知的財産ポリシー」に従い、研究者等の「意識」の変革も必要でしょうし、意識の変革を支える「仕組み」の構築や「ルール」の整備も必要となります。さらには、この「仕組み」を具体的に遂行するための人材や、各種のツールも必要になってきますので、これらを踏まえしっかりとした「知的財産管理体制」を構築していく必要があります。

なお、表 1-1 に「機関管理」を前提とした知的財産管理体制の構築に向けた留意事項とポイントを示します。

●表1-1 「機関管理」を前提とした知的財産管理体制の構築に向けた留意事項とポイント

| 区分  | 留意すべき項目         | ポイント   |
|-----|-----------------|--|
| 方針  | 知的財産ポリシーの策定     | 何のために知的財産に取り組むか<br>いつまでに、何を、どうするのか<br>策定には、多くの人を巻き込む |
|     | 知的財産ポリシーの周知     | 繰り返し周知する   |
| 意識  | 「社会貢献」についての意識付け | インセンティブの付与<br>研究職員の役割分担の明確化（「教育・研究」使命を阻害しないように）      |
|     | 「機関管理」の意識付け     | 機関管理の必要性を周知  |
| 仕組み | 「社会貢献」遂行に関するルール | 具体的にどこまでルール化するか（就業時間、学部・学科・テーマ・個人別、専任化等）             |
|     | 職務発明規定の充実       | 発明届出のルール化  |
|     | 発明評価の基準         | 基準（出願する／しない）の明確化、周知（公平性、透明性）<br>「出願しない発明」の発明者へのケア    |
|     | 出願等の予算確保        | 年間発明件数と評価基準との兼ね合い                                    |
|     | 産学連携窓口の一元化      | 「対外窓口」と「学内管理」の一元化                                    |
| 人材  | マネジメント人材の確保     | 人材の知識・経験・見識が重要                                       |
|     | 発明発掘、権利化の人材     |  |

## 大学がなすべき事項

### (1) 現状の把握

この項では、大学としての基本的課題は、「知的財産をめぐる状況と大学の役割」、「機関管理の推進」、「知的財産管理体制の構築」の3点であることを述べてきましたが、この3つの基本的課題に取り組んでいくためには、「知的財産をめぐる状況と大学の役割」に関し、大学トップや教授等の研究者がどのような意識や認識レベルにあるのかを、まずは現状（実態）把握しておく必要があります。また、現状（実態）を把握することにより、自分の大学にとっての具体的な課題が何であるかも浮き彫りになり、実効性のある対応策の検討も可能となります。

特に、日本の大学においては、一部で研究成果を研究者自身が自由に取り扱ってきた例もあります。研究者からみれば「機関管理」により一定の管理の枠に入れられることにはたいへんな抵抗感もあると思われます。

## (2) 現状の解析、対策の検討

現状を把握した上で、具体的には、本章において概説した大学としての知的財産管理の必要性、使命、役割等について、学内関係者に繰り返し周知し、理解を深める努力を継続的に行っていくべきです。

つまり大学にはたいへん大きな期待と役割がかけられている一方、大学にとっては研究職員や事務職員を含めた職員全員の意識改革、組織機能の改編・充実、未体験な業務への取り組み等々、次章以降で述べるように、大学自らが大きな変化を進めていかざるを得ない状況になっていますので、まずは、必要性、使命、役割等の基本的な事柄について、教員、職員全体の基本的理解を得ておく必要があるわけです。

大学等研究機関に属する研究者から生じた知的財産について、2003年7月8日に政府の知的財産戦略本部から公表された「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（以下、「知的財産推進計画2003」）に以下のように提言されています。

第1章創造分野

2. 大学等における知的財産の創造を推進する

(6) 知的財産に関するルールを明確化する

① 機関一元管理を原則とするとともに研究者の流動化へ配慮する。

2003年度以降（国立大学の場合は法人化を契機に）、大学、公的研究機関において特許等の効率的な活用が図られるよう、大学等の機関一元管理を原則とした体制を整備する。その際、大学で特許出願等を行わない発明等に関する権利の研究者への還元を可能とするルールを整備する。また、研究者の流動化に配慮し、内外の研究機関の事例等も参考としつつ、研究目的のライセンスといった契約上の工夫に加えてその他の手段の可能性も広く検討し、少なくとも自らの発明については異動先における研究の継続が可能となるような柔軟な措置を講じる。

知的財産推進計画2003は、知的財産戦略本部により知的財産基本法に基づき、見直され、「知的財産推進計画2004」として取り纏められました。この知的財産推進計画2004では、上記「機関一元管理を原則とするとともに研究者の流動化へ配慮する」につき、以下のようにまとめられています。

i) 多くの大学において、発明等の帰属について機関一元管理の体制が整備されてきたところであるが、まだ未整備の大学等においては、2004年度中でできるだけ速やかに、知的財産の効率的活用が図られるよう、発明等について原則機関帰属へ切り替え、大学等の機関一元管理の体制を整備するよう促す。また、研究等において用いるマテリアル（微生物、実験動物・植物等の生物資源、化合物や材料のサンプル等）や、ソフトウェア、データベース、デジタルコンテンツ等、発明等と同様に移転の対象となるものについても、大学等において創造されたものについては、原則機関帰属とすべく、その取扱いルールを明確化するよう促す。

なお、ソフトウェア、デジタルコンテンツ等に係る著作権については、職務著作の考え方を踏まえつつ、その取扱いルールを明確化し、社会に無償開放するものであるのか、そうでないものなのかについても明確化するよう促す。

ii) 多くの大学等において、研究者が研究成果を創出した場合には所属機関（大学知的財産本部等）に届け出る規定が整備されたところであるが、まだ未整備の大学等においては、2004年度中でできるだけ速やかに、同様の規定を整備するよう促す。また、大学院生・大学生がなした発明等については、権利の帰属は一般的には大学院生・大学生と

なると考えるが、大学の施設を用いてなした発明、指導教員による教育・研究との関連が深く教員と大学との共同発明と考えられるもの等については、大学等に届出ることが望ましい。このような規定を整備した上で、大学等で特許出願等を行わない発明等に関する権利の研究者への返還を可能とするルールの整備を促す。

iii) 2004年度中できるだけ速やかに、研究者が所属機関を異動した場合において、自己の研究の継続が可能となるよう、また、発明者としての適切な還元を受けられるよう、研究者と機関との間のルールを明確化するよう促す。

なお、原則機関帰属ルールを採用している大学等に所属する研究者が他の機関へ異動した場合の、その研究者の研究成果である発明等の取扱いについては、その発明等が生じた時点で所属している機関の取扱いルールに基づくものとすることが望ましい。

その際、契約上の工夫等に加えてその他の手段の可能性も広く検討し、研究者が、異動前の大学等に権利帰属された自らの発明等の存在によって、異動後の大学等において研究を継続することに支障が生じることがないように、また産学連携プロジェクトとして支障のないよう、柔軟な措置を講ずるよう促す。

また、研究者が大学等として特別の予算を手当てしている研究プロジェクトや産学連携の研究プロジェクトに参画している場合には、異動後の機関が、異動前の研究成果(研究途上の成果を含む)を確認し、秘密保持や異動後の一定期間内の出願については、異動前の機関の確認を得るなどの柔軟な措置を講じておくことが重要である。

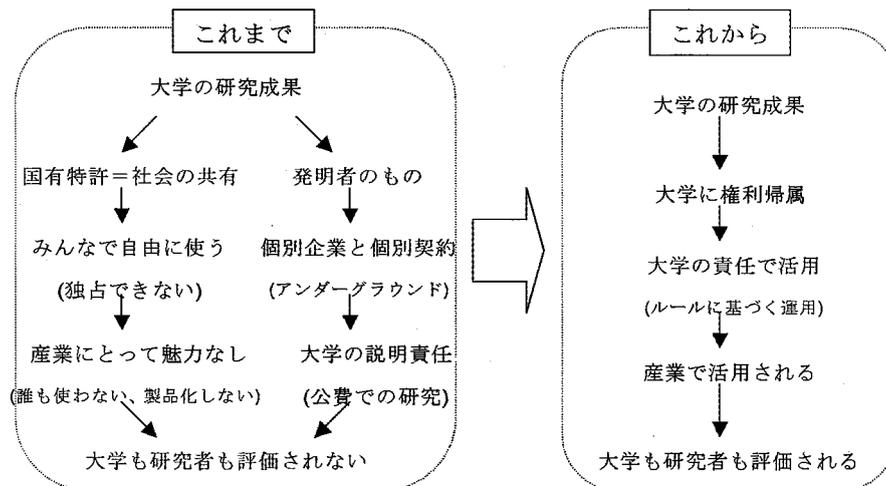
上記のとおり、「知的財産推進計画2004」に、「機関一元管理の原則」が掲げられていることから、現在では多くの大学において機関一元管理の体制が整備されてきていると思います。その一方で、一部研究者の間では、例えば、機関一元管理が進展すると自由な研究の足かせになるのではないかといった疑問の声があることも事実です。しかし、知的財産推進計画にて縷々述べられているように日本を知的財産立国にしていくためには、知的財産創出母体として大学等研究機関に大変大きな期待がかけられており、大学の使命として、従来の「教育」および「研究」に加え、「研究成果の活用による社会貢献」が付加されるに到っているのです。このような中であって、研究者が行う研究自体については、大学の三つの使命に合致するものであれば、これまでどおり研究者の主体性においてなされていくべきものです。現在は、従来にも増して研究者のアウトプットが社会から期待されているのです。すなわち、「期待される自由な研究」とは、「社会に貢献できる研究を主体的に行うこと」といえると思います。ここでいう社会貢献とは、単に研究成果の事業化や新たな産業の創出等いわゆる産業競争力の向上に貢献するのみならず、学術レベルや教育レベルの向上等を通じて、広い意味で社会に貢献していくということです。

また、「管理」という言葉に抵抗感を示される研究者も少なくないと思います。しかし、自己の研究にまったく野放図な状態で取り組んでおられる研究者はおられないと思います。期限管理、マテリアル管理、予算管理、人材管理、成果管理等研究以外のさまざまな業務に関係されておられることでしょう。これら研究以外の業務の大半を実は広い意味の知的財産管理、言い換えますと、知財マネジメントとして大学機関に業務移管することにより、研究者はより研究に専念できることにもなるのです。

次に「機関一元管理」を行うことによって社会貢献が円滑に行うことができる状況を図にて説明します。

技術移転：

社会貢献のための一つの手法



知的財産管理アドバイザー「派遣後研修」大学における知的財産の活用に向けて-我が国の知的財産政策-2005年2月4日内閣官房知的財産戦略推進事務局参事官補佐 芦原康裕氏資料

このように、従来であれば国立大学での成果は国有特許になりますので、社会の共有財となり、誰でも利用可能になるというメリットはあるものの、逆に産業界にとっては独自色を打ち出す魅力に乏しく、その結果、製品化されない、または死蔵された特許になってしまうことが多くありました。また、私立大学も含めて個人帰属とした場合には、企業への譲渡という対応で特許出願はされるものの、その契約が不透明、場合によっては研究者に著しく不利であること、加えて研究費は大学からの研究費という公費であることから、国民または法人への説明責任が問われるところでした。

しかしながら、「機関一元管理」を行うことにより、機関を通しての活用が促進され、大学等も研究者も国民から評価され、上記した不透明感も払拭されていきます。

「知的財産推進計画2003」および「知的財産推進計画2004」では、上記しましたように、大学等における研究成果（マテリアル等含む）を大学等機関帰属とする政策を推進する一方、研究者の異動後の当該研究成果の取扱いについても、研究者にとって魅力ある柔軟な提言が行われています。すなわち、異動先においても自己の研究の継続が可能となるよう、また、発明者として適切な還元が受けられるよう、明確なルール化を行うよう促しています。こうした規定を設けることにより、研究者は自己の研究を異動先でも継続できることとなり、さらに新規な知的財産が創造されることが期待されます。今後はこうした有能な研究者を軸とした学学連携プロジェクトが発展していく可能性も高く、知的財産創造サイクルの稼働は産学ばかりではない状況が生み出されてくると期待されます。このように、優れた起業志向を有する研究者は、大学発ベンチャーを立ち上げ、研究成果の社会還元に意欲的に取り組むこ

となり、大学等はこうした研究者に対しては、関連特許の独占実施権を許諾するとか、譲渡する等して、連携し支援していくことが望まれています。

【高橋哲郎 (社) 発明協会 知的財産管理アドバイザー 久留米大学 学長特命教授】

## 4. 日本の大学に関する知的財産政策の推移

### 〔日本の知的財産政策はどのように推移してきているのでしょうか？〕

本章の（１）では「大学における知的財産管理の必要性」、（２）では「大学に求められる新たな使命、基本的役割」、（３）では「新たな知的財産管理に向けての大学としての基本的課題」に関し概説してきましたが、その根幹には、国としての政策があることが良く理解できたことと思います。

それでは、日本の知的財産関連政策はどのように推移してきているのでしょうか？

### 解説

#### （１）「大学等技術移転促進法（TLO法）」の制定

「大学等技術移転促進法（TLO法）」とは、正式には「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」という大変長い名称の法律です。この法律は、文字どおり大学等において生じた技術的成果の産業界への移転を促進するため、1998年に制定された法律です。この法律により民間事業者が国有特許以外（国立大学の個人帰属発明および公私立大学の発明）の発明を技術移転することができるようになりました。

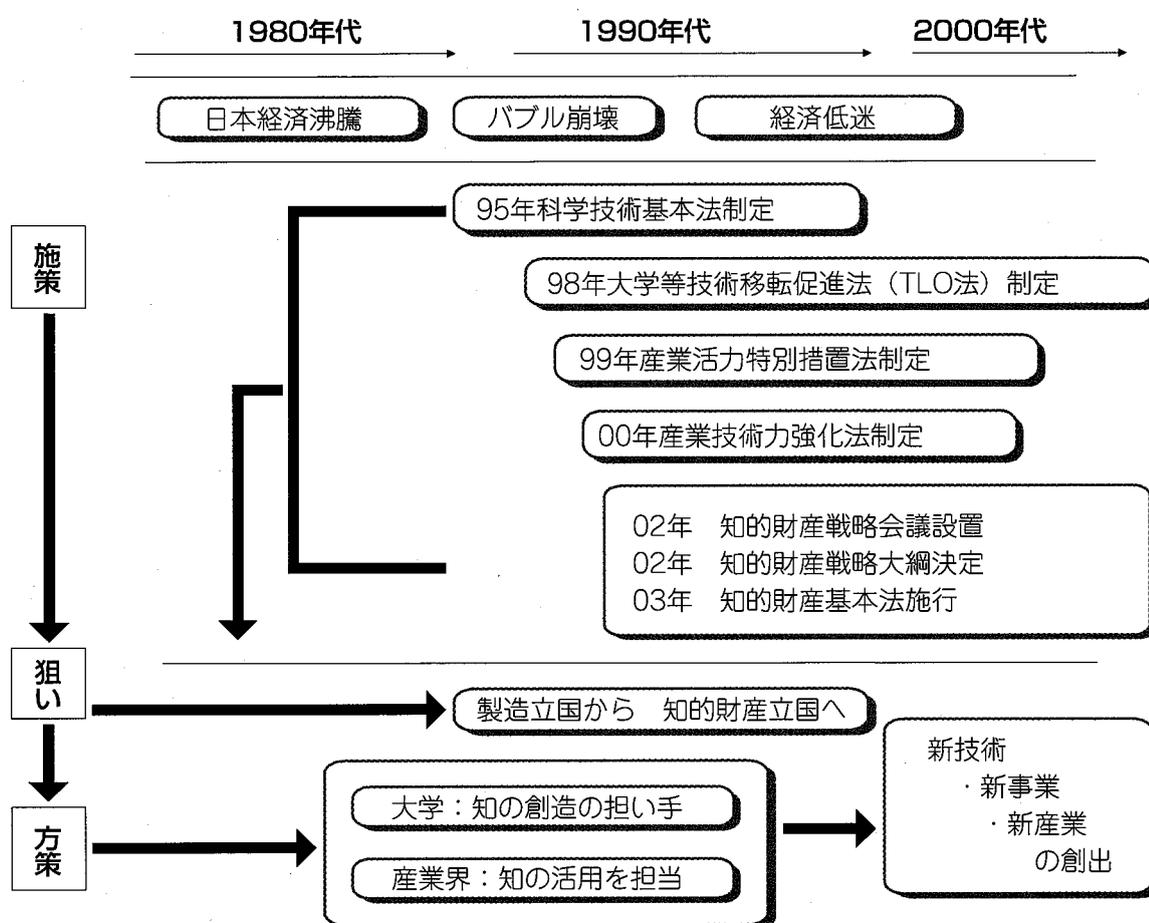
また、1999年には「産業活力再生特別措置法」が制定され、国費による研究成果から生じた特許を研究実施者（民間企業）が一定条件下で独占実施をできるようになりました。そして、2000年には大学や大学等の研究者を対象にした特許料等の減免措置（アカデミックディスカウント）、国立大学の研究成果活用企業の役員兼業を可能とする「産業技術力強化法」がそれぞれ制定されています。

#### （２）「知的財産戦略」への取り組みが強化

2002年1月に総理大臣を議長とする「知的財産戦略会議」の設置が決定され、同年7月には「知的財産戦略大綱」が決定されています。さらに2003年3月には「知的財産基本法」が施行されるに到り、このようなことから、2002年が日本における知的財産元年である、ともいわれています。

なお、図1-2に、知的財産政策全体の推移と大学の基本的役割の概念を図示してあります。

図1-2 知的財産政策の経緯と大学の基本的役割



## 【「知的財産戦略大綱」にはどのようなことが決められているのでしょうか?】

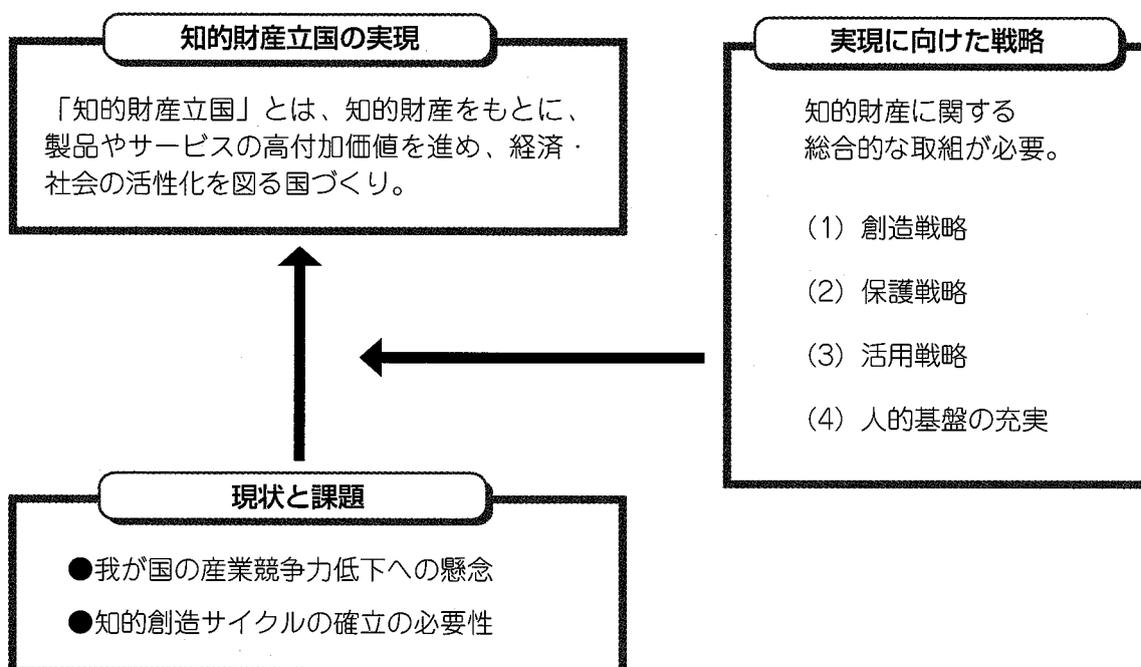
2002年7月に「知的財産戦略大綱」が決定されたことを先に述べましたが、それではこの「知的財産戦略大綱」には、一体どのようなことが決められているのでしょうか?

### 解説

政府は、「日本経済を取り巻く環境は依然厳しい状況にあり、将来に対する閉塞感を払拭できない中、我が国の国際的な競争力を高め、経済・社会全体を活性化することが求められている。そのためには、我が国を、科学技術や文化などの幅広い分野において豊かな創造性にあふれ、その成果が産業の発展と国民生活の向上につながっていく、世界有数の経済・社会システムを有する『知的財産立国』とすることが必須である」(知的財産戦略大綱抜粋)との基本認識のもと、2002年7月3日に知的財産戦略大綱を決定しています。この大綱は、「はじめに」、「現状と課題」、「基本的方向」、「具体的行動計画」の4つの章からなっており、特に「具体的行動計画」には、誰が、いつまでに、何を行うのかが具体的に明記されているなど、たいへん具体性に富んだ内容となっています。以下に、その概要を解説します。

なお、この知的財産戦略大綱のポイントを図1-3に示してあります。

図1-3 「知的財産戦略大綱」のポイント



### **(1) 知的財産戦略大綱「はじめに」の概要**

この章では、これからは「情報創造の時代」であること、「情報化時代にあっては知的財産立国」を実現すべきこと、そのために「知的財産戦略大綱を策定」すること、2005年度までを目処に知的財産に関わる制度等の改革を集中的・計画的に実施すること、等が述べられています。

### **(2) 知的財産戦略大綱第1章「現状と課題」の概要**

この章では、日本の「産業競争力低下への懸念」が高まっていること、「知的創造サイクルの確立」が必要であること、「競争政策の重要性と表現の自由」などを重視していくべきこと等が述べられています。

### **(3) 知的財産戦略大綱第2章「基本的方向」の概要**

この章では、基本的方向として、「創造戦略」、「保護戦略」、「活用戦略」、「人的基盤の充実」、「実施体制の確立」がたいへん重要であること、等が述べられています。

- ①「創造戦略」の中では、「大学、公的研究機関における知的財産創造」が重要であること、「創造性を育む教育・人材養成の充実」が必要であること等が指摘されています。
- ②「活用戦略」の中でも「大学、公的研究機関の研究成果である知的財産の活用の推進」が必要であることが指摘されています。
- ③「人的基盤の充実」の中では、知的財産分野に重点を置いた法科大学院の誕生が期待されること等が指摘されています。

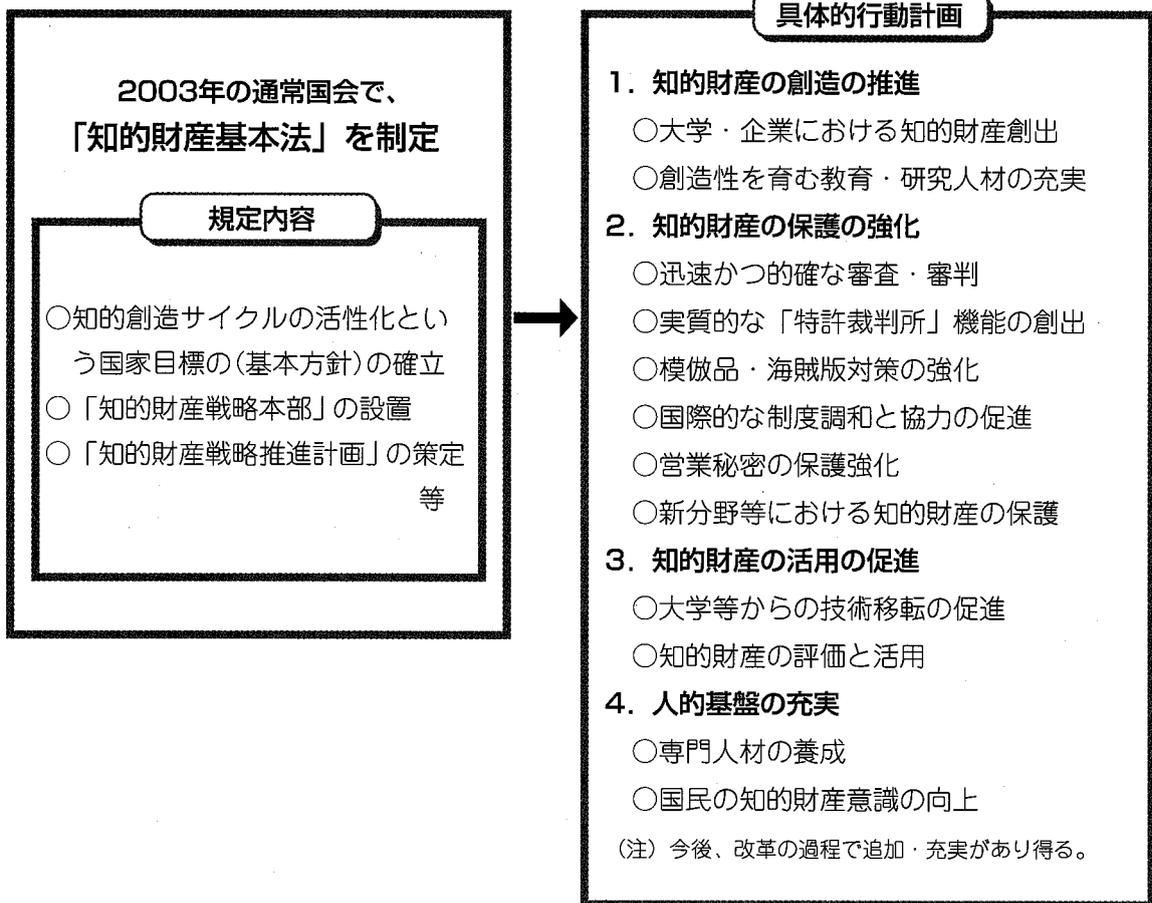
### **(4) 知的財産戦略大綱第3章「具体的行動計画」の概要**

この章では、「知的財産の創造の推進」、「知的財産の保護の強化」、「知的財産の活用の促進」、「知的財産関連人材の養成と国民意識の向上」、「知的財産戦略大綱の実施」に関し、取り組むべき具体的行動計画が示されています。

具体的行動計画の概要は以下に示すとおりですが、特に大学においては、「研究開発成果について効率的に企業などへの技術移転が図られるように、機関一元管理を原則とした体制を整備する」ことがその骨子です。

図1-4 知的財産立国に向けた基本的方向

政府一体となって、2005年度  
までに集中的・計画的に遂行



## **〔知的財産基本法〕にはどのようなことが決められているのでしょうか？**

2002年12月に「知的財産基本法」が公布されたことを先に述べましたが、それではこの「知的財産基本法」には、一体どのようなことが決められているのでしょうか？

### **解説**

知的財産基本法は、第1章「総則」、第2章「基本的施策」、第3章「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」、第4章「知的財産戦略本部」及び付則からなる法律です。なお、この知的財産基本法の全文は本書末尾の参考資料に収められています。

#### **(1) 知的財産基本法第1章「総則」の概要**

この章には、第1条「目的」、第2条「定義」、第3条「国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造」、第4条「我が国産業の国際競争力の強化及び持続的な発展」、第5条「国の責務」、第6条「地方公共団体の責務」、第7条「大学等の責務等」、第8条「事業者の責務」、第9条「連携の強化」、第10条「競争促進への配慮」、第11条「法制上の措置等」が規定されています。

#### **(2) 知的財産基本法第2章「基本的施策」の概要**

この章には、第12条「研究開発の推進」、第13条「研究成果の移転の促進等」、第14条「権利の付与の迅速化等」、第15条「訴訟手続きの充実及び迅速化等」、第16条「権利侵害への措置等」、第17条「国際的な制度の構築等」、第18条「新分野における知的財産の保護等」、第19条「事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備」、第20条「情報の提供」、第21条「教育の振興等」、第22条「人材の確保等」が規定されています。

とりわけ、第12条「研究開発の推進」には、「大学等における付加価値の高い知的財産の創造が我が国の経済社会の持続的な発展の源泉であることにかんがみ、……」（第12条一部抜粋）と規定され、また第13条「研究成果の移転の促進等」には、「大学等における研究成果が新たな事業分野の開拓及び産業の向上等に有用であることにかんがみ……」（第13条一部抜粋）と規定される等、大学への期待がたいへん大きいことがうかがえます。

### **(3) 知的財産基本法第3章「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」の概要**

この章は、知的財産戦略の推進計画に関する第23条のみからなっています。ここでは推進計画の作成を知的財産戦略本部が行うこと等が、規定されています。

### **(4) 知的財産基本法第4章「知的財産戦略本部」の概要**

この章には、第24条「設置」、第25条「所掌事務」、第26条「組織」、第27条「知的財産戦略本部長」、第28条「知的財産戦略副本部長」、第29条「知的財産戦略本部員」、第30条「資料の提出その他の協力」第31条「事務」、第32条「主任の大臣」、第33条「政令への委任」が規定されています。

ここでは、知的財産戦略本部長には内閣総理大臣が充てられること等が、規定されています。

## 5. 知的財産・知的財産権

### 〔知的財産・知的財産権とは何か？〕

知的財産とは、文字通り解釈すれば知的な財産であり、知的財産権とは知的財産にまつわる権利ということですが、一般には、人間の知的創作活動の産物であるアイデア、発明、考案、著作等を総称するものを知的財産といい、これらが法律により権利として保護されたものを知的財産権といっています。ここでは、その知的財産・知的財産権についてもう少し詳しく概説します。

#### (1) 権利として保護される知的財産

我々人間の知的創作活動は、人間社会の継続的發展に大きく貢献してきており、この活動の成果を権利として保護することが、健全な世の中的發展に寄与してきていることも事実であり、これら知的財産は権利として保護していく必要があります。

しかし、単にアイデアが浮かんだとか、発明を思いついたというだけでは、いわゆる「権利」としては認められていない状態ですので注意が必要です。

知的財産の中で産業政策上等から必要なものは、知的財産の制度が作られ、それぞれの制度の中で保護する対象や権利の強さが定められています。

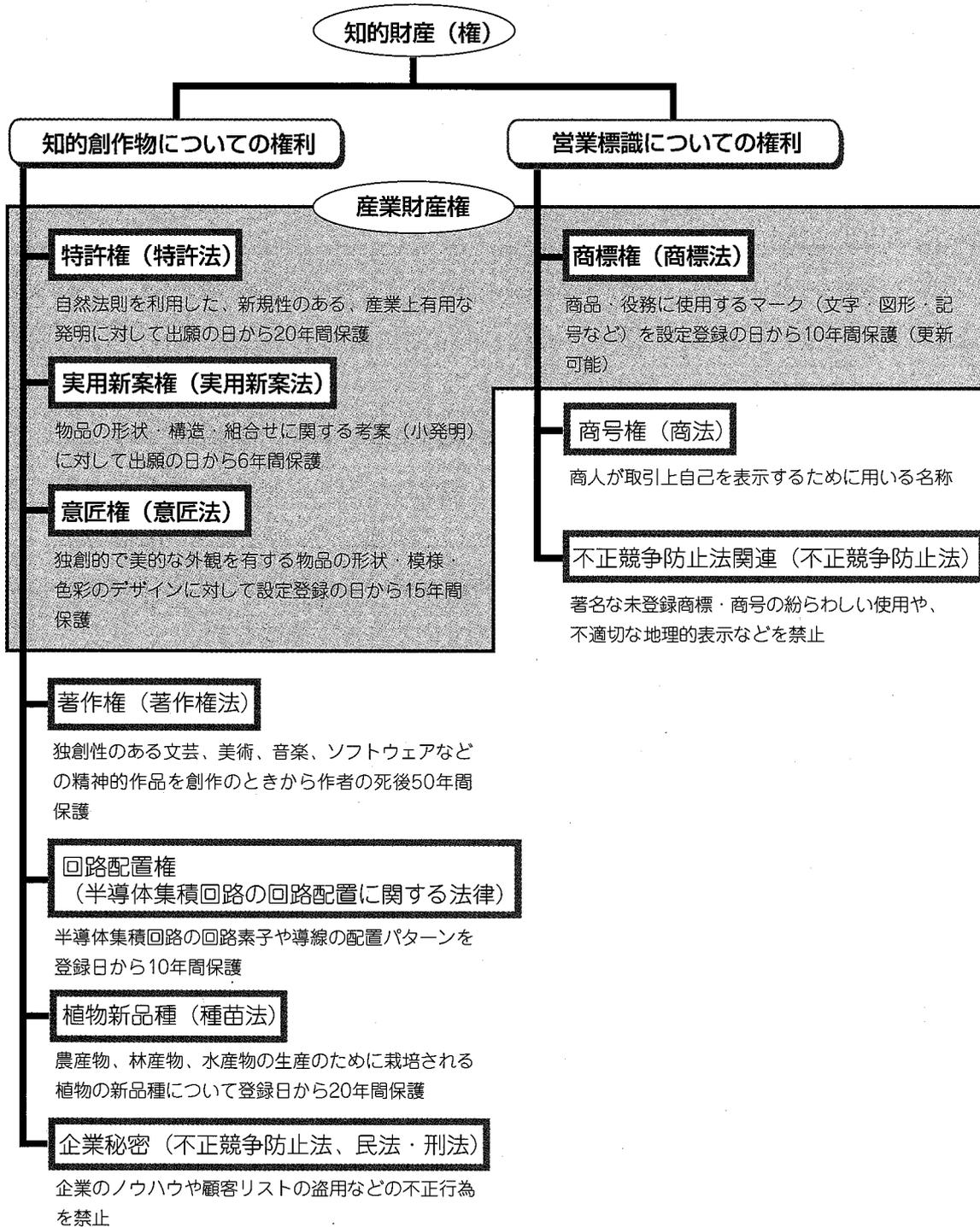
#### (2) 知的財産権の種類

それでは、知的財産権にはどのようなものがあるのでしょうか？

知的財産権は、大きく、知的創作物についての権利と営業標識についての権利の二つに分けられます。前者に属するものとしては、特許権（特許法）、実用新案権（実用新案法）、意匠権（意匠法）、著作権（著作権法）、回路配置権（半導体集積回路の回路配置に関する法律）、植物新品種（種苗法）、企業秘密（不正競争防止法民法・刑法）があり、後者には、商標権（商標法）、商号権（商法）、不正競争防止法関連（不正競争防止法）があります。また、特許権、実用新案権、意匠権、商標権については、従来工業所有権と呼ばれていましたが、昨今ではこれら4つを「産業財産権」と呼ぶようになりつつあります。

知的財産権全体については、図 1-5 に示しますが、次に大学に関連の深い知的財産権のいくつかについて、概説します。

図1-5 知的財産権の種類



### **(3) 発明を保護する「特許権」**

従来から知的財産権の中で一番よく知られているのが特許権です。そして、特許法第2条第1項には、「発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義されており、大学で生まれた研究成果（知的財産）の多くは、この特許権の対象になると考えられます。

あくまでも発明は技術的思想の創作ですので、発見は含まれません。また、「高度のもの」とは、新しい機能を発揮し産業上利用できる価値があるものということですが、それ程難しく考える必要はありません。特許権を取得するには、所定の要件を満たす必要があり、特に「新規性」と「進歩性」がポイントとなる要件です。この点も含め、所定の要件については、第3章に解説します。

また、特許権は、出願するだけで得られるものではありません。特許権にするためには特許庁に出願し、審査の請求をする必要があります。この点も第3章にもう少し詳しく解説します。

### **(4) 物品の形状や構造にかかわる小発明を保護する「実用新案権」**

実用新案法の保護の対象となるものは、実用新案法第1条により「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」に限定されています。実用新案は、必ずしも技術的に高度でない小発明というべき「考案」を保護します。従って特許法で保護される「方法」や「材料」は保護の対象とはなりません。

実用新案は1994年1月1日より、特許のように審査請求による実体審査を経ずに、登録を受けるために必要とされる一定の要件（基礎的要件）を満たしていることのみで権利が付与されます。このことから、実用新案は、製品のライフサイクルが短いものを保護するには有効と考えられます。登録された実用新案は、登録後、登録実用新案公報として発行されます。実用新案技術評価書は、実用新案の新規性や進歩性等を技術的に評価したものであり、だれでも特許庁に作成を請求できます。実用新案権者は、この技術評価書を提示して警告した後でなければ、侵害者に権利行使はできません。権利存続期間は出願日から6年ですが2005年4月1日より10年となります。

### **(5) デザイン等を保護する「意匠権」**

意匠法で保護される意匠とは、意匠法第2条1項に「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう」と規定さ

れ、一般に、保護される意匠とは「デザイン」を指します。このデザインは、人間の創造的な活動の成果としての創作という点では、特許法、実用新案法と共通しています。しかし、発明や考案が自然法則を利用した技術的思想であり、特許法、実用新案法はそうした面から保護しているのに対し、意匠法は美観の面から創作を把握し、これを保護しようという点で異なっています。

意匠法では審査請求制度がないので、原則として全ての出願が審査されます。拒絶理由のないものは登録されて公報によりその内容が公表されます。意匠権の権利存続期間は、この設定登録日から15年です。

## **(6) ブランド等を保護する「商標権」**

商標法で保護される商標とは、商標法第2条1項に「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合またはこれらと色彩の結合であって次に掲げるもの

ア) 業として商品を生産し、証明し、または譲渡する者がその商品について使用するもの

イ) 業として役務を提供し、または証明する者がその役務について使用するもの。」と規定されています。

商標法は、特許法などと違って、人間の創造的活動の成果である「創作」を保護することを目的とするのではなく、それ自体として創造性を必要とするものではなく、商標を使用する者の業務上の信用（品質、出所、混同の防止等）の維持を図ることを目的としています。

商標出願は、審査官により実体審査がされ、拒絶の理由がないものは、登録されます。

また、商標出願は、出願公開制度の導入により公開商標公報と商標公報が発行されます。商標権の権利存続期間は登録の日から10年をもって終了しますが、一度登録され使用している限り、更新登録の申請により何回でも更新できます。

最近のインターネットの普及により、インターネットドメインネームに著名商標を無断で使用する例が多発していますが、商標権を有し、かつ著名商標であることを証明することによりドメインネーム登録を移転した例が増えています。

## **(7) 文芸、美術、音楽、ソフトウェア等を保護する「著作権」**

著作権法は、独創性のある文芸、美術、音楽、ソフトウェア等の精神的著作物を著

作者の死後50年間保護します。ここで著作物とは、著作権法第2条第1項第1号に思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものと定義されています。これら著作物の著作権とは、複製権、上演権・演奏権、上映権、放送権・有線放送権、送信可能権（いわゆるアップロード権）、口述権、展示権、譲渡権・頒布権、貸与権、翻訳権・翻案権、二次著作物利用権を含んでいます。

特にソフトウェアであるコンピュータ・プログラムやデータベースが著作権法の保護の対象になっていることに留意が必要です。プログラムとデータベースは、著作権法第2条第1項第10号の2と3に、それぞれ次のように定義されています。プログラムとは、「電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたもの」をいい、データベースとは、「論文、数値、図形その他の情報の集合体であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」をいいます。

著作権の保護期間の原則については、著作権法第51条第1項に著作物の存続期間は、著作物の創作のときに始まるとし、そして、第2項に著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後50年を経過するまでの間、存続する、とされています。

#### **（8）半導体集積回路の回路素子等を保護する「回路配置利用権」**

半導体集積回路の回路配置に関する法律で、半導体集積回路の回路素子や導線の配置パターンの登録日から10年間保護するものです。回路配置の創作をした者で、設定登録を受けようとする者は、その回路配置について回路配置利用権の設定の登録申請を経済産業大臣に提出しなければなりません。

#### **（9）植物の新品種を保護する「育成者権」**

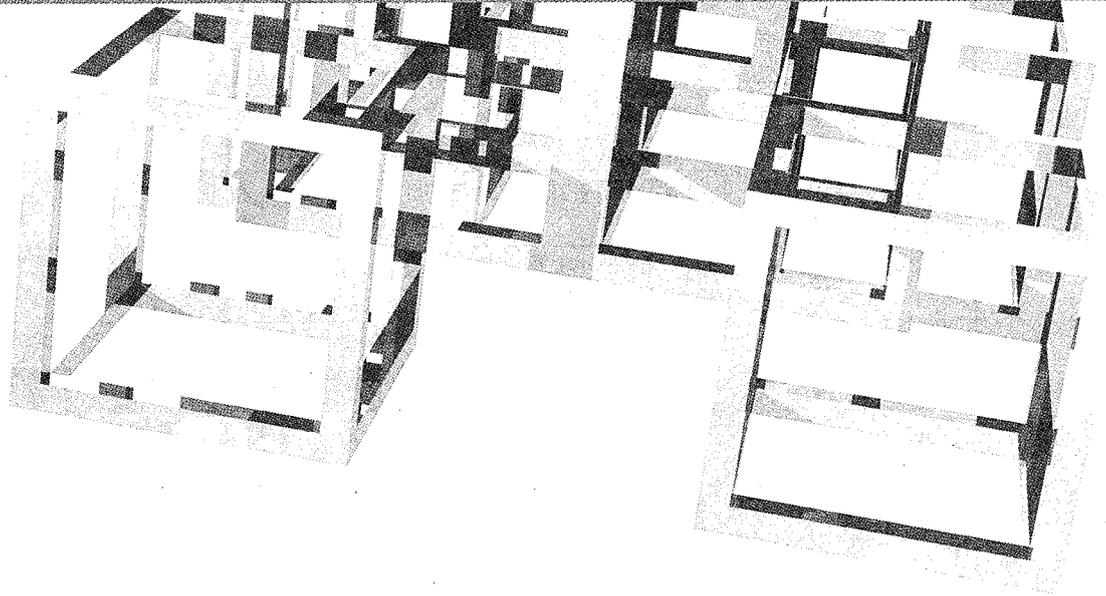
種苗法は、農産物、林産物、水産物の生産のために栽培される植物の新品種について登録日から20年間保護する。品種登録の要件を備えた品種の育成をした者で、品種登録を受けようとする者は、願書を農林水産大臣に提出しなければなりません。





## 第 2 章

# 共同研究・受託研究と共同出願



大学関係者なら、一度は共同研究や受託研究という言葉に接したことがあると思います。

産学官連携の一つの形態として、共同研究や受託研究があるわけですが、今後ますます産学官連携が盛んになり、共同研究や受託研究の機会もますます増えると思われれます。

この章では、産学官連携の形態、今後の産学官連携の動向、代表的な連携形態である共同研究（契約）や受託研究（契約）の進め方、その結果生じてくる共同発明や共同出願（契約）の取り扱い方等に関し概説します。

## 大学知的財産部門 自己診断チェックシート

| 第2章 共同研究・受託研究と共同出願 |   | はい<br>○ | いいえ<br>× | 該当<br>ページ |
|--------------------|---|---------|----------|-----------|
| <b>【産学官の連携】</b>    |   |         |          |           |
| 2-1                | 政府が産学官連携を強化していこうとするその背景を知っている。  |         |          | 42        |
| -2                 | 政府が産学官連携において、大学および産業界をどのように位置付けしているか知っている。                                  |         |          | 13        |
| -3                 | 産業界が、どのような方向に産学連携のあり方を見直そうとしているか知っている。                                      |         |          | 42        |
| -4                 | 大学として、産学官連携を強化していくべき背景を知っている。   |         |          | 13        |
| -5                 | 大学における研究成果が産業界で「活用」されるためには、社会や産業界のニーズを把握しておく必要があることを知っている。                  |         |          | 41        |
| -6                 | 社会や産業界のニーズを把握しつつ行える研究形態として、どんな形態があるか知っている。                                  |         |          | 40        |
| -7                 | 「共同研究」、「受託研究」、「奨学寄附金の受け入れ」の違いを知っている。  |         |          | 40        |
| -8                 | 大学において、今後「共同研究」や「受託研究」が増加していくこと、およびその理由を知っている。                              |         |          | 41        |
| -9                 | 本学は、共同研究、受託研究を推進する産学官連携推進組織がある。   |         |          | 43        |
| <b>【共同研究と受託研究】</b> |   |         |          |           |
| -10                | 共同研究や受託研究の受け入れは、知的財産の管理が重要であることを認識し、その理由も知っている。                             |         |          | 44        |
| -11                | 本学は、共同研究や受託研究の受け入れに関し、大学の基本方針と基本ルールがある。                                     |         |          | 44        |
| -12                | 本学は、共同研究や受託研究の受け入れを大学(機関)として、組織的に審議し、決定している。                                |         |          | 45        |
| -13                | 本学は、共同研究や受託研究の契約内容を検討し、契約交渉する部門がある。   |         |          | 59        |
| -14                | 本学は、共同研究契約や受託研究契約についての契約交渉を研究者任せにしていない。                                     |         |          | 59        |
| -15                | 本学は、共同研究や受託研究の受け入れから契約締結、履行管理、終了までの契約業務処理フローを整備している。                        |         |          | 60        |
| -16                | 本学は、共同研究や受託研究事案のすべてを把握し、契約内容の取りまとめ、交渉、締結等を一元的に遂行・管理している。                    |         |          | 60        |
| -17                | 本学は、研究契約書の検討に際しては、形式より内容に留意している。  |         |          | 47        |
| -18                | 研究契約において特に留意が必要な条項が何であるか知っている。  |         |          | 47        |
| -19                | 本学は、契約書において、特に「研究の内容」、「研究成果の帰属」、「研究成果の実施」に関する条項については、具体的、定量的に取り決めるよう努力している。 |         |          | 49        |
| -20                | 本学は、「研究成果の実施」に関する条項においては、大学としての一定の権益を確保するよう常に留意している。                        |         |          | 53        |
| -21                | 本学は、共同研究契約や受託研究契約についての契約マニュアルを備えている。  |         |          | 60        |
| -22                | 本学は、契約締結後においても、研究成果の確認(成果の内容、帰属等)や秘密保持の徹底等の契約履行管理を行っている。                    |         |          | 60        |

|                    |  | はい<br>○ | いいえ<br>× | 該当<br>ページ |
|--------------------|--|---------|----------|-----------|
| <b>【共同発明と共同出願】</b> |  |         |          |           |
| 2-23               | 共同発明とは、どのような発明か知っている。                  |         |          | 61        |
| -24                | 共同出願とは、どのような出願か知っている。                  |         |          | 71        |
| -25                | どのような人が発明者たり得るのか知っている。                 |         |          | 61        |
| -26                | 発明者と出願人との間に交わされる契約は何か知っている。            |         |          | 61        |
| -27                | 共同出願人の間における権利関係がどのようなものか知っている。         |         |          | 71        |
| -28                | 大学が企業と共同出願した場合、大学が権利活用で制約を受けることを知っている。 |         |          | 71        |
| -29                | 共同出願契約という言葉を知っている。                     |         |          | 73        |
| -30                | 共同出願契約では、どのようなことを取り決めるのか知っている。         |         |          | 73        |
| -31                | 共同出願契約では、どのような点に留意したらよいか知っている。         |         |          | 73        |

## 1. 企業等との連携の形態

### 〔企業等との連携には、どのような形態があるのでしょうか？〕

大学における研究成果が「知的創造サイクル」に乗って社会や産業界で「活用」されるためには、研究段階から社会や産業界の具体的なニーズを把握しておくことがたいへん重要です。そのために企業等と連携する必要も生じてくるのですが、どのような連携の形態があるのでしょうか？

#### 解 説

大学が企業等と連携する場合の形態は、(1) 共同研究、(2) 受託研究、(3) 奨学寄附金の受け入れ、(4) その他（受託研究員の受け入れ、寄附講座）の4つに大別されます。

#### (1) 共同研究

一般的には大学と企業等が研究目標を共有し、それぞれが研究課題をもって対等の立場で共同して研究することです。研究成果を実施する企業にとって共同研究は、既存の製造・販売ルートを生かせる上に、大学が実施しないので新たな競合者を防止できるメリットがあります。

#### (2) 受託研究

一般的には大学が企業等から研究課題（課題）の提示を受け、研究費用の拠出を受けて研究や調査をし、その成果を企業等に報告する方式で行う研究や調査のことです。

#### (3) 奨学寄附金の受け入れ

研究や奨学の奨励を目的として、大学が企業等から寄附金を受け入れることです。上記の「共同研究」や「受託研究」との基本的な違いは、研究成果の報告、具体的な研究の遂行等々に関して、大学側は義務を負わない点です。

#### (4) その他、受託研究員の受け入れ等

企業等から能力向上を目的として研究者や技術者を受け入れることです。また、「寄附講座」という形態もありますが、これは企業等からの寄附を用いて奨学の目的で講座を設けることです。

## 2. 産学官連携に関する最近の動向

### 〔産学官連携に関する最近の動向はどうなっているのでしょうか？〕

企業等との連携の形態には種々の形態があることを先に述べましたが、それでは、産学官連携に関する最近の動向はどうなっているのでしょうか？

#### 解 説

#### (1) 「共同研究」と「受託研究」が増加

本書の冒頭にも述べられている「知的創造サイクル」(「創造」⇒「保護」⇒「活用」)のスタートは、「創造」です。この「創造」というのは、新たなものを創造していくための研究活動そのものです。その研究成果が「知的創造サイクル」に乗って社会や産業界で「活用」されるためには、社会や産業界の具体的なニーズを把握しておくことが必要です。しかしながら、大学自体が種々の具体的なニーズを自ら把握することには自ずと限界があります。技術の進歩が激しい現在では、ニーズそのものの変化のスピードも激しく、また、企業間の研究開発競争も激しいため具体的なニーズ自体も機密事項となっていることもよくあることからです。

このように、社会や産業界のニーズを把握しづらい立場にある大学にとって、これらニーズを把握して行うことができる研究の形態は、やはり「共同研究」や「受託研究」です。1994年度から1999年度の国立大学の共同研究と受託研究は共に件数で2倍以上に増加しています(産学連携Now.2001 文部科学省)。産学官の連携の下で「知的創造サイクル」を機能させ、既存産業の活性化、新産業の創出を目指すべき大学においては、今後「共同研究」や「受託研究」が増加していくものと思われます。

またこのような産学官連携を推進することにより、研究職員はもとより大学院生や学生等も社会や産業界のより具体的なニーズに接することができ、結果として教育面での副次的な効果も期待されます。

そして、この「共同研究」や「受託研究」は、通常研究者の個人的なチャンネルを通じて大学にもたらされますが、所謂TLOがある場合にはこれを通じてもたらされる場合もあり、今後はこのTLOが積極的に企業等に“売り込み”をかけて、「共同研究」や「受託研究」の推進を図るケースが増えていくものと思われます。

#### (2) 産学官連携のあり方に変化の兆し

上述のとおり、今後ますます産学官連携のニーズは高まってきますが、産学官それ

それは次に示す様な動向にありますので、今後産学官連携のあり方も徐々に変化していくものと思われます。

### ①「産」の動向

産業界にあっては、今までの産学連携のあり方を見直し、「より成果を追求」していこうとする動きが出てきています。このことは、産業界が大学に強い期待を寄せ始めた証と見ることもできます。

従来の産学連携の方式としては、企業からの「奨学寄附金」が多かったと思います。しかしながら、この「奨学寄附金」制度は、大学側に研究成果の報告等に関し何らの義務が生じないこともあり、企業と大学の先生との個人的なお付き合いという性格が強く、具体的な研究成果の追求にはなじみ難い面もありました。一部企業の中には、この「奨学寄附金」を減額ないし原則ゼロにして、その分を大学への具体的成果を追求する研究テーマすなわち「共同研究」や「委託研究」に再配分しようとの動きも出始めてきています。ちなみに、この「奨学寄附金」は、2000年度実績では1研究室あたり平均89万円（文部科学省の調べ）と比較的小規模であり、大きな展開を図りにくい水準ともなっています。

### ②「官」の動向

国にあっては、2002年7月に決定された「知的財産戦略大綱」等に見られるように、日本経済の活性化のためには知識をベースにしたハイテク型ベンチャーの創出が不可欠であり、その観点からも産学連携の強化が重要な鍵であり、大学を「知」の創造の拠点、産業界を「知」の活用の拠点、と位置付け今後の経済活性化を図るべきである、としています。このように、国家レベルで大学への期待が日増しに大きくなってきていることに対し、一部大学関係者の中には戸惑いもあるようですが、その背景には戦後の日本の繁栄を担ってきた旧来型の「加工組立型・大量生産型の物作り」をベースとした経済・産業システムが、いよいよ行き詰まりを見せてきたとの強い危機感があることを再確認しておく必要があります。

### ③「学」の動向

既に独立法人化された産業技術総合研究所や物質材料機構、既定の路線となった2004年4月に独立法人化された国立大学に見られるとおり、今後私立大学も含め各大学、研究機関等は、ますます厳しい競争下におかれ、経営の自立化が求められてきています。特に大学においては、少子化による学生数の減少もあいまって、「経営の自立化」も大きな課題となりつつあります。

この大学の「経営の自立化」のための一つの方策として産学官連携を強化し、その結果として、共同研究や受託研究を推進し適正な研究資金を確保したり、大学における研究成果を産業界あるいは自らのベンチャー企業に技術移転し、その対価を得て大学経営に活かしていくとの考え方も提起されています。

## 大学がなすべき事項

---

### (1) 現状の把握

共同研究、受託研究、奨学寄附金の受け入れ等の現状（実態）を次のとおり把握し、確認すべきです。

- a) 受け入れ件数、受け入れ資金等の全体的動向、連携の形態毎の傾向はどうなっているか？
- b) 研究分野毎、研究者毎の傾向はどうなっているか？
- c) 「産学官連携」活動と「教育・研究」活動がうまく両立しているか？
- d) 「共同研究や受託研究」を大学（機関）が推進しているのか、研究者個人が推進しているのか？
- e) 「共同研究や受託研究」の受け入れルールはあるか？

### (2) 現状の分析、対策の検討

現状を把握した後、これを分析し必要な対策を検討すべきです。

特に、産業界から大学を見た場合、産学連携センター、TLO、事務窓口、加えて個々の教授等研究職員のいずれに接触したらいいのか、窓口が一元化されていないことから、連携を推進し難いとの指摘もされています。さらには、研究の内容、成果の実施に関係するような事項については、契約実態・内容について、教授等研究者個人が主体の対応となり、大学（機関）としての組織的対応がほとんど見られず、安心して連携を推進できないとの指摘もされています。

対策の検討に際しては、以上の点も踏まえ、あなたの大学として、いかに組織的に「産学官連携」について取り組むか、「あるべき姿」を検討し、この「あるべき姿」と「現状」とを対比し、必要な対策を検討する必要もあります。

### 3. 共同研究契約と受託研究契約の進め方

〔共同研究契約、受託研究契約に際し、まず何をどうすればよいのでしょうか？〕

今後の傾向として、共同研究や受託研究が増加していくことを先に述べました。これに伴い、これら研究に関する契約も当然のことながら増加していくものと思われます。それでは、これらの共同研究契約や受託研究契約に際し、まず何をどうすればよいのでしょうか？

#### 解説

##### (1) 基本的事項についての確認、承認を

従来、共同研究や受託研究は、ともすれば担当の教授等研究職員レベルでその受け入れ内容を決定してきている大学が多いものと思われます。

しかしながら、「共同研究」や「受託研究」の場合は、「奨学寄附金」の場合と異なり、一般的には大学（機関）として相手先である企業等に「契約」という形で相応の責務を負うこととなります。従って、研究職員という個人レベルではなく大学（機関）として、その共同研究や受託研究を受け入れるか否か等をきちんと確認することが不可欠となります。

具体的には、以下に示すような基本的な事項について確認をし、これを大学（機関）として確認し承認する必要があります。

##### ① パートナーとなる企業等の妥当性

- ・ パートナーとしてなぜその企業を選定したのか？
- ・ ほかに、よりの確なパートナーがないのか？

##### ② 研究テーマ（課題）の妥当性

- ・ 大学の知的財産方針等に合致するか？
- ・ 知的創造サイクル（「創造」⇒「保護」⇒「活用」⇒「創造」・・・）を回すことが期待できるか？

##### ③ 研究内容の妥当性

- ・ 研究分担、研究費用分担、研究スケジュール等研究の内容は妥当か？
- ・ 大学としてその遂行に責任を持って対応することが可能か？

##### ④ 研究成果の帰属

- ・ 研究成果を大学側にも公平に帰属させ得るのか？

## ⑤研究成果の実施

- ・大学側も公平に利益を享受できるのか？

以上が、大学が共同研究や受託研究を受け入れる際にまず確認、承認すべき基本的な事項ですが、この種の産学官連携の推進に際しては、いわゆる「利益相反」\*5の問題もあり、この点についても適切な確認、承認が必要です。

\*5：「利益相反」とは、狭義には「教職員または大学が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料、兼業報酬、未公開株等）と、教育・研究における責任とが衝突・相反している状況」であり、広義には「教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態」、「教職員個人が得る利益と教職員個人の大学における責任との相反」、「大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反」等々も含むもの。（科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会 産学官連携推進委員会 利益相反グループ 利益相反ワーキング・グループ報告書）参照

## （2）基本的事項の確認、承認はTLOや知的財産担当者で

共同研究・受託研究の基本的事項の内容は、その研究を実施する研究者ではなく、一步距離を置いたTLOや大学の知的財産部門の職員等が、学内の研究職員及びパートナーである企業等に確認するのが望ましいと思われます。なぜなら、先にも述べましたが、共同研究や受託研究に大学が応ずるということは、研究者が負うべき研究についての責務のみならず、研究成果の取り扱いや実施、秘密保持等、あらゆる事項に関し大学（機関）が、大学（機関）として企業等に対し相応の責務を契約に基づき負うことになるからです。これに違反した場合には、大学（機関）が責任を負うことにもなります。

## 大学がなすべき事項

---

### （1）現状の把握

過去に推進済の共同研究や受託研究事案に関し、契約の有無、その内容を把握し、まずは以下を確認すべきです。

- a) 共同研究や受託研究を始める前に、誰が、いつ、どのような立場で、どのような観点からその研究を推進することを決定したか？（研究者個人か？ 大学機関か？）
- b) 共同研究契約、受託研究契約等、いわゆる契約書の締結がなされているのか？

c) 「利益相反」等の問題が生じたことはないか？

d) その他、上記の基本的事項に関連して相手方の企業等との間でトラブルが発生したことはないか？

## (2) 現状の解析、対策の検討

上記に従い現状を把握した上で、必要な対策を検討すべきです。

特に、大学が共同研究や受託研究を受け入れるということは、研究の遂行自体については教授等の研究者がその責任を負うべきものの、契約内容全体としては、大学（機関）が大学（機関）として、その実態責任を負う状態にならないと、緊密な連携は図り難いとの指摘も産業界からあります。

具体的には、このような点も踏まえて、共同研究や受託研究の受け入れについての「基本方針」や「基本ルール」の策定を検討することが必要になります。また、「受け入れ」可否、契約内容の審議・検討・交渉、承認に到るまでの業務の流れを整理し、いわゆる「研究契約業務フロー」を確立し、大学（機関）全体として、きちんと受け入れていく体制をめざすべきと思われます。

この業務フローでは、誰が、いつ、何を、どのような権限で、意思決定し、業務処理するか等々を、明確にすることが望まれます。

## 【共同研究や受託研究の契約書の形式はどのようにすればよいのでしょうか？ どのような事項に留意したらよいのでしょうか？】

---

共同研究契約や受託研究契約に際しては、まずは基本的事項についての確認、承認をすべきことを先に述べましたが、それでは契約書の形式や内容等はどのようにすればよいのでしょうか？ また、どのような事項に留意したらよいのでしょうか？

### 解 説

#### (1) 「形式」よりも「実質的な内容」を検討

共同研究や受託研究を行う場合には通常、契約を締結します。これら契約書には、種々の雛型もありますが、形式にこだわる必要はありません。雛型通りの契約書や相手方から求められる所定の契約書どおりに契約を締結してきている大学が多いものと思われませんが、留意すべきは、形式ではなくその内容です。

#### (2) 「研究の内容」、「研究成果の帰属」、「研究成果の実施」について内容を検討

##### ① 「研究の内容」

共同研究契約であれ受託研究契約であれ、いわゆる「研究」に関する契約ですので、研究の目標、研究分担、研究スケジュール等については、その内容をよく検討すべきです。

##### ② 「研究成果の帰属」

「研究」を行う以上、通常何らかの成果がでてきますので、その成果を大学もしくは相手先のいずれに帰属させるのか等、よく検討すべきです。

(52ページもっと詳しく！【研究成果の帰属に対する教育】参照)

##### ③ 「研究成果の実施」

「研究」を行う以上、通常何らかの成果がでてきますので、その成果を大学もしくは相手先がどのように実施（活用）するのか等についてもよく検討する必要があります。

### 大学がなすべき事項

---

#### (1) 現状の把握

過去に締結した契約書の形式や内容及び締結時の検討状況等を把握し、誰が、いつ、どのように「研究の内容」、「研究成果の帰属」、「研究成果の実施」等にかかわる事項を検討・審議・承認したか確認すべきです。

## (2) 現状の解析、対策の検討

上記に従い現状を把握した上で、必要な対策を検討すべきです。

特に、本項で取り上げている「研究の内容」、「研究成果の帰属」、「研究成果の実施」等にかかわる事項については、研究自体にかかわる事項であることもあり、大学としての契約窓口となる研究協力部門が、その検討を教授等の研究職員に丸投げし、実質的な学内調整をしていない、との指摘も産業界からあります。

このような状態になっている原因の一つとして、研究協力部門には、理工系人材や企業経験者がほとんど配置されていないこと等があげられます。

いずれにしろ、上述の点等も踏まえて、把握した現状を解析し、必要な人材の検討も含めて、前項でも記したいわゆる「研究契約業務フロー」を確立してゆくことが必要です。

## 〔共同研究契約、受託研究契約において、「研究の内容」にかかわる条項については、どのような点に注意したらよいのでしょうか？〕

「研究の内容」については、その内容をよく吟味すべきことを先に述べましたが、それでは具体的にはどのような点に注意したらよいのでしょうか？

### 解説

#### 「研究の内容」にかかわる条項は定量的・具体的に

「研究の内容」にかかわる条項のうち、特に留意が必要なものは、研究の目標、研究の分担、費用負担、研究のスケジュール、研究成果の発表等にかかわる条項です。これら条項については、できるだけ定量的に具体的に決めておく必要があります。つまり「奨学寄附金」の場合には、大学側に何らの義務も生じないわけですが、共同研究や受託研究の場合には契約書で取り決めた事項について、これらを遵守、達成する義務が大学側に生じるからです。そのため、無用な論争や疑義が生じないように、できるだけ定量的、具体的に決めておくことが望ましいのです。

#### 大学がなすべき事項

##### (1) 現状の把握

過去に締結した契約書において、「研究の内容」がどのように決められているのかを把握すべきです。

具体的には、研究の目標、研究の分担、費用負担、研究のスケジュール、研究成果の発表、秘密保持等に関する事項が、定量的・具体的に決められているか、確認しましょう。

##### (2) 現状の解析、対策の検討

上記に従い現状を把握した上で、必要な対策を検討すべきです。

具体的には、「研究の内容」にかかわる条項についてのいくつかの典型例や注意事項を取りまとめた「研究契約マニュアル」等を整備していく必要があります。

## 〔共同研究契約、受託研究契約において、「研究成果の帰属」にかかわる条項については、どのような点に注意したらよいのでしょうか？〕

「研究成果の帰属」については、その内容をよく吟味すべきことを先に述べましたが、それでは、具体的にはどのような点に注意したらよいのでしょうか？

### 解 説

#### (1) 契約締結後の成果も適正に判断を

この条項では、研究の成果すなわち研究の結果生じた研究成果を、大学側と企業側のいずれに帰属させるのか等を取り決めます。

以下に、共同研究の場合と受託研究の場合に分けて説明しますが、種々の取り決め方が考えられ、いずれの場合にも契約締結後に具体的な発明が生じた際に、「誰が成果をなしたのか?」、「誰が発明者なのか?」\*6という点が問題となります。従って、いかなる取り決め内容にするかということに加えて、契約締結後に、具体的な成果が生じた際、発明者の認定すなわち「誰が発明をなしたのか?」を適正に判断していくことも大変重要なポイントとなります。

\*6：発明者の認定については、本章の63ページもっと詳しく!「共同発明者か否かの判断の例」に説明してあります。

#### (2) 「研究成果の帰属」にかかわる条項についての検討は大学（機関）側で

この条項では、上述のとおり研究の成果を大学側と企業側のどちらに帰属させるのか等、つまりは大学（機関）としての権益の確保にかかわる条項です。

従って、この条項の検討は、本来大学（機関）として行うべきであり、研究者であり個人の立場である教授等の研究者にその検討を任せるべきではありません。

### 大学がなすべき事項

#### (1) 現状の把握

過去に締結した契約書において、以下の事項等を把握すべきです。

- ・ 「研究成果の帰属」がどのように決められているのか?  
(公平性が保たれているか?)
- ・ 研究の結果生じた発明等が、現実にはどのような帰属になったのか?

## (2) 現状の解析、対策の検討

上記に従い現状を把握した上で、必要な対策を検討すべきです。

具体的には、「研究の帰属にかかわる条項」についてのいくつかの典型例や注意事項を取りまとめた「研究契約マニュアル」等を整備していく必要があります。

また、共同研究や受託研究の中で生じた発明等の帰属を大学（機関）として、いつ、誰が、どのように、確認するのか等を、先にも述べた「研究契約業務フロー」の中に確立していくことが必要です。

## (1) 共同研究の場合

- ア) 「成果は原則として共有とし、明らかに相手方の協力を得ずになした成果は、成果をなした側に帰属する」と、取り決める場合

通常共同研究の場合には、このような取り決め方をし、実際の運用上はほとんどの成果を共有するケースが多いようです。

つまり、共同研究は双方対等な立場で対等に費用や危険負担をして取り組む以上、原則的には成果も均等（すなわち共有）とする、という考え方です。

- イ) 「成果は原則として成果（発明等）をなした側に帰属し、共同でなした成果（発明等）は共有に帰属する」と、取り決める場合

共同研究といっても、研究の分担が技術上も明瞭に区分けができるケース、例えば一方が材料の研究を他方がそれを使用する機器を研究するとか、あるいは一方がソフトウェアを他方がハードウェアを研究するとか、要するに、分担する技術分野が明瞭に区分けできるようなケースでは、このような取り決めをする場合もあります。

## (2) 受託研究の場合

- ア) 「研究成果はすべて受託者（大学等）に帰属する」と、取り決める場合

受託研究の場合には、委託者（企業等）は単なる委託者であり、研究するのはあくまで受託（大学側）であり、従い成果は受託者側（大学側）からのみ生じてくる、との考え方から、このように決めるケースもあります。

- イ) 「研究成果はすべて委託者（企業等）に帰属する」と、取り決める場合

研究、発明するのは受託者（大学等）であるものの、研究資金等が委託者（企業等）から拠出されているのだから生じた成果もすべて委託者（企業等）のものとするべき、との考え方から、このように取り決める場合もあります。

この場合特許を受ける権利は、大学側発明者から大学に譲渡され、さらに大学から企業等に譲渡され、あるいは発明者から企業等に直接譲渡されて、出願は企業等の名義で単独でなされることとなります。

- ウ) 「研究成果は原則として受託者（大学等）に帰属し、委託者（企業等）の協力を得てなした成果は、共有に帰属する」と、取り決める場合

上記のア) の考え方に基づき原則は受託者（大学等）帰属とした上で、委託者（企業等）も研究自体には参画しないものの、適宜アイデアを出す可能性もある。との考え方からこのように取り決める場合もあります。

## 〔共同研究契約、受託研究契約において、「研究成果の実施」にかかわる条項については、どのような点に注意したらよいのでしょうか？〕

「研究成果の実施」については、その内容をよく吟味すべきことを先に述べましたが、それでは、具体的にはどのような点に注意したらよいのでしょうか？

### 解説

#### 大学と企業、それぞれが対等となるよう留意

「研究成果の実施」にかかわる条項では、研究成果を誰が、どのように「実施」するかを取り決めますが、「知的創造サイクル」の「活用」にかかわる大変重要な条項です。

共同研究や受託研究の場合、研究段階ということもあり、一般的には「研究成果の実施については研究終了後に協議して取り決める」とする取り決め方が多いようです。具体的に取り決める場合には「契約相手先である企業が研究成果を実施し、これにより企業が得た利益を適宜大学に配分する」と取り決めることも考えられます。

「研究成果の実施」という概念は、特許法第2条に規定された「実施」という概念に対応しますが、ごく簡単にいえば「研究成果にかかわる物を製造、販売、使用、譲渡、輸入等する行為」です。

従って、大学が自らベンチャー等を起業し製造販売等を行う場合を除き、大学は、基本的にはそれら成果を実施（製造販売等）する立場にはありませんので、この点十分認識しておく必要があります。

具体的には、共同研究や受託研究等の研究契約締結時もしくは研究終了後であっても、この研究成果の実施について企業等と協議する際には、研究成果の実施による利益を企業等だけが得ることのないよう、対応すべきです。

#### 大学がなすべき事項

##### （１）現状の把握

過去に締結した契約書において、以下の事項等を把握する必要があります。

「研究成果の実施」がどのように取り決められているのか？

研究終了後において、研究の成果が現実にはどのように「実施」されているのか？

##### （２）現状の解析、対策の検討

上記に従い現状を把握した上で、必要な対策を検討すべきです。

具体的には、「研究成果の実施」にかかわる条項についてのいくつかの典型例や注意事項を取りまとめた「研究契約マニュアル」等を整備していく必要があります。

また、この「研究成果」が共同研究や受託研究の終了後に、具体的にどのように実施（活用）されているのか等を、大学（機関）として、いつ、誰が、どのように、確認するのか等を先にも述べた「研究契約業務フロー」の中に確立していくことが必要です。

共同研究契約交渉において、企業から、共同研究成果に基づく共有特許の企業の自己実施分に対する実施料（いわゆる不実施補償料）支払い条項の削除や修正を求められることがあります。

大学としては、共同研究成果への大学の貢献度について明確な根拠を示し、企業の得る利益のうちから、大学の貢献度に見合う分の配分を主張すべきです。そして、合理的理由が無い限り、上記のような求めに安易に応じるべきではありません。

研究資金のリターンや発明者への補償金・報奨金支払いのための財源等を確保し、円滑な産学官連携を推進していくという基本的立場を企業に理解してもらうべく努力する必要があります。

## 1. 契約交渉に当たっての留意点

〔「学内研究者対企業」から「大学対企業」へ〕

- ・国立大学等においては、学内研究者は、企業と密接にコンタクトする場面が多く、個人レベルで企業へ対応する範囲も広く大きいものであったと思われます。このため企業の意向に添うケースも多かったものと推察されます。法人化後は、大学と企業とのレベルで契約内容を詰める必要が出てきています。このことを、研究者はもとより、研究協力課、財務課、部局の事務部門等学内の共同研究に関与する関係者は認識し、必要に応じて知的財産管理部門と連携する必要があります。

〔関係者による共同研究内容の理解〕

- ・企業と共同研究を行う場合、上記学内関係者は、対象の共同研究契約の内容をよく理解し、合理的な条件で合意されようとしているかどうか確認する必要があります。研究のチャンス・研究資金の導入の目的のみで企業の言い分を鵜呑みにすべきではありません。
- ・従来は、学内研究者の人的費用を研究費用として積算していないケースが多いと思われませんが、今後はそれらの点も考慮していくべきです。共同研究契約等の知財関連契約の管理に熟知したスタッフがいない場合、必要に応じこれらに詳しい弁護士と相談できる体制をとっておくことも重要です。

〔公平な利益配分スキームの主張〕

- ・研究者は、企業の研究部門と直接接し、研究環境等において良好な関係を維持している等の事情から、企業の利益に反する主張をしにくい立場にあることは理解できない訳ではありません。しかし、常に法人たる大学の構成員の一員であることを認識し、大学の立場で対応する必要があります。
- ・知的財産に関し、相手方に直接主張しにくい事項に関しては、知的財産本部に交渉を委ね、あくまでも発明に対する正しい寄与割合及び客観性のある貢献度に基づく持分割合が確認されることを前提にして、共同研究成果によって得られた利益の公平な配分（自

己実施及び第三者への実施許諾いずれの場合でも) がなされるスキームを主張をすべきです。

#### [魅力的パートナーとしてのポジションの確保]

- ・大学の研究開発能力が高く、共同研究成果が企業にとって魅力的なものと想定される場合、企業から特別な条件を出されることはないと思われます。その意味では、共同研究契約交渉には、大学と企業との力関係が反映されます。大学としては、共同研究契約の対象となるような企業の関心の高いテーマに関し、常に研究レベルを高く維持し、企業にとって魅力的パートナーとしてのポジションを確保しておき、少なくとも対等な立場で交渉できるようにする必要があります。

## 2. 共同研究に関する大学の基本姿勢

#### [パートナーシップ関係による相互補完]

- ・大学は、基礎的研究開発に力点を置いており、企業は、応用技術の開発・製品化を得意とします。両者のパートナーシップ関係により、お互いの不足を補い、より効果的な産学連携の成果を生み出します。

#### [役割分担の明確化による共同研究の円滑な推進]

- ・大学と企業は、お互いの役割分担を明確にすることにより、共同研究を円滑に推進します。(目的、研究計画、研究分担、研究方法、研究成果確認、成果に対する持分、特許出願、特許維持手続、特許の優先的実施、特許の自己実施、特許の第三者への許諾、実施料の配分等)

#### [研究資金等の確保と発明者に対する適法な対応]

- ・大学は、法人化を契機に自立的運営が期待されており、常に産学連携による社会貢献とともに、研究資金のリターンを念頭に置く必要があります。また、発明者への補償・報奨等に関しても、法律上適法になるような運営をしていかなければなりません(特許法第35条に基づく職務発明に対する相当の対価等)。

## 3. 実施料(ロイヤルティ)に関する大学の考え方

#### [公平の原則]

- ・大学及び企業は、自己実施及び第三者への実施許諾いずれの場合でも、共同研究成果に基づく利益に関し、お互いが共同研究のパートナーとして、発明に対する寄与割合、それに基づく貢献度を踏まえた権利持分に応じ、その配分を求めることは公平の原則上当然です。

#### [大学は研究成果を自ら事業化せず]

- ・企業は、自己実施により、物の製造販売・コストダウン・合理化効果・品質向上等により利益を得ることができます。他方、大学は自ら事業化する立場にはありません。大学と企業とでは、このように共同研究成果の実施の態様に機能的な違いがあります。企業の自己実施の場合、利益の源泉は企業にのみに帰属することになれば、パートナーが共同で得た成果に基づく利益を、その一方のみが享受することになり合理的ではありません。

#### 〔大学の持分使用に対する対価〕

- ・企業の共同研究成果の自己実施に伴う大学への実施料は、企業が自ら実施しない大学に代わり、共同研究成果のメリットを自己実施というかたちで得ることに対して、そのために企業が大学の持分を使用することの対価と理解することもできます。

#### 〔職務発明規程の適正な運用〕

- ・大学は、大学の職務発明規程により、発明者に特許法35条に定める相当の対価を支払うこととなります。その意味で、法律上の要件を満たすためにも企業から自己実施に係る実施料を請求しておかなければ、発明者との関係で問題を残すことになります。

### 4. 企業主張の根拠に対する反論

#### 〔競争力強化の企業努力〕

- ・企業は、「不実施補償料の支払いは、製品コストに反映されコスト増を招き、市場における競争力を確保する上での制約になりかねない。」と主張する場合があります。このように、一方のパートナーである大学にのみ、競争力上の負担を負わせようとすることは不公平であると思われれます。

#### 〔リスクの分担〕

- ・企業は、「経営上のリスクを一方的に負っているが、大学はそれが無い。独占的实施権を得たような場合しか、見返りを支払う義務はない。」と主張する場合があります。これは、いかにも大学においてはリスクがないような立論ですが、大学においても発明が完成するまでの各ステージ（アイデアの創出→技術思想の明確化→実験・試験→発明の完成・特許出願）において多額のコストと予測がつかない研究上のリスク（失敗の危険）が伴います。

#### 〔独占的状态の考慮〕

- ・また、独占的实施権の場合にのみ、大学による共同研究成果への貢献に関し対価関係が成り立つとの主張がなされる場合もありますが、この主張には明確な根拠はあるとはいえないと思われれます。契約上は非独占であるにも関わらず、実質的に独占的状态になっている場合なども考慮する必要があるからです。

#### 〔特許法の柔軟な解釈〕

- ・企業は、「特許法第73条第2項（\*）の原則を尊重すべきである。」と主張する場合があります。この規定の原則は、立法の経緯に照らしても、共同研究成果を相互に同じ態様で実施することが可能な場合を想定しているものです。大学と企業とでは、3.〔大学は研究成果を自ら事業化せず〕で記述の通り、共同研究成果の実施の態様に機能的な違いがあることを忘れてはなりません。従って、この規程の原則は、大学と企業の間には当てはまらないと考えるべきです。むしろ、原則での想定外のことでありますから、例外として容認される「契約で別段の定めをする」場合に該当すると考えるのが妥当です。

#### （\*）特許法第73条第2項

「特許権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその発明の実施をすることができる。」

#### 〔参考文献〕

・日本知的財産協会ライセンス委員会 「企業と大学の共有特許に関する契約条件についての考え方の一例～「不実施補償」から「独占実施補償」へ～」 平成16年6月29日

・主催 有限責任中間法人大学知財管理・技術移転協議会 共催 文部科学省「産学連携に係る契約担当実務者のためのセミナー資料」平成17年1月17日

【金崎雄三郎 (社)発明協会 知的財産管理アドバイザー 鹿児島大学客員教授】

## 〔共同研究契約、受託研究契約の取りまとめ、交渉は教授等の研究者任せでよいのでしょうか？〕

---

契約書の形式や内容についての検討を終え、大学全体としての意向を取りまとめた上で、契約相手先とその内容について交渉する際に、その交渉等はどのように行えばよいのでしょうか？

### 解 説

#### 研究契約の取りまとめや交渉は大学の知的財産部門やTLO等が担当

共同研究契約や受託研究契約の場合、いずれも研究に関する契約であることから、契約内容の取りまとめや交渉を研究者任せにしがちですが、この種の取りまとめや交渉等は、研究から一步はなれた立場にある大学の知的財産部門やTLO等が担当して対応すべきです。

なぜならば、研究者はとかく研究の内容については興味を示すものの、研究成果の帰属や研究成果の実施等の事業にかかわる事項には無頓着になりがちです。また、研究者の本務は研究であり、研究者の立場で大学として主張すべき事項を相手先にきちんと伝え交渉するには自ずと限界もあるからです。

そして、TLOや大学の知的財産部門等にあっては、ともすれば形式的かつ無難に契約をとりまとめることに主眼を置きがちですが、今後は、実質（すなわち大学側の権益や大学自体の方針）を確保する等、内容に立ち入った交渉を企業等と行う必要もあります。

#### 大学がなすべき事項

---

##### (1) 現状の把握

過去に締結済の契約書において、契約の取りまとめ、交渉は誰が担当したのか、大学の権益や方針を確保するための主張をしてきているのか等を把握すべきです。

##### (2) 現状の解析、対策の検討

具体的には、大学としての権益等を確保するための主張はほとんどしていないとか、交渉は研究者自身が行っている、というような状況であるならば、きちんとした研究契約取りまとめ部門、また、これに対応する要員、さらに先にも述べた「研究契約マニュアル」や「研究契約業務フロー」等を整備する必要があります。

## 【共同研究契約、受託研究契約を締結した後は、何もしなくてよいのでしょうか？】

共同研究契約や受託研究契約がまとまり、企業等との契約調印も完了すると、取りまとめを行ったTLOや知的財産管理部門等は、一段落しますが、その後は何もしなくてよいのでしょうか？

### 解説

#### 契約締結後も契約の運用管理の徹底

企業等との契約書の調印も完了すると、確かに取りまとめを行ったTLOや大学の知的財産部門等は、一段落しますが、それで業務が終了したわけではありません。

その後大事なことは、その契約で定められている大学側の「義務と権利」を関係者に知らしめ、契約の履行を学内に徹底する必要があります。

例えば、研究スケジュール、発明届出、秘密保持や学会発表等の義務の履行を徹底し、研究が進捗すれば、研究の進捗や成果（発明）及びその帰属を適宜確認し、秘密保持、学会発表、特許出願等のフォローが必要となり、また研究や契約の終了時には、延長の要否等々も検討・確認する必要があります。その後は、研究成果がどのように「実施」（活用）されているか等の確認も必要です。

#### 大学がなすべき事項

##### （1）現状の把握

過去に締結済の契約において、契約締結後の契約の履行・運用管理を大学（機関）として、誰が、いつ、どのように行っているのか等把握すべきです。

##### （2）現状の解析、対策の検討

産業界からは、大学における秘密保持管理体制が不十分であること、研究成果が大学（機関）として管理されておらず教授等研究者個人の管理となっていること、窓口が一元化されていない等々の指摘もあります。

毎日熾烈な研究開発競争を繰り広げている企業からすれば、将来を制する研究開発が大学（機関）としてきちんと管理されていない現状にたいへん神経を尖らせているのです。

具体的には、大学（機関）としてこれらをきちんと管理し得る様に、前述の「研究契約業務フロー」、「研究契約マニュアル」等を策定、整備していく必要があります。

## 4. 共同発明と共同出願

〔共同発明とはどんな発明でしょうか？ 共同発明者とはどのような人たちでしょうか？〕

今後産学官連携が進みますと、共同研究が増加していくことは、先に述べたとおりですが、共同研究を行った場合、必ずといってよい程、共同発明かどうかという問題が生じます。それでは、共同発明とは、どういう発明のことをいうのでしょうか？ また共同発明者とはどのような人たちのことをいい、発明者にはどのような権利があるのでしょうか？

### 解説

#### (1) 例えば「aさんとbさんが共同でなした発明」

大学においては、a教授とb助手が共同して発明をなすケースや、企業においてはa部長とb研究員が共同して発明をなすケース等がこれにあたります。またA大学とB社が共同研究した場合に、A大学のaさんとB社のbさんが共同して発明をなすケースもあります。

複数の人が単なる協力でなく、実質的に協力して発明を成立させた場合、共同発明といい、上記の場合、a教授とb助手、a部長とb研究員、aさんとbさんは共同発明者ということになります。この共同発明者というのは、例示したように2名の場合もありますが、3名以上の場合もあります。

#### (2) 単なる管理者や補助者は共同発明者ではない

a部長の部下であるb研究員が発明をした場合、a部長は共同発明者といえるのでしょうか？ aさんが発明をする過程でbさんが実験の手伝いをしたような場合bさんは共同発明者といえるのでしょうか？

このような共同発明者であるか否かの判断に関しては、次のような判断の例が『特許法概説』（吉藤幸朔著、熊谷健一補訂）に示されていますので、これを抜粋して紹介しておきます。（63ページもっと詳しく！【共同発明者が否かの判断の例】参照）

なお、後述しますように発明者には特許法に基づく相応の権利がありますので共同発明者の認定には、十分な留意が必要です。

### **(3) 発明者には法律に定められた所定の権利があります！**

通常、大学の研究者等が発明をした場合「職務発明規程」に基づき大学機関（発明委員会等）にこれを届出し、その審議を経て最終的に国公立大学の場合は国都道府県、科学技術振興事業団やTLO等、私立大学の場合には学校法人やTLO等、その他一部に企業等の名義で出願されています。その際発明者は、特許を受ける権利を出願人となる国都道府県、科学技術振興事業団、TLO、学校法人、企業等に承継させる（譲渡する）こととなります。

この特許を受ける権利の承継（譲渡）に関しては、特許法第35条（職務発明）において「発明者は、特許を受ける権利を承継させたときは、相当の対価を受ける権利を有する」（要約）旨定められています。

要するに、発明者は自分がなした発明について特許を受ける権利を出願人となるTLOや法人等々に対し譲渡した場合、相当の対価\*7を得る権利を有することとなります。

従って、発明者であるか否かの認定については、61ページの(2)に示した考え方を参考にして、適正な判断をする必要があります。

\*7：「相当の対価」については、特許法第35条第3項と第4項に規定されていますが、この解釈を巡って現在いくつかの裁判で発明者個人と企業との間で争いも起こっていますが、ここでは省略します。尚、「相当の対価」については特許法35条が改正され、新たに旧第4項が新第4項に改正し、更に第5項が追加されています。（平成17年4月1日施行）

## **大学がなすべき事項**

---

### **(1) 現状の把握**

過去に出願済の特許等に関し、共同発明者の状況、発明者の認定状況、発明者への補償（特許を受ける権利の承継）についての規程やその運用状況等を調査、確認すべきです。

### **(2) 現状の解析、対策の検討**

上記に従い現状を把握した上で、発明者の認定に関する考え方、発明者の権利等を、学内関係者に周知していく必要があります。また、関係規定等が整備されていない場合には、この整備も必要です。

- (1) 次に示す単なる管理者、補助者、または後援者等は共同発明者ではない。
- ① 部下の研究者に対して一般的管理をした者、例えば、具体的着想を示さず単に通常のテーマを与えた者または発明の過程において単に一般的な助言・指導を与えた者（単なる管理者）
  - ② 研究者の指示に従い、単にデータをまとめた者または実験を行った（単なる補助者）
  - ③ 発明者に資金を提供したり、設備利用の便宜を与えることにより、発明の完成を援助した者または委託した者（単なる後援者・委託者）
- (2) 発明の成立過程を着想の提供（課題の提供または課題解決の方向付け）と着想の具体化の2段階に分け各段階についての実質上の協力者の有無を次のように判断する。
- ① 提供した着想が新しい場合は、着想（提供）者は発明者である。ただし、着想者が着想を具体化することなく、そのままこれを公表した場合は、その後、別人がこれを具体化して発明を完成したとしても、着想者は共同発明者になることはできない。両者間には、一体的・連続的な協力関係がないからである。従って、この場合は、公知の着想を具体化して発明を完成した者のみが発明者である。
  - ② 新着想を具体化した者は、その具体化が当業者にとって自明程度のことに属しない限り、共同発明者である。

（吉藤幸朔著、能谷健一補訂、「特許法概説（第12版）」有斐閣、1997）抜粋

大学において特許出願の際、対象となる研究に関し学術論文として発表するメンバー（論文著者・共同執筆者）全員を発明者と記載することが多くあります。また、学術論文として発表しないときでも、研究に何らかの形で参画したメンバーを発明者として扱いがちです。

特許出願に際しては、学術論文の発表や単なる共同研究参画者という観点とは別に、真の発明者を見極めて行う必要があります。

これは、大学における単独出願だけではなく、企業との共同研究の成果に基づいて出願する場合においても、大学と企業のそれぞれの研究者について当てはまることです。

なお、職務発明をなした発明者は、特許法に基づく相当の対価請求権がありますので、その面からも真の発明者を見極める必要があります。

## 1. 真の発明者特定に際しての留意点

### 〔技術のオリジナリティの尊重〕

・大学における発明審査会に提出される職務発明届出書の発明者の欄に、技術的な観点から見て到底発明者と思えない立場の人の記載があることがあります。意図的とは思えない場合もありますが、総じて研究者間においては発明者に関する認識が不足しています。大学は、サイエンスとテクノロジーの場であり、特にテクノロジーの面でオリジナリティを尊重することは当然です。常に、客観的に見て真の発明者は誰か、ということをお願いする必要があります。当該発明に関与していない者が発明者にその名を連ねることは許されません。

### 〔権利に関する紛争の回避〕

・発明が、後に権利化され、ライセンス収入が得られるようになった場合、その配分を巡り内部で取り合いになるなど問題になることが多くあります。それに留まらず、個人の財産という側面から相続という問題が出てきます。この個人の相続の問題に組織体である大学が巻き込まれるのは大変な煩わしさであり、研究者と大学の関係を複雑にします。初期の段階で真の発明者を明確にし、そのような紛争を未然に回避しておく必要があります。

### 〔人的温情・しがらみ等の排除〕

・研究室のメンバーがグループで研究成果を得たような場合、博士論文・修士論文・学士論文等の指導や協力の経緯から、特許出願に際して発明者としても明示し、学術的貢献度をアピールさせたいとの思いがつのり、発明者の特定や関与の割合について少し心が動くということが見受けられます。また、大学で上官とその部下であったという関係から少し配慮したい…、地元の研究機関の意向を汲みたい…というような人的温情・しがらみ等が散見されます。しかし、いかなる場合でも、研究過程、発明が完成するまでの各ステージ等で人的温情（学位取得に有利なようになど）やしがらみ（上官的立場に

配慮など)等の諸事情が反映されるべきではありません。

#### 〔運用上の工夫〕

- ・大学においては、真の発明者を特定すべきことに関し、企業における程考え方が定着している状況にありません。今後啓発していくための一つの方法として、職務発明届出書に次のようなフレーズを記載して、注意喚起することも考えられます。

#### ＜共同発明者の発明への貢献度の根拠＞

- \*共同発明者がいる場合に記入ください。
- \*実際にアイデア(着想)を創出したかどうかを確認願います。なお、単なる管理者、補助者は、共同発明者にはなれません。

## 2. 特許法上の関連規定

### 〔発明者の定義〕

- ・特許法では、発明者は特許を受ける権利を有することが規定されていますが(第29条1項柱書)、「発明者」とはどのようなものであるかについての明文規定はありません。

### 〔いわゆる冒認出願不許可〕

- ・発明者でない者で、その発明について特許を受ける権利を承継していない者が出願し、特許を受けること(いわゆる冒認出願)は許されません(第49条7号)。

### 〔誤った特許付与の無効〕

- ・そのような者に誤って特許が付与された場合は、その特許は無効とされます(第123条1項6号)。

### 〔共同発明者のうちの一部の者のみの出願不許可〕

- ・発明が共同でなされたとき、特許を受ける権利は、共同発明者の共有になりますので、そのうちの一部の者のみが出願して特許を受けることはできません(第38条、第49条2号、第123条1項2号)

### 〔職務発明に基づく相当の対価〕

- ・特許を受ける権利は元来発明者にあり、職務発明として大学や企業に機関帰属となった発明をなした発明者は、相当の対価を受ける権利があります(特許法第35条第3項)。

## 3. 発明者の判断基準の例

### 〔発明者の決め手〕

- ・「発明の特徴的部分について具体的に着想した者は誰か?」が決め手になります。  
(学説・判例・実務例等に照らして)
- ・次の者は発明者とは認められません。
  - 「単なる管理者」—部下の研究者に対してテーマだけを提示した者
  - 「単なる補助者」—研究者の指示に従い、単にデータをまとめた者
  - 「単なる後援者・委託者」—設備や資金を提供した者
- ・米国においては、次のようにいわれています。
  - ①着想(conception) ②実施化(reduction to practice)のうち、②実施化は発明者の指示

に従って誰によって行われてもよいが、①着想については、発明者のみがなし得る。発明者であるためには、着想に貢献しなければならない。

〔具体的判断基準の例〕

・研究を指導する立場で発明を完成したケース

|   | 発明者である   | 発明者でない                             |
|---|--|------------------------------------|
| 1 | 指導を受ける者に対して、具体的着想を示し、その発展及び実現を誘導者              | 着想を示さずテーマのみを与え、一般的な助言・指導を行った者      |
| 2 | 指導を受ける者の着想に、新しい着想を付加し、新たな発明の完成に導いた者            | 指導を受ける者の着想に対して、良否の意見を表明した者         |
| 3 | 指導を受ける者が行った実験・試験の中間結果を踏まえ、新しい着想を付加し、発明を完成に導いた者 | 指導を受ける者が行った実験・試験の中間結果をまとめて文書で総括した者 |

・共同で新しい着想をなし発明を完成したケース

|   | 発明者である  | 発明者でない                           |
|---|---|----------------------------------|
| 1 | 新しい着想ではあるが完全ではないものについてディスカッションの結果これを完全にし、発明を完成した二人            | 発明が生まれた研究会の単なるメンバーだった者           |
| 2 | 実験・試験の結果をディスカッションにより評価し、新たな実験・試験を行い新たな着想を得、発明を完成した二人          | 実験・試験の結果及び関連の事項について文書整理等の作業を行った者 |
| 3 | 一方の当事者の発明を元にして、ディスカッションを通じて、その発明の範囲を拡大(改良)する着想をなし、改良発明を完成した二人 | ディスカッションに加わらない場合の元の発明者           |

4. 米国の例

〔米国は厳格な審査〕

・米国出願の場合、先ず発明者が出願人となるので、真の発明者はより厳格に審査されます。詐欺的に米国特許庁を騙したと受けとられると、厳しい制裁がありますので慎重に対処する必要があります。日本出願に合わせ何人かの発明者を明記したところで本当は一人のみの発明者が正しいとの事情が判明しこれを訂正した例でも、宣誓供述書等の書類提出が求められます。先に提出した書類が間違っていたとしても、決して嘘をつくつもりで行った訳ではないと客観的に示さなければなりません。非常に手続きが困難になりますので注意を要します。

〔研究ノートブックの活用〕

・米国においては、発明者確定の目的も含めて、研究ノートブック (laboratory notebook) に研究記録を記載する慣行が確立されているといわれています。しかもこの研究ノートブックは、上司か同僚かが、サインでその都度確認する形になっており、そのことで初めて証拠価値が高まるといわれています。

・日本の場合は、いちいち記録をとることが非常に煩わしいとか、相互チェックの際に自分の研究内容を見られることに非常に抵抗感があるということから一般化していません。

発明者の客観性を担保するという意味において、この方法も検討する必要があります。  
なお、日本においても、既に、先進的企業と大学においてこれを活用しているところもあり、発明者の確定を容易にするとともに、研究成果の蓄積を図っています。

〔参考文献〕

- \* 産業構造審議会知的財産政策部会 第6回特許制度小委員会議事録 資料7-1、7-2  
平成15年2月21日
- \* 竹田和彦 「特許の知識第7版 理論と実際」 ダイヤモンド社
- \* 吉藤幸朔著 熊谷健一補訂 「特許法概説第11版」 有斐閣

【金崎雄三郎 (社) 発明協会 知的財産管理アドバイザー 鹿児島大学客員教授】

## 知的財産管理アドバイザーから一言

### 共同発明に対する寄与割合と共有持分割合の算定に客観性を

大学と企業の共同研究成果に基づく発明は、それぞれの研究者の単独発明と共同発明との形でなされます。その発明が職務発明として大学と企業とに機関帰属されて、改めて大学と企業の共有持分割合が定められることとなります。

この過程で、先ず共同発明に対するそれぞれの研究者の寄与割合が客観的な事実に基づいて裏付けられ、その上で、大学と企業の共有持分割合がそれぞれの貢献度に基づいて特定されなければなりません。この際、共有持分は、発明者の発明に対する寄与割合と同じになるとは限りません。持分割合は、発明に対する寄与以外の要素を含めて大学と企業のそれぞれの貢献度（将来の期待も含めて）を考慮して定められるからです。

このような場合は、機関帰属となった職務発明にもとづく発明者の一次的な権利の価値が大学の立場で変えられることとなりますので、その割合の変更（あるいは想定した割合からの差）に合理的理由がなければなりません。これは、受託研究契約、共同研究契約いずれの場合でも共同発明がなされた場合に該当することです。

共同発明に対する寄与割合と共有持分割合とは、このような関係にありますから、いずれの割合の算定に当たっても客観性が保たれなければなりません。

#### 1. 共有持分割合の算定に際しての留意点

##### 〔共同発明に対する寄与割合の算定〕

- ・一つの発明に対する複数の発明者の寄与割合を定量的に、しかも正確に算定することは、ことの性質上非常に困難です。一例としては、「特許請求の範囲」の各構成要件を個別に見て、どの構成要件の着想へ寄与したかという観点で算定する方法が考えられます。
- ・通常共同発明は、研究者同士による折々のディスカッションの過程で、あるいはその結果の評価で着想に至ると考えられますので、二人の場合は各々二分の一、三人の場合は

各々三分の一の割合がベースと考えてよいと思います。その上で、それぞれが提示した着想の発明に対する貢献度や影響度を考慮し、その顕著性に応じ、例えば研究者が二人であれば70：30、三人であれば50：30：20というように判断することもあり得ます。

- ・ときどき、職務発明届出書に、他の主要な発明者とともに、寄与割合5%で発明者として記載されていることもあります。このような場合、まず、真の発明者かどうか疑ってみる必要があります。全く発明に関与してないのに、何か形式的観点からのみ発明者として記載しているおそれがあるからです。

真の発明者に関しては、64ページ「真の発明者を見極めた出願を」参照ください。

#### 〔適正な共有持分割合の算定〕

- ・共同研究の成果に複数発明者が関与している場合の持分割合について、明らかに大学の研究者の発明に対する寄与割合が90%、企業の研究者のそれが10%以下というような場合であっても10対90のように提案され大学の研究者の立場で了解してしまうことがあります。研究環境、研究資金、あるいは研究者の研究意欲という観点から、研究者を優遇してくれる企業に配慮したい気持ちは理解できるとしても、大学としての立場から、正しい貢献度に基づく持分割合を主張し、適正な共有持分割合を算定する必要があります。

#### 〔共同研究先の恣意的配慮の排除〕

- ・逆に、共同研究先の企業から、大学の研究者に大学の得る実施料収入からのリターンが多くなる形に持分を設定したいという恣意的申し入れの例もあります。その企業として、研究者のご機嫌を損ねたくないという動機と推察されますが、本来大学と企業とは、お互い法人同士として、客観的事実に即して持分割合が決定されなければなりません。また、大学の研究者もそのような動機を企業に生じさせるようなことは慎まなければなりません。このようなことは、大学の研究者の利益相反に伴う問題を生じさせることにもなりかねません。

#### 〔発明者への説明の用意〕

- ・職務発明として、大学に機関帰属となった発明の発明者に対しては、法律上（特許法第35条）及び各大学の職務発明規程に基づいて相当の対価が支払われることとなります。この相当の対価は、大学が得た実施料から配分されることとなりますが、発明者としては、一次的には自分の発明に対する寄与割合でその対価が配分（大学内に複数の発明者がいる場合は更にその中での寄与割合に応じて按分されることとなります。）されることを期待していると考えする必要があります。大学が企業との交渉で、権利の持分割合を算定した結果、発明に対する寄与割合と違う状況になった場合、発明者に対して十分説明できる根拠を明確にしておく必要があります。

## 2. 発明の帰属と持分に係る契約条項例

### 〔受託研究契約の特徴〕

- ・大学と企業との受託研究契約においては、研究成果に基づく発明の帰属は、受託者である大学に帰属すると定める例が多いと思われます。中には、原則大学帰属とし、共同でなした発明は大学と企業の共有とするものもあります。

### 〔共同研究契約の特徴〕

- ・大学と企業が共同研究を行う過程で、それぞれ単独でなした発明は、それぞれの単独所有とし、共同でなした発明は、共有とする例が多いと思われます。

〔契約条項例〕

- ・受託研究契約及び共同研究契約において規定されている発明の帰属と権利持分に係る契約条項例（参考文献（1）～（5））以下に記します。

「甲」→ 大学・公的研究所 「乙」→企業

| 大学・研究所 | 受託研究契約  | 共同研究契約  |
|--------|---|---|
| K大学    | 「受託研究の結果生じた産業財産権等は甲又は甲の属する研究担当者に帰属するものとし、…」   | 「甲～独自発明」<br>「乙～独自発明」<br>「共同して発明～甲及び乙の持分等を定めた共同出願契約を締結のうえ、共同して出願を行うものとする。」   |
| T大学    | 「受託研究の結果生じた成果物の所有権及び知的財産権はすべて甲に帰属するものとする。」  | 「甲又は乙それぞれ～単独所有」<br>「共同して発明等～当該知的財産権に係る甲及び乙の持分を協議して定めた上で、別途締結する共同出願等契約にしたがって共同して出願等を行うものとする。」  |
| N大学    | 「本受託研究の実施に伴い生じた発明等に係る知的財産権は、原則として甲の単独所有とする。但し、次の各号に掲げる場合はその限りでない。<br>→共同で行った発明等……共有<br>→持分……甲乙双方の貢献度<br>→貢献度……研究者の貢献割合」 | 「甲又は乙それぞれ～単独帰属」<br>「共同して発明等～当該知的財産権に係る甲及び乙の持分を協議して定めた上で、別途締結する共同出願等契約にしたがって共同して出願等を行うものとする。」  |
| S研究所   | 「本知的財産権を含む本受託研究及びこれ以外の本受託研究の過程において創製された技術情報・資料等は、甲に帰属するものとする。」  | 「甲又は乙単独でした発明等に係る本知的財産権～甲乙それぞれの単独所有とする。」「共有の本知的財産権は、甲乙双方の貢献度を踏まえて甲乙協議のうえ決定された持分において共有するものとする。<br>→貢献度……発明等を創製した研究員の貢献度を指すものとし、金銭的な貢献は含まれない。」 |

3. 割合変更理由例

〔共同出願契約に際しての協議〕

- ・上記の例のように共同研究契約（一部の受託研究契約）締結の段階では、大学と企業の共有発明に係る権利に関して、大学対企業の持分割合をあらかじめ明示（例えば「持分は均等」のように）せず、共同出願契約締結の段階で、それまでの事実関係を見ながら、大学対企業の持分割合を協議する契約例が多いと思われます。

〔実務上の協議結果の例〕

・大学と企業との間で実務上の協議の結果、発明に対する寄与割合とそれぞれの貢献度に基づく持分割合を特定した例を以下に記し、併せて割合の変更に際しての理由を記します。上述のように、この変更理由が合理的であるかどうか吟味する必要があります。合理的理由がない場合、大学の財産（知的財産）を管理する上で、発明者に対しても、資産管理の監査（国立大学等の場合会計検査院対応）の面でも問題を生じる可能性があります。

| ケース       | 発明に対する寄与割合 | 共有持分割合 | 変更理由  |
|-----------|------------|--------|---|
| A<br>共同研究 | 50：50      | 50：50  | ・発明の着想以外の要件が、大学と企業とで同じ割合であることから、同じ割合とした。  |
| B<br>共同研究 | 70：30      | 50：50  | ・企業研究者の発明に対する寄与割合が、大学研究者のそれよりも低かったが、企業から大学の発明者の着想創出のベースとなったデータベースを提供した点から、企業の持分割合を増加した。                     |
| C<br>共同研究 | 90：10      | 30：70  | ・大学研究者の発明に対する寄与割合が圧倒的に多かったが、企業は、①多額の研究資金提供②企業研究者による実験・試験の作業③大学研究者の兼業による優遇④研究成果の将来の活用の約束等の観点から、企業の持分割合を増加した。 |
| D<br>受託研究 | 100：0      | 50：50  | ・受託研究契約において、大学が受け取る研究費の中に、研究成果の一部を委託先企業に移転するいわゆる技術移転対価が含まれている点を考慮し、企業の持分割合を増加した。                            |

（注1）「\_\_：\_\_」の前の部分は大学、後の部分は企業の%を示します。

（注2）上記は大学及び企業とも発明者を一人と想定していますが、それぞれ内部で複数の発明者がいる場合は、それぞれ内部の発明者の発明に対する寄与割合が合計された上で対比されることになります。

〔参考文献〕

- （1）東北大学研究推進・知的財産本部 「知的財産の管理・活用の具体的在り方」 平成16年3月
- （2）国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター 「国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産活動の取り組み」 平成16年5月25日
- （3）独立行政法人産業技術総合研究所「共同研究契約書（雛型）」2003/12/01版
- （4）同 「受託研究契約書（一般雛型）」2003/12/01版
- （5）鹿児島大学 「受託研究契約書」「共同研究契約書」 平成16年4月1日制定

【金崎雄三郎 （社）発明協会 知的財産管理アドバイザー 鹿児島大学客員教授】

## 〔共同出願とはどんな出願でしょうか？ 共同出願において大学の立場はどのようなになるのでしょうか？〕

共同出願とは、例えばA大学とB社が出願人となって、共同名義で出願することですが、それでは、共同出願した場合、A大学とB社との間の権利と義務の関係はどのようになるのでしょうか？特許権は独占権ですから、A大学とB社がどのように独占することになるのでしょうか？

### 解説

#### (1) 大学における共同出願は対企業が多い

例えば、A大学とB社が共同研究をした場合等には、A大学のaさんとB社のbさんとの間で共同発明が生じてくるケースが多くあります。この場合、その発明について特許を受ける権利はaさんとbさんが共有していることとなります。特許法第38条（共同出願）には、「特許を受ける権利が共有にかかわるときは、各共有者は、他の共有者と共同でなければ特許出願することができない」旨規定されていますので、aさんとbさんとが共同発明者となって出願しなければならないこととなります。

このような場合、通常特許を受ける権利は、aさんからA大学に、bさんからB社に承継されますので、その結果として、A大学とB社は共同で特許出願していくことになるわけです。

#### (2) 共同出願の場合は大学は利益を享受し難い

特許権者（出願人）は、業として特許発明の実施をする権利を占有（特許法第68条）できますが、共同出願の場合A大学とB社はどのように「実施する権利を占有」することになるのでしょうか？「実施」とは正確には特許法第2条（定義）第3項に規定されていますが、説明上極めて簡単にいえば「発明にかかわる物の製造・販売」のことです。従って、共同出願人であるA大学とB社は、それぞれ発明にかかわる物を独占的に製造販売できる\*<sup>8</sup>ことになるわけですが、大学はもともと企業とは異なり製造販売等の事業を行うわけではありませんので、結果として、特許権者（出願人）であることの権利（利益）を享受することができません。

そこで大学としては、その発明についての実施権を第三者に実施許諾（ライセンス）することも考えられます。この場合には共同出願相手の同意が必要（特許法第73条第1項）となりますが、その第三者が共同出願人である企業と競合関係にある場合には、なかなか同意を得ることができません。

このようなことから、共同出願の場合、大学としてはその利益を享受しにくい立場にあるといえるのです。

\* 8：この「製造・販売」は、別段の定めをした場合を除き、相手方の同意を得ないで行うことができます。(特許法第73条第2項)

### **(3) 共同出願において大学が利益を確保する一つの方策**

上記(2)にて、共同出願において大学としてはその利益を享受しにくい立場にあることを説明しましたが、次に大学として利益を確保する一つの方策を説明します。

先に説明したように、大学も共同出願相手である企業も、双方共にその発明を実施する権利を有しています。しかしながら、元来大学自体は「実施」する立場にない(製造・販売等の事業者ではない)ことから、大学の「実施する権利」を放棄することが考えられます。

つまり、大学としては、共同出願相手である企業等に対し「実施しない」ことを後述する共同出願契約等にて約束し、その見返りとして共同出願相手から相応の対価(不実施の対価)を得ることが考えられます。

## **大学がなすべき事項**

---

### **(1) 現状の把握**

過去に出願済の特許等に関し、共同出願の状況、共同出願に到った背景、対応する研究契約の有無、共同出願相手先等の状況等を把握すべきです。

### **(2) 現状の解析、対策の検討**

上記に従い現状を把握した上で、共同出願に際しての留意事項等を、学内関係者に周知していく必要があります。

## 〔共同出願契約ではどのような点に留意したらよいのでしょうか？〕

共同出願を行う場合には通常、契約を締結します。これら契約書には、種々の雛型もありますが事案ごとに必要な内容が含まれておればいずれでも良いのですが、それでは共同出願契約ではどのような点に留意したらよいのでしょうか？

### 解 説

#### (1) 「権利の帰属及び持分」、「手続き及び費用」、「発明の実施」等にかかわる条項に留意

##### ①「権利の帰属及び持分」に係る条項

この条項では、特許を受ける権利が共有に帰属すること、その持分比率、たとえば、「A大学が〇%、B社が〇%」等を規定します。本来、この持分比率は、発明の完成に対する種々の貢献度等を勘案し双方協議して決めますが、現実には1/2づつというケースが多いようです。そしてこの持分というのは、その特許から対価が得られたとき等、その持分比率で対価を分ける際等に使われることとなります。

##### ②「手続き及び費用」にかかわる条項

この条項では、共同出願となった出願の出願手続きやその後の権利化手続きの分担、その際に発生する費用の分担等を規定します。

手続きについては、一般的に企業側の方が特許部門等の機能が充実していますので、企業側が担当するケースが多いようです。

手続きの費用については、一般的には持分に応じて大学側と企業側とが負担しています。

##### ③「発明の実施」にかかわる条項

この条項では、「知的創造サイクル」(「創造」⇒「保護」⇒「活用」)の終着点である「活用」に関する事項を規定することとなります。この「発明の実施」は、共同出願人であるA大学とB社が、どのようにこの発明を「実施」するのかについて取り決めるわけです。

たとえば、先に述べたように、大学として共同出願相手である企業等に対しその発明を実施しないことを約束し、その見返りとして相応の対価を得るようなケースでは、この条項にその旨を定めるわけです。

#### (2) 取りまとめや交渉は大学の知的財産部門やTLO等が担当

共同出願契約において一番重要な条項は、先に述べた「発明の実施」にかかわる条

項ですが、この条項は結局のところは「事業」にかかわりますので、その内容の検討、企業等との交渉はとかく研究者任せになりがちですが、この種の事項の取りまとめ、交渉等は、研究から一步はなれた立場にある TLO や大学の知的財産部門等が担当して対応すべきです。なぜなら、研究者はとかく研究の内容については興味を示すものの、事業にかかわる事項等には無頓着になりがちだからです。また、研究者の本務は研究であり、研究者の立場で大学として主張すべき事項を相手先にきちんと伝え交渉するには自ずと限界があります。

TLO や大学の知的財産部門等にあっては、ともすれば形式的かつ無難に契約をとりまとめることに主眼を置きがちですが、今後は、実質すなわち大学側の権益や大学自体の方針を確保する等、内容に立ち入った交渉を企業等と行う必要もあります。

### **(3) 契約の運用管理にも留意**

共同出願契約においても、共同研究契約や受託研究契約と同様、企業等との契約調印が完了すると、取りまとめを行った TLO や大学の知的財産部門等は一段落しますが、それで業務が終了するわけではありません。

その後大事なことは、その契約で定められている大学側の義務と権利を関係者に知らしめ、契約の運用・履行を学内に徹底する必要があります。

## **大学がなすべき事項**

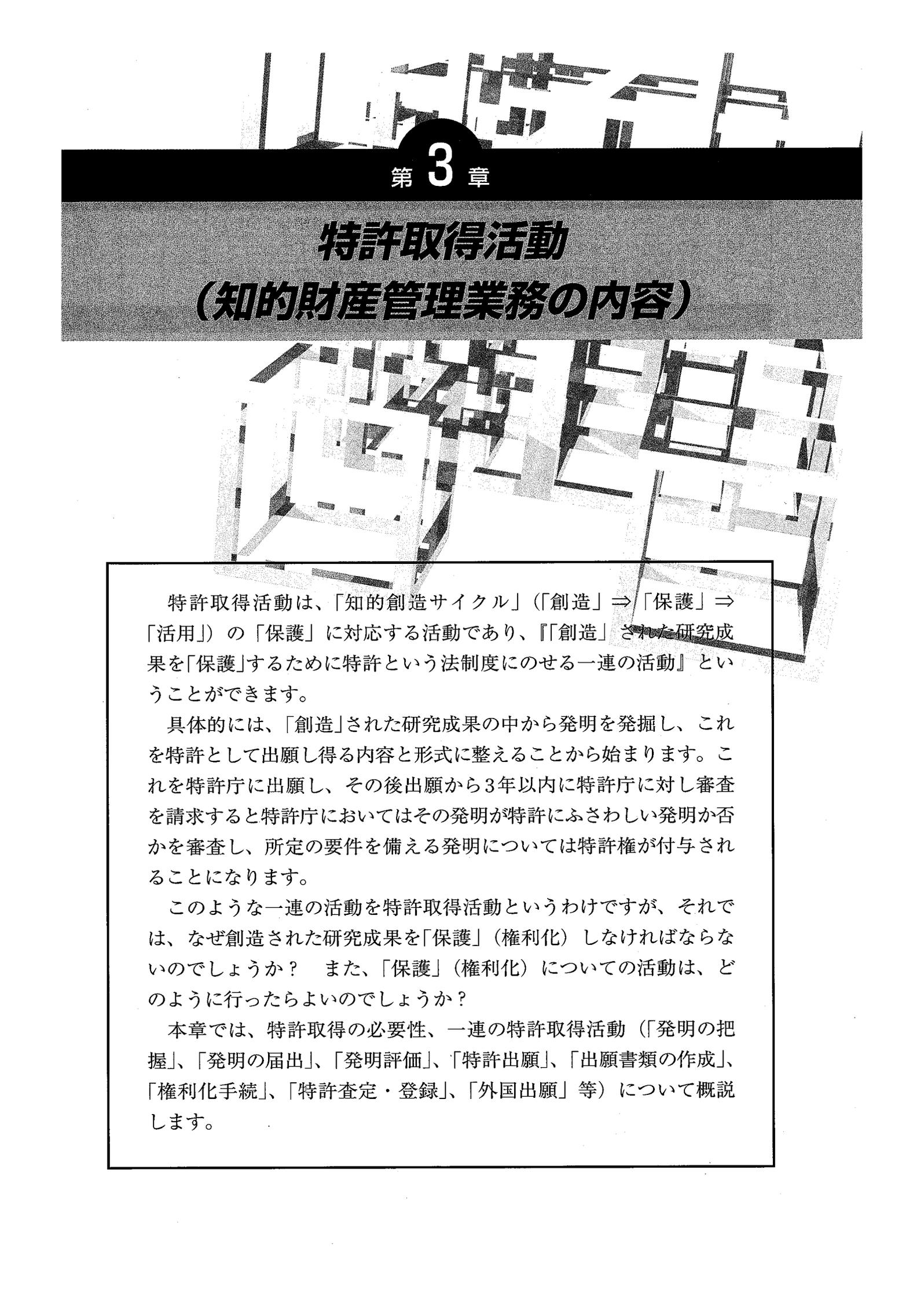
---

### **(1) 現状の把握**

過去に締結済の共同出願契約について、「権利の帰属及び持分」、「手続き及び費用」、「発明の実施」等にかかわる条項がどのように定められているか、契約の取りまとめや交渉は誰が行ったか、契約の運用・履行管理はなされているか等の状況を把握すべきです。

### **(2) 現状の解析、対策の検討**

上記に従い現状を把握した上で、具体的には、共同出願契約に際して確認・検討が必要な事項や考え方等を整理した「共同出願契約業務マニュアル」や、誰が、いつ、どのような立場で、何を、決裁し遂行するのか等整理した「共同出願業務フロー」等を整備し確立していく必要があります。



## 第 3 章

# 特許取得活動 (知的財産管理業務の内容)

特許取得活動は、「知的創造サイクル」(「創造」⇒「保護」⇒「活用」)の「保護」に対応する活動であり、『「創造」された研究成果を「保護」するために特許という法制度にのせる一連の活動』ということができます。

具体的には、「創造」された研究成果の中から発明を発掘し、これを特許として出願し得る内容と形式に整えることから始まります。これを特許庁に出願し、その後出願から3年以内に特許庁に対し審査を請求すると特許庁においてはその発明が特許にふさわしい発明か否かを審査し、所定の要件を備える発明については特許権が付与されることとなります。

このような一連の活動を特許取得活動というわけですが、それでは、なぜ創造された研究成果を「保護」(権利化)しなければならないのでしょうか？ また、「保護」(権利化)についての活動は、どのように行ったらよいのでしょうか？

本章では、特許取得の必要性、一連の特許取得活動(「発明の把握」、「発明の届出」、「発明評価」、「特許出願」、「出願書類の作成」、「権利化手続」、「特許査定・登録」、「外国出願」等)について概説します。

## 大学知的財産部門 自己診断チェックシート

| 第3章 特許取得活動（知的財産管理業務の内容）         |   | はい<br>○ | いいえ<br>× | 該当<br>ページ |
|---------------------------------|---|---------|----------|-----------|
| <b>【特許取得活動の必要性】</b>             |   |         |          |           |
| 3-1                             | 大学において、なぜ研究成果を保護する必要があるか知っている。                          |         |          | 78        |
| -2                              | 大学における研究成果を保護する方策をいくつか知っている。                            |         |          | 78        |
| -3                              | 大学において研究成果を保護する方策として、一般的なものが何であるか、またその理由を知っている。         |         |          | 78        |
| <b>【発明の発掘】</b>                  |   |         |          |           |
| -4                              | 「発明の発掘」という言葉を知っている。                                     |         |          | 80        |
| -5                              | どのような観点から発明を発掘すべきか知っている。                                |         |          | 80        |
| -6                              | 研究成果について学術的評価と特許的評価に違いがあることを知っている。                      |         |          | 80        |
| -7                              | 発明の発掘において、研究成果を見る視点をいくつか挙げることができる。                      |         |          | 81        |
| -8                              | 共同研究や受託研究から生じた研究成果を特許出願する際の留意事項を知っている。                  |         |          | 82        |
| -9                              | 発明の発掘には、研究者（発明者）と「特許専門家」の対話がいへん重要であることを知っている。           |         |          | 81        |
| -10                             | 「リエゾン活動」の意味を知っている。                                      |         |          | 83        |
| -11                             | 本学は、発明の発掘を学内の「特許専門家」が行っている。                             |         |          | 80        |
| -12                             | 本学は、発明の発掘を学外TLOや外部弁理士等の外部人材が行っている。                      |         |          | 80        |
| -13                             | 本学の研究者は、学会発表・論文発表前までに、特許出願すべきことを知っている。                  |         |          | 81        |
| -14                             | 万一、学会発表・論文発表前までの出願が間に合わなかった場合、救済手続があることを知っている。          |         |          | 84        |
| <b>【発明の発掘時における技術動向、先行技術の調査】</b> |   |         |          |           |
| -15                             | 本学は、重点取り組み分野についての技術動向調査を行ったことがある。                       |         |          | 85        |
| -16                             | 発明発掘時点で、先行技術調査を行うべき理由を知っている。                            |         |          | 85        |
| -17                             | 本学は、発明発掘時には、常に先行技術調査を行っている。                             |         |          | 85        |
| <b>【発明の届出】</b>                  |   |         |          |           |
| -18                             | 職務発明とは、どういう発明か知っている。                                    |         |          | 159       |
| -19                             | 本学は、職務発明については、所属機関（大学、TLO等）に届出すべきことがルール化（職務発明規程等）されている。 |         |          | 160       |
| -20                             | 本学は、ルールに従い、全ての職務発明が届出されていることを確認している。                    |         |          | 160       |
| -21                             | 本学は、「発明の届出書」の様式を標準化している。                                |         |          | 89        |
| -22                             | 発明の届出に際し、どのような内容が届出されるべきか具体的な項目を知っている。                  |         |          | 90        |
| -23                             | 届出される「発明の内容」を誰が、取りまとめ・作成しているか、その実態を知っている。               |         |          | 90        |
| -24                             | 届出される「発明の内容」は、本来誰が取りまとめ・作成すべきか知っている。                    |         |          | 91        |

|                           |   | はい<br>○ | いいえ<br>× | 該当<br>ページ |
|---------------------------|---|---------|----------|-----------|
| <b>【届出された発明の受理、管理、評価】</b> |   |         |          |           |
| -25                       | 本学は、届出された発明の受付から出願までの業務の進捗管理を行っている。                     |         |          | 90        |
| -26                       | 届出された発明を、何のために評価すべきか、理由を知っている。                          |         |          | 92        |
| -27                       | 届出された発明について、何を評価すべきか、また、何を確認すべきか、知っている。                 |         |          | 92        |
| -28                       | 本学は、届出された発明についての大学としての評価基準を持っており、これを学内に周知させている。         |         |          | 94        |
| -29                       | 届出された発明についての評価・確認結果を、機関（大学）として審議・承認すべき理由を知っている。         |         |          | 94        |
| -30                       | 発明を審議・承認する手順に、公平性、透明性を持たせる手段をいくつか知っている。                 |         |          | 94        |
| -31                       | 本学は、発明の審議・承認を発明（審査）委員会で行っている。                           |         |          | 94        |
| -32                       | 本学は、審議・承認した結論を、少なくとも届出者（発明者等）に、きちんと連絡している。              |         |          | 95        |
| -33                       | 本学は、出願を取りやめることにした発明について、その後の処置ルールが決められている。              |         |          | 95        |
| -34                       | 「特許性」という言葉の意味を知っている。                                    |         |          | 96        |
| -35                       | 「新規性」という言葉の意味を知っている。                                    |         |          | 96        |
| -36                       | 「進歩性」という言葉の意味を知っている。                                    |         |          | 96        |
| -37                       | 「機関帰属」という言葉の意味を知っている。                                   |         |          | 17        |
| <b>【特許出願】</b>             |   |         |          |           |
| -38                       | 本学は、発明の「出願方針」を策定している。                                   |         |          | 106       |
| -39                       | 「出願方針」を策定しておくべき理由が何か知っている。                              |         |          | 106       |
| -40                       | 1件の特許出願に、概ねいくらの費用がかかるか知っている。                            |         |          | 107       |
| -41                       | 本学は、出願等の知財関連予算を確保している。                                  |         |          | 107       |
| -42                       | 本学は、出願手続きを代行する弁理士を起用している。                               |         |          | 107       |
| -43                       | 本学は、起用する弁理士の選定に際しては、その専門分野（技術面）を考慮している。                 |         |          | 107       |
| -44                       | 本学は、起用している弁理士とは、手続き料金を協定している。                           |         |          | 107       |
| -45                       | 出願に際し、どのような書類が必要か知っている。                                 |         |          | 110       |
| -46                       | 本学は、共同出願の際、出願明細書の作成を相手方に丸投げせず、少なくとも出願明細書のチェック・確認を行っている。 |         |          | 110       |
| -47                       | 本学は、出願関係書類は、きちんとファイリングしている。                             |         |          | 112       |
| -48                       | 本学は、出願後すぐに、「活用」の推進を図っている。                               |         |          | 112       |
| -49                       | 特許出願は、出願から何年後に「公開」されるか知っている。                            |         |          | 112       |
| -50                       | 「審査請求」という言葉の意味・内容を知っている。                                |         |          | 112       |
| -51                       | 本学は、「審査請求」についての、期限管理を行っている。                             |         |          | 112       |
| -52                       | 本学は、「審査請求」の段階で発明を再評価し、結果を機関（大学）として承認している。               |         |          | 113       |
| -53                       | 本学は、機関（大学）として「審査請求」しないと決定した発明についての、その後の取り扱い方が明確となっている。  |         |          | 113       |
| -54                       | 「早期審査制度」という言葉の意味・内容を知っている。                              |         |          | 115       |
| -55                       | 「拒絶理由通知」という言葉の意味・内容を知っている。                              |         |          | 113       |
| -56                       | 「特許査定・登録」という言葉の意味を知っている。                                |         |          | 116       |
| -57                       | 「登録料」という言葉の意味を知っている。                                    |         |          | 116       |
| -58                       | 「外国出願」は、どのように行うか知っている。                                  |         |          | 119       |

## 1. 特許取得活動の必要性

【なぜ研究成果について「特許取得」し「保護」していく必要があるのでしょうか？】

研究成果はいわゆる知的財産であり、「財産」という点からみれば家や土地と同じであり、自分の家や土地と同様に自分の知的財産を「保護」することは当然のことです。しかしながら、研究成果のうちで創作された技術的知見や知識にあたるものは、形のない無体財産であり、また家や土地は物としての有体財産ですので、「保護」の方策は同じではありません。

### 解説

#### (1) 大学における保護方策は特許取得が一般的

技術的な知見や知識が創作されたとき、それを保護するには、一つには特許等を取得して「権利」として保護する方策、二つには徹底して機密管理下において「ノウハウ」として保護する方策とがあります。

これら2つの方策は、それぞれの大学における知的財産管理方針やその研究成果の内容等を踏まえてから、使い分けすればよいのですが、大学にあってはその性格上機密保持が研究の主旨に離反するケースが多いので、特許を取得して「権利」として保護する方策が一般的と思われる。

#### (2) 大学自身の財産は守って当然

先にも述べましたが研究成果は知的財産であり、財産である以上は自分の家や土地と同じように、研究成果を自分の「財産」として「保護」することは至極当然のことです。そして「保護」のために特許権として権利化が必要です。

大学は公的な機関であり、研究成果を自己実施するわけではないから、特許出願して独り占めすべきではないという考え方が、かつてはありました。しかしながら、昨今では「知的財産戦略大綱」等にも示されているように、大学は知的創造サイクルの中で大きな役割と期待がかけられており、大学において「創造」された研究成果を「保護」するために特許出願するのはむしろ大学の義務でもあるという考え方になってきています。

### **(3) 知的創造サイクルを回すためには「保護」(権利化)が不可欠**

「知的創造サイクル」を回していくためには「知的財産」が「保護」され、企業が「活用」していくことが必要になります。

企業としては、創造された知的財産が事業的にも魅力的なものであればあるほど、模倣者等の出現を危惧します。それは、グローバル化した市場が模倣品の攻撃によって価格競争にさらされると、新しい事業開拓をした企業は先行性が生かせず、開発投資が回収できなくなってしまうからです。従って、これを阻止するためにその技術が特許権で保護されているのか(され得るのか)、「活用」する立場にある企業にとっては、極めて重要なことです。目標とする事業の範囲を広く強く保護する特許が大学から出願されていれば、企業は安心して事業化投資を行うことができます。

### **(4) 特許取得の目的は何か再確認して特許出願を**

特許取得活動の目的は、特許の出願件数や取得件数を競うことではありません。その目的は、大学において「創造」された研究成果を特許制度の下で「保護」し、これを社会で「活用」し、社会貢献することにあります。

しかしながら、特許取得活動を展開していくと、往々にして本来の目的を忘れ、単に出願件数を競うようなことになりがちなので、出願に際しては、この点を再認識して効率の良い特許取得活動を展開すべきです。具体的には、特許出願に値する発明か否かを、後述するようにきちんと評価(特許性と事業性)してから、出願を行うべきです。

## 2. 発明の発掘

### 〔発明の発掘とは、どういうことなのでしょう？〕

「発明の発掘」とは、種々の研究成果の中から、「発明」を見つけ出す（掘り出す）ことですが、これにとどまらずその発明をどのような内容で、またどのような広さと強さの特許として取得するのか、その発明の事業性はあるのか等を評価しつつ、その発明をブラッシュアップしていくことでもあります。

それでは、なぜ、「発明の発掘」が必要なのでしょう？ 「発明の発掘」ではどのような点に留意したらよいのでしょうか？

#### 解説

#### (1) 学術的評価と特許性・事業性評価の尺度は異なる

一般的に大学の研究者は、研究の成果を学術的な観点から評価し、相応の結果がでているものについて学会発表・論文発表等を行います。

一方、特許性の観点からいえば、いかに学術的観点から素晴らしい研究成果であっても、特許を取得できない場合もありますし、逆に学術的にはさほどの研究成果でなくとも特許を取得できる場合もあります。つまり、学術的観点からの評価と特許性の観点からの評価の尺度が同じではないということです。

このようなことから、種々の研究成果を特許性の観点、さらに後述する事業性の観点から評価しながら、「発明」を発掘する必要があるのです。

#### (2) 発明の発掘には「特許専門家」が必要

上述のとおり、学術的評価と特許性・事業性評価の尺度は異なりますので、一般的には、発明の把握には「特許専門家」の参画が必要となります。

このマニュアルにおいて「特許専門家」とは、大学（機関）に所属して、機関の知財ポリシーに従って発明を発掘し、適切な知的財産権による保護・活用を企画する知財管理スタッフを言います。法曹資格として狭義の弁理士は、多数の顧客に対して出願手続代理を業として行う人を言うのに対し、「特許専門家」は、手続事務に精通して発明の適切な保護方針を提言できることは当然ながら、むしろ分野科学技術の知識と発明者との日常的接触とを通して研究開発の全段階で知的財産の創造をリードし、技術移転・流通を通じた知的財産の活用にも能力を発揮できる人材が適切です。

「特許専門家」としては、いわゆる弁理士であっても企業等での特許業務経験者で

あってもいいのですが、要するに研究成果の中から、特許出願に値する発明を見つけ出し、値するとすればどのような発明として特許出願したらよいか等を、的確に判断し、提言できなければなりません。

具体的には、次の3点についての判断や提言が求められます。

- a) その発明に関し特許を取得できる可能性（特許性）があるか？ ～この判断には、当該分野における特許についての実務知識・経験が必要です。
- b) 特許取得できたとしてもその発明を企業等が活用する可能性（事業性）があるか？ ～この判断には、当該分野における一定の事業知識・経験が必要です。
- c) 強くかつ広い特許を取得するためには、いかなる発明として認識し、特許請求の範囲を設定すればいいか？ ～この判断には、当該分野における一定の技術知識と当該分野における特許についての実務知識・経験が必要です。

### **（3）研究者（発明者）と「特許専門家」**

「特許専門家」というのは、一般的には特許のことには詳しいのですが、必ずしもその研究分野の専門家というわけではありません。また、一般的にいて研究者（発明者）はその研究分野の技術には詳しいものの特許には比較的詳しくありません。従って、両者が相互に補完しあう必要があるわけで、このため、両者の対話もたいへん重要であり、これを円滑に進めるための方策として種々のリエゾン活動（83ページ《Column》「リエゾン活動」参照）が展開されているわけです。

### **（4）特許出願は学会発表や論文発表に先行して**

大学の場合には従来から特許出願より学会発表・論文発表を優先してきたこともあり、出願より発表が先行してしまうケースが今後も多く発生すると思われます。原則的には発表された発明は公知となるため、その後出願しても新規性がないとして特許を取得することはできませんので、発表前までに特許出願しておく必要があります。論文原稿ができているとき、これをもとにした特許出願のテクニックがあります。227ページ「論文を基にした特許出願（例）」を参照して下さい。

しかし、万一発表前の特許出願が間に合わなかった場合には、例外として特許庁があらかじめ指定した学会、大学等での発表に限り、発表から6カ月以内に出願すれば新規性喪失の例外規定（特許法第30条）の適用を受けることができます。この処置はあくまで例外的な処置で、通常の出願とは異なり不利になる点もあるので、原則的には

あくまで発表前の出願を徹底しましょう！（84ページ《Column》「学会発表・論文発表と特許出願」参照）

### （5）発明の発掘時には発明の母体を確認

発明を発掘する時点で、その発明が自主的な研究の過程で生じてきたのか、企業等との共同研究や受託研究の過程から生じてきたのか、等々を確認する必要があります。

すなわち、共同研究や受託研究では、ほとんどの場合発明の取り扱い方法を契約で規定しているからです。通常、発明が生じたときには相手先に通知することや共同出願すること等々が規定されています。これを守らない場合には契約違反となる可能性もありますので、注意が必要です。

## 大学がなすべき事項

---

### （1）現状の把握

あなたの大学における「発明発掘」の現状を把握し、具体的には以下を確認すべきです。

- ・ 特許取得の必要性に関する学内研究者の意識についての調査・確認
- ・ 発明発掘を担当する「特許専門家」の知識経験（特許、技術、事業）についての調査・確認、配置状況、活動状況、リエゾン活動状況
- ・ 発明者に対する補償規定と運用実績状況
- ・ 学会・論文発表と特許出願の関係についての状況とその管理状況
- ・ その他、産学連携や知的財産に関するセミナー等啓発活動の実施状況

### （2）現状の解析、対策の検討

上記に従って現状を把握した上で、「発明発掘」の仕組みや「特許専門家」の選定、配置、評価基準の整備等、必要な対策を検討すべきです。

具体的には、次のような対策を検討すべきです。

- ・ 意識の醸成（発明を発掘しよう！との意識）と啓発活動
- ・ 発明発掘に関する、仕組みの整備と構築  
（発明者に対するサービス、発明「補償」内容の明確化と充実、職務発明規程の整備、評価基準の整備等）
- ・ 「特許専門家」の選定と配置

## リエゾン活動

### (1) リエゾン活動とは？

リエゾン (Liaison) とは、連絡、接触などを意味し、知的財産活動におけるリエゾン活動というのは、一般的には研究者（発明者等）と知的財産管理部門との連絡活動を指します。多くの場合には知的財産管理部門の本体とは離れて主に研究活動現場を拠点に活動することを指しています。

### (2) リエゾン活動の内容

一口にリエゾン活動といっても、文字どおりの連絡活動にとどまらず、研究現場を拠点に活動していますので、研究者からの発明の発掘、出願手続、他社特許問題等、特許に関する相談から共同研究や受託研究等契約に関する相談まで、種々の相談を受け、その場で対応したり、適切な部門や担当に話をつないだりします。

ケースによっては、例えば発明発掘から特許出願手続までの業務を業務効率上の観点から研究現場で処理するような場合もあり、広い意味ではこのような活動までも含む場合もあります。

### (3) リエゾン活動の人材

活動の内容からいって、リエゾン活動の人材としては、特許や契約等いわゆる知的財産についての知識や経験、例えばバイオ、IT、ナノ等あらゆる分野についての技術知識や事業経験等々、幅と深さを有した人材が最適です。しかしながら、そういったスーパーマンのような人材はまずいませんので、それぞれの大学の活動方針に従って適切な人材を選定し配置していく必要があるでしょう。

### (4) キャンパスが複数ある場合

種々の相談業務が主体の活動ですので、知的財産活動をより活発化していくためには、キャンパスが複数あるような場合それぞれのキャンパスに人材を配置するとよいでしょう。無理な場合には、定期的に巡回することも考えられます。

### (5) 役割の明確化

リエゾン活動は、研究者（発明者）と知的財産管理部門との間で行われますので、ともしれば、知的財産管理部門との役割分担、研究者（発明者）との役割分担が不明確になる恐れがあります。

研究現場を拠点にすることから、研究者(発明者)にとっては大変便利でもあり、能力のある人材であればある程、本来研究者が行うべき仕事まで押し付けられ、リエゾン活動自体が歪められてしまう可能性もあります。

従って、リエゾン活動を開始する場合は、それぞれの役割分担を明確にしておく必要があります。

## 学会発表・論文発表と特許出願

「学会発表や論文発表の予定を確認し、発表前までに特許出願しよう！」

### (1) 学会発表・論文発表と特許出願のタイミング

大学の場合には従来から特許出願より学会発表を優先してきたこともあり、出願より学会発表や論文発表が先行してしまうケースが多くあります。

原則的には発表された発明は公知となるため、その後出願しても新規性がないとして特許を取得することはできませんので、発表前までに特許出願しておく必要があります。

### (2) 新規性喪失の例外適用

万一、発表前に出願が間に合わなかった場合には、特許庁があらかじめ指定した学術団体や大学が主催する研究集会（学会等）での発明者自身による発表であれば、特許法第30条の適用を受けて発表の日から6カ月以内に出願すれば救済されることとなります。しかしながら、これはあくまで例外的な処置ですので、以下に示すように相応のリスクもあります。従って、あくまで発表前の特許出願を徹底する必要があります。

(リスク) ・ その学会を主催する団体が指定団体でなかったときは適用を受けられない

- ・ 発表と特許出願の間に第三者が同じ発明を出願した場合、発表者による出願はその第三者の出願の存在により拒絶される（この場合第三者の出願は発表された発明と同じなので拒絶される）
- ・ 発表と特許出願の間に第三者が改良発明や関連発明を出願した場合、これら発明は発表者による発明とは異なるので特許として成立することもあり、その結果発表者による発明の実施が一部制限を受けたり、発表者による出願が拒絶される恐れがある
- ・ 国によってはこのような新規性喪失の例外規定がない国もあり、外国で特許を取得できない可能性がある（特に欧州での権利化は不可）

## 〔発明発掘にあたり、なぜ技術動向調査や先行技術調査が必要なのでしょう か？〕

発明の発掘には、発掘を行う「特許専門家」の存在が欠かせないことを述べてきましたが、これらに加えて発明発掘に際しては、技術動向調査や先行技術調査が欠かせません。

### 解 説

#### (1) 重点取り組み分野は技術動向を調査し把握する

「発明の発掘」は、自分の大学が取り組んでいるすべての研究分野について、行ったらよいのでしょうか？

大学には多くの技術シーズが潜在化しているので、すべてを発掘し特許出願していたら、費用も手間もかかり大変効率の悪いことになります。

従って、それぞれの大学としては「知的創造サイクル」への重点取り組み分野（例えば自分の大学が強い分野等）を明確にした上で、これを「知的財産方針」等に盛り込むべきでしょう。

その上で、少なくとも重点取り組み分野については、その技術分野における過去から現在にいたるまでの技術動向を調査分析し、将来動向についても一定の予測をもった上で、発明の発掘に取り組む必要があります。

すなわち、例えば発掘しようとする発明が、学術的にいかに素晴らしいものであったとしても、産業や事業の動向等に照らし企業がその発明を「活用」する可能性が小さいものは出願する価値が小さいからです。

この種の調査は、種々の文献等を用いて行うこともできますが、技術分類体系等もきちんと付与されて整備保管されている特許情報を用いるのも効率的と思われます。特許情報については第4章を参照してください。

#### (2) 発明発掘時点で先行技術調査を

先行技術調査とは、発明の発掘時（遅くとも出願するまで）にその発明と従来技術との相違点を確認するために行う調査です。従来技術との相違がない発明や従来技術から容易に考え出すことができた発明は、特許にならないわけですから（特許法第29条）、従来技術を事前に調査し、出願しようとする発明を評価し、必要に応じ発明をより明確に表現し直したりして、強くかつ広い範囲の特許を取得する上で、この先行技術調査はたいへん重要なプロセスなのです。又、特許法第36条4項の二には、特許を受けようとする者が、特許出願のときに知っているものがあるときは、その公

知文献を記載することが必要になりました。(87ページもっと詳しく！【発明発掘時点での先行技術調査】を参照)

## 大学がなすべき事項

---

### (1) 現状の把握

現在あなたの大学において技術動向調査や発明の発掘時点での「先行技術調査」が行われているか、これを誰が、いつ、どのように行っているか等を確認すべきです。具体的には、以下を確認すべきです。

- ・ 技術動向調査の実施状況
- ・ 先行技術調査の実施状況
- ・ 調査ツール配備状況

### (2) 現状の解析、対策の検討

上記に従って現状を把握した上で、「技術動向調査」や「先行技術調査」の仕組みや役割等について、必要な対策を検討すべきです。具体的には次のような対策を検討すべきです。

- ・ 技術動向調査、先行技術調査に関するセミナー等の開催
- ・ 調査ツールや調査要員の整備

## (1) 先行技術調査が必要な理由

先行技術調査には手間と時間、相応の費用も必要です。

「研究の内容が最先端の研究だから……」、「どうせ特許庁が調査するのだから……」等の理由をつけて調査したがない傾向も一部にありますが、以下のように、これは大きな間違いです。

- a) 一般的にあって、いかに先端的研究分野であるとしてもその周辺には種々の文献等があるのが通例であり、学術的にはまったく無関係であると思われる文献等にも似たようなことが記載されていることが多いのです。
- b) 出願人として、出願前に類似の先行技術を知っていたら、本来特許にならない発明を出願するという無駄がなくなります。ちなみに弁理士費用も含めて出願には約30～40万円、審査請求には約10万円程度の費用がかかります。
- c) 先にも述べましたが、さらに出願人として重要なことは、出願前に類似の先行技術を知っていたら、出願しようとする発明を強くかつ広い特許に種々ブラッシュアップができるということです。先行技術調査を行わないばかりに、せっかくのブラッシュアップのチャンスを自ら放棄してしまうことにもなります。

具体的には、このブラッシュアップは、「特許専門家」と発明者が行うわけですが、先行技術と出願しようとする発明とを対比して、特許性（新規性と進歩性）を維持しつつ、どこまで広い範囲の「特許請求の範囲」を設定し得るか等を検討し、これを反映させて、質の高い出願を行うことができるわけです。

なお、先行技術調査については、2002年度特許法改正により、発明に関連する公知の技術を明細書に記載することとなっております。

## (2) 先行技術調査における研究者（発明者）の役割

研究者は、日常的に各種論文や文献等に接していますので、自分の研究領域に関してのこれら情報を随時ファイル等で整備しておくこともたいへん重要です。つまり、過去から最新の研究情報まで日々この種の情報に接しているのは研究者であり、それら研究者がもっとも技術情報に詳しいと思われるからです。さらには、研究者自らが、第4章に示した各種の検索ツールを駆使して一定レベルまでの先行技術調査を行うことも、研究者自身の視野や知識を広める上でたいへん意味のあることです。

その一方で、調査の結果判明した種々の先行技術についての特許的観点からの評価は研究者が行うのではなく、「特許専門家」が行うということも十分認識しておく必要があります。つまりこの発明の発掘段階での先行技術の評価は学術的観点から行うのではなく、あくまで特許的観点から行うべきものなのです。

## 3. 発明の届出

### 〔「発明の届出」で留意すべき事項は何でしょうか？〕

研究成果の中から研究者自らあるいは「特許専門家」と協同して発掘された発明の多くは、大学（機関）が定める「職務発明規程」等に基づき、発明者から「発明の届出」がされます。

ここでは、この「発明の届出」段階において、留意が必要な事項等につき、概説します。なお、「職務発明規程」に関しては第5章に記載してあります。

#### 解説

#### (1) 「発明の届出書」の様式を整備

今後の大学にあっては、いわゆる「機関管理」が前提となりますので、「職務発明規程」に従い、多くの発明が知的財産部門に届出されることとなります。

従って、「発明の届出」に関しては、事務効率化の観点からも標準化された「発明届出書」の書式を整備していく必要があります。

この「発明届出書」には、次の事項が記載されている必要があります。

- a) 「発明の内容」
- b) 大学（機関）としてその発明を特許出願するか否かを評価し判断するために必要となる事項
- c) その他、その発明を特許庁に出願するために必要となる事項等

a) の「発明の内容」については後述するとして、上記b) 及びc) に関しては、一般的には、次に掲げる事項が記載されている必要がありますが、それぞれの大学が必要とする事項を検討して書式化すればよいと思います。

【例】 「届出番号」（学内管理用）、「発明の名称」、「発明者の氏名、住所または居所」、「発明の発生母体」（自主研究、共同研究、受託研究等）、「外部発表予定」、「発明の活用計画」、「共同出願の必要性」、「共同発明者」、「発明の自己評価結果」、「先行技術調査結果」、「担当特許専門家」、「審査請求についての希望」、「外国出願についての希望」等

## 発明等の届出書（例）

平成〇年〇月〇日

〇〇大学長 殿

届出整理番号：

【届出代表者】学部、学科・職・氏名

〇〇学部 〇〇学科 教授 〇〇〇〇

【発明者】学部、学科・職・氏名

〇〇学部 〇〇学科 助教授 〇〇〇〇

〇〇学部 〇〇学科 助手 〇〇〇〇

このたび、下記の発明をいたしましたので、〇〇大学職務発明規程に基づき届出いたします。

### 記

1. 発明の名称
2. 発明の概要
3. 出願の緊急性（緊急を要する場合にはその理由）
4. 発明の発生母体
  - 4-1) 研究形態（自主研究、〇〇と共同研究、〇〇からの受託研究、その他）
  - 4-2) 契約の有無（〇年〇月〇日締結の〇〇との共同研究契約、受託研究契約あり）
  - 4-3) 共同出願の必要性（共同出願の必要性なし、〇〇との共同出願の必要性あり）
5. 発明の発表状況 

|   |                            |
|---|----------------------------|
| （ | 未発表、                       |
|   | 発表予定あり：〇年〇月〇日学会、〇〇雑誌等      |
|   | 発表済        ：〇年〇月〇日学会、〇〇雑誌等 |
6. 外国出願希望の有無（希望する理由と国名、希望しない）
7. 発明の活用計画（〇〇に技術移転を希望、技術移転先は不明だが技術移転を希望、本発明を母体に〇〇と共同開発を予定、活用計画は未定、その他）
8. 先行技術（先行技術調査を行い〇〇の先行技術が判明した。類似の先行技術は見当たらなかった。先行技術調査を行っていない。その他）
9. 発明者の所見
  - 9-1) 発明の位置付け（広がりのある基本発明である、既存技術の改良等にかかわる周辺発明である）
  - 9-2) 発明の完成度（すぐに事業化可能、事業化には更なる商品開発等が必要、その他）

## **(2) 届出を受理した発明の「受付管理」を**

届出を受理された発明は、その後学内評価等を経て出願書類の作成、内容の確認チェック等の工程を踏んで出願されるわけですが、通常出願までには1～3カ月程度を要するものと思われます。従って、この工程をきちんと管理しておかないと、例えば、学会発表・論文発表が出願に先行してしまう恐れもあります。

## **(3) 「発明の内容」の取りまとめ等は分担を明確に**

発明者としては、自分の発明を大学（機関）へ届出する以上、その発明の内容を書面として取りまとめる必要があります。大学においては、誰が、いつ、どのように、これを取りまとめればよいのでしょうか。

企業においては、後日特許庁へ出願する際に必要となる「出願書類」の基礎資料となるような「技術（発明）説明書」という形で、「特許専門家」が所定のサポートをした上で、発明者が取りまとめて作成しているケースが一般的であります。

大学においても、「特許専門家」がサポートした上で、発明の内容に一番詳しい発明者が、その発明の内容を取りまとめ「技術（発明）説明書」を記載すべきと思われます。

もちろん、出願書類の基礎資料としても使用しますので、出願書類の作成に必要な技術的内容が盛り込まれるよう、発明の発掘時に適宜「特許専門家」が指示しておく必要があります。

「特許専門家」としては、具体的には「発明の要点」（特許請求の範囲の要点）、「従来技術との相違点」、「その相違に基づき生じる技術的效果」、「発明の要点に関する説明」、「実施例」（実証データ、図面等）等に関して、どのような事項を記載すべきかを発明者に具体的に指示しておく必要があります。

以上のように、「特許専門家」が的確なサポートをすることを前提に、原則的には発明者自身が「発明の内容」についての「技術（発明）説明書」を記載するのが良いと思われますが、論文形式のもので代用し、これに出願明細書の作成に必要な事項を「特許専門家」が補完して対応することも考えられます。

いずれにしても、届出される「発明の内容」を誰が取りまとめて作成するのか、等の分担を明確にしておく必要があると思われます。

#### (4) 「発明の内容」を発明者が取りまとめることを徹底

大学研究者の場合、論文には慣れていますが、一般的にいつて特許出願には慣れておらず、発明の内容等を取りまとめることを毛嫌にする傾向も否めません。

しかしながら、「自分の発明は自分で守る！」という意識を高めていく上でも、また特許出願に慣れてゆくためにも、発明者自身が発明の内容を取りまとめることは大変重要なことです。

特に危惧されることは、発明者自身が「特許専門家」(含む弁理士)に研究成果を丸投げしてしまい、自分の発明が一体いかなる範囲の発明として出願され、特許取得されているのかさえも理解していないような発明者(研究者)が出現してしまうことです。これでは「知的創造サイクル」は回りません。

このような点も踏まえ、研究者に対し「発明の内容は発明者が自分で取りまとめよう！」という意識を醸成していく必要があります。

### 大学がなすべき事項

---

#### (1) 現状の把握

「発明の届出」に関しては、まずは次の点について、現状を把握し、確認すべきです。

- ・ 発明の届出がどのような形式で行われているか？
- ・ 「届出書」が標準化してあるか？
- ・ 届出される発明についての受付・進捗管理を行っているか？
- ・ 届出される「発明の内容」を誰が取りまとめ作成しているか？
- ・ 「特許専門家」の関与の実態

#### (2) 現状の解析、対策の検討

上記に従って現状を把握した上で、発明の届出書の整備、届出書の取りまとめ、作成に関する分担の明確化等の対策を検討すべきです。

## 4. 発明評価

〔届出されてくる発明を、なぜ評価する必要があるのでしょうか？ また、どのような観点から評価したらよいのでしょうか？〕

発明の発掘、「発明の内容」の取りまとめ作成、届出書の作成を経て発明が届出されるわけですが、これをすべて出願するのではなく、大学（機関）として評価し、出願する発明を選別する必要があります。

なぜなら、出願には後述しますように相応のコスト（経費、人件費等）も必要になるので、すべての発明を出願していたらたいへん効率の悪いことになるからです。

それでは、どのような観点から発明を評価したらよいのでしょうか？

### 解説

#### （1）「技術的観点」から評価

技術的観点からの評価とは、発明についての技術的な位置付け等を評価することです。この観点からの評価は、技術動向等全般についての知識、経験も必要なため、「特許専門家」と研究者等が協同して行う必要があります。

基本的には、次のような点を意識して評価する必要があります。

- ・ 従来の技術と比べての技術的な優位性
- ・ 基本的な技術なのか周辺的な技術なのか（代替技術の出現可能性）
- ・ 「事業化に際してポイントとなる技術の部分」からはずれたものは企業としては代替が比較的容易であるため、「活用」される可能性は少なくなります。企業が「活用」する可能性がないものは、「活用」の観点からは特許を取得する意味は少なくなります。
- ・ 事業化に際しての技術上の課題や障害の有無

#### （2）「特許的観点」から評価

特許的観点からの評価とは、特許を取得できる可能性すなわち特許性があるか否か、そして特許性があるとしてその「特許の範囲」の広さは充分であるか等を評価することです。この観点からの評価は、「特許専門家」を主体に行う必要があるでしょう。（96ページもっと詳しく！【特許性】を参照）

##### ①特許性があるか？

「特許性」とは、詳しくは以下に説明しますが、簡単にいえば、「特許を取得できる

可能性」ということです。通常、「特許性がある」といえば特許取得できる可能性が高いことを意味し、「特許性がない」といえば特許取得できる可能性が低いことを意味します。

また「特許性」については、通常発明発掘時に「特許専門家」が一応の評価を行っていますが、「特許の範囲（広さ）」との関係も考慮して、出願前に再確認・再評価しておく必要があります。つまり、特許の範囲を広くすればするほど、その発明は、先行技術により後述します「新規性」や「進歩性」が失われ特許取得できなくなる可能性が高まります。特許取得できなければ元も子もないということで「特許の範囲」を狭くすると、特許取得の可能性は高まるわけですが、その特許で「独占」し得る範囲が狭くなります。極端な場合には第三者が容易に侵害を回避できるような範囲の狭い意味のない特許となってしまうことにもなります。

#### ②特許の範囲は、十分か？

狭い範囲の特許の場合は、すぐに他者が特許を逃れることが可能であり、企業におけるその発明の「活用」を考えたとき、狭い範囲の特許を取得していく意味は少なくなります。

### (3) 「市場的観点」から評価

市場的観点からの評価とは、その発明を具体化した製品や技術が市場でどのように評価されるか等々を評価することです。すなわち市場で「活用」される可能性が低いものは、当然にその発明を企業が「活用」する可能性も低いわけで、「知的創造サイクル」の観点からは、出願していく意味が少なくなります。また、この観点からの評価は、「特許専門家」と研究者だけでは、難しい面もありますので、当該事業分野の動向等に詳しい人材に適宜参画してもらうことも必要と思われます。

### (4) 発明者の確認

届出された発明の「発明届出書」に真正の発明者\*<sup>10</sup>が記載されているか確認が必要となります。

元来発明者は特許を受ける権利を有しているわけですが、この受ける権利を大学に承継させた場合にはその発明者は「相当の対価」を受ける権利をもつことにもなるので、きちんとした確認が必要です。

\* 10：発明者の認定に関しては、第2章63ページもっと詳しく！【共同発明か否かの判断の例】に記載してあります。

## **(5) 出願人の確認**

多くの出願は、単独の出願人名義で出願（単独出願）されますが、産学官連携が推進されると企業等との共同研究や受託研究が多くなり、その結果として企業等との共同出願も増加してきます。

従って届出されたその発明が共同研究や受託研究の結果生まれたものか？ 企業等相手方には発明者はいないのか？ 契約において発明の帰属はどのように定められているのか？ 等々を確認する必要があります。特に、共同研究契約においては、通常「共同でなされた発明は共同出願すべき」旨が規定されていますので、この確認を怠ると契約違反を起こす恐れもあります。

## **(6) 届出発明の結果を大学（機関）として審議・承認する仕組みを整備**

以上、発明の評価には、「技術的観点」、「特許的観点」、「市場的観点」からの評価が必要であり、また、「発明者」、「出願人」についての確認も必要であることを述べましたが、現実には個々の発明を評価するには主観的判断に頼らざるを得ない面も多々あります。従って、公平性や透明性を確保する意味から、これらの評価・確認結果を大学（機関）として審議・承認する仕組みがどうしても必要になってきます。

具体的には、どのように整備を図っていったらよいのでしょうか？

### **①「発明（審査）委員会の設置」**

審議・承認に必要な情報は、先に述べた「発明届出書」に盛り込むようにしておき、まずはこれを知的財産部門が一次的に評価・確認した上で、その結果を、大学（機関）として審議・承認するための「発明（審査）委員会」等を設置すべきです。

また、出願はできるだけ早く行う必要がありますので、評価に時間をかけることは避けるべきです。従って、評価のための「委員会」の開催頻度が問題となりますが、こまめに定期開催したり、あるいは届出のあった都度開催するのがよいと思われます。そして、どのようなメンバーで審議するのか、審議結果に不服が生じた場合の処置はどうするのか等も検討しておく必要があります。

### **②発明評価基準の整備**

発明評価の基準については、やはり透明性のある公平な評価を行うためにも、これを整備して学内関係者に公表するなどの対応も必要です。

ここで留意が必要なことは、この種の評価が形式的なものになってはいけないということです。原点に立ち返って知的創造サイクルを踏まえて考えますと、大学が特許

を出願してゆく目的は、企業でのその発明の「活用」にあります。

従って、企業の立場に立って、特許性（特許の強さ）、特許の範囲（特許の広さ）及び事業性を評価していくことがたいへん重要になります。

また、特許的観点からの評価は弁理士も含めた「特許専門家」により可能と思われませんが、技術的観点からの評価や市場的観点からの評価すなわち、事業性の評価については、大学としては自ずと限界がありますので、いかに市場や企業等の動向を把握し参考にしていくか、大学としての今後の課題と思われれます。

### ③出願を取りやめることにした発明の処置

以上によれば、届出された発明すべてが特許出願に到るわけではありません。出願を取りやめることになった発明については、速やかにその旨を発明者に連絡し、発明者個人としての出願も可能であることを伝える必要があります。

## 大学がなすべき事項

---

### (1) 現状の把握

「発明の評価」に関しては、まずは次の点について、現状を把握し、確認すべきです。

- ・届出された発明を、誰が、いつ、どのような観点から評価・確認しているか？
- ・評価・確認の結果を、大学（機関）として、審議・承認しているか？
- ・「届出された」発明のうち、出願される発明の割合はどの程度か？
- ・評価の基準はあるか？
- ・出願を取りやめることにした発明の処置はどうしているか？

### (2) 現状の解析、対策の検討

上記に従って現状を把握した上で、発明の評価・確認の仕組みやその結果の審議・承認の仕組み、評価基準の整備等の対策を検討すべきです。

特許権を受けるには、次の要件を満たす必要があります。

①特許法上の発明であるか

②産業上の利用が可能であるか

③新規性があるか

・新規性とは、「その発明が従来技術に比べ新しいか否か」ということで、具体的には、特許法第29条第1項に基づき次のような発明は新規性がない（公知）と判断されます。

・特許出願前に公然と知られた発明

・特許出願前に公然と実施された発明

・頒布された刊行物に掲載された発明やインターネット等で公表された発明

④進歩性があるか

進歩性とは、「その発明が従来技術から容易に考え出すことができたものであるか否か」ということであり、具体的には、特許法29条第2項に基づき、特許出願前にその発明の属する技術分野における通常の知識を有するものが、上記③に掲げる発明に基づいて容易に発明ができたときには、進歩性がないと判断されます。

⑤先に出願されている発明はないか

先に出願されているか否かについては、特許法は「日」を基準にしており、同日に同じ出願があった場合は、出願人の協議により定めた一方の出願人のみが決められますが、協議がととのわない場合にはいずれの出願人も特許を受けることができません。また、アメリカを除く各国は、日本と同じように出願日を基準（先願主義）にしていますが、アメリカだけは発明をなした日を基準（先発明主義）にしています。

⑥反社会的発明でないか

反社会的な発明ではないかについては、特許法第32条にて公の秩序、善良な風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明については、第29条の規定にかかわらず、特許を受けることができないとされています。

⑦発明が明細書に十分記載されているか

明細書に十分記載されているかについては、特許法第36条及び第37条に規定されていますが、要は第三者が実施できる程度に記載されているか、権利を求める技術範囲が明確になっているかがポイントです。

## 1. 発明評価の目的

発明評価は、一般的に、下記に示すような目的（1）～（4）のために行われます。これら目的のうち何にどのように重点を置くかは、それぞれの大学の経営方針や知的財産方針、知的財産活動状況により異なり、また企業のそれとも異なります。

### （1）活用できる発明の選択

創出された発明が活用されロイヤルティ（知的財産力指標の1つ）が得られ、研究費の回収、財政の改善に寄与する発明を選択するもので、これは企業でも大学でも大きな目的の一つではありますが最も難しいことでもあります。

### （2）適正な特許出願、特許権の確保

適正な特許出願や特許権の件数は、大学の研究のポテンシャルや研究活動・知的財産活動の活発度を示す知的財産力指標の1つでもあります。この特許出願、特許権を基に、企業との共同・受託研究を拡大し外部資金などを獲得することもできます。

一方、今後、大学が移転した技術について知的財産関連の係争等に巻き込まれる可能性もありますので、リスク回避のためにも対抗できる適正な特許権などの確保が必要となることも想定されます。

### （3）研究・教育の活性化

知的財産サイクル活動（発明の創造から活用までトータル活動）において、適時、多面的な発明評価活動を通して、発明者（教職員・研究者、大学院生、企業共同研究者など）が知的財産実務・ノウハウを修得し、その後の研究の拡大や発明の創出に活かすこともできます。また、発明評価活動を通じて、発明者と評価者がお互いに学びあいながら、評価者自身もスキルアップを図ることもできます。

### （4）大学全体の知的財産意識の浸透と高揚

多様な発明、出願、権利化、活用の評価結果（実務経験、ノウハウ、市場情報などのデータベース）や知的財産関連情報を大学経営・研究・教育サイドに適時公開し、知的財産意識の浸透と高揚を行います。

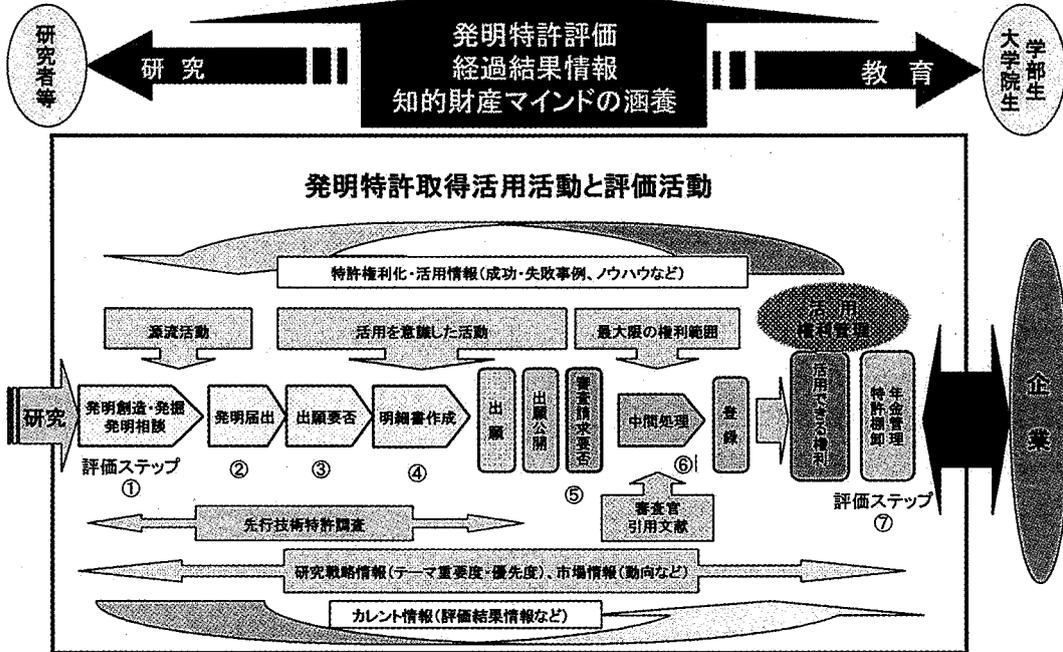
なお、ここで、大学の知的財産予算に限りがあるとの理由により、はじめから上記目的（1）を前面に押し出して知的財産活動を推進しますと、いつまでも大学全体の知的財産意識の高揚や研究・教育の活性化に至らない可能性がありますので、留意する必要があります。

## 2. 知的財産サイクル活動における発明評価

知的財産サイクルにおける発明特許取得活用活動・評価活動例、および発明特許取得活用活動の評価と評価者を図Aおよび表Aに示します。発明特許取得活用活動全般に亘って、適時、発明特許評価を行うのが好ましいといえます。

以下、発明特許取得活用活動の各ステップにおける評価の特徴、留意事項などを福井大学として取り組もうとしている各ステップを例に説明します。

■活用できる発明・特許の選択 ■適正な特許出願、特許権の確保  
 ■研究・教育・知財活動の活発化 ■知的財産意識の浸透・高揚



図A 発明特許取得活用活動・評価例

表A 発明特許取得活用活動の評価と評価者

| ステップ | 発明特許取得活用活動<br>(発明創出～活用まで) | 評価要素・評価ウエイト(客観化作業) |              |       | 発明・特許評価者      |                  |     |            |     |
|------|---------------------------|--------------------|--------------|-------|---------------|------------------|-----|------------|-----|
|      |                           | 技術面<br>(技術完成度)     | 特許面<br>(特許性) | 経済市場面 | 発明者<br>(自己評価) | 知的財産本部<br>知財評価委員 | 代理人 | 審査官<br>審判官 | 第三者 |
| ①    | 発明創造発選                    | 大                  | (強い権利化↓)     | 大     |               | ○                |     |            |     |
|      | 先行技術調査                    |                    |              |       | ○             | △                |     |            |     |
|      | 発明相談                      |                    |              |       | △             | ○                |     |            |     |
| 発明届出 |                           |                    |              |       | ○             |                  |     |            |     |
| ②    | 先行技術調査                    |                    |              |       | ○             | ○                |     |            |     |
|      | 出願要否(知財評価委員会)             |                    |              |       | ○             | ○                |     |            |     |
| ③    | 明細書作成(ブラッシュアップ)           |                    |              |       | ○             | ○                | ○   |            |     |
|      | 出願                        |                    |              |       | ○             | ○                | ○   | ○          |     |
| ④    | 公開公報前検討(国内優先出願・外国出願要否)    |                    |              |       | ○             | ○                | ○   |            |     |
|      | 出願公開                      |                    |              |       |               |                  |     |            |     |
| ⑤    | 先行技術調査                    | △                  | ○            |       |               |                  |     |            |     |
|      | 審査請求要否                    | ○                  | ○            | ○     |               |                  | △   |            |     |
| ⑥    | 権利化(拒絶・審判対応)              | ○                  | ○            | ○     | ○             | △                |     |            |     |
|      | 特許登録                      |                    |              |       |               |                  | ○   |            |     |
| ⑦    | 特許維持・年金維持管理               | ○                  | ○            | ○     |               |                  |     |            |     |
|      | 特許活用・契約                   | ○                  | ○            |       |               |                  | ○   |            |     |

まず、図Aステップ①において、発明評価は発明の創出から既に始まっているといえます。極論しますと、研究テーマを選定する時から評価が始まっているともいえます。なぜならば、研究者はいろいろな技術特許調査結果などを踏まえて、大学の研究テーマを選定しているのが一般であるからです。

このステップでは、発明者（研究者、学生）自身が特許電子図書館（IPDL）などの検索ツールを使って従来の特許を調査した後（自己評価した後）、発明届出を行うことが多くなっています。ただし、創出発明は評価要素（技術面、特許面、経済市場面）のうち技術面、特許面で十分詰められていないところがあります。

また、発明届出の前に知的財産本部に発明相談に来る方もいます。発明相談では、研究者の発明を理解しいろいろな視点から評価し、決して発明を否定せず、少しでも発明を膨らませ特許性を見つけ出せるようなアドバイスが必要で、場合によっては追加の特許調査を行うことも必要となります。さらに、発明相談を通して、発明者は知的財産本部員から発明のとらえ方、見方などを、一方知的財産本部員は発明技術や発明関連情報（他者の技術動向など）などを学ぶことができます。こうしたプロセスを通じて知的財産本部に発明届出がなされます（ステップ②）。

次に発明届出後のステップ③においては、知的財産評価委員会（発明評価委員会）などで出願可否を判断することになり、重要なステップの1つです。知的財産評価委員会での審議などは、たとえば、下記の項目について行われます。

(a) 発明者ヒアリング

研究の背景（研究テーマの重要度・優先度、投入資金・工数など）、発明者の確認、持分比率、発明と従来文献の相違など

必要により、事前に、追加の特許調査の結果も考慮します。

(b) 技術面、特許面、経済市場面等

<技術面> 技術的実現性、課題の重要性、発明の完成度、技術の寿命、性能・コスト・品質など

<特許面> 新規性・進歩性、実施できる程度の発明開示（具体的実施例など）、権利行使の容易性・有効性（広い強い権利、侵害確認容易性、回避困難性、直接侵害主張容易性、標準規格関連など）など

<経済市場面>

企業ニーズ、市場規模・市場動向、技術動向（成長分野か成熟分野かなど）、実施の予定など

(c) 共同発明については相手側のヒアリングなど

（特に、発明者の確認、実施見込み、市場動向など）

このステップでの留意点は、「発明と従来技術との構成や機能の相違点と、この相違点により得られる効果」と、「実施できる程度に発明が開示されているかどうか」をしっかりとチェックする必要があります。評価結果により、戦略特許、重要特許、通常特許等の判断を行い、その重要度により出願処理方法を変えることも考えられます。

また、限られた知的財産関連部門予算の関係や学内評価結果に対する批判を避けたいなどの理由により、知的財産評価委員会での評価をほとんど非常勤の学外者に任せているところもありますが、この知的財産評価委員会での審議内容は学外秘が多く、審議を通して評価経験やノウハウを積み今後の評価案件や、研究や教育現場に適時フィードバックすることを考えると、知的財産管理体制構築の初期段階は別として、学外者は最小限に留め可能な限り学内者が組織的に評価するのが望ましいと考えられます。

ステップ④は、活用できる広い権利を得るための明細書作成ステップであり、非常に重要なステップです。この段階では、たとえば、重要な戦略発明については発明者と代理人と知的財産本部員の3者が発明をいろいろな視点から評価・ブラッシュアップしながら活用できる強い権利となるような明細書を作成することに注力する必要があります。この3者による明細書作成作業は、3者にとって非常に得るものが多く、最も大きな“勉強の場”であり“知的財産マインドの涵養”の場でもあります。

また、出願後1年以内の国内優先権出願や外国出願の要否の評価・検討が必要となります。この段階では、外国特許などの調査が必要となります。

ステップ⑤では出願から3年以内に審査請求することができます。出願から3年も経過すると、出願時と比べて、審査請求要否を評価・判断するための情報や材料も豊富になっています。念のため、特許調査を行い、再度、特許性を確認することが重要です。評価についても、実施など活用の可能性にウエイトがシフトします。

ステップ⑥は、たとえば、審査官からの拒絶理由通知（たとえば、引用文献から容易に発明できるとの理由）に対する対応で、可能な限り広い範囲の権利を取得することに注力する段階で、代理人と知的財産本部員と発明者とでしっかり対応することが重要です。

ステップ⑦における特許棚卸・維持年金管理では、大学の知的財産予算に限りがある中で、ある期間毎に維持権利を見直しさらに維持するかどうかの評価・判断を行います。この段階では、出願から相当年数が経過しており、既にTLO、大学ホームページなどを使って、また発明者自身などがいろいろな企業へ売り込みなどを行っていますので、判断材料は年々増えます。不要な権利はただ単に放棄するのではなく譲渡できるかどうかにも考慮します。

以上から、発明評価は知的財産サイクル活動の全般に亘って、適時な評価が必要となります。また、評価を単純に他人に任せるのではなく、可能な限り自己評価も含めて発明者自身および知的財産本部員がしっかり係わることが重要といえます。さらに、ある発明案件については、その発明の創造から活用まで全体をひとりの知財本部員が担当するのが効率的で的確な判断が得られる可能性が高くなります。

大学は、上述のような発明特許評価などを通して、取得した特許を活用してロイヤルティ、外部資金などを獲得し、研究のポテンシャルを高めるとともに、知的財産マインドを涵養し研究や教育の活発化を図ることができます。

【鈴木順也 (社) 発明協会 知的財産管理アドバイザー 福井大学客員教授】

大学との雇用関係にない学生や異動者に関わる発明の帰属の問題や補償の問題、さらには守秘義務の問題について解説します。

### (1) 職務発明

#### 学生の発明について

発明は、原始的には自然人である発明者に帰属しますが、その発明者の属する組織との雇用関係や契約等により発明の帰属の取扱いが異なってきます。

大学における職務発明規定では、例えば、

「教員等」とは、本学の役員及び教員並びに本学との間で発明等の取扱いについて契約を交わした学生、非常勤研究員、研究生、共同研究員、受託研究員等をいう

と規定され、教員等が行った発明は大学に帰属することになっています。

したがって、大学と上記契約を交わさない一般学生（院生、ポスドク含む）は、大学とは雇用関係にないため、特許法35条第1項で規定する従業者に該当しないとされ、一般学生とした発明は職務発明規定で拘束することはできず、その発明は一般学生個人に帰属することになります。

その根拠として、大学の従業者であって、大学の資金、設備を使って生み出された成果である発明は、特許法35条第1項の規定に基づき、基本的に職務発明であるとの考えに帰着します。

それに対して、学生については大学の従業者でもなく、たとえ教員の指導を受け、大学の資金、設備を使ったとしても、それは大学に払った授業料の範囲内であるとの理由で、特許法35条第1項の規定に基づく職務発明とは言えないとの考え方も成り立ちます。ただ、これは、学生の発明完成への寄与率が100%の場合に言えることであり、教官の指導が、単なるアドバイスを超えて、発明の本質に関わる寄与が認められれば教官との共同発明ということになり事情は大きく変わってきます。（後述の、「教員と学生との共同発明について」を参照）

もちろん、学生の発明が内容的にも職務発明相当でない場合は、特許法35条第2項の規定により、その発明は学生に帰属します。

運用上の取り決めとして、大学によっては、発明等の取扱いについて、大学と雇用関係にない対象者に対しては、指導教員あるいは受入教員が、これらの対象者に係る発明の発生を認めた時点で「職務発明取扱規定」を準用する契約を交わし、大学への発明の届出を義務付けた上で、この発明に係る特許を受ける権利を大学が継承する場合には、学生等との間で承継契約を締結することがあります。

一方、現実問題として、学生が自分名義で出願することになると、自身で明細書を書けるならともかく、弁理士に作成・手続きを依頼すれば手数料を含めた出願費用は、初期費用と

して最低でも20～30万円もかかり、その後の権利保全費用も原則として自己負担となりますので、自分で起業するか、他企業に売れるような大発明でもない限り、学生名義の発明者として出願するメリットがなく、あまりお勧めできません。

したがって、一般学生の発明を大学に譲渡した時、その内容が職務発明相当に該当し、大学が機関活用すると判断した場合、その特許を受ける権利を大学が承継するには、大学は一般学生とその承継について別途契約を締結する必要があります。

もちろん、大学が機関活用せずと判断した場合は、その発明は学生に返却されるのは言うまでもありません。

承継後の発明の扱いは、通常の職務発明と同等になりますが、一定期間経過後再評価した結果、大学として機関活用する価値がないと判断された場合は、速やかに発明者に通知し、発明者の帰属とすることになります。

#### 教員と学生との共同発明について

先に述べました、教員の寄与が顕著なときの学生との発明、すなわち学生が教員と共同発明した場合におきましても、その学生が大学と特段の契約を交わしていない時は、その発明はそれぞれの寄与分に応じて発生した持分が学生に帰属することになります。

その場合、出願手続きに要する権利保全等の費用は、持分割合に応じた負担をそれぞれに求める規定をしている大学もあります。したがって、学生が、その負担に応じきれない場合は、その持分を大学に有償で譲渡することは可能と思われます。

一方、共同発明から生まれた特許等を、大学が機関活用するに当たってはその処分権を保有することが不可欠なので、大学としては、学生を特定の研究プロジェクト等の研究者として位置づけて、学生と承継契約を交わして職務発明扱いにすることが可能と考えられます。また、必要に応じて、学生に所定の手当てを払って、職務関係者扱いとして職務発明規定で拘束することも可能と考えられます。

#### 学生ベンチャーの発明について

学生がベンチャーを立ち上げるくらいですから、彼らの独創性は非凡なものでしょうし、技術のベースとなる特許も自身で創出したケースが多いことと思われます。この場合は、先に述べました学生の発明において、発明完成への学生の寄与率が100%の場合に準じる扱いとなります。また、学生同志がした発明が、その内容から判断して特許法35条第2項に規定する発明の場合には、先に述べましたように、明らかに学生に帰属します。

要は、その発明の完成に寄与があったのは誰なのかがポイントとなり、もし大学側（教員等）の寄与が認められれば教員と学生の共同発明となり、その結果、一般的にはそれぞれの寄与率に応じた持分の権利となります（関連する話題が、67ページにあります）ので、ベンチャーにおいてその発明を事業化する際には、大学から実施にかかるライセンスの許諾を受けることとなります。

#### 退職者・卒業生の発明について

教員等が退職後にした発明が、退職前の職務に属する場合は問題とされます。これについ

ては明文規定はないものの、特許法35条第1項では、「・・・その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明・・・」と規定しており、解釈上、これは現在も従業者等として使用者等と雇用関係がある場合における過去の職務のみをいい、雇用関係が終了した場合における過去の職務をいわないと解するのが通説となっています。

しかし、そのような解釈では判断が難しく、衡平を失するとされる場合は、特許法35条に抵触しない範囲内で、退職者は大学との間で合理的な契約、例えば有償の通常実施権を設定する旨の契約を締結することが必要となります。

別途、予め大学が教員等との間に、退職後一定期間内にした発明は大学において承継するというような取り決めをしておくのは、特許法35条第2項の規定の趣旨から妥当ではないとする考えもあります。

一方、発明者が退職により、自らの職務発明に係る知的財産権を活用することによって成果の普及を推進しようとする場合には、発明者等への権利譲渡等について特別な措置を講じることができる旨規定している大学のケースもあります。

なお、卒業生の場合の発明の扱いも、上記退職者と同様な解釈が可能です。

## (2) 補償金

最近、マスコミで「特許の対価」について大きく取り上げられることがたびたびありますが、企業と違って大学は特許技術を使ってビジネスをしませんので、教員等が自分たちへの補償が少ないという理由で大学を訴えるという事態は起こりえません。また、大学から技術移転した先の企業で発明技術が実施され、両者間で締結した契約に基づいてその売り上げや利益から算出したロイヤリティの配分をめぐる争いは、たとえ起こったとしてもそれは現段階では充分予想の範囲内といえます。

もともと大学でのロイヤリティ配分額が、企業との間で締結した契約に基づいて決まるものであり、しかも学内での配分ルールでは企業でのそれに比べて発明者の貢献度を高く算定している場合が多いので、たとえ額に不満でも基本的には大学にクレームをつける筋合いのものではないといえます。仮にそのクレームを企業に向けたとしても、大学との契約を盾に却下される可能性が高いといえましょう。その意味で、発明者へのロイヤリティ配分額については、特許法35条第3項及び第4項で規定する対価として充分合理性のあるものといえましょう。

通常、大学における発明の対価につきましては各種の取り決めがなされており、発明者である教員等に対して大学で定めた、例えば「補償金支払い要領」に基づいて、承継補償金、登録補償金、実施補償金、譲渡補償金等を支払うことになっております。この中で、承継補償金は「発明奨励金」的意味合いが強く、普通は定額でしかも小額です。それに対して、登録補償金は特許を受ける権利に対する特許法35条第3項でいう「対価」であり、普通は定額であるものの承継償金に比べるとかなり高額です。さらに、実施補償金は、利益が生じた場合にその利益に対して支払われるもので、特許を受ける権利の承継に対する最も実質的なものといえます。さきに述べました、マスコミで取りざたされる「特許の対価」がまさにこれに相当します。最後の譲渡補償金は、権利移転に伴う対価ですので、市場原理で決まる価格

ですが、かなりの高額が期待できます。

ちなみに、前述の学生から大学に発明が譲渡された場合に支払われる対価は、前記の「承継補償金」に相当します。

前記「補償金支払い要領」によれば、補償金は現役の教員等にものみ支払われるわけではなく、転退職した発明者へも所定の手続きを経て支払われます。ただ、その場合、当該発明者から支払いの請求があったものに限り行うと定めていることがあります。

ご参考までに、平成17年4月施行予定の特許法35条改正法によれば、発明の対価については次のように要約されます。(詳しくは、164ページ「職務発明の取扱いに関する法律の改正について」を参照ください)

|         |   |
|---------|---|
| 第1項     | 従業者が行なった職務としての発明（職務発明）は、使用者が特許の実施権を持つ   |
| 第2項     | 従業者が独自に行なった発明（職務発明以外）については、従業者が特許権や実施権を持つ   |
| 第3項     | 使用者に特許権を譲渡した場合には、従業者は「相当の対価」の支払いを受ける権利を持つ   |
| 第4項（改正） | 使用者と従業者の間で契約や勤務規則などで「相当の対価」について定めた場合は、その決定された「対価」が不合理であってはいけない                            |
| 第5項（新規） | 「相当の対価」について定めがない場合、又は定めが不合理な場合には、「対価」の額は、その発明により使用者が受ける利益、その発明に関連して使用者が行う負担、貢献度などを考慮して決める |

### (3) 秘密保持

秘密保持につきましては、大学の各種規定、例えば知的財産ポリシー等では、『『研究成果の実用化に向けた本学及び本学構成員の義務』として、教員等は、情報セキュリティの確保に努め、大学の知的財産が不透明な形で流出することを防止する義務を負う』と定めています。

前述の「補償金支払い要領」でも秘密保持についての取り決めがあり、「教員等は、知的財産権に関して、その内容並びに本学及びその教員等の利害に関係ある事項について、必要な期間、それらの秘密を守らなければならない」と規定され、この規定は退職者（転職者）にも適用されます。

したがって、学生等も当然のことながら、指導教官の研究室で行う研究については守秘義務を負うことになります。

よく問題になるケースとして、就職活動において、面接官とのやり取りの中で学生が関わっている研究内容を聞かれ、自己アピールするためにも自身の研究内容を話さざるを得ない状況に置かれますが、担当する研究が指導教官との共同研究である場合は必然的にそこにまで話が及ぶ危険性があり当然のことながら秘密保持を定めた各種の取り決めに抵触することになります。

したがって、大学としては、面接マニュアルの形で、「大学との間で（交わした）秘密保持義務があるので、その質問には指導教官の研究内容に抵触するためこれ以上は話せません」

という想定問答のパターンを、対象となる学生に周知徹底させる必要があると思います。逆に、学生がこういう毅然とした対応をしたため、企業側から学内の規律がしっかりしている大学の学生なら安心との評価が得られ、早々に内定をもらったという話も聞きます。

尚、退職者に関しましては、近々改正が予定されている不正競争防止法の改正案によれば、事前に営業機密の漏洩を意図して転職した場合には刑事罰が課せられるとのこと。その意味で、大学の技術情報も一種の営業秘密と看做されますので、秘密保持に関する学内規約も罰則規定を盛り込むなどして見直すことである程度の抑止力は期待できるのではないかと考えられます。

いずれにせよ、知的財産に関わる学生を含めた全学教職員の権利と義務の意識向上のために、必要に応じて、また必要なときに、知的財産本部が中心となって各種啓発活動を行うことが重要であると考えます。

今後、独立行政法人化した大学と企業との産学連携が進化していった場合、さまざまな形で起こりうる情報のリークが、提携相手の企業のビジネス上のダメージにつながるような事態が生ずる可能性が大となり、その結果として大学の法的責任問題が浮上することは避けられないであろうと思われます。

したがって、各大学の知的財産本部は、それぞれの事情に応じた知的財産管理体制を構築すべく、実効性ある諸規定の整備とその機動性のある運用に取り組む必要があります。

#### 参考文献

吉藤幸朔著 熊谷健一補訂 「特許法概説 第13版」有斐閣

【安田英且 (社) 発明協会 知的財産管理アドバイザー 長崎大学客員教授】

## 5. 特許出願

### 〔「特許出願」については、どのような点に留意したらよいのでしょうか？〕

届出された発明は、種々の観点から評価・確認され、これを大学（機関）として審議・承認した上で、出願されることになります。

それでは「特許出願」については、どのような点に留意したらよいのでしょうか？

#### 解説

##### (1) 出願方針の策定

出願から始まる特許取得活動の推進には、出願するだけでも1件あたり約30～40万円の「コスト」と数年以上の「時間」が必要であり、また、出願し審査請求したからといってすべてが特許として登録されるわけでもありません（概ね登録率は60%）。また、特許として登録されたとしても、それが必ず知的創造サイクルに乗って「活用」されるという保証もありません。

このようなことから、特許取得活動には、戦略的かつ長期的な視点、持続的な強い意志、さらには地道な努力が必要となりますので、大学として、これを長期に持続的に支える「出願方針」をきちんと策定しておく必要があります。

この「出願方針」はそれぞれの大学の実状を踏まえそれぞれの大学にふさわしいものであればよいのですが、特に留意すべき点を以下に示します。

##### a) 活動の目的・理念の明確化、周知、共有化

単に出願件数の確保（増加）を目的にするのではなく、あくまでも「何のために特許取得活動を行うのか？」についての目的や理念を明確にし、これを少なくとも学内関係者に周知し、共有化を図るべきでしょう。

すなわち、特許取得活動の結果が出るまでには相当の時間も必要であり、当初の何年間は活動の成果もせず、またその評価もできないため、ともすれば安易に出願件数だけを追い求めてしまいがちだからです。

##### b) 中長期の活動計画

活動の成果が出るまでには相当の年月が必要となりますので、短期の視点ではなく中長期の視点から、例えば5年間程度の活動計画を策定し、どのような研究分野を主体に、毎年どの程度の出願を行うのかおよその計画を策定しておくべきでしょう。また、この活動自体をいつの時点でどのように評価し、見直さるのか等も明確にしておくべきでしょう。

## (2) 出願関連予算の確保

特許出願を行う場合、特許庁に出願手数料 16,000 円を支払う必要があります。特許出願の書類の作成と特許庁への出願手続きを弁理士に依頼した場合、弁理士手数料を支払う必要があります（弁理士手数料については一概に定まるものではないが少なくとも 20 万程度は見積もっておく必要があります）、審査官の審査を受けるためには、特許庁に出願審査手数料約 20 万円を支払う必要があります（料金は特許出願における出願日及び請求項の数によって変わる）。審査をパスして晴れて特許として成立した場合、3 年分の特許料約 1 万円を特許庁に支払う必要があります（料金は審査請求を行う時期及び請求項によって変わる）。以上を加味すると概ね 1 件あたり、数十万の予算を確保しておく必要があります。（236 ページ参考資料 3. 産業財産権関係料金一覧 4. 特許料等減免措置一覧を参照）

例えば、教授、助教授、助手等を含め研究者が総勢 500 名いる大学を想定し、その 5 分の 1 が年 1 件の出願をするとすれば、年 100 件程度出願することになり、出願費用だけでも概ね数千万円程度の予算が必要となります。（109 ページもっと詳しく！【出願件数予測】参照）

## (3) 特許出願手続きには弁理士等を活用

特許出願手続としては、特許庁に「願書」、「特許請求の範囲」、「明細書」、「図面」、「要約書」の 5 つの書面を提出することになります（2002 年法改正、2003 年 7 月 1 日施行）が、これらは一定の書式を満たしている必要があります。そして、この出願は、書面でもパソコンからでも行うことができ、書面で出願する場合には郵送または特許庁に直接持参します。

この手続は大学機関や発明者自身でも行うことができますが、いろいろ難しい点もありますので大学における場合には、専門家である弁理士に依頼するとよいでしょう。弁理士というのは、特許出願等の手続きを代行できる専門家で国家資格を有しています。

## (4) 弁理士の選定、弁理士費用の確認

一口に弁理士といっても、それぞれの弁理士には、得意とする専門分野があるのが一般的です。例えば、電気・電子分野、バイオ分野、機械分野、材料分野等、すべてに対応可能な弁理士は多くはいませんので、この点十分に留意して、弁理士を選定し

ていくべきでしょう。

特に、発明の発掘等も弁理士に行ってもらう場合には、対象とする分野に通じた弁理士を選定し活用していった方がよいでしょう。

また、弁理士費用については、担ってもらう役割等も考慮して適正な費用を事前に取り決めておく方がよいと思われます。例えば、発明の発掘という役割を弁理士に担ってもらうとすれば、「特許専門家」の配置は不要になるかもしれませんが、弁理士の立場からすれば、時間的な拘束も増えますので、弁理士への相応の支払いも考慮すべきであります。

## 大学がなすべき事項

---

### (1) 現状の把握

「特許出願」に関しては、まずは次の点について、現状を把握し、確認すべきです。

- ・「出願方針」が策定され、これが周知され共有化できているか？
- ・中長期の活動計画が策定されているか？
- ・出願関連の予算は確保されているか？
- ・出願件数の実績と費用の実績はどの程度か？
- ・発明件数は過去どの程度か？
- ・出願手続きは、誰がどの程度行っているか？
- ・起用している弁理士有無、役割、費用はどのようになっているか？

### (2) 現状の解析、対策の検討

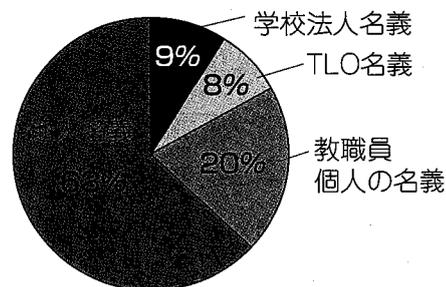
上記に従って現状を把握した上で、「出願方針」の策定、中長期の活動計画の策定、予算の確保等の対策を検討すべきです。

出願件数を予測するには、まずは過去の出願件数実績を調査すべきです。その際留意が必要なのは、従来から機関帰属（出願人名義が特定のTLOや大学）が徹底されている大学を除き、通常の大学においては、大学で生まれた発明が、種々の名義の出願人名で出願されていることです。

特定の出願人名義の出願しかないというならば、第4章に示す「特許電子図書館」（IPDL）等にて、比較的容易に件数を調査（出願人検索）できます。しかしながら、種々の名義の出願人名で出願されている場合には、その大学の研究職員の名前（全員）を「特許電子図書館」（IPDL）に入力して件数を調査（発明者検索）する必要がありますが、同姓同名の人も多数存在しますので、本人への問い合わせ確認も行うなど、たいへん手間のかかる作業になります。

今後は「機関管理」が前提となりますので、このようにしてでも、自分の大学で毎年何件くらいの発明が生まれているのか（発明の件数）を、是非確認すべきです。ちなみに、ある大学での過去7年間の状況を調査したところ、次のような調査結果（全体で400件弱）が得られています。

過去7年間の某理系大学の  
特許出願名義の内訳【例】



## 6. 出願書類の作成

### 〔出願に際して、どのような書類が必要になるのでしょうか？〕

出願書類としては、「願書」、「特許請求の範囲」、「明細書」、「図面」、「要約書」を作成する必要がありますが、ここでは簡単に説明します。

#### 解説

##### (1) 願書

願書には、「書類名（「特許願」と表示）」、「整理番号（出願人用）」、「提出日」、「あて先（特許長官殿と表示）」、「国際特許分類」、「発明者（氏名、住所または居所）」を記載しますが、書式に従って記載すれば問題なく作成できます。

##### (2) 特許請求の範囲

「特許請求の範囲」には、自分が出願する発明の技術的範囲すなわち権利範囲を記載するわけですので大変重要な項であります。従ってこの項の記載に際しては、誤解が生じないように一字一句慎重に表現する必要があります。そして権利の範囲を示すものですからできるだけ広い範囲とするようにすべきですが、その一方で、あまり範囲を広くすると公知の技術との関係で新規性や進歩性を失う恐れもありますので、先行技術調査の結果等を踏まえて適切な範囲とする等種々の工夫をすることが肝要です。

さらには、特許権を保有することになる出願人である独立法人、TLOや学校法人等の機関としては、自己の財産（財産）の範囲を設定することになりますので、弁理士や発明者に丸投げするのではなく、少なくともこの項に関しては、機関自らが相応のチェックと確認をすべきです。そのためには、機関自らがこの「特許請求の範囲」の記載をチェックし、確認し得るだけの知識・経験・能力と組織機能を有する必要があります。

##### (3) 明細書

「明細書」には、「発明の名称」及び「発明の詳細な説明」を記載することになっており、特に「発明の詳細な説明」の項ではさらに区分けして「発明の属する技術分野」、「従来技術」、「発明が解決する課題」、「課題を解決するための手段」、「実施例」、「発明の効果」及び「図面の簡単な説明」を記載することになっています。ここではその詳細は省きますが各項の概略のみ説明します。

- a) 「発明の名称」には、例えば「液晶表示装置」等、発明の内容を簡潔明瞭に記載します。
- b) 「発明の詳細な説明」のうち、「従来の技術」の項には、先に述べた「先行技術調査」の結果判明した、この発明にいちばん近い先行技術を記載することになります。そして、「発明が解決する課題」、「課題を解決するための手段」、「実施例」、「発明の効果」等は、正に発明自体を説明する項ですので、広くて強い特許を取得するためには、その原案は発明にいちばん詳しい発明者が取りまとめることが重要なことです。

#### (4) 図面

図面は、明細書の内容を補う形で適宜作成する必要がありますが、この図面にも一定の書式があるので注意が必要です。

#### (5) 要約書

要約書には、発明の要約を記載します。

### 大学がなすべき事項

---

#### (1) 現状の把握

「出願書類の作成」に関しては、まずは次の点について、現状を把握し、確認すべきです。

- ・ 出願手続きは誰がどのように行っているのか？
- ・ 出願書類が作成された段階で、その内容を誰が、いつ、どのようにチェックしているか？

#### (2) 現状の解析、対策の検討

上記に従って現状を把握した上で、出願書類の作成分担や内容チェック体制の整備等の必要な対策を検討すべきです。

## 7. 権利化手続き

### 〔権利化手続きとしては、どんなことを行えばよいのでしょうか？〕

出願書類を作成し、その後出願手続をすれば出願が完了します。出願完了後は、権利取得に向けてどのようなことを行う必要があるのでしょうか？ また、どのような点に留意したらよいのでしょうか？

#### 解説

#### (1) 出願関係書類のファイリングを

特許出願が完了した場合には、出願関係書類一式をファイリングしておきます。出願の件数が増えてくることを見越して、出願日、出願番号、発明の名称、発明者、出願人等を記載した台帳リストやデータベースを作成しておく必要もあります。

これは、後日の審査請求や外国出願の管理やその後の中間処理等に備えるためです。

#### (2) 発明の「活用」を推進する活動を

出願が完了したわけですから、それぞれの大学で定めたルールに従って、TLOの所定会員等に出願した発明を照会し、「活用」先を探し始めることもできます。

#### (3) 出願公開により出願された発明の内容の公開

基本的には、いずれの出願も出願から1年6カ月を経過しますと、その内容が「公開特許公報」に掲載されて公開されます。公開は特許庁が行いますので出願人としては特別のことをする必要はありません。

ここで留意が必要なことは、発明の内容が一般に公開されるということです。例えばTLO等において、一定の会員だけに公開に先立って発明の内容を開示するような仕組みを作っておいたとしても、この時点以後は会員以外の第三者も発明の内容を知ることができるということになります。従って、会員以外の第三者に対しても、必要に応じ「活用」を促すような、いわゆる営業活動を展開できることになります。

また、企業や他の大学が出願した発明も等しく公開されますので、これをよく見ておけば、技術の動向等も確認することができるわけです。

#### (4) 権利を取得したい発明については審査請求を

出願したとしても、特許庁に対し審査の請求をしないと特許庁では審査をしません。

特許を取得したい場合には、審査請求をする必要がありますが、これは出願から3年以内に行う必要があります。また早期に特許を取得したい場合には、「早期審査制度」を活用することもできます。(115ページもっと詳しく！【早期審査制度とは】参照) いずれにしても、自分の大学が出願した出願については、この期限内に審査請求の要否を検討し審査請求できるよう、管理をする必要があります。

また、審査請求には概ね1件20万円程度(料金は特許出願における出願日及び請求項の数によって変わる)の費用がかかりますので、審査請求をして特許取得する意味があるか十分評価検討してから、審査請求を行うべきであります。出願時には評価し難かった事業性等も、出願から1年以上経過した時点では評価しやすくなっているものも多いと思われます。

共同出願した案件については、それぞれ単独でも請求することは可能ですが、共同出願相手はパートナーでもありますので、よく相談して審査請求の要否を判断し、最終的には「発明(審査)委員会」等にて審議、承認する必要があります。

## **(5) 審査は特許庁で行われる**

特許庁では、審査請求がなされた発明について審査をし、拒絶理由(新規性や進歩性等の欠如)があると判断したときには、その旨を拒絶理由通知として出願人に通知します。また、拒絶理由が発見されなかった場合には、その出願について特許すべき旨の査定(特許査定)を行います。

この拒絶理由の大半は、新規性や進歩性の欠如、明細書の記載不備に関するものですので、先に述べた先行技術調査、出願明細書の作成には、十分留意が必要です。

## **(6) 「拒絶理由通知」を受けた場合は内容を検討し対応**

特許庁から拒絶理由通知を受けたときには、出願人としての意見(反論)を意見書という形で特許庁に主張できます。また、その拒絶理由を解消するために一定範囲内で出願明細書や図面を補正することもできます。

いずれにしても、拒絶理由通知を受けたら、その内容をよく検討し、拒絶理由に対し意見書(反論)を提出するのか、拒絶理由を承服して権利取得を断念するのか、対応が必要です。そして、この拒絶理由に回答しない場合や、回答したとしてもなお拒絶理由を覆すことができない場合には、特許庁は、その出願について拒絶をすべき旨の査定(拒絶査定)を行います。この拒絶査定に対して出願人は、拒絶査定不服の審

判を行うこともできます。

## 大学がなすべき事項

---

### (1) 現状の把握

「権利化手続」に関しては、まずは次の点について、現状を把握すべきです。

- ・ 出願関係書類の管理、データベースの運営はどのように行っているか？
- ・ 審査請求の期限管理を、どのように行っているか？
- ・ 審査請求の要否の判断、審議、承認を誰が、いつ、どのように行っているか？
- ・ 出願完了以後の「活用」の推進活動はどのように行っているか？
- ・ 「拒絶理由通知」への対応はどのように行っているか？

### (2) 現状の解析、対策の検討

上記に従って現状を把握した上で、出願関係書類の管理、データベース、審査請求の期限管理、要否判断、「活用」の推進、拒絶理由対応等の必要な対策を検討すべきです。

特許出願された発明は、安定して実施・移転等ができるように早期に権利化されることが望まれる場合があります。

このような場合には審査請求されている出願について、通常の出願に優先して審査手続きされる「早期審査制度」があります。

この早期審査は、審査請求がなされている特許出願について、「早期審査に関する事情説明書」を提出して請求しますと、通常の出願に優先して審査手続きが行われます。

この早期審査の対象となります特許出願は次の通りです。

- ・特許出願人自身又は実施権者がその発明を実施している出願（実施関連出願）
- ・同一発明を日本以外の外国へも出願している場合（外国関連出願）
- ・特許出願人が、大学、短期大学、公的研究機関、承認若しくは認定を受けた技術移転機関（TLO）である場合
- ・特許出願人が、中小企業又は個人である場合

## 8. 特許査定・登録

### 〔特許査定・登録の段階ではどんなことに留意したらよいのでしょうか？〕

特許庁は、審査の結果、拒絶理由を発見できなかった場合や意見書等により拒絶理由が解消したと認められる場合に、その出願について特許すべき旨の査定（特許査定）を行います。

それでは、特許査定・登録とはどういうことなのでしょうか？ どんなことに留意したらよいのでしょうか？

#### (1) 特許査定・登録により特許権の効力が発生

出願人は、特許査定の際に特許庁から発送された日から30日以内に特許料を納付すれば、特許権の設定登録がなされ、その後特許公報に掲載されます。

この特許公報も公開公報と同様特許庁が発行しますので、出願人としては特許料の納付以外格別のことをする必要はありません。

また、この特許公報を見てその特許査定に不服のあるものは異議申立を行うこともできることになっており、審査の段階で見つからなかった文献等により特許が取り消される場合もあります。

このようにして、特許権の設定の登録がなされると、いよいよ特許権の効力が発生し、その後出願日から20年間経過する日まで有効となります。

#### (2) 特許権の維持には登録料の納付が必要

特許権の設定登録には、特許料の納付が必要なことは先に述べましたが、その後も特許権を維持していくためには特許料の納付が必要となります。この特許料は、第1年から第3年、第4年から第6年、第7年から第9年、と3年毎に設定され段階的に増額され、第10年以降はさらに増額されますが一定になります。また、この特許料は、請求項の数が多ければその分に見合って増額されます。

ちなみにこの特許料は、2004年度に改定され、改定された料金体系で、平均的出願（請求項数7.7項、維持期間9年）について特許庁が試算した結果によれば、16.737万円になりますので、あなたの大学が取得する特許権の数に見合った予算を確保しておく必要があります（料金は特許出願時期及び審査請求時期によって変わる）。

## 大学がなすべき事項

---

### (1) 現状の把握

「特許査定・登録」に関しては、まずは次の点について、現状を把握すべきです。

- ・「特許査定・登録」を受けて、その特許権の「活用」推進活動は、どのように行っているか？
- ・現在までに特許査定・登録を受けた出願の件数、今後の予測件数はどのようになっているか？
- ・登録料の予算の状況は、どのようになっているか？

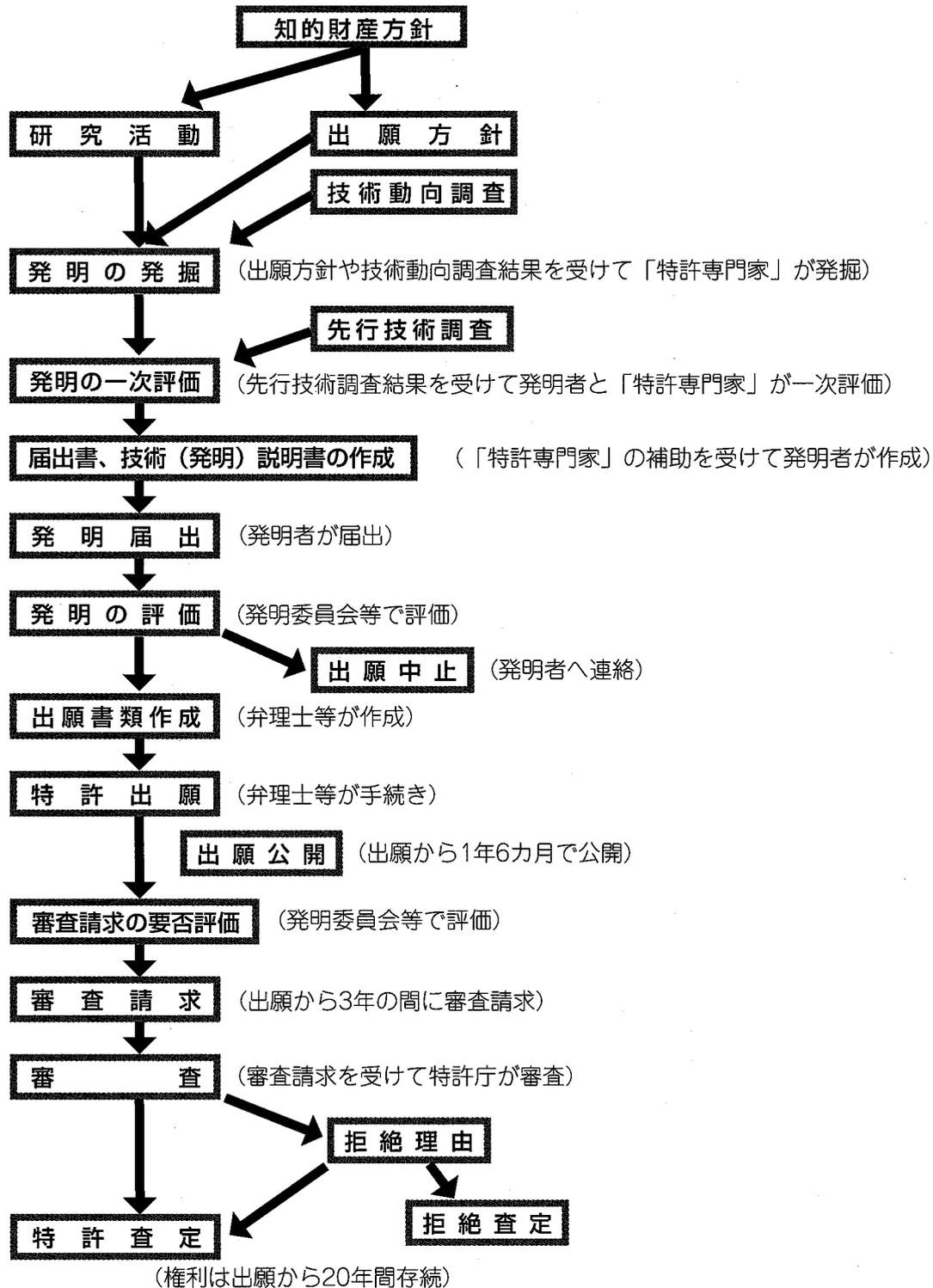
### (2) 現状の解析、対策の検討

上記に従って現状を把握した上で、「活用」の推進、登録料の予算化等の必要な対策を検討すべきです。

## 〔出願から特許登録までの流れはどのようになっているのでしょうか？〕

出願から特許登録までの流れを図3-7に示します。

図3-7 出願から特許登録までの流れ



## 9. 外国出願の概要

### 〔外国への出願は、どのように行うのでしょうか？〕

---

昨今、国内の市場だけを見ていたのでは事業が成り立たないといわれるまで、いわゆる経済のグローバル化が進んでいます。

大学における特許取得活動の目的も企業における「活用」ですから、このグローバル化の問題を避けて通ることはできません。ここでは、外国への出願についても知っておく必要があります。

#### 解説

#### (1) それぞれの国での特許取得が必要

日本で特許を取得したからといって、その効力が他の国にも及ぶわけではありません（属地主義）。例えば、その発明が主としてアメリカで活用されるということならば、アメリカにも特許出願する必要があるわけです。

#### (2) 外国出願の必要性

外国出願するか否かは、その発明が日本を含む世界でどのように「活用」されるかをよく検討して、翻訳等の時間もかかるため、国内出願時あるいは半年後くらいまでに判断しておく方がよいと思われます。出願費用は国によっても異なりますが数カ国に出願するとなれば、1件の出願に数百万円以上かかるケースもあります。

#### (3) 外国出願のルート

外国へ特許出願する場合、通常パリ条約ルートもしくは特許協力条約（PCT）ルートを利用して出願します。

パリ条約ルートの場合、優先権制度により、国内出願日から12カ月以内に出願すれば、国内出願日と同じ日に出願されたものとみなされることになっています。

また、PCTルートの場合には、出願したい国を指定して日本特許庁に日本語で出願でき、翻訳文は原則として30カ月以内（国によっては、20カ月以内）に提出することになっています。

### 大学がなすべき事項

---

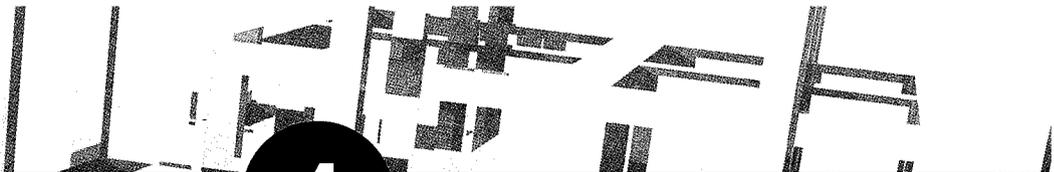
#### (1) 現状の把握

「外国出願」に関しては、まずは次の点について、現状を把握すべきです。

- ・ 「外国出願」の実績はあるか？
- ・ 「外国出願」のニーズは、どの程度あるか？

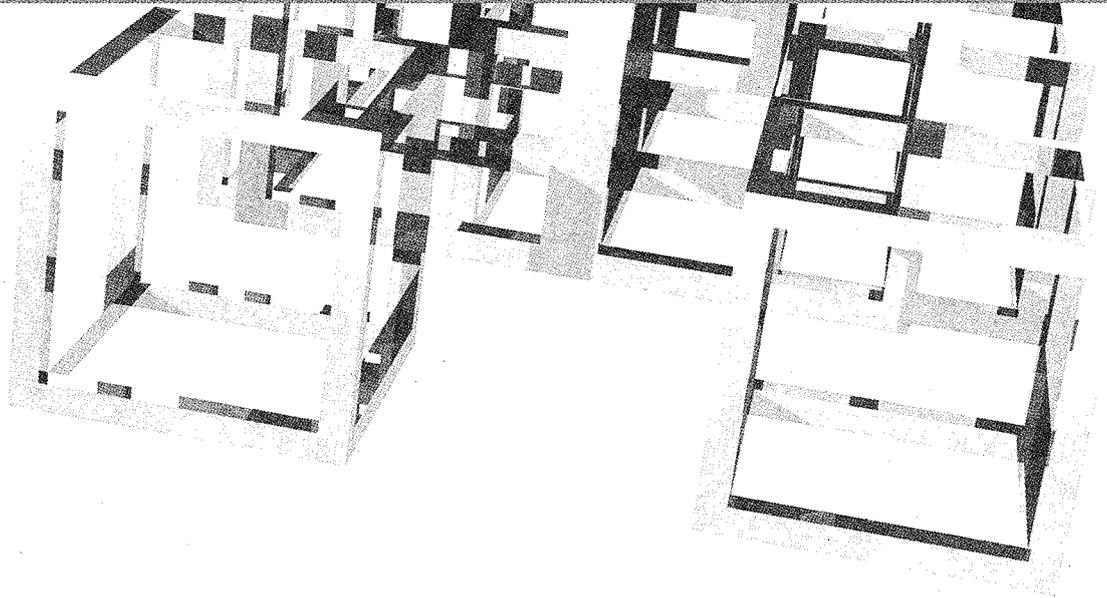
## (2) 現状の解析、対策の検討

上記に従って現状を把握した上で、「外国出願」に対する体制整備等の必要な対策を検討すべきです。



## 第 4 章

# 特許情報管理



特許制度は、産業上有用な発明を広く社会に公開する一方、その見返りとして発明者に対し独占排他的な権利を与え保護することにより、産業の発展を助長することを目的とするものです。

このように発明を社会に公開する手段として、特許情報があります。それでは、この特許情報とはどんなものなのでしょうか？ どのように利用したらよいのでしょうか？

本章では、この特許情報の特徴、利用方法等について概説します。



## 大学知的財産部門 自己診断チェックシート

| 第4章 特許情報管理      |                                | はい<br>○ | いいえ<br>× | 該当<br>ページ |
|-----------------|--------------------------------|---------|----------|-----------|
| <b>【特許情報】</b>   |                                |         |          |           |
| 4-1             | 特許の公報には、公開公報と登録公報があることを知っている。  |         |          | 124       |
| -2              | 特許出願から公開公報が発行されるまでの期間を知っている。   |         |          | 124       |
| -3              | 特許公報はどのようなときに発行されるか知っている。      |         |          | 124       |
| -4              | 特許公報の特徴をいくつかあげることができる。         |         |          | 125       |
| -5              | 特許公報の入手方法をいくつかあげることができる。       |         |          | 127       |
| -6              | 特許電子図書館（IPDL）を知っており、使ったことがある。  |         |          | 127       |
| <b>【特許調査】</b>   |                                |         |          |           |
| -7              | 特許調査の代表的な手段をいくつか知っている。         |         |          | 130       |
| -8              | 本学は、技術動向や企業動向を特許情報で調べたことがある。   |         |          | 130       |
| -9              | 本学は、研究着手前に特許技術調査を行ったことがある。     |         |          | 130       |
| -10             | 本学は、特許出願前に特許技術調査を行ったことがある。     |         |          | 130       |
| -11             | 本学は、他者権利の調査を行ったことがある。          |         |          | 131       |
| -12             | 特許調査の方法をいくつかあげることができる。         |         |          | 136       |
| -13             | 「パテントマップ」を知っている。               |         |          | 137       |
| <b>【特許情報管理】</b> |                                |         |          |           |
| -14             | 本学は、特許調査を迅速に行う手段が整備されている。      |         |          | 145       |
| -15             | 本学は、必要なときに特許調査を専門家に依頼できる体制がある。 |         |          | 146       |

## 1. 特許情報（特徴、種類と入手法）

### 【特許情報には、どのような特徴があるのでしょうか？】

特許情報として代表的なものは、公開特許公報と特許公報です。

これらの公報は、いずれも「技術情報」、「権利情報」としての性格を有しています。

公開特許公報は、出願されたほとんどの発明を出願後1年6カ月後に公開するものですので、技術情報としての側面が重要とされています。

また特許公報は、特許庁での一定の審査を経て発行されるものですので、権利情報としての側面が重要とされています。

それでは、これらの特許情報には、どのような特徴があるのでしょうか？

### 解 説

#### (1) 「公開特許公報」で新研究・新技術・新製品開発のヒントを得る

公開特許公報は、原則として特許出願後1年6カ月後にすべて公開されますので、これを見ることにより、世界の新研究・新技術・新製品の開発情報を得ることができます。

従って、公開特許公報により、発明・アイデア・新研究・新技術・新製品開発のヒントを得たり、自分の研究や発明についての客観的な評価を行うことができます。

#### (2) 「公開特許公報」で研究開発の重複を防ぐ

公開特許公報により、最新の研究・技術・商品開発を知ることができますので、重複した研究開発を防ぐことができ、その結果、効率的に新研究・新技術・新製品開発を進めることができます。また現在行っている研究が本当に新しいものかどうかを知ることができます。さらには、第三者の技術開発動向の把握、取り組むべき研究についての方向付け、将来の技術動向予測等も行うことができます。

#### (3) 「特許公報」で第三者の権利取得状況を把握し特許紛争を回避

特許公報（特許掲載公報）を調べることにより、その技術に関する第三者の特許（権利）を知ることができますので、第三者の特許（権利）を侵害することによる特許紛争を未然に回避することができます。

#### (4) 特許情報の特徴

##### ①あらゆる分野の最先端技術の開示

特許庁に係属している特許出願の内容は、出願日から1年6カ月を経過すると公序良俗に反するものを除き公開特許公報に掲載され、一般に公開されます。

##### ②あらゆる分野の権利情報を集約

権利が認められ登録された出願はすべて特許公報に掲載されるので、どのような技術分野にどのような権利が存在しているか把握できます。

##### ③豊富な書誌(的)情報と標準化された記載形式で発行

発明の名称、出願人、出願日等の書誌情報が統一されて記載され、特許請求の範囲、詳細な説明及び図面等の様式が定められています。また、書誌項目を示す世界的なコード(INIDコード)が記載されています。このため、外国で発行された特許情報でも容易に概要を理解できます。

##### ④国際的に統一された分類の付与

特許情報には、国際的に統一された分類(国際特許分類:IPC)等が付与されています。このため、外国の特許情報も比較的簡単に調査ができます。

##### ⑤豊富な加工情報

特許情報としては、特許庁から発行される公報形式での一次情報以外にも、抄録、索引類等の二次、三次情報が豊富に揃っているため、これらを使用することにより調査が非常に容易になります。また、情報が系統立てて蓄積されていますので、過去に遡った調査が容易に行うことができます。



## (2) 特許情報のアクセス法

先に述べたように特許情報には大変多くの種類がありますが、これら特許情報は、次のように情報提供されていますので、容易に閲覧、アクセスが可能です。

### ①特許電子図書館（Industrial Property Digital Library：IPDL）

日本国特許庁が明治以来発行している約4,800万件の産業財産権情報（特許、実用新案、意匠、商標、審決の公報類及び関連情報）がインターネットを通じて無料で提供されていますので、特別な閲覧施設に行かなくても、いつでも（独）工業所有権情報・研修館のホームページから、自宅からでも大学からでも特許情報の入手が可能です。（<http://www.ipdl.ncipi.go.jp/>）

現在提供されている主なサービスは次のとおりです。

#### ●表4-1 IPDLで提供される主なサービス

| サービス名   | 内 容   |
|---------|---|
| 初心者向け検索 | 指定したキーワードに基づき、簡単に特許や商標を検索することができます                  |
| 特許・実用検索 | それぞれの文献情報（公報）<br>特許分類の照会<br>※番号や分類・名称等から検索することができます |
| 意匠検索    |   |
| 商標検索    |   |
| 外国文献検索  |   |
| 審判検索    | 特許庁の決定に不服な場合に起こす訴えの、結果・内容                           |
| 経過情報検索  | 審査・審判・登録等の詳細な経過情報                                   |
| その他情報   | 技術分野別特許マップ、法規便覧などの情報                                |
| 文献蓄積情報  | IPDLで閲覧可能な文献の蓄積状態                                   |

### ②独立行政法人 工業所有権情報・研修館

特許庁の庁舎2階にある工業所有権情報・研修館では、特許公報等の特許情報の提供、産業財産権に関する相談等を行っています。特許公報等の閲覧は情報館各地方閲覧室でもごらんになれます。243ページ参考資料5. 関係機関問い合わせ先一覧（独）工業所有権情報・研修館閲覧室を参照して下さい。

### ③各経済産業局特許室

各地の経済産業局に設置されて、地域における新規事業の展開・技術開発・特許流通等の促進のための情報提供や検索に対する相談を行っています。244ページ参考資料5. 関係機関問い合わせ先一覧 経済産業局等を参照して下さい。

### ④知的所有権センター（IPセンター）

各都道府県に設けられた知的所有権センターでは、各種公報類が閲覧できるほか、

地域の産業に密着した産業財産権情報の提供、地域の産業特性や特定業種の集積等の地域技術の実態に合わせた技術分野別のライブラリが用意されています。245ページ参考資料5. 関係機関問い合わせ一覧 知的所有権センターを参照して下さい。

#### ⑤ 社団法人発明協会（JIII）

社団法人発明協会は、産業財産権制度の普及・振興に貢献するため各種相談をはじめ、特許公報類（CD-ROM公報、紙による合本・分冊等）、公開技報の発行など各種特許情報の提供サービスを行っています。（248ページ参考資料5. 関係機関問い合わせ一覧 発明協会を参照）

### 大学がなすべき事項

---

#### （1）現状の把握

まずは、あなたの大学において、特許情報に関し、どのような種類のものが、どのように整備され活用されているか、調査、確認すべきです。

#### （2）現状の解析、対策の検討

上記に従い現状を確認した上で、特許情報の活用がなされていない場合には、特許情報の特徴や活用策を研究者等に提示し、研究者のニーズを調査し、これを踏まえて、あなたの大学にふさわしい特許情報の整備、活用方策等を検討すべきです。

**●公表特許公報、公表実用新案公報**

特許協力条約 (PCT) に基づく出願の内容を日本語で公表した公報です (表記例: 特表平2-〇〇〇〇〇〇号公報)。国際調査報告の情報なども掲載されています。なお、特許協力条約に基いて国際公開された日本語特許出願の場合は「再公表特許」といいます。1996年1月からCD-ROM公報として発行されています。

**●登録実用新案公報**

1994年1月1日施行の新実用新案法 (1993年法) に基づき、無審査で実用新案登録された考案の公報です (表記例: 登録実用新案第3〇〇〇〇〇〇号公報)。実用新案権の設定登録後 (出願から通常半年後) に発行されます。権利情報としての機能もありますが、無審査なので権利情報としての確実性はありません。

**●公開実用新案公報**

出願内容のうち、書誌事項、明細書の要部 (請求の範囲、図面の説明)、図面、要約書などの内容を公開した公報です。1970年の公開制度導入により発行が開始されました (表記例: 実開平2-〇〇〇〇〇〇号公報)。1993年1月からCD-ROM公報として発行されています (新実用新案法適用のものについては発行されません)。

**●意匠公報**

特許庁における審査で拒絶の理由が発見されなかった意匠出願の内容を編纂して発行したもので、権利情報としての性格も有しています (表記例: 意匠登録第〇〇〇〇〇〇号公報)。

**●商標公報**

商標の審査においても1997年4月より付与後異議制度が導入されたため、公告公報の発行はなくなりました。

**●公開実用新案全文明細書**

実用新案登録願に添付された明細書全文および図面の内容をマイクロフィルムまたはCD-ROM媒体に記録したものです。実用新案の公開公報は要部公開ですから、出願内容の詳細を調べるにはこの明細書全文にアクセスする必要があります。記録媒体は1993年1月7日まではマイクロフィルム、それ以降はCD-ROMになっています。

**●公開特許英文抄録 [Patent Abstracts of Japan ; PAJ]**

公開特許公報の書誌事項、抄録及び代表図面を英語に翻訳し、1ページにまとめたものです。1976年から1993年までに発行された公開特許公報に対応する330万件については、69の技術分野にわけて99枚のCD-ROMに収録されています。1994年以降は公開日順にCD-ROMに収録して発行しています。

**●公開特許出願抄録**

公開特許公報について、書誌的事項、抄録、請求の範囲、図面等を3件1ページにまとめた抄録誌で、(株)パトリスより提供されています。

## 2. 特許調査（調査の目的、方法）

前項では、特許情報の特徴、種類などに関し、概説しました。それでは、これら特許情報を調査する目的にはどのような目的があるのでしょうか？ その調査の方法にはどのような方法があるのでしょうか？

### 〔特許調査には、どのような目的があるのでしょうか？〕

特許調査を行う目的は種々ありますので、これを知的創造サイクル（「創造」⇒「保護」⇒「活用」）の進展に沿って「創造」（研究開発の企画・立案、遂行）、「保護」（研究成果の保護、特許出願）、「活用」（研究成果の事業化等）の順に概説します。

### 解説

#### （1）研究開発の企画・立案段階での動向調査…技術動向調査（目的：技術や企業の動向把握）

研究開発や商品企画の参考とするために研究開発や商品企画段階で、過去から最近までの情報を広く収集して技術動向等を分析・把握するために行う特許調査で、一般的には「技術動向調査」といわれています。特定の技術に関する動向や特定の出願人の動向の把握をする場合に行われています。

#### （2）研究着手時の特許調査…技術動向調査（目的：重複研究の防止等）

新しい研究開発をスタートさせる際には、学術論文の調査だけでなく、その分野及び類似の技術分野の先行技術がどのようなになっているのかを調査するために行う特許調査で、単に重複研究を防ぐだけでなく、周辺技術やその後の研究のヒントを得ることもできます。

#### （3）特許出願前調査…出願前新規性調査（目的：出願戦術の検討）

研究が進展しますと発明が生まれ、これを出願しようとするときには、既に公知となっている発明かどうかを事前に調査します。そして、どのような権利範囲にすればよいか、新規性や進歩性はどうかなど出願戦術を決定するためにもこの調査を行います。これにより、権利化される見込みのない発明や、権利範囲が狭く企業等で「活用」される見込みのない発明に要する出願費用などの無駄な支出を抑えることができます。ちなみに、2002年の特許法の改正で日本でも米国と同様な先行技術文献開示制度が導入され、明細書に先行技術を開示することとなりました。

#### **(4) 他者権利調査 (目的：侵害予防)**

研究成果を「活用」(事業化等)する前には、他者の特許権等を侵害していないことを確認するために、他者権利の調査を行います。

他者の特許に抵触すると製造販売の差し止めや損害賠償の可能性があるからです。

#### **(5) 公知例調査 (目的：問題特許の無効資料調査)**

自分の事業の障害となる問題特許が判明したときや他者(特許権者)から侵害の警告を受けたとき等には、その特許の無効資料を探し出すための公知例(特許無効)調査を行います。その特許が審査終了前である場合には、情報提供という形で調査内容を特許庁に提出し、権利化を未然に防止します。また、特許査定後である場合には、特許異議の申立てや無効審判等を行います。

何故、今、大学の試験研究（リサーチツールの利用）における他者特許の使用についての問題が議論されているのかを説明した上で、かかるリサーチツール特許の使用に際しての留意点について説明します。

### 1. 大学の試験研究（リサーチツールの利用）が今、何故特許法上問題となっているのか

特許権の効力については、特許法68条に「特許権者は、業として特許発明の実施を占有する」と規定され、業としての実施に限り独占権を保証しています。しかし、かかる業としての実施であっても試験研究のための実施は、本来技術発展のために行う行為であり、かかる目的行為にまで権利を及ぼすことは産業の発達を目的とする法趣旨に反し、権利者にも支障が少ないとの考えから、特許法69条は「特許権の効力は試験研究のためにする特許発明の実施には及ばない」と規定しています。

かかる規定があることから一部の研究者や大学においては、

- ①大学での研究は「業ではない」から大丈夫です。
- ②大学の研究は「試験研究のため」だから大丈夫です。

と安易に考えられています。しかし、このような認識は研究継続を困難とする事態に至らしめる危険性があることが最近のアメリカの判例でクローズアップされてきました。代表的には「Duke大学」の自由電子レーザーの発明にかかる事件（*Madey V. Duke University*, 307 F. 3d 1351 Fed. Cir. 2002）であり、大学側は、「自らは教育活動を行う機関であり、かかる使用は試験研究であるので、特許侵害とはならず、従って差止請求は不当」という主張に対して、判決は「試験研究は、娯楽のため単なる好奇心を満たすため、または、厳格な哲学的真理追求のために限って認められる」とし、試験研究の例外には当たらないとして差止め請求を容認しました（参考資料1）。我が国においても浜松医科大学でのガン転移モデルマウスに関する特許訴訟が提起されました（参考資料1）が、この事件は試験研究の論点でなく決着したためわが国でのこの問題に対する判決事例はありません（参考資料9）。しかし、従来より、我が国においては、68条でいう「業としての実施」とは家庭的、個人的な営み以外での実施と広く解釈され、大学の研究行為は「業としての実施」に該当するものと解され、また従来より69条でいう「試験研究」は、染野教授によれば「特許性の調査、機能調査、改良発展」であると限定されて解釈されてきています（参考資料9）。従って、わが国においても「Duke事件」は、対岸の問題ではないとするのが一般の見方であり、このような実情から特許庁は、パンフレットで試験研究（リサーチツール）の注意を喚起したところであります（参考資料7）。近年においてバイオ関係の遺伝子関連技術やリサーチツールの研究が活発に行われるようになってきていますが、かかる技術の特許権は非常に汎用性が高く代替性が乏しいために、かかる技術の上流での特許権（例えば遺伝子特許）の取得によりこの分野の後続の研究開発や下流に位置する研究開発（例えば医薬）が制限され、かかるリサーチツールの使用が必須となる医薬、バイオ研究活動にブレーキがかかるのではな

いかと懸念されています（参考資料1）。一方、研究に対してインセンティブを付与し国際競争に対応していくためにもかかる先端研究のリサーチツール研究の成果である特許権を尊重しなければならないという側面もあります。このような時代背景にあって特許権を尊重しつつ研究の自由度を高めるという「発明の保護と利用のバランス」をどのように求めるかが産業政策および科学技術政策としての大きな課題となっています（参考資料2、参考資料3、参考資料4）。

知的財産に関する国際的な取り決めである TRIPS 協定30条は「加盟国は、第三者の正当な利益を考慮して特許により与えられる排他的権利について限定的な例外を定めることが出来ます。但し、特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする」と規定し、特許権の効力の緩和には制限的であります。この問題と関係して我が国には、利用発明（92条）、不実施発明（83条）、公益的な発明（93条）に関して裁定制度（強制実施権）を設けています。かかる制度は、これまでのところ制限的なもので裁定制度の利用は皆無なのが実情であります。

また、日米特許庁間により強制実施権については、司法、または、行政手続を経て反競争的と判断された慣行の是正または公的、非商業的利用の許可以外には利用発明関係の強制実施権の裁定は行わないとしています。このような合意を緩和し、利用特許（92条）や公益的な特許（93条）に関しては、裁定制度の活用を緩和していくことや国などから支援を受けた特許（バイドール）に関しての利用制限を緩和すること等多くの提言もみられます（武田薬品の藤野氏がかかる問題に対しての具体的提案を行っています（参考6）。私見ではありますが、特許の保護対象の性質は拡大しており一律に同様な保護のあり方は見直されるべき時期に来ているように思われ、保護対象毎に保護のあり方を個別に規定している著作権法を参考にして検討すべき時期ではないかとも思われます。例えば、著作権36条のように必要な範囲での著作物の利用を認め、保証金を支払う制度なども参考にし、特許権を尊重した形での何らかの「実験の自由の確保」の模索がなされることが期待されるところであります。また、欧米の本問題に対しての動向も注目されるところであります（参考資料5）が、リサーチツールの特許問題は国際的にも大きな課題であるもののその解決の方向は短期には見出せない状況にあるように思われます。

## 2. 大学としての対応

大学としても少なくとも研究活動が突然に差止められることがないように積極的にかかる「実験の自由の確保」に向けての提言を行っていく必要があると思われま

しかし、現実問題として大学は、かかるリサーチツールを使用した研究に対してどのような対策がなされるべきかについては、現状の特許法及びその運用を尊重して自らの研究がこのような問題に巻き込まれぬよう最低限の対応は必要と思われま

他人の権利を使用する点の留意事項

- リサーチツールの特許問題についての学内周知を行う（特に医学部、バイオ関係）。この場合に過度に研究のブレーキとならないよう対応策も含めて周知する必要があります。
- リサーチツールの活用に関し特許調査を行うこと。特許権の効力は原則として特許権が

成立した後であるが、出願中の問題特許を調査することも必要であります。

- 問題となる可能性がある特許に関しては、特許性判断と抵触判断に関してはその特許の成立性、最終的なクレームの予測も重要です。出願中の問題特許については、優先審査制度（48条の6）、審査請求（48条の2）などを行い早めに審査結果を知ることも考慮すべき点です。特許性のないものに関しては、関連情報を特許庁に提出する情報提供の活用も有効です。但し、遺伝子バイオ関係の審査基準が揺れ動いているという特許性判断の困難さも別の問題点であります。
- 特許性判断は、知的財産本部を通して専門家判断に委ねるべきと思います。かかる判断には専門的知識が必要であり素人判断は先々問題を起すことが多いからであります。
- 研究に利用しようとしているリサーチツールが他人の特許に抵触し特許性が高いものと判断された場合には、他人の権利を尊重し、権利者に対しての交渉を進めるなど法的な処置を知財本部などを通じて進めることも肝心であります。
- リサーチツール特許と実施した成果物との関係が問題となる場合があります。  
リサーチツールを利用して得た成果物にはツールが残らない場合と残る場合とがあります。残らない場合は、ここで論述したツールの使用が特許侵害になるかどうかの問題となります。成果物にツールが残る場合には、その成果物を利用した形で成果物が販売、利用されるので、たとえその新しい成果物に他人の特許が取得できたとしても利用抵触として特許侵害問題が残ることになります（72条）。具体的には、ゲノム創薬における下流の医薬品の特許は、上流の遺伝子特許を利用している場合には、自らの医薬の特許の実施には上流の遺伝子特許の利用となりライセンスを受けなければ実施できないこととなります。
- リサーチツールは単なる試験方法や評価方法としての特許となる場合には、その特許権の効力はその試験方法や評価方法の使用に留まります。しかし、そのツールが物を生産する方法として結果物を生じるものである場合には、その方法特許はその方法により生じた物にも特許権の効力が及ぶ点に留意する必要があります（2条3項）。分かり易い例で説明すると、靴の製造方法の特許は、その製造する方法の実施の他、その方法によって生産された靴にも特許権の効力が及びます。しかし、靴の生産機械の特許は、その機械の製造や販売に特許権の効力がありますが、その靴製造機械から生産された靴には特許権の効力が及びません。靴の評価方法の発明は、靴の製造方法の発明ではないので靴には特許権の効力が及ばないと解されます。このような観点でリサーチツール関連の特許権の効力を考慮する必要があります。
- 特許権のあるリサーチツールであっても正当に購入したものであれば特許権の効力が消尽し実施に問題はありますが、研究用としてそのツールを自ら製作して研究する場合には侵害の問題が発生するので留意すべきであります。特許権者とのMTA（Material Transfer Agreement）の問題として特許権者と交渉によりツール使用許可を得て進めることが好ましいといえます。

#### 大学がリサーチ特許を持っている場合の留意事項

- 大学自体がリサーチツールの特許権を取得している場合には、特許法の目的である「発

明の保護と利用を図ることにより発明を奨励しもって産業の発達に寄与する」の趣旨から性急なる権利行使をとることを慎重にし、相手との交渉を進めつつ自らの権利保護をも求める姿勢が求められるものと考えます。

- 研究推進を広く進めるという大学の使命からリサーチツールの特許に一定の保護を求めつつMTAとして広く他の研究機関に利用を図る大学の姿勢も必要かと思われれます。
- リサーチツールの強力な特許権の効力を利用して正当な特許権の効力を超えたライセンス交渉や相手の研究の制限は、独占禁止法との関係で問題となる可能性がある点を考慮すべきであります（所謂リーチスルーライセンス）。
- 独占禁止法上の不公正な取引として留意すべき行為としては、上記リーチスルーライセンスの他に研究段階で自己のリサーチツールの自由な使用を認め黙示的にその利用を認めつつ利用者が業を開始する段階において特許侵害として訴える行為やリサーチツール提供に際して特許権の有効性を争わない所謂不爭契約を結ぶこと、提供したリサーチツールから発生した特許を義務的に帰属を求めるアサインバックなどであり（参考資料10）権利保有者としても留意すべき点であります。

#### 参考資料

- 1) 辻丸光一郎 「バイオ特許の実務」 経済産業調査会（平成16年）
- 2) 産業構造審議会 第6回、7回 「特許戦略計画」（平成16年）
- 3) 秋元浩 国際特許流通セミナー2005 「ライフサイクルと知財ゲノム創薬」
- 4) 石埜正穂 「生命科学分野の特許発明に関する試験研究の実施を担保する環境」；知財管理, vol54 no11 (2004), 1613-1621
- 5) 中山一郎 「日米比較から見た特許権と「実験の自由」の関係について」；AIPPI, vol48 no6 (2003), 436-472
- 6) 藤野政彦 「医薬、医療分野における知的財産戦略」武田薬品
- 7) 特許庁パンフレット 「研究成果を特許出願するために」
- 8) 相沢英孝 「バイオテクノロジーの特許法による保護について」；知財管理, vol52 no1 (2002), 15-21
- 9) 染野啓子 「試験研究における特許発明の実施」；AIPPI, vol33 no3 (1988), 2
- 10) 公正取引委員会 「新たな分野における特許と競争政策に関する研究報告書」

【岡田隆三 （社）発明協会 知的財産管理アドバイザー 香川大学客員教授】

## 【特許調査には、どのような方法があるのでしょうか？】

特許調査の手法としてはデータベースを使用した機械検索とマニュアル調査があります。手元に分類整理された特許情報が存在するときや調査漏れが許されない調査のときはマニュアル調査が行われますが、動向調査等のように少々の漏れが許容されるときには、一次的な洗い出しとして機械検索による特許調査が一般的に行われています。

最近では各種のデータが整備され、質も向上しましたので、機械検索による特許調査が行われる割合が大きくなってきています。

### 解 説

#### (1) マニュアルでの特許調査

マニュアルによる特許調査は、分類整備されている特許公報や技術文献を手めくりで調査して、目的の公報・文献を探し出す方法です。手めくり調査は、タイトルや図面や本文を見ながら判断して、探している内容に関係しそうな公報については、その場でその公報につき全文を隅から隅まで目を通すことができるため、調査の精度が高く、調査漏れが少ない調査ですが、調査対象公報・文献が多いときには時間と人手が大変にかかるという欠点もあります。

#### (2) 機械検索による特許調査

機械検索による特許調査とは、コンピュータを用いて、国際特許分類（IPC）や技術用語等の条件を指定して希望する特許公報を検索抽出する特許調査です。（138ページもっと詳しく！【国際特許分類】を参照）大企業では自社内で検索データベースを保有し使用している会社もありますが、一般的には特許庁の発行しているCD-ROM公報や民間情報サービス業者等が発売しているCD-ROM、特許電子図書館、商用データベースを利用して行われます。

機械検索の結果をマニュアル調査で検証し、条件式を修正しながら再度機械検索を行っていくという機械検索とマニュアル調査との組み合わせにより特許調査の質を向上することも必要になります。

#### (3) 特許電子図書館（IPDL）の利用

特許電子図書館により特許調査を学内で行う環境がだんだん整備されてきていますので、各大学にあっては、まずは特許電子図書館の利用を図るべきです。

しかしながら、特許調査を学内で行えないときには特許調査を外注に出すこともで

きます。特許調査を外注するときには、機密保持等信頼できるところを選ぶことは当然ですが、調査目的を的確に伝える意思疎通を図ることも大変に重要になります。

#### **(4) 特許分類の活用**

先にも述べましたが、特許情報の蓄積量は膨大（日本の特許庁発行分だけでも約4,800万件）ですので、この中から必要な情報を探し出すのに役立つのが技術内容に応じて分類されている特許分類です。

わが国の公報類には、世界各国が共通に使用できる国際特許分類と、この特許分類をさらに細分化した日本固有の分類が使用されています。（140ページもっと詳しく！【日本固有の分類】を参照）

#### **(5) 特許情報の整理（特許マップ）**

特許調査は、先に述べましたように種々の目的をもって行うわけですが、特に技術動向調査には際しては、調査した情報をいかに分析し、加工・整理し利用しやすくするかもたいへん重要であります。このような観点から、利用しやすい形態、例えば、図面、グラフや表などにして、視覚的に表現したのが特許マップ（パテントマップ）です。

### **大学がなすべき事項**

---

#### **(1) 現状の把握**

まずは、あなたの大学において、特許調査に関し、どのような種類の調査が、どのように行われているか、調査、確認すべきです。

#### **(2) 現状の解析、対策の検討**

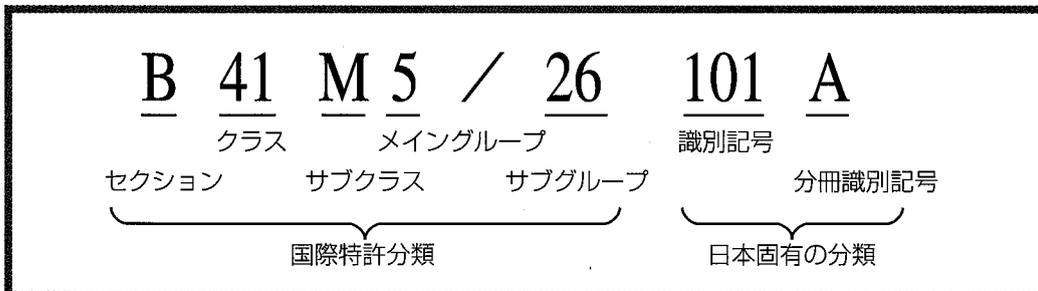
上記に従い現状を確認した上で、特許調査がほとんど行われていない場合には、特許調査の目的、種類、方法等を研究者等に提示し、研究者のニーズを調査し、これを踏まえて、あなたの大学にふさわしい特許情報の入手、活用方策等を検討すべきです。

国際特許分類

国際特許分類 (International Patent Classification 略してIPCと呼ばれています) は、発明に関する全技術分野をAからHの8つのセクションに分け、それぞれを段階的に細分化しています。

国際特許分類表は、各セクションごとに、特許庁のホームページから簡単にダウンロードすることができます。

すべてのセクション・クラスの一覧は参考資料2. 国際特許分類表を参照して下さい。



国際特許分類の表記方法

国際特許分類は、セクション、クラス、サブクラス、メイングループ、サブグループへと順次階層的に細分化されています。

①セクション、サブセクション

セクションは、特許の対象である全技術をAからHのアルファベット大文字1個からなる表示記号で表されます。サブセクションには表示記号がありません。

●セクション

- |            |                              |
|------------|------------------------------|
| A 生活必需品    | 農業、食料品；たばこ、個人用品または家庭用品、健康;娯楽 |
| B 処理操作;運輸  | 分離;混合、成形、印刷、運輸、マイクロ構造技術；ナノ技術 |
| C 化学；冶金    | 化学、冶金                        |
| D 繊維;紙     | 繊維または他に分類されない可とう性材料、紙        |
| E 固定構造物    | 建造物、地中削孔;採鉱                  |
| F 機械工学;照明; | 機関またはポンプ、工学一般、照明;加熱、武器;爆破    |
|            | 加熱;武器;爆破                     |
| G 物理学      | 器械光学、原子核工学                   |
| H 電気       |                              |

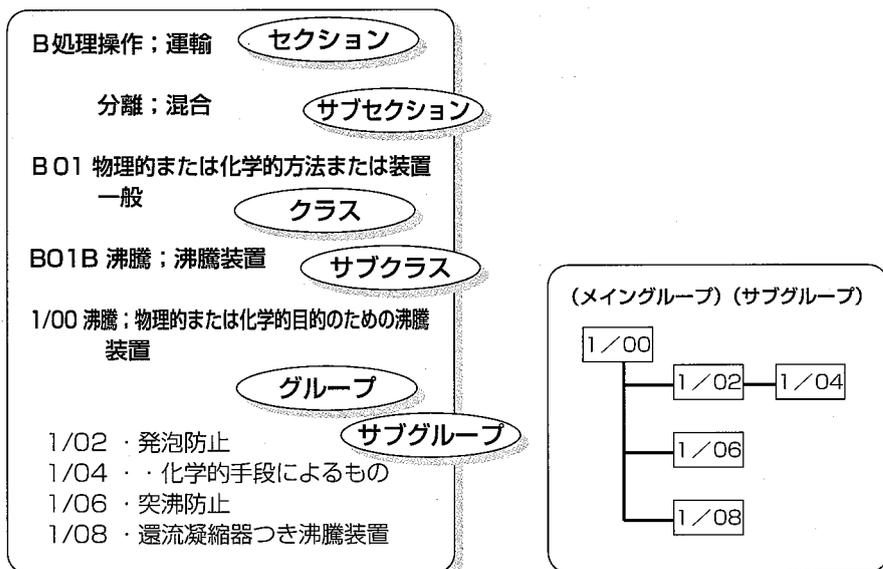
②クラス、サブクラス

クラスは、セクションを細分化したものであり、セクション記号に2つの数字をつけた表示記号で表されます。サブクラスは、クラスを細分化したものであり、クラス記号にアルファベットの大きい文字1個をつけた表示記号で表されます。

③グループ、サブグループ

グループは、サブクラスを細分化したものであり、メイングループとサブグループからなります。サブグループのタイトルは、メイングループに含まれる事項の一部を抜き出した記載であり、ドット「・」はその階層を示しています。

●国際特許分類の階層構造



日本固有の分類

国際特許分類（IPC）は、国際的に統一して利用されていますが、日本では独自に、識別記号、分冊識別記号等を作成して、この国際特許分類記号に付加して技術内容をさらに細分化しています。

① 識別記号

識別記号には、展開記号とファセット分類記号の2種類があります。IPC第7版における項目数は、展開記号が約11,100、ファセット分類記号が約400です。

イ) 展開記号

展開記号とは、IPCの最小単位であるグループをさらに細かく展開するために用いる101から始まる3桁の数字からなる記号です。展開記号にもグループと同様に階層を示すドットが付されており、IPCと連続した階層を持っています。

ロ) ファセット分類記号

ファセット分類記号とは、IPC分類表の所定の範囲（例えば、サブクラス又は複数のグループ範囲）にわたって、IPCの分類展開とは異なる観点から展開されている3個の英文字からなる記号です。

A61K 医療用、歯科用または化粧品用製剤

6/00 歯科用製剤

6/02 ・義歯のための、歯の充填または被覆のための製剤の使用

6/04 ・金属または合金の使用

6/08 ・天然または合成樹脂の使用

6/083 ・炭素-炭素不飽和結合のみが関与する反応によって得られる化合物

500 ・アクリル系化合物（シアノアクリレート系化合物を除く）

510 ・シアノアクリレート系化合物

530 ・重合方法、硬化剤に特徴のあるもの

A61K 医療用、歯科用または化粧品用製剤

ファセット分類記号

適用範囲 6/00～49/04

AAA ・神経系に作用する医薬

AAB ・中枢神経系に作用する医薬

AAC ・中枢神経抑制剤

AAD ・全身麻酔剤

AAE ・催眠剤、鎮静剤

AAF ・抗てんかん剤

AAG ・解熱剤

AAJ ・中枢神経興奮剤

AAK ・抗抑うつ剤

② 分冊識別記号

分冊識別記号とは、IPC又は展開記号をさらに細かく展開するために用いる記号です。  
この記号は、「I」と「O」を除くA～Zのアルファベット1文字を使用しています。

|                   |  |
|-------------------|--|
| <b>C07 F</b>      | 炭素、水素、ハロゲン、酸素、窒素、硫黄、セレンまたはテルル以外の元素を含有する非環式、炭素環式または複素式化合物<br>(金属含有ポルフィリンC07D487/22) |
| <b>C07 F 1/00</b> | 周期律表の第一族の元素を含有する化合物<br>A 1族<br>B 1A族<br>C 1B族<br>D Rb<br>E Fr<br>Z その他             |
| <b>C07 F 1/02</b> | ・リチウム化合物   |
| <b>C07 F 1/04</b> | ・ナトリウム化合物  |
| <b>C07 F 1/06</b> | ・カリウム化合物   |

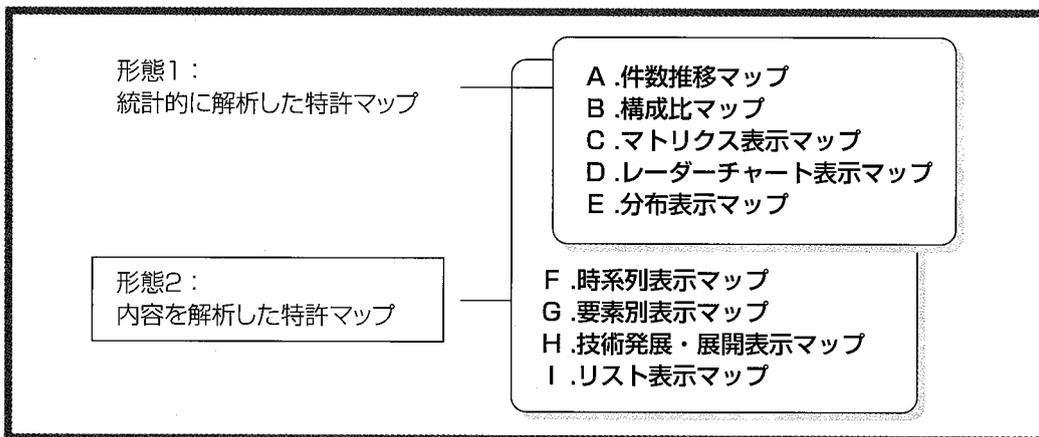
③ F I

F I (File Index) とは、特許庁内のサーチファイルの編成に用いられる分類で、[IPCの完全記号(サブグループまでの記号)+3桁の数字及び/または1桁のアルファベット]で表されています。

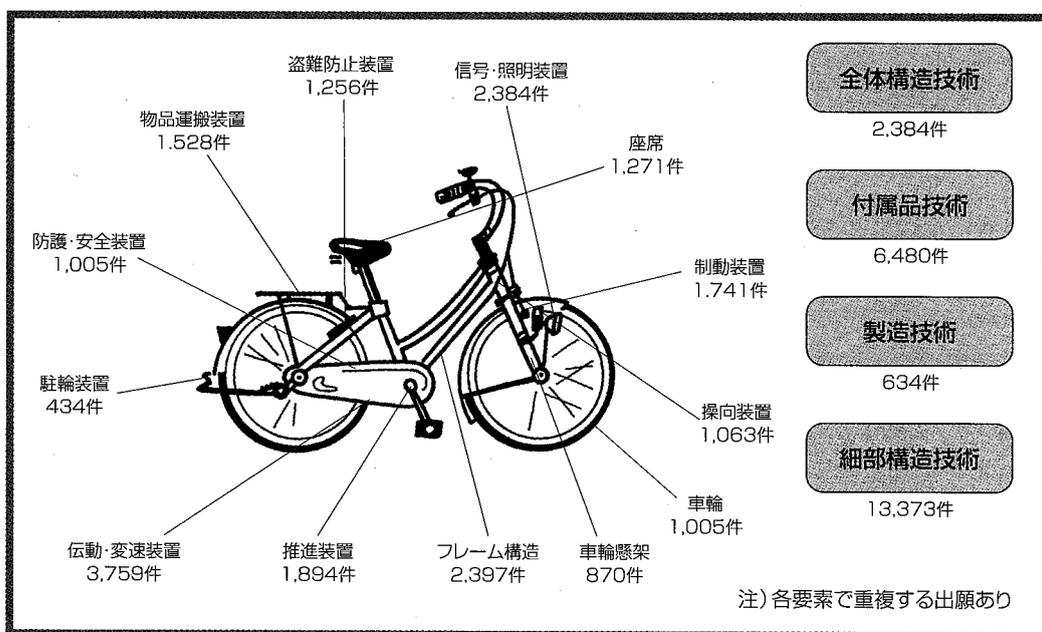
多くの特許文献が集中するIPCの分類個所に、技術を細分化して識別できる記号体系が加えられています。

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| IPC記号             | A21D 2/04       |
| IPC記号+分冊識別記号      | B01D 53/02 B    |
| IPC記号+展開記号        | B31B 1/00 301   |
| IPC記号+展開記号+分冊識別記号 | B65G 1/04 505 A |

特許マップの代表例



(注) 特許マップA～Eについては、統計的な解析により作成される場合と、それぞれの内容を解析して作成される場合の両方があります。



要素別表示マップ

特許マップの一つに「要素別表示マップ」があります。このマップでは、その製品の要素技術別の特許が表示されて、特許の件数から、将来の動向を予測したり、開発の重点部分などを知ることができます。

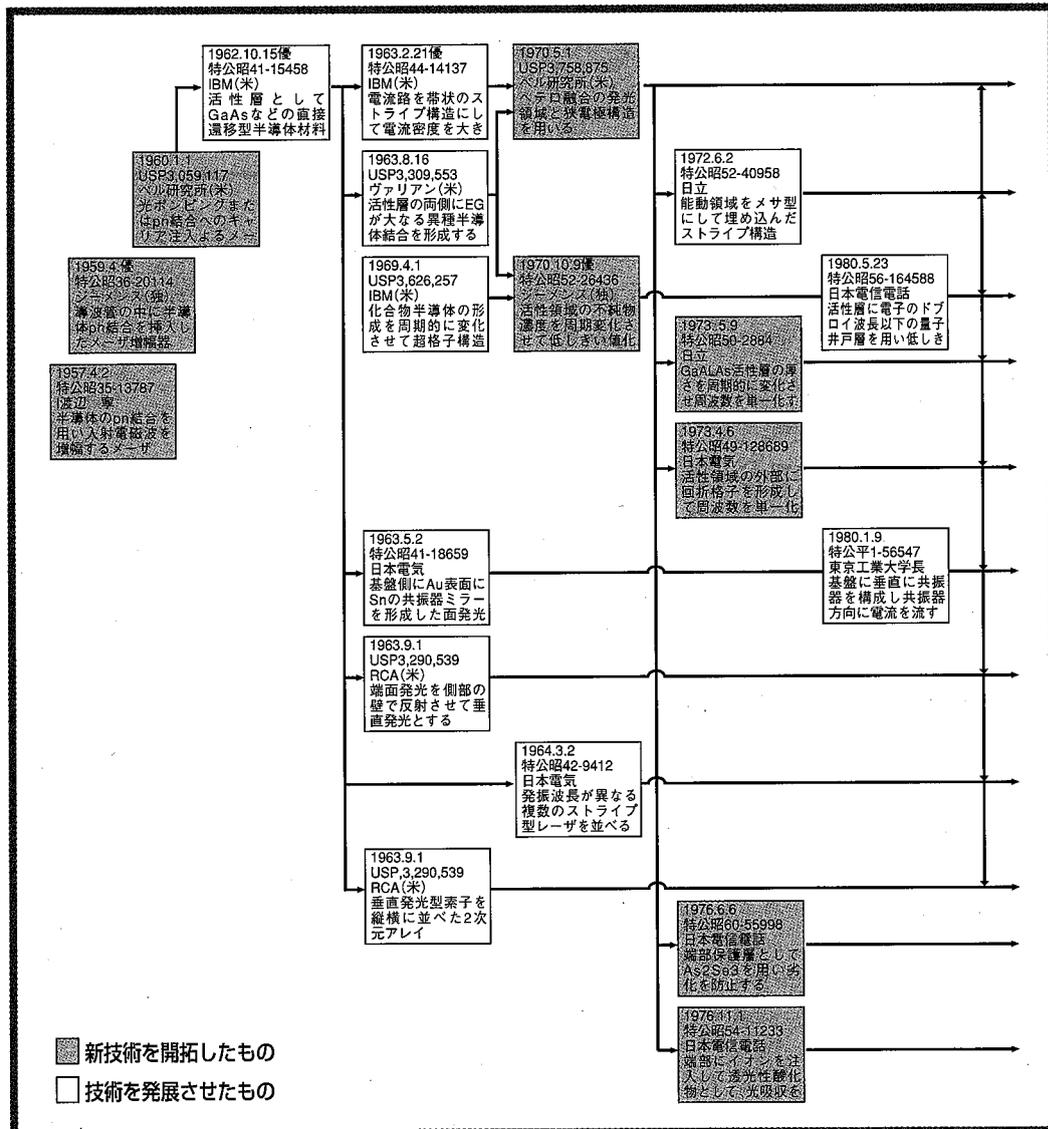
自転車は1台あたり200以上の部品からなるアッセンブル商品であり、これを構成する技術は多岐に広がっています。これらの技術に関する特許と実用新案は約22,000件（1971年から1996年出願分）にのぼっています。

基本的な構成は100年以上前に確立されていますが、現在もなお低価格、高性能で消費者の興味を引く製品の開発が進められています。

### 技術発展表示マップ

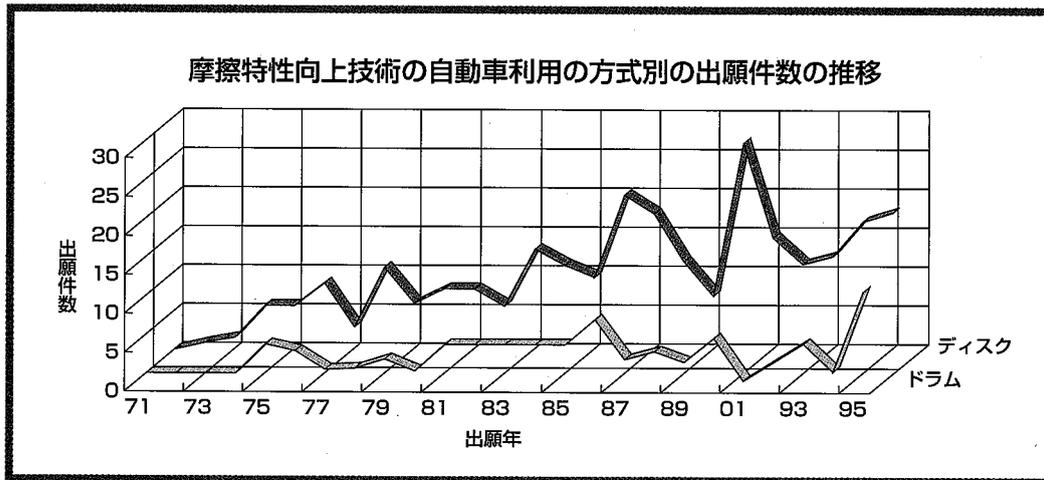
核になる技術とその改良技術などを時系列に並べて表示してあり、技術全体のトレンドや発展過程を知ることができ、新しい技術を予測するヒントが得られます。

1957年に半導体レーザに関する世界最初の発明が日本人の手により特許出願されたことは特筆すべきです。その1年後にドイツ、3年後に米国から同様な出願が続き、その後のデバイス開発は米国が中心となり、室温でレーザ発振させるために、発光効率を高めるための発明、しきい電流を小さくするための有力技術の発明が生まれ、1970年に室温発振に成功しました。その後、日本が中心になって実用化のための低しきい値化技術(1970年)、縦モードの単一化技術(1973年)、劣化防止技術(1976年)などの発明がなされました。



### 件数推移マップ

比較すべき技術要素や方式毎に、出願年を横軸に出願件数をプロットしたもので、棒グラフや折れ線グラフで表現されます。技術開発の開始時期、急増時期、退潮時期をとらえることができます。



また、X軸に技術到達レベルの指標となる目標値を、Y軸に技術分野をプロットして分布の濃淡を描き、開発の主流となっている技術分野を把握するとともに今後発展する分野を予測する「分布表示マップ」などがあります。

### 既存の特許マップの活用

特許庁では、技術分野毎の特許マップを作成しており、特許庁ホームページや出版物として発明協会が発行しています。具体的な調査に入る前に参考にとすると、効率よく調査が行えます。

### 3. 特許情報管理、その他

#### 〔特許情報管理は、どのように行ったらよいのでしょうか？〕

特許情報にはいくつかの活用目的があり、また特許情報には多くの種類があること、特許調査にもいくつかの目的があり、調査の方法も種々あること等を先に述べました。特許情報を活用し、種々の特許調査を行っていくためには、これら特許情報の管理が必要になってきます。

#### (1) 大学においても、特許情報管理が必要

一般的な企業においては、特許情報は最新の技術情報、権利情報でもあり、また経営情報でもあることから、膨大な特許情報の中からその企業に関連のある特許情報を収集し、関連部門が有効に活用できるよう体制を整備し、効率的に関連特許情報を活用し企業活動に貢献できるよう特許情報管理体制を整備しています。

従来は各種の紙の特許情報から必要な情報を取捨選択して収集して活用していましたが、現在はCD-ROM公報等の電子情報を購入して、オートチェンジャーと社内LANを使用して、速報調査（特許情報が発行される都度必要な特許情報をあらかじめ決められた部門や人にメールで送付）と遡及調査（必要の都度に調査目的に合わせて行う過去に遡って行う特許調査）を行っている企業もあります。

このように、最近特許情報を取り巻く環境は、大きな変化をしてきており、情報の提供手段、利用手段もインターネットが主流になってきています。

このため、従来に比し、低コストでしかもスピーディーに情報管理体制を整備する環境がととのいつつあります。

具体的には、これからの大学にあっては、企業と同様、特許情報を迅速かつ効率よく活用できる体制を学内に作り上げる必要があります。

#### (2) 大学における特許情報管理体制の整備

##### ①特許情報の収集、特許調査に関するツールの整備

大学の研究においても特許情報の活用が必要であることについては、既に述べた通りで、この収集システム（仕組み）をどのように構築していくかは、大学の規模や必要性等により異なります。

理想的には、CD-ROM公報等を揃えていくべきですが、相応の費用もかかりま

す。

費用をかけられない場合には、特許庁の特許電子図書館（IPDL）の利用、その他データベースの利用等で対応することも可能です。その場合には特許情報の収集ルート、調査ルートをいくつか事前に決め、大学の研究者、知的財産部門等が利用できるように体制を整備しておくことも必要です。また、特許庁で行った調査結果に基づく出願系統図や特許マップや特許流通支援チャート等その他調査結果文献は大学に関連している技術分野のものは参考になりますので入手し活用することも必要です。

## ②特許情報及び特許調査に関する大学内教育や啓蒙活動

特許検索アドバイザーを活用したり、外部研修会等を活用して大学内の研究者や知的財産部門構成員の教育啓蒙が必要になります。特に活用するデータベースにより高度な熟練を要する場合には特定の人レベル向上を図り、その人から他の人への教育啓蒙が効果的です。

## ③特許調査に関する学内の取り決めや規定や体制の整備

大学内での特許調査の基準、特許調査を外注に出すか内部で行うかその基準をどうするか、特許調査目的別の調査担当者（研究者や知的財産部門がどの程度行うか）、特許調査依頼方法及び依頼書等の特許調査に関する学内取り決めを作成し、オーソライズし、周知徹底を図り、かつそれが実行できるように支援教育（特許調査ガイド等の作成）することが必要です。

## 大学がなすべき事項

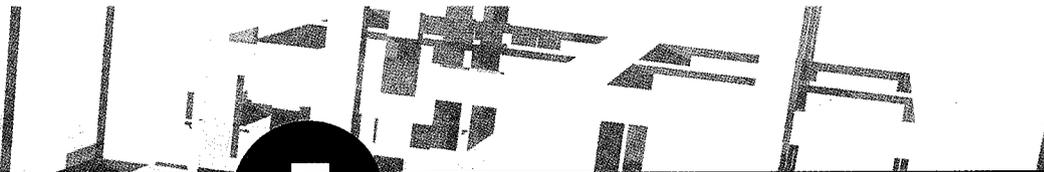
---

### （1）現状の把握

まずは、あなたの大学が、どのような特許情報管理を行っているか、調査、確認すべきです。

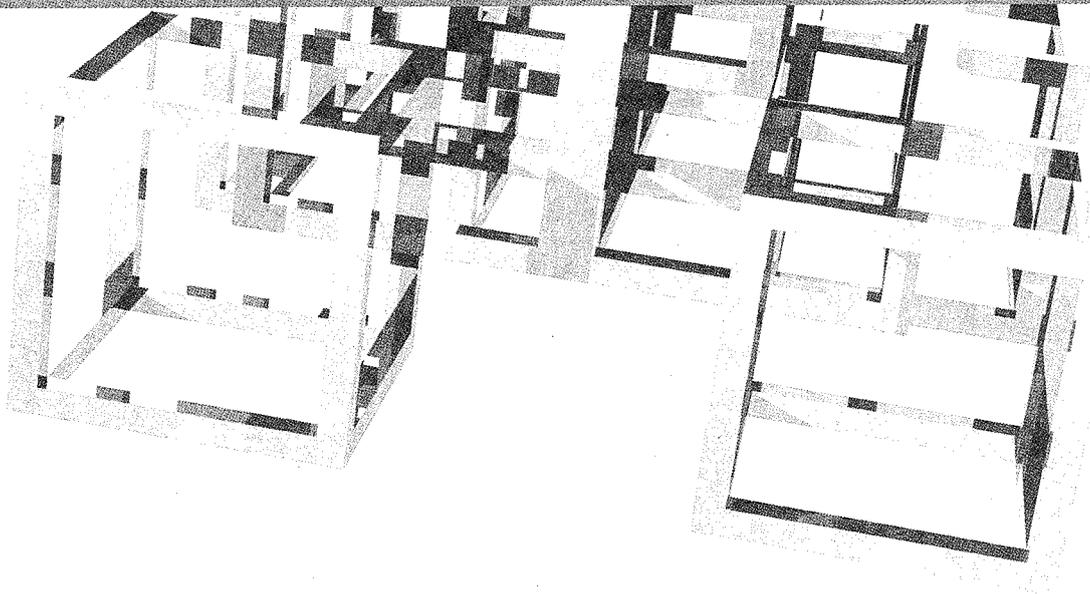
### （2）現状の解析、対策の検討

上記に従い現状を確認した上で、特許情報管理がほとんど行われていない場合には、特許調査の目的、種類、方法等を研究者等に提示し、研究者のニーズを調査し、これを踏まえて、あなたの大学にふさわしい特許情報管理体制の整備を検討すべきです。



## 第 5 章

# 大学における知的財産管理の概要



第1章で大学における知的財産管理の3つの基本的課題について述べましたが、本章では、この課題を具体化するための知的財産管理の詳細について解説します。

まずはじめに、大学としての知的財産活動の基本姿勢を知的財産ポリシーとして策定することが必要です。

次に、大学から生まれる知的財産を「創造」、「保護」、「活用」の知的創造サイクルとして回すために、機関管理を前提とした知的財産の管理体制を構築することが必要になります。

この知的財産管理体制の構築には、大学は大学固有の知的財産方針に沿い、知的財産管理要領や職務発明規程を策定し、組織としては発明委員会、知的財産部門等を設置し、知的財産専任担当を配し、必要な機能を立ち上げる必要があります。

# 大学知的財産部門 自己診断チェックシート

| 第5章 大学における知的財産管理の概要   |   | はい<br>○ | いいえ<br>× | 該当<br>ページ |
|-----------------------|---|---------|----------|-----------|
| <b>【知的財産管理の目的】</b>    |   |         |          |           |
| 5-1                   | 大学が知的財産管理をする目的を知っている。                           |         |          | 150       |
| -2                    | 大学が知的創造サイクルを回すことと、大学機関による知的財産管理の関係を知っている。       |         |          | 150       |
| -3                    | 研究者まかせの個人出願と、大学機関が出願することの相違点を知っている。             |         |          | 150       |
| -4                    | 大学の知的財産活動は全学共有のポリシーが必要である。                      |         |          | 151       |
| -5                    | 大学には知的財産管理部門が必要な理由を知っている。                       |         |          | 151       |
| <b>【知的財産管理に必要な機能】</b> |   |         |          |           |
| -6                    | 大学の知的財産管理に必要な機能を知っている。                          |         |          | 154       |
| -7                    | 知的財産管理における戦略・企画機能とは何か知っている。                     |         |          | 157       |
| -8                    | 知的財産管理における出願・権利化機能とは何か知っている。                    |         |          | 170       |
| -9                    | 知的財産管理における活用機能とは何か知っている。                        |         |          | 170       |
| -10                   | 知的財産教育・研修機能とは何か知っている。                           |         |          | 170       |
| -11                   | 特許情報調査機能とは何か知っている。                              |         |          | 171       |
| -12                   | 知的財産関連係争対応機能とは何か知っている。                          |         |          | 171       |
| -13                   | 知的財産管理には期限、費用管理が必要であることを知っている。                  |         |          | 169       |
| <b>【職務発明取扱規定】</b>     |   |         |          |           |
| -14                   | 職務発明取扱規定には何を規定しているか知っている。                       |         |          | 160       |
| -15                   | 職務発明取扱規定にしたがって発明はもれなく大学に届出る。                    |         |          | 160       |
| -16                   | 職務発明取扱規定の中に発明者の認定に関する規定がある。                     |         |          | 160       |
| -17                   | 職務発明取扱規定の中に発明者への補償規定がある。                        |         |          | 160       |
| -18                   | 職務発明か否かの判断は発明委員会にゆだねられている。                      |         |          | 160       |
| -19                   | 職務発明取扱規定の内容は学内に周知されている。                         |         |          | 160       |
| -20                   | 職務発明取扱規定は学内の研究室に備え置きされている。                      |         |          | 160       |
| -21                   | 本学の職務発明リストは、定期的に学内に公表されている。                     |         |          | 161       |
| <b>【発明委員会】</b>        |   |         |          |           |
| -22                   | 発明委員会の機能を知っている。                                 |         |          | 161       |
| -23                   | 本学は、発明委員会の役割が明確で学内に周知されている。                     |         |          | 161       |
| -24                   | 本学は、発明委員会が職務発明か否か審査している。                        |         |          | 161       |
| -25                   | 本学は、発明委員会が機関としての出願の可否を決定している。                   |         |          | 161       |
| -26                   | 発明者は、発明届出書をもれなく発明委員会に提出している。                    |         |          | 161       |
| -27                   | 本学の発明委員会は定期的（毎月など）に開催されている。                     |         |          | 161       |
| -28                   | 本学は、発明委員会の審査基準が明確である。                           |         |          | 161       |
| -29                   | 本学の発明委員会は大学帰属特許をライセンス可能かという判断基準で選定している。         |         |          | 94        |
| -30                   | 発明委員会には発明届出書を事前に評価する組織がある。                      |         |          | 161       |
| -31                   | 発明委員会ないしは事前評価組織には技術評価、知財評価、市場性評価のできる専門家が参画している。 |         |          | 161       |

|                                   |   | はい<br>○ | いいえ<br>× | 該当<br>ページ |
|-----------------------------------|---|---------|----------|-----------|
| -32                               | 発明委員会の審議結果については、逐次、各教授会へ報告されてる。                           |         |          | 161       |
| -33                               | 発明委員会の審議結果については、逐次発明者へ連絡されている。                            |         |          | 95        |
| <b>【知的財産部門】</b>                   |   |         |          |           |
| -34                               | 本学は、知的財産を管理する専任部門がある。                                     |         |          | 161       |
| -35                               | 本学は、知的財産管理の責任者と権限が明確になっている。                               |         |          | 162       |
| -36                               | 本学の知的財産部門には常勤の専任者を含め、要員確保ができてい<br>る。                      |         |          | 162       |
| -37                               | 本学の知的財産部門は、知的財産の全体業務を管理している。                              |         |          | 168       |
| -38                               | 本学の知的財産部門は業務フローに基づき、必要な各種書式を備え<br>ている。                    |         |          | 157       |
| -39                               | 本学の知的財産部門と他部門との業務分担は明確になっている。                             |         |          | 161       |
| -40                               | 本学は、大学の知的財産関連費用が予算化されている。                                 |         |          | 162       |
| -41                               | 本学の発明者は知的財産部門に容易にアクセスし、適切なアドバイ<br>スを得ることができる。             |         |          | 162       |
| -42                               | 本学の知的財産部門は大学トップへ毎月活動状況を報告している。                            |         |          | 162       |
| <b>【学長、理事長直結の全体管理型組織と個別管理型組織】</b> |   |         |          |           |
| -43                               | 本学の知的財産部門は、機関帰属になる知的財産を大学として一元<br>管理できる組織である。             |         |          | 168       |
| -44                               | 本学の知的財産部門は、学長・理事長直結管理下にあり、全学の知<br>的財産を統括している全体管理型である。     |         |          | 168       |
| -45                               | 本学の知的財産部門は、学長・理事長直結管理下にあるが、実質各<br>学部ごとに知的財産部門がある個別管理型である。 |         |          | 174       |
| -46                               | 本学の知的財産部門は、全体管理と個別管理の折衷型である。                              |         |          | 169       |
| -47                               | 個別管理型の場合、学部長などに権限が委譲されている。                                |         |          | 168       |
| -48                               | 個別管理型の場合、各学部間の情報連絡会などの組織がある。                              |         |          | 176       |
| -49                               | 個別管理の場合、全学的な問題に対する対応体制が決められている。                           |         |          | 176       |
| -50                               | 全体管理型のメリット、デメリットを知っている。                                   |         |          | 168       |
| -51                               | 個別管理型のメリット、デメリットを知っている。                                   |         |          | 169       |

## 1. 知的財産管理の目的

### 〔大学における知的財産管理の目的は何でしょうか？〕

第1章で大学における知的財産管理の必要性について述べましたが、ここでは大学における知的財産管理の目的について解説します。

#### 解 説

#### (1) 社会貢献を目指した知的財産管理を

今後の大学には、従来の教育、研究に加え知的財産の創造による社会貢献という新たな役割を担うべきことが、知的財産基本法や知的財産戦略大綱に明記されています。この新しい社会貢献という役割を達成するには、大学が機関として自らの研究成果を法的に保護し、管理・活用することが必要になります。

法的に保護されていない技術は、技術移転を受ける企業や技術を自ら活用する大学発ベンチャー等にとって魅力のあるものではありません。つまり、法的に保護されていないと模倣されるおそれが高く、技術を活用した事業や製品の事業化リスクが大きくなるからです。

#### (2) 知的創造サイクルを意識した知的財産管理を

大学は、教育・研究以外の社会貢献として知的財産という大学の資産を「創造」、「保護」、「活用」して新技術の創出、新事業の創出や産業界への技術移転を通じ知的創造サイクルを回し、社会貢献をします。従って、大学は研究者の発明を技術的、特許的、市場性の点から学内で適正に評価、選別し、出願、権利化により法的に保護し、活用に応ずる知的財産としての管理を強化することが必要です。

#### (3) 機関管理を前提とした知的財産管理を

大学が機関として社会貢献をするには、従来は、個人帰属が主であった大学発の発明等を、原則、大学に帰属させ、大学の財産としての管理を強化していく必要があります。すなわち大学は特許出願人として研究者の発明を承継し、保護・活用を積極的に行うこととなります。

機関管理をするということは、従来、研究者の自助努力に頼っていた知的創造サイクルの回転に大学が一切の責任を負うということの意味します。

#### (4) 大学固有の知的財産ポリシーの策定

第1章で述べたように、各大学の創設理念や歴史を踏まえて、大学固有の知的財産ポリシーを策定する必要があります。大学の知的財産ポリシーには、社会貢献、機関管理、知的財産管理についての大学の知的財産活動の基本姿勢を表現することになります。そしてこのポリシーを学内で意志統一する必要があります。

ここで、知的財産方針の策定にはなぜ全学的な取り組みが必要なのかを事例を交えて紹介します。「知的財産は研究・技術中心の工学部、理学部の話だから、文学部、経済学部、法学部等の文系の研究者には関係がない」との声もありますが、これは正しい理解ではありません。

知的財産には、知的創作活動の産物である著作権も含まれており、文系の研究者にも無縁ではありません。米国では著作権にまつわる訴訟が連日インターネットに掲載されており、日本でも最近著作権関連訴訟が増え始めていることに注目してください。特にインターネットを利用した遠隔教育など今後問題になりそうです。また、特許により保護される発明の範囲は、コンピュータソフトウェアやビジネスモデルの分野で広がる傾向を示しており、文系の研究者にも発明は無縁ではないと思われます。

一方、最近従来は特許とされなかった再生医療技術分野の特許化も始まっており特許により保護される発明の範囲は、時代とともに増加しつつあります。

従って、知的財産を全学の問題として捉え、知的財産に対する大学の基本方針を知的財産ポリシーとして策定し、全研究者が共有化する必要があることを理解いただけたと思います。

#### (5) 管理体制の構築

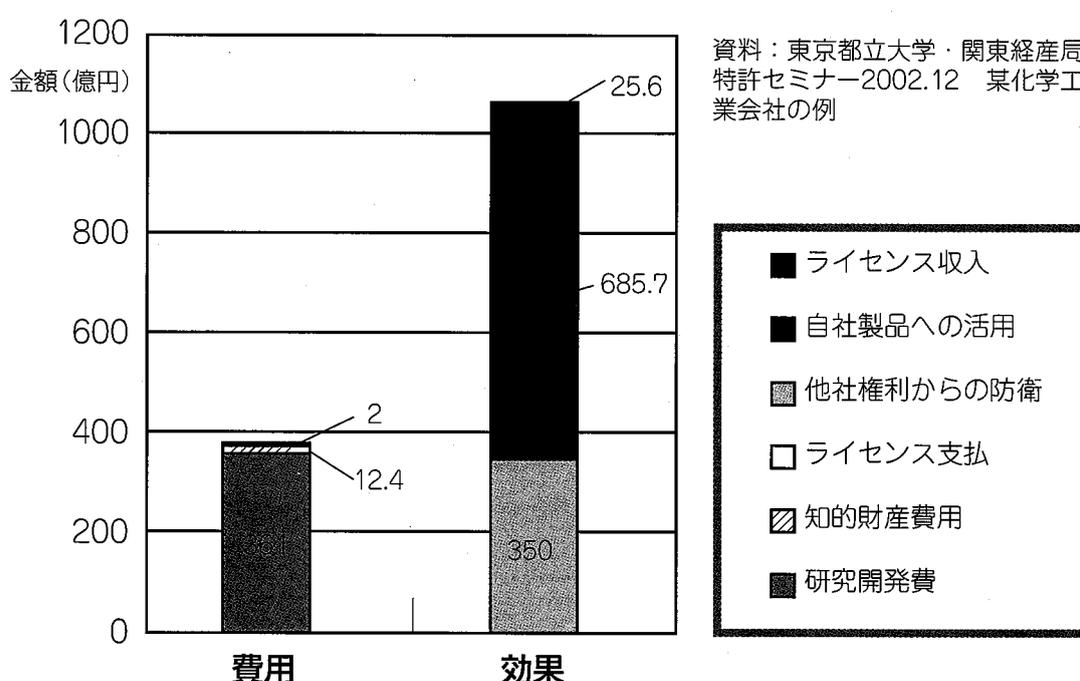
大学の知的財産を管理するためには、必要な知的財産機能を動かす体制が必要です。それには、大学の知的財産ポリシーに沿い、知的財産管理機能、組織、人員などをどうすべきかの検討が必要です。詳細は本章で後述します。

以上、大学の知的財産管理目的の重要な点を述べたので、「創造」、「保護」、「活用」による社会貢献を現実のものにするには、今後どこに注力すべきか考察してみます。

知的財産の「創造」、「保護」では、大学で生まれた発明は、全て大学に届出てもらい、大学が社会貢献可能かという視点から出願・権利化の要否を評価し、必要と判断した発明は大学の名義で出願するシステムを作ることが1つの大きなポイントとなります。

ところで、知的財産の「活用」で企業と大学で大きく異なる点は、企業は発明を自社製品の製造に適用したり、自社に必要な特許を競合他社とのクロスライセンスで獲得するという活用方法があり、これらの効果が大きいいためライセンス収支を加えた合計でみると、研究開発費や知的財産経費への費用投資額を上回る知的財産関連の費用対効果があるとの報告もあります（図5-1）。

図5-1 企業の知的財産の費用対効果の例



また企業の中には、IBM、TI、キャノンのようにライセンス収支のみを取り上げて、大きな黒字を計上している企業もあります。

しかしながら、企業においても、ライセンス収支だけで黒字化することは決して容易ではありません。これは上に述べた一部の企業を除いて、企業の知的財産は事業の保護・支援を主な目的にし、技術分野が限定されているためです。

一方、大学は、自分で事業をしていないので、知的財産の活用は、ライセンスが主な活用形態になります。従って大学の研究成果を知的財産権として取得し、企業などにライセンスし、対価を得ることが不可欠です。

また、大学の知的財産は、本来シーズ研究の成果ですので、技術分野が広範で、先端であるため、技術的な見通しがつきにくく事業化におけるリスクも大きいのが常

です。活用を促進する際にはこのリスクをできるだけ小さくするシステムを作り、ライセンスに安心感を与えることが必要になります。このため、大学の知的財産の活用を推進するには、TLOや産学官連携センターなどの機能の充実と技術、知的財産、マーケティングなどの高度な専門性を有する人員が多数必要になります。ここが大学の知的財産部門の機能を充実させるもうひとつのポイントになります。

## 大学がなすべき事項

---

### (1) 現状の把握

あなたの大学の現在の知的財産ポリシーには、社会貢献がどのような形で明記され、また社会貢献に対する大学としての基本方針として学内に認知されているか調査すべきです。

大学の知的財産を機関管理する体制がありますか。

### (2) 現状の解析、対策の検討

上記観点から解析し、大学の知的財産ポリシーが、不十分であったら、時間をかけても全学で討議し、新しい知的財産ポリシーを策定し、全学で共有できるようにすべきです。社会貢献においては、知的財産ポリシーに基づいた特許出願方針、知的財産活用方針をつくり、知的創造サイクルを実現できる体制をつくる必要があります。

機関管理を前提とした関連学内規定（職務発明規程など）を改訂する必要もあります。

## 2. 知的財産管理の全体フローと業務体制

### 〔知的財産管理に必要な機能とは?〕

各大学が定める知的財産ポリシーに沿い、各大学の知的財産管理に関する必要な機能は決定されます。すなわち知的財産ポリシーに応じて知的財産管理としてはどの範囲までの機能を担うべきかが明確になります。

一般に、知的財産機能として必要な機能は下記の通りです。

### 解説

#### (1) 知的財産ポリシーは知的財産管理機能決定のガイドライン

大学の知的財産ポリシーは、大学の創設理念や歴史を踏まえてつくられるので、その方針を的確に具現化するために、知的財産管理をどこまでしなければならないかを定めるガイドラインとして利用できます。

#### (2) 戦略・企画、出願権利化、活用の三大機能が必要

一般には、知的財産戦略・企画機能、出願権利化機能（発明の発掘、出願、権利化）、活用機能（契約など）とこれらの期限や費用の管理などの機能が最低限必要になります。

これに加えてこれら3つの基盤機能を支えるための知的財産教育・研修機能（第8章参照）や特許情報調査機能（第4章参照）などが必要になります。

#### (3) 将来的に必要な知的財産関係係争対応機能

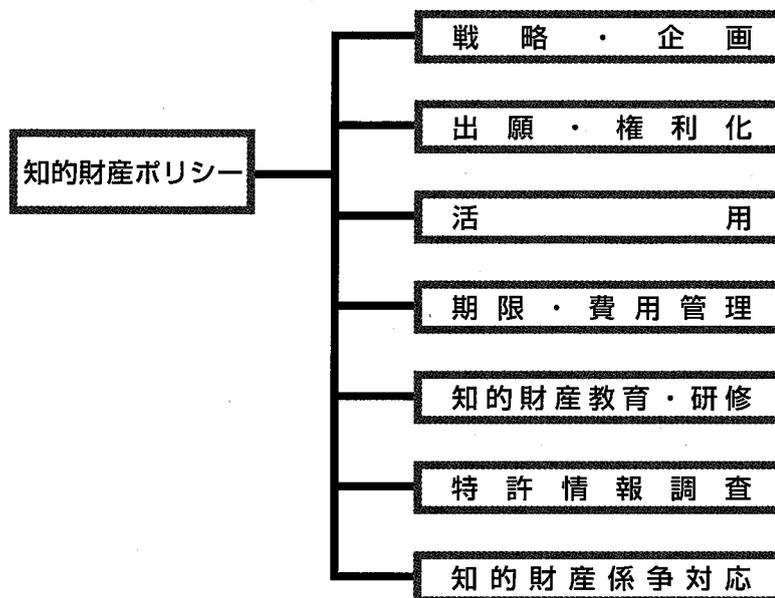
社会貢献のための活用が盛んになると、避けて通ることのできないのは、知的財産関連の係争です。知的財産が機関帰属になっていますので、法人である大学が査定系（特許無効審判など）であれ、当事者系（特許侵害訴訟など）であれ、当事者として対応しなければなりません。

#### (4) 大学の方針により付加される管理機能も

大学の知的財産ポリシーによっては、企業との共同研究、受託研究業務を、知的財産機能の企画機能の中に集約して管理をすることも可能です。また知的財産の活用機能としてTLO（技術移転機能）を含む場合もあります。

以上の機能を並べると図5-2のようになります。

図5-2 知的財産管理機能



## 大学がなすべき事項

### (1) 現状の把握

上記機能図を参考にあなたの大学の知的財産管理機能は、どこまであるかを調査してください。また、どこの部署の誰が担当しているかも確認すべきです。

### (2) 現状の解析、対策の検討

あなたの大学の知的財産管理機能を上記機能図と比較し、各機能の有無、不足を把握し、機能の追加要否を大学の実情に合わせ、緊急度、必要度に応じてプライオリティをつけてください。例えば、機能確保のための人員の確保やアウトソーシングによる機能補完など（特許庁などの公的機関、特許事務所、TLO）を検討し、いつまでにどの程度の機能が構築できるかマスタープランをつくり、大学での機関承認後、実行に移す準備をしてください。

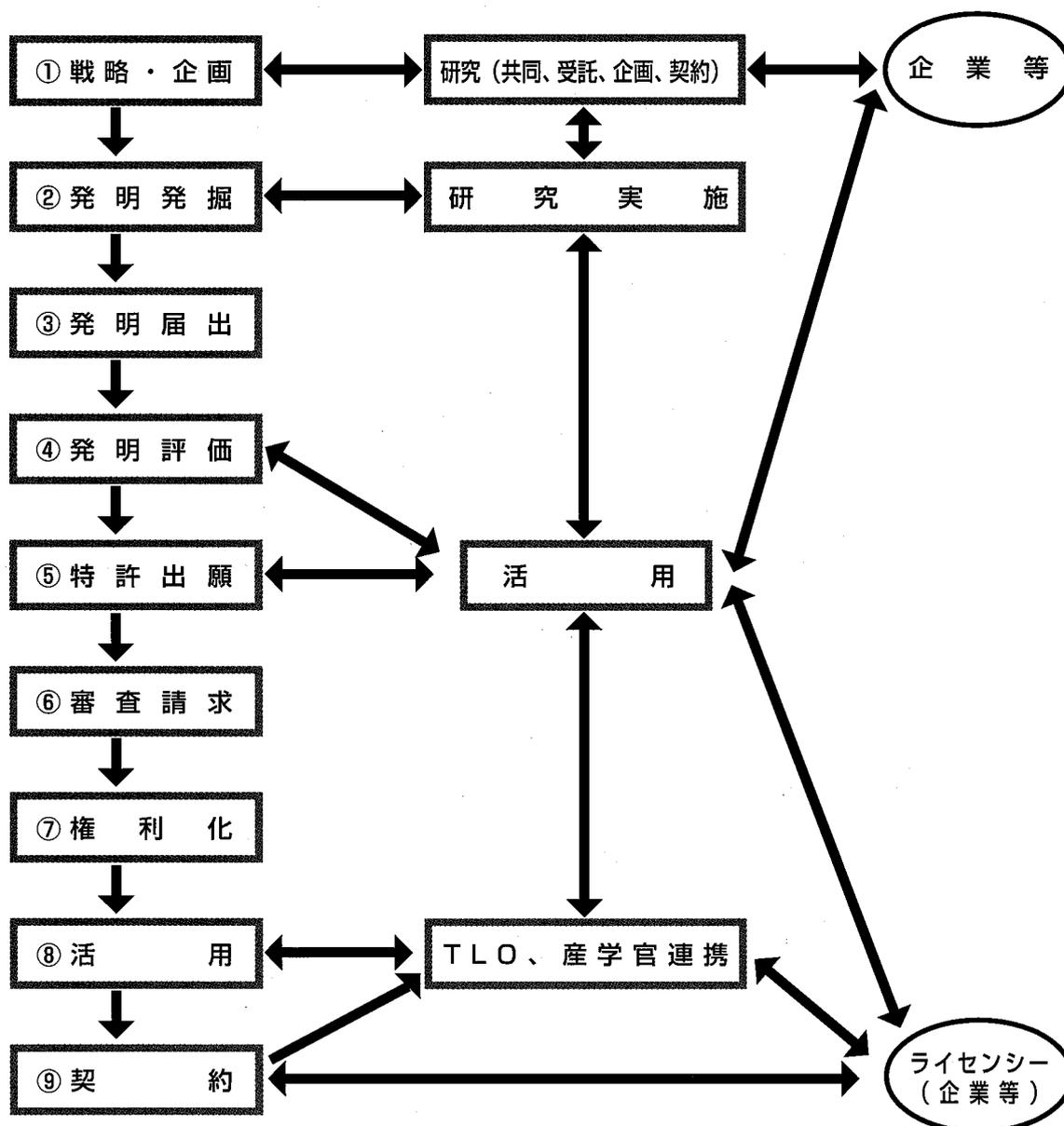
## 〔知的財産管理の全体フローはどうなりますか？〕

ここでは知的財産管理の全体フローの概略と業務内容の実際を具体的に説明します。

### 解 説

#### (1) 全体フローの概略

図5-3 全体フロー



## (2) 各機能における業務内容の概略

- ①戦略・企画では、大学の知的財産ポリシーやそれに沿った出願方針、活用方針（研究契約、ライセンス）の案を策定し、大学の機関承認を得た後、学内に周知徹底し共有化を推進します。また、年度実施計画や中期計画の策定、知的財産管理要領の新設や改定、職務発明規程の新設や改定、特許補償制度の新設や改定など知的財産関連の全学的共通統括業務を行います。企画では研究企画・実施（企業等との共同研究、受託研究）に関する業務を含む場合もあります。
- ②発明の発掘では、研究者との対話、技術動向の把握、先行技術調査、発掘段階での評価を実施します。
- ③発明の届出では、発明届出書（書式）の作成支援と発明内容の確認をします。
- ④発明の出願前評価では、発明の技術性、特許性、市場性をそれぞれ評価し、特許出願方針に沿い、発明の総合評価をし、出願の要否を決定するための事務局案をつくり、発明委員会へ付託します。発明委員会の決定は、すみやかに発明者に連絡します。
- ⑤出願が決定された特許については、出願内容、権利請求範囲等を検討した後、外部弁理士事務所の活用などを決め、具体的に出願書類の作成を依頼します。学内的には、発明者より特許出願依頼書（書式）、権利譲渡書（書式）が知的財産部門に提出されます。

出願が完了したら、発明者への連絡と出願補償金の支払手続きを行います（出願補償金の支払いをルール化している場合）。
- ⑥審査請求では、発明がライセンス等で活用ができるか等の視点で、審査請求の要否を決定します。現在、審査請求期間が出願から3年となっていますので、審査請求は出願と同時にすることも考えられます。この場合、審査請求依頼書（書式）は、出願依頼書、権利譲渡書とともに提出することが効率的です。
- ⑦権利化では、中間処理（特許庁審査官、審判官の指令対応）を中心に、権利獲得に向け意見書、補正書案の作成支援をします。拒絶理由を払拭できれば、登録査定を得ますが、拒絶査定の場合には、必要に応じて拒絶査定不服審判などさらに手続きを続行することも行います。

登録査定がなされた場合は、発明者への連絡と登録補償金の支払手続きを行います。
- ⑧活用では権利化になった登録特許リストの作成や1件ごとに権利内容を示した特

許紹介パンフレットを作成し、産学官交流イベントや地域技術交流会向けなどの資料とします。また、これらの資料は、学内技術移転機関（TLO）や学外 TLO（広域 TLO も含めて）関係者に開示し、ライセンスの機会をつくります。さらに、知的財産に関する係争対応をすることもあります。

- ⑨契約では技術移転における企業等のニーズ把握活動、企業等のライセンシーとの渉外、契約を担当します。技術移転ができた特許に対しては、活用補償金の支払手続きを職務発明規程に従って行います。この場合、大学は発明者の利益相反、責務相反に対する説明責任があるので、大学の活用方針に照らし、公正であることを説明できることが、必須となります。

## 大学がなすべき事項

---

### （１）現状の把握

上記フローを参考にして、あなたの大学の現在の知的財産業務フローを調査すべきです。そしてフローに抜けや弱点（過去に問題になった箇所）がないかチェックしてみてください。アンケートなどで発明者（研究者等）の声を聞くことが重要です。これは、チェックの質を高め、効率よい対策を講じる決め手ともなりえます。

### （２）現状の解析、対策の検討

上記の弱点があるところの対策を講じるわけですが、その必要性、緊急度に配慮し、マスタープランをつくり、大学の機関承認を得て実行に移してください。

特に、発明者の利益相反や責務相反について大学としてのガイドラインの作成や疑義があるときの取扱い（委員会の設置等）を明確にしておくべきです。

## 【知的財産部門の業務体制と仕組みはどうなっているのでしょうか？】

ここでは、前項に掲げた具体的業務を管理する体制と仕組みについて概説いたします。知的財産管理要領（職務発明規程）、発明委員会、知的財産部門が重要なキーワードとなります。

### 解 説

#### （1）知的財産管理要領や職務発明規程をつくる

①ここでは、大学で生まれる知的財産につき管理の対象になる発明は何かについてふれておきます。従業者の発明は、使用者の業務の関係と従業者の職務の関係によって、自由発明、業務発明、職務発明の3つに分類され、それによって従業者の権利も変わってきます。簡単にいうと自由発明は、大学の業務範囲に属さない発明であり、業務発明は、大学の業務範囲に属し、職務発明に該当しない発明、職務発明は大学の業務範囲に属し、発明にいたった行為が従業者の現在または過去の職務に属する発明と分類されます。機関管理の対象となるのは、この職務発明に属する発明です。自由発明以外は、原則として全て大学へ届出する必要があることは、いうまでもありません。

②職務発明の取り扱いについては特許法第35条1項、2項に次のように記載されています。

#### 第35条1項

使用者、法人、国または地方公共団体（以下「使用者等」という。）は、従業者、法人の役員、国家公務員または地方公務員（以下「従業者等」という。）が、その性質上使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするにいたった行為がその使用者等における現在または過去の職務に属する発明（以下「職務発明」という）について特許を受けたとき、又は職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときは、その特許権についての通常実施権を有する。

#### 第35条2項

従業者等がした発明については、その職務発明である場合を除き、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利または特許権を承継させまたは使用者等のため専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めのある条項は、無

効とする。

従って、大学で生まれた発明が職務発明に属するかどうかを規定する職務発明規程が必要になります。職務発明規程には、目的、用語の定義、発明の届出、発明者の決定、職務発明かどうかの判断基準、発明の帰属、発明委員会の設置・役割、発明委員会の組織等の運営、秘密の保持等が記載されます。発明の届出の事務については、別途、発明事務取扱要綱などで詳細に規定される場合もあります。

また、大学に承継された職務発明の対価については、従業者の職務発明規程に盛り込まれているのが普通です。

特許法では、第35条3項、4項に次のように記載されています。

#### 第35条3項

従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより、職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、又は、使用者等のため専用実施権を設定したときは、相当の対価の支払いを受ける権利を有する。

#### 第35条4項

契約、勤務規則その他の定めにおいて前項の対価について定める場合には、対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、対価の額の算定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより対価を支払うことが不合理と認められるものであってはならない。

#### 第35条5項

前項の対価についての定めがない場合又はその定めたところにより対価を支払うことが同項の規定により不合理と認められる場合には、第三項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。

従って今後、職務発明が大学に承継される（機関帰属）場合は、その対価の取り扱い

いは大変重要な問題になることを理解しなければなりません。最近、企業の元従業員が使用者を訴える訴訟が頻繁に起こっていますが、そこでは権利承継の問題（職務発明か否か）や、対価の妥当性についてが争点になっています。これらを踏まえると職務発明届出の際の発明者の認定も重要な管理ポイントになります。そして職務発明の届出状況は、透明性、公平性、啓発面から定期的に学内に公表することも必要と思われれます。

## **（２）発明委員会をつくり機能させる**

あなたの大学では、研究者等が大学で行った発明を審査する機関として発明委員会が認知されていますか。それは、通常、学長（総長）、理事長等を委員長とし、職務発明か否かの判断、発明の帰属、出願の要否、審査請求の要否等を決定する知的財産に関する大学の最高の意思決定機関としての役割があります。

しかし、発明の評価には、技術性、特許性、有用性（市場性）についての高度な判断が必要なため、発明委員会そのものの構成メンバーにそれぞれの専門家を配置するか、発明委員会に下部組織をつくり、その機能を前もって委託する場合も少なくありません。発明委員会には、その役割上、開催の頻度のフレックスビリティ（米国以外では先願主義）、審査機能、審査基準の透明性が要求されるため、各大学独自の委員会構成があってもよいと考えます。例えば、技術の専門家と知的財産の専門家から構成される発明技術評価委員会などの名称で呼ばれているものです。特に費用がかさむ外国出願の可否の決定には、こうした評価委員会の設置が、発明委員会の審査機能を充実させ、費用対効果の観点からも必要です。

要は、発明委員会が、大学の素晴らしい研究成果を知的財産として権利化できるような、迅速で適切な大学の意思決定機関である必要があります。

なお、発明委員会の決定は、透明性、公平性の点から全学に公表し、研究者等で共有できるようにすることが必要です。

## **（３）知的財産を専任管理する知的財産部門をつくる**

機関管理を前提とすると大学に、知的財産部門を設置することは不可欠です。

知的財産部門は、発明発掘、発明届出、発明委員会、明細書作成支援、出願手続、公開、審査請求手続、登録、維持年金支払等、発明の誕生から権利満了までの一連の業務フローを円滑に行うための出願権利化機能と企業などライセンスとの渉外、契

約業務全般（秘密保持契約、共同研究契約、受託研究契約、ライセンス契約等）を行うための活用機能をもつことが最低限必要です。これらは、知的創造サイクルを回す車の両輪のように必須の機能です。このほか、特許教育・研修機能、知的財産管理と管理システムの維持構築機能、特許情報調査機能など上記の出願権利化機能と活用機能を支えるインフラ機能整備も併せて行わなければなりません。

また、大学によっては知的財産部門の業務範囲に企業との共同研究や企業からの委託研究などを取り扱う研究協力課的業務やTLOなど産学連携機能やインキュベーション（起業支援）などを加えることもあります。しかし、まず上に述べた最低限の知的財産機能を有する組織をつくるのが先決です。

知的財産管理面で進んでいる大学は、既存機能との共存や統合などを行いながらその規模を拡大し、内容を充実させていけばよいと考えます。その際、複数部署の共同作業になる業務については、関連部門との業務分担を十分に明確にしておく必要があります。

一方、知的財産部門は、大学の知的財産を取り扱う部門としての知的財産ポリシー案や中期戦略計画案を策定し、機関承認を得た後、全学に周知徹底することが必要です。組織的には、全体管理が効率的であるので、学長（総長）や理事長直轄組織であることが望ましく、知的財産部門の長には、学長等の大学を代表する授権者から権限の委譲が必要です。このような組織は、企業からも組織として対応ができていたとの評価を受けるメリットがあります。

知的財産部門には、常勤の専任者が、その業務内容に応じ、適切な数が配置されるのが理想ですが、業務内容が専門的なので、非常勤の専門家や外部の特許事務所、法律事務所、広域TLOに適宜アウトソーシングして活用することが効率的であり、大学の事情に応じて選択するのがよいと思われます。

ただし、いかなる大学に於いても最低限の知的財産管理者の常勤は必要です。

大学の知的財産費用は、知的財産ポリシーに基づく年度実施計画や中期計画に従い、予算化して執行する必要があります。知的財産部門は、最初はコストセンターにならざるを得ませんが、やがてはプロフィット（利益）センターになるとの強い信念で全学を啓発しなければいけません。

さらに、知的財産部門は全学の組織横断的機能であるので、自部門の活動状況を大学トップをはじめ各学部、各研究科にも報告し、協力体制を構築しなければならなりません。

知的財産部門は、知的財産については、積極的に研究者や発明者に情報を発信開示し、アドバイスを与えることのできる専門家になる必要があります。こうした人材は、一朝一夕に養成できることではないので、人材の確保、育成には十分な配慮が必要です。

以上をまとめると、要は、知的財産に関することは、知的財産部門が全てに関与するということが学内外に周知され、その機能を遂行していくことがこれからの大学の知的財産部門の役割といえます。

## 大学がなすべき事項

---

### (1) 現状の把握

あなたの大学に職務発明規程がありますか？ 職務発明規程が発明者に周知にされ、発明が生まれたらどこに届けるか発明者は知っていますか？ 発明の対価についての規定がありますか（出願時補償、登録時補償、活用時補償）？ あなたの大学に発明委員会がありますか？ 発明委員会では誰が何を決定しているか知っていますか？ あなたの大学に知的財産を専任管理する部門がありますか？ あるとしたらその機能と担当人員をあげてください。

### (2) 現状の解析、対策の検討

職務発明規程の内容、発明委員会の実態、知的財産部門の現状把握結果に基づいて、組織・体制の問題、人員の問題、予算の問題等に分けて整理し、それぞれ対策案を策定し、それを実行するマスタープランをつくってください。

ここでは、職務発明の取り扱いを定めた特許法第35条の法律改正（平成17年4月1日より施行）の経過とその内容を説明し、併せて大学内における職務規定の制定や改定の手続きが不合理とされないための大学内における手続きの留意点について特許庁「新職務発明制度における手続き事例集」を参考にして触れます。

### 1. 35条改正の経緯

職務発明制度は、使用者と従業者との間の利益の調整を図ることにより従業者の権利を保護して発明へのインセンティブを高め、合わせて使用者の研究開発投資を促し、法目的である産業の発達を促すものであります。この趣旨から改正前の職務発明規定第35条は以下のように規定されていました（要約して記載します）。

- 1 項：従業者がした職務発明に基づく特許権に対して使用者は通常実施権を有する。
- 2 項：従業者がした職務発明について使用者は、契約等で従業者との間で特許を受ける権利等の予約承継することができる（条文反対解釈）。
- 3 項：予約承継により特許を受ける権利等を承継したときには、従業者は相当の対価の支払いを受ける権利を有する。
- 4 項：対価の額は、その発明により使用者が受けるべき利益の額及びその発明がされるについて使用者が貢献した程度を考慮して定めなければならない。

従来、企業などの使用者は定型的に定めた職務発明規程などにより特許を受ける権利を承継して事業を行う共に、従業者は規定に定めた対価を受けていました。このような規定などは協議されることなく一方的に定める場合も少なくなかったが、産業活動が上昇途上にあり終身雇用が定着していた雇用関係においては、かかる職務発明の取り扱いに対しての対価訴訟は殆どなかったといえます。しかし、日本経済の低迷と共に雇用関係が変質し、研究者の流動化が進展したことを背景として35条3項、4項に基づく相当の対価の支払い請求訴訟が相次いで生じています。

特に、オリンパス事件における判決においては、発明者と会社が実施補償について合意をしても後日、発明品による利益が予想外に高額となったときは、発明者は35条の相当の対価を請求できると判決（東京高判平13.5.22判例時報1753.23P）したこと、日亜化学の所謂中村事件を契機として以下のような問題が主として産業界から提起されました（特許庁16年度法改正解説書 職務発明規定の見直し）。

- ① 当事者間で対価に関して任意の取り決めがされていたとしても対価請求がされれば、その取り決めは無視されている。職務発明の成果物である特許を受ける権利等は、本来私的財産権であり、その承継や対価の設定は私的自治に委ねられるべきである。
- ② この判決に基づけば、最終的に訴訟が確定するまで従業者に如何なる対価を支払えば免

責されることが不確定となり最終的な研究開発投資の意欲が減退する。しいては、積極的な事業展開が阻害され、我が国の国際競争力を低下させる。

- ③ 従来の職務発明規定では使用者が一方的に定めた職務発明規定などにおいて対価を定めており、対価に不満をもったとしても従業者などが在職中に訴訟提起することは困難である。そのため退職後の訴訟が多発している。このため、現在の職務発明制度は従業者に発明意欲を高めるインセンティブとして機能していない。
- ④ 訴訟における相当の対価の認定においては、発明の実施における改良発明や営業活動などにおける使用者の貢献などはあまり考慮されていない。

かかる問題に対して審議の上35条は以下のように改正されました。

## 2. 改正点 (35条4項)

現行法35条1,2,3項は、従来のままとし

4項： 契約、勤務規則その他の定めにおいて前項の対価について定める場合には、対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、対価の額の算定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより対価を支払うことが不合理と認められるものであつてはならない。

大学として、この改正職務発明の規定に対して留意すべき点は、大学内の職務規定を新たに制定する場合や見直す場合においては、対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、対価の額の算定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等の手続きが不合理とならないよう、充分留意すべきであるということです。

## 3. 不合理と判断されないための留意点

不合理と判断されないための手続きについては、法律での具体的な定めがなく裁判に判断が委ねられるところではありますが、特許庁では法的拘束力はないと注意しつつ「手続き事例集」を公表しているのでこれを参考としつつ、特に大学での留意点について私見を述べます。

- 手続き面が重視されるが実体面である対価の額については補完的に考慮されるとされています（特許庁手続き事例集P7）。大学の職務発明規定の多くは、ライセンス収入を発明者に一定の割合で分配するものが多いが、この場合、ライセンス収入が得られない場合には、対価は支払われないことになるがこれが不合理と判断されるかどうか留意する必要があります。職務発明を承継した場合には、大学自らのみが発明を用いた研究を独占的に実施できる利益があると解され、発明者は対価請求権があるからです（35条3項）。このような疑義を避けるために、一部の大学では企業が実施しているように承継時に何がしかの出願補償対価を規定しているところもあり参考とすべき点であります。
- 手続き面として大学は、4項に定める「対価を決定するための基準の策定に際して使用者と従業者との間で行われる協議の状況」、「策定された当該基準の開示の状況」、「意見

の聴取の状況」が例示されているため、特にこれらの手続きの透明性を担保し、基準の内容を十分に説明した上で、意見が自由に述べられる状況にすると共に、その意見に十分配慮した協議をするなどし、手続きに不合理とされないようにすることが求められます。

- 大学に新たに転任した者にも配慮した手続きが求められます。転任前に手続きを開示することで転任された職員には不合理が否定される方向に働くとされています。
- 協議には大学の一部の代表者と協議する場合も多いと思われませんが代表者が大学の職員の正当な代表者であるかどうかが問題となります。疑義をなくするためには職員全員に対し協議への参加の機会を与える等の配慮も必要であります（手続事例集P15,32）。
- 知的財産には、特許のみでなく意匠なども含まれますので、理系のみでなく文系部門の職員も対象とすべきです。また、職員の中には、かかる知的財産には全く関心がなく情報の開示や協議にも関心を示さない職員が含まれている可能性もありますので、かかる対象者については、発明届出や技術移転契約等の具体的な事案が発生した際に個別に対応する等の配慮も不合理でないとするための手続きとして考慮すべきであります（手続事例集P12）。
- 不合理であるか否かの判断に際しては、規定の作成のみでなく対価の支払いまでの全ての工程を総合的に判断されることとなりますので（手続事例集P7）、審査請求の判断、特許放棄、長期の発明の不活用、特許権の譲渡など発明者に大きな不利益となる事項に関しては、事前に意見を求めるなどの配慮をすることが必要であると思われます。大学の一方的な特許権の放棄などは、発明者の対価の機会を失わせる不利益行為であり、発明者の意見に配慮しない手続きは不合理と判断される恐れがあるからです。例えば、一定期間の間に大学が努力しても活用ができなかった場合には、発明者に特許権を戻すこともその配慮の一つです。
- 学生が大学の研究室でした発明の場合、学生は大学職員ではないので、承継を受けるには別個の契約が必要となります。この場合も、個別の手続きで35条4項の不合理が否定される手続きが求められます。学生の応募などで入学前に一律に規定を設けることは、学生に自由な意見の機会が与えられないことが多く契約自体が公序良俗として無効となる恐れがある点に留意すべきです（手続事例集P33）。
- 一般的な留意点として不合理か否かの判断は最終的には裁判所が証拠資料に基づいて判断するものであるため規定制定あるいは改定時の内容開示、協議、意見の申し出などに関して日時、誰に（誰が）、開示（意見の聴取）などの方法、具体的意見などの状況を示す資料を記録し管理保管しておくことが必要です（手続事例集P35）。
- 大学退任者に対しても規定の改定や承継特許の取り扱いについて不合理な扱いとならないよう配慮することが肝心であるため、職員に転居の通知を義務づけることも留意すべき点であります。
- 本改正の適用は平成17年4月1日からであり、それ以前の手続きは改正前の規定が適用されます。改正前に承継したものについて改正後の対価決定基準を適用したい場合に新たな契約において対価を定めたときには、改正前の特許法35条の解釈については別途考慮の余地があるとされ（特許庁16年法改正解説書）ますが、いずれにしろ最終的には裁

判所が判断する事項であると思われます。

#### 4. 改正点 (35条5項)

前項の対価についての定めがない場合又はその定めたところにより対価を支払うことが同項の規定により不合理と認められる場合には、第3項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。

本項は、4項での手続きなどがない場合や不合理と認められた場合には、3項の対価の請求は認められそのときの判断の基準を定めたものです。

大学としてこのような事態とならないよう職員との間での合意を得た手続きを進めることが必要となりますが、このような事態に対応するためにも対価の額の算定の根拠となる資料を整備保管することが肝要と思われます。

【岡田隆三 (社) 発明協会 知的財産管理アドバイザー 香川大学客員教授】

### 3. 知的財産部門の組織と要員

#### 〔機関管理を前提とした知的財産部門の組織とは？〕

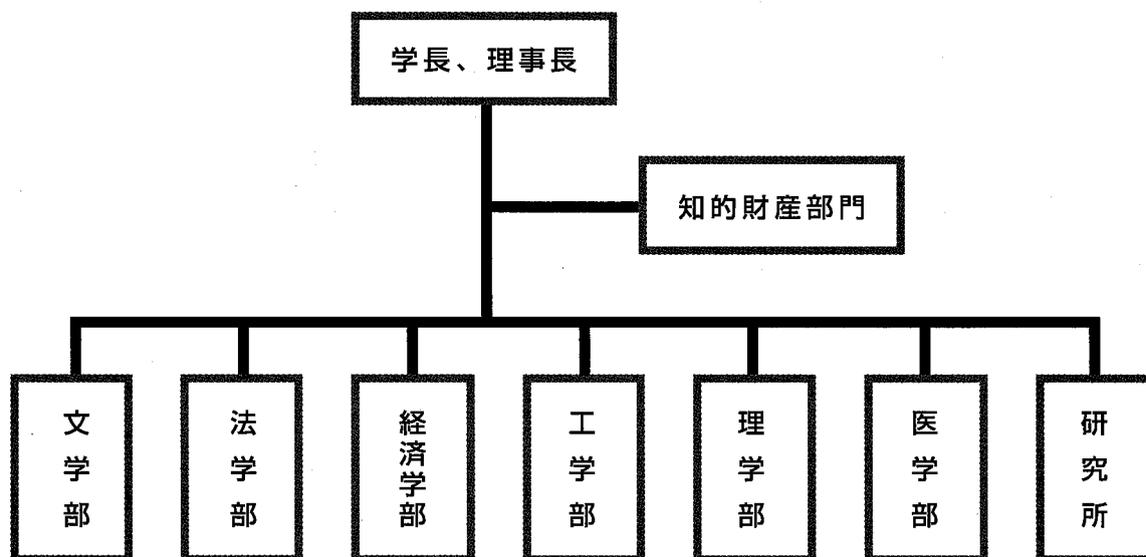
ここでは、大学に機関帰属になった知的財産を管理するにあたっての効率のよい組織の例を、民間企業の例を参考にしながら検討してみましょう。あなたの大学の現状に照らして、もっともふさわしい組織はどうあるべきかを検討する参考にしてください。

#### 解説

##### (1) 学長、理事長直結の全体管理型組織

ここでは、複数の学部、研究科、研究所からなる総合大学での組織について考えてみましょう。大学の知的財産組織を考えると、企業の組織がどのようになっているかが参考になります。

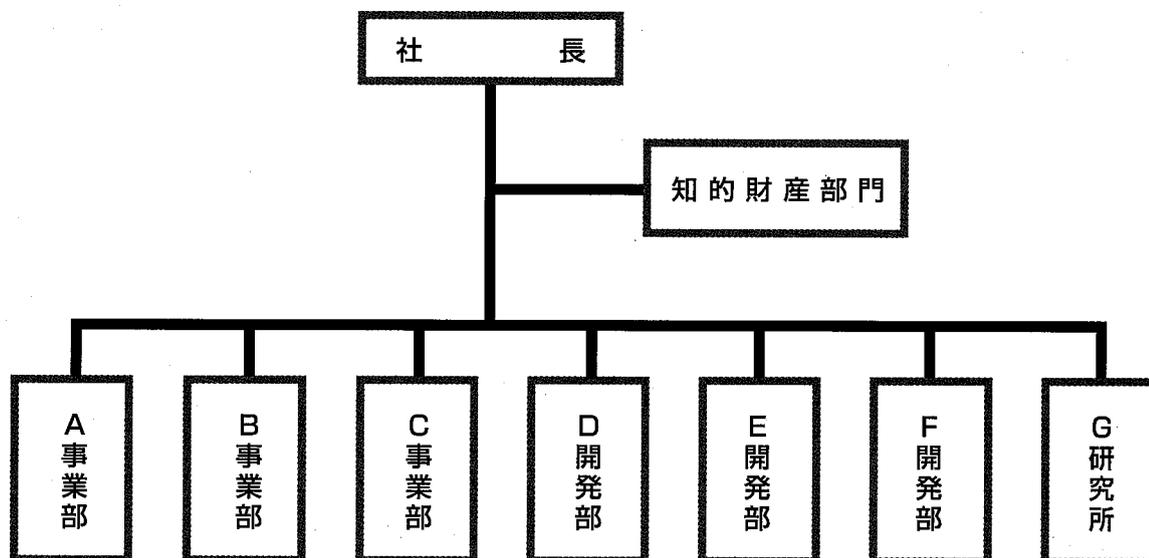
図5-4 学長、理事長直結の全体管理型組織図



企業の組織は、最高経営執行責任者である社長の下に、各事業部門、各開発部門、研究部門が並列に配置されている組織（図5-5）と親会社であるホールディング・カンパニーの下に、独立性の強い社内カンパニーを並列に配置されている組織（図5-6）の大きく2つに分けられます。

前者の場合、知的財産部門は、多くは最高責任者である社長直結であり、各事業部門、各開発部門、研究所等の知的財産を全社的に管理することになります。ただし、

図5-5 企業の知的財産組織 (1)



実際は重要度に応じて各部門長への権限の委譲が行われています。また、この組織型の場合、各事業部門等には、リエゾンとして知的財産部員が駐在したり、各事業部門の中から知的財産を兼務担当する人員をあてるケースがあります。いずれにしても、会社の経営方針に沿い、全社最適の運営をするには、好都合です (図5-5)。

一方、後者の場合は、独立性の強い組織のため、ホールディング・カンパニーと傘下の社内カンパニーにもそれぞれ知的財産部門があり、その業務範囲の調整がなされても、知的財産機能面からは重複が生まれ、多くの人員が必要になります。カンパニーとしての迅速な意思決定には好都合ですが、反面、グループとしての意思決定が部分最適になりやすい短所があります (図5-6)。

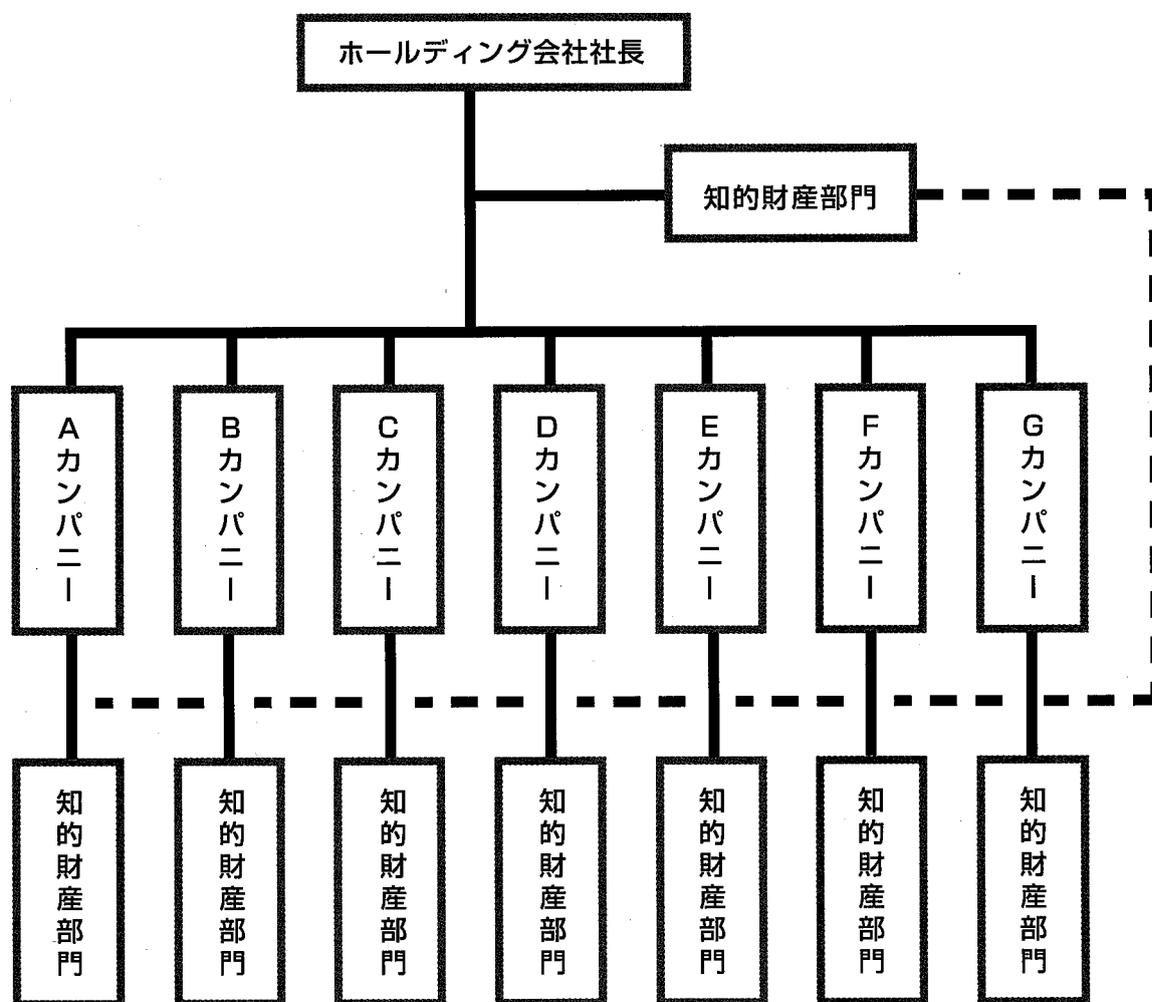
企業の中には、出願機能のみを各部門ないしは社内カンパニーにもたせ、残りの知的財産機能を本社ないしはホールディング・カンパニーにもたせる上記2つの組織の折衷型もあります。

いずれにしても、大学の知的財産組織は機関管理が前提であるので、学長、理事長直結型が望ましいと思われます (図5-4)。

## (2) 大学の知的財産部門に必要な7つの機能

それでは、具体的に組織を検討するために、大学における知的財産部門がもつべき機能を下記にあげてみます。

図5-6 企業の知的財産組織 (2)



①戦略・企画機能

全学的知的財産総括業務（大学の知的財産業務窓口、大学の知的財産管理方針、活用方針の策定、中期戦略計画、年度実施計画の策定、企業との研究企画、知的財産取扱要領の作成、特許補償制度の作成、見直しなど）

②知的財産管理機能

知的財産管理業務（出願管理、権利維持管理、費用管理、管理システム構築など）

③特許出願・権利化機能

特許出願・権利化業務（発明発掘、出願、審査請求、拒絶理由通知、拒絶査定、異議申立、特許無効審判など）

④知的財産活用機能

知的財産活用業務（渉外、ライセンス、技術移転〈TLO〉、契約、インキュベーションなど）

⑤知的財産関係争対応機能

知的財産係争対応業務（権利調査、鑑定、渉外、訴訟など）

⑥知的財産教育・研修機能

知的財産教育・研修の企画・啓発業務

⑦特許情報調査機能

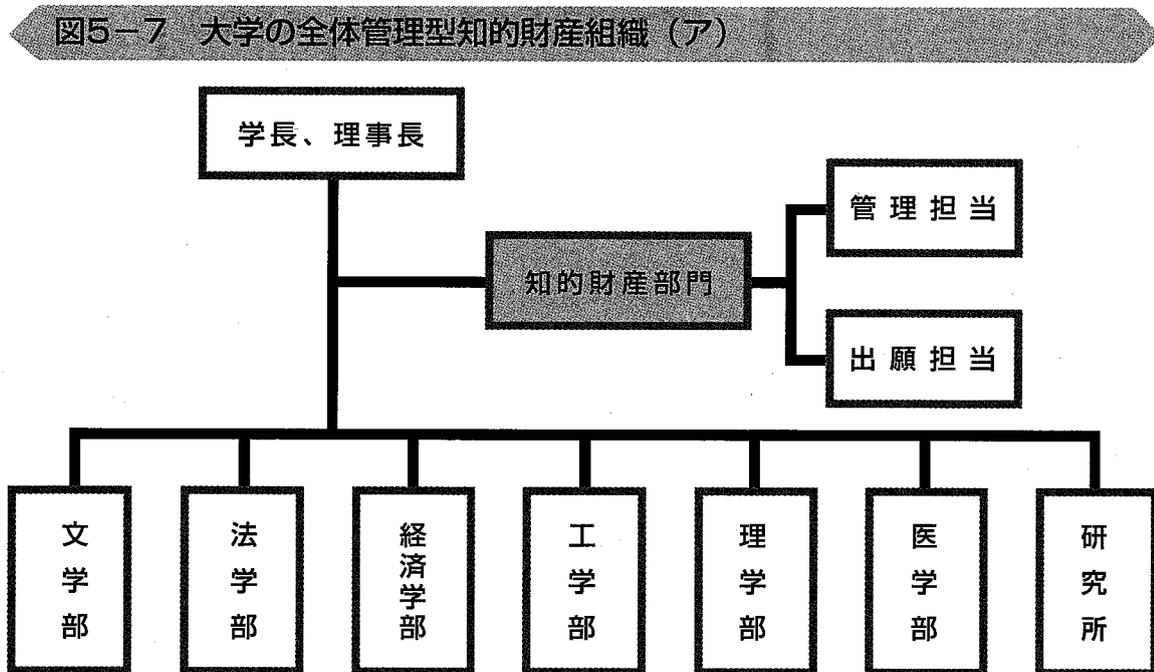
特許情報調査業務（情報収集、情報解析など）

以上大きく7つの機能を各大学は、大学の現状を踏まえ、優先順位をつけて組織・機能の充実をしていくことになります。

(3) 大学の知的財産組織の3つの例

それでは、例を3つあげて、あるべき組織を検討してみましょう。

ア. 学内に知的財産を管理する組織がない場合（図5-7）

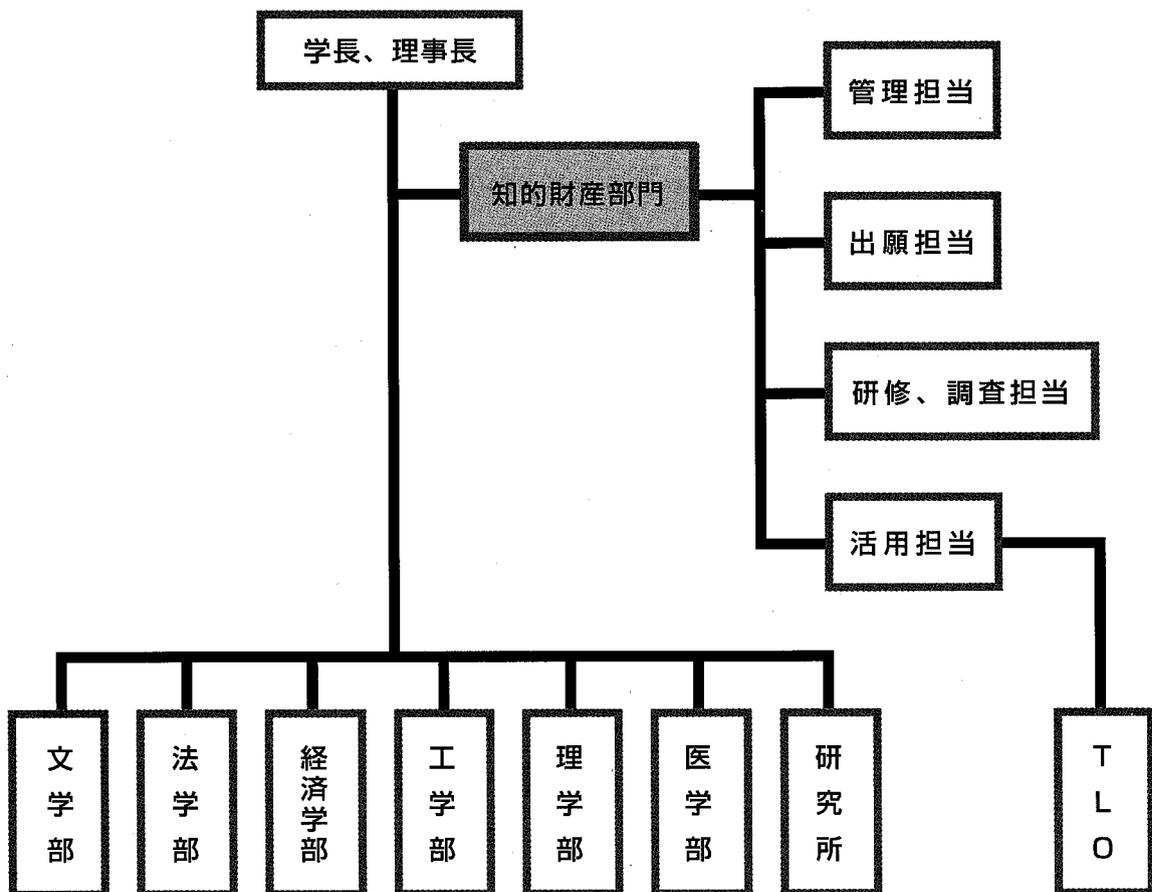


まず、学内に学長ないし理事長直結の知的財産（部、課、室、センター）と名のつく組織をつくることです。

そして、その下に、管理、出願専任担当を置き、(2)の①、②、③の機能を立ち上げます。

人的要件としては、知的財産管理経験がある人が、少なくとも管理責任者・管理担当として1名（他に管理事務1名）、出願・権利化担当は、例えば大学の特色ある専門分野（例えば、情報・電気系、物理・機械系、生物・化学系の3分野の場合）に各1名（この場合は3名程度）が必要です。この知的財産管理者に適する人材が、大学にいない場合には、企業の知財管理経験者を活用すると即戦力となり、特にこの段階の大学には必要です。出願・権利化担当は、技術に明るい人が適任で、知的財産に関しては管理者の支援やOJTで育成していきます。また、これらの担当は上記の他の機能も必要に応じて兼任するこ

図5-8 大学の全体管理型知的財産組織（イ）



とになります。こうして①から⑦の機能を徐々にカバーしていくこととなります。

もちろん、出願件数や技術分野の専門性いかんでは、出願・権利化担当の人員が増加することになりますが、学外TLOなどの機能を活用することで回避できるかもしれません。

#### イ. ある程度の出願実績がある場合（図5-8）

まず、知的財産（部、課、室、センター）と名のついた組織があり、その組織が学長ないし理事長直結になっているか確認してください。

この場合は、近い将来知的財産を活用する機会ができるため、①、②、③の機能に加え、④の専任担当を置く必要があります。既に学内にTLOがある場合には、TLO機能を知的財産部門に取り込むか、またはその機能をTLOに移管することも可能であります。また、既に広域TLOがあるときは、その機能を、アウトソーシング先として活用することも可能です。

いずれにしても、大学としての知的財産活用方針があるかどうか、また、それを学内TLOや広域TLOがきちんと守れる体制を構築することが大学の知的財産部門の役割です。

この段階の大学では、研究者、発明者の知的財産教育・研修がある程度行われていると思われるので、さらに啓発活動を推進するために⑥を担当する人員も必要になりますが、①、③の担当が兼任で対応することも考えられます。

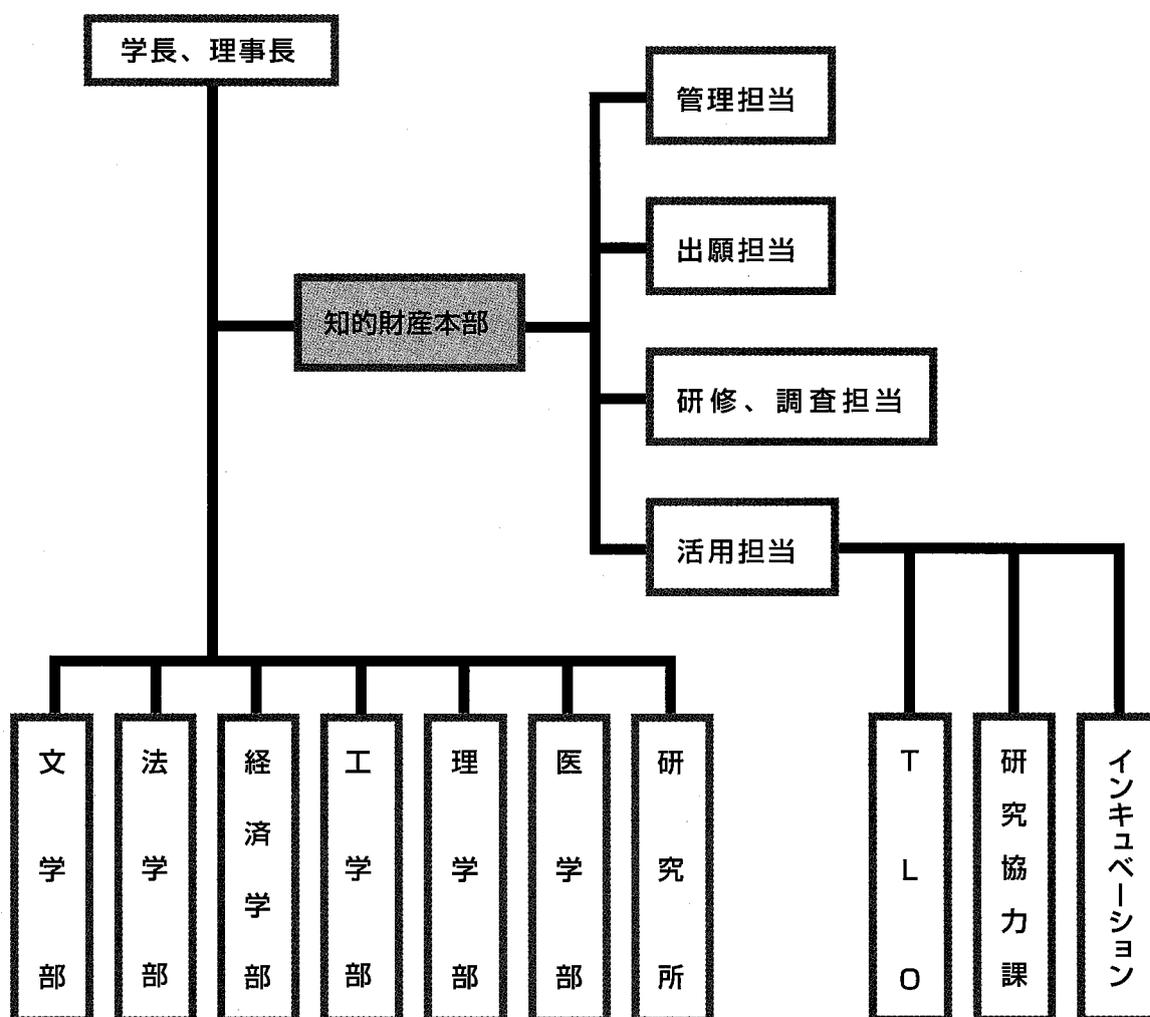
#### ウ. 出願実績も活用実績もある大学の場合（図5-9）

こうした大学の場合、学長ないしは理事長等の大学のトップの下で、上記①から⑦の機能を、学内の研究協力課、会計課や学部、研究科、学内研究所の知的財産担当課や産学連携担当課等が異なった組織系統に所属しながら、独立して実施してきたと考えられます。また、学内外のTLOの活用も不可欠であったでしょう。

しかし、この段階の大学では、情報の一元管理、共有化が不十分であったと思われる。

従って、今後は大学として知的財産の機関管理をすることになりますので、(2)の①～⑦の機能（⑤の機能の実績は大学にはほとんどなかった）を統括

図5-9 大学の全体管理型知的財産組織（ウ）



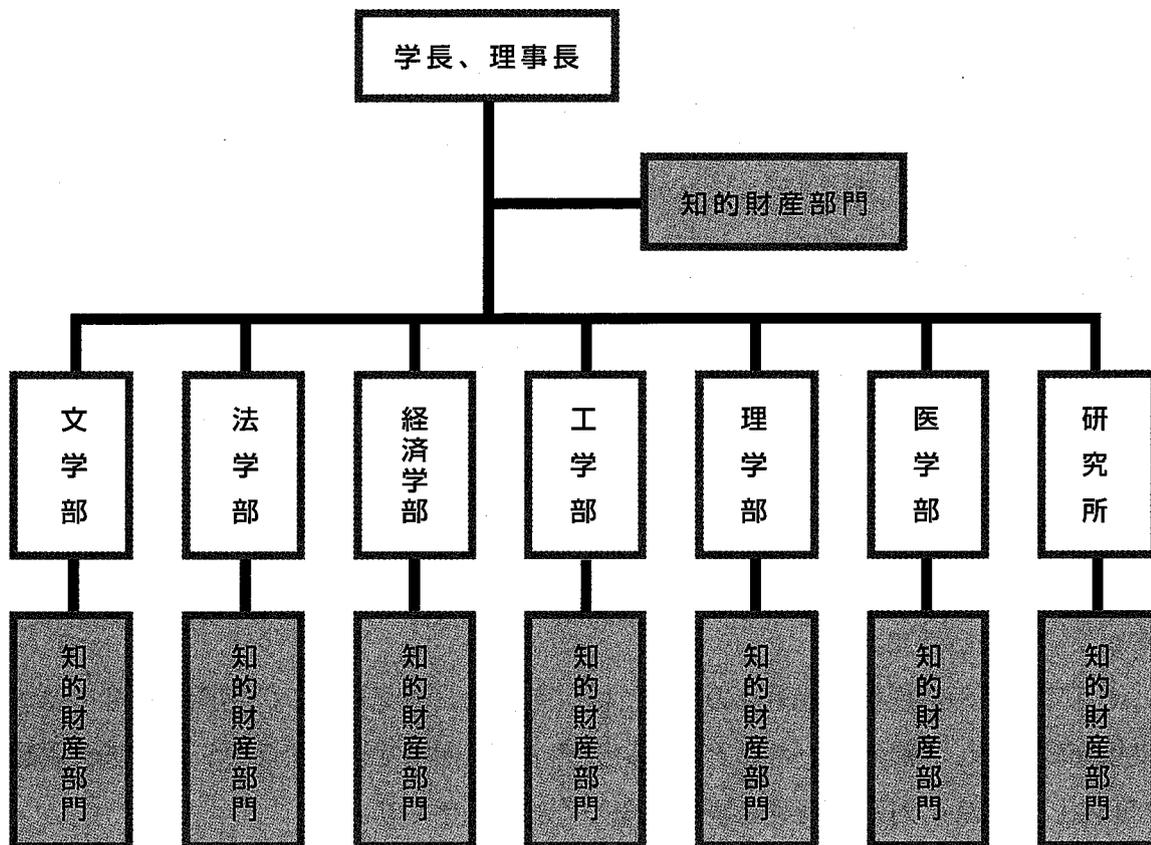
する組織としての知的財産管理本部組織が必要になります。

この場合、このままの統合ですと形式的には一元管理ができますが、組織としては肥大化するので、大学として知的財産方針の共有化など各機能担当間のコミュニケーションを十分緊密にすることが必要です。

また、従来、大学において実績がなかった⑤の知的財産関連の係争対応機能は、今後は活用の推進により確実に必要になることを忘れてはいけません。

ア～ウのいずれの組織にしても、知的財産管理機能の遂行には、大学事務部門、研究部門、知的財産部門などの人々の総合力の結集が必要であり、従来の教員、事務職員、技術職員等の職域の壁を壊した風通しのよい柔軟な組織体制にすることが必須で

図5-10 大学の個別管理型知的財産組織



す。

そして、これら機能に適した人材の確保、配置が必要であり、これこそ少数精鋭化への近道でもあります。もちろん、学外の専門家の活用やTLOの活用も視野に入れるべきことはいうまでもありません。

#### (4) 各学部、研究科内にある個別管理型組織 (図5-10)

個別管理型とは、大学の各学部、研究科がそれぞれ独立して知的財産を管理する型式をいいます。すなわち、全体管理型と違って、大学としての一元管理にワンクッションがあることとなります。

政府が目指す知的財産立国の達成には、組織的に前項の全体管理型がふさわしいか、本項の個別管理型がふさわしいかは、議論の分かれるところです。要するに機関帰属になる知的財産を大学として一元管理ができていればよいと考えます。

全体管理型組織にせよ、個別管理型組織にせよ、前述した①から⑦の知的財産機能

は必要です。

それでは、個別管理型のメリット、デメリットを考察します。

個別管理型の場合には、原則として各学部、研究科が、これらの機能を全部備える必要があり、各学部研究科間で機能面からの重複が生まれ、それを担当する人員も数倍になって、効率的でないデメリットがあります。

一方、この個別管理型では、学部、研究科の意思決定が速くなるメリットがあり、出願の可否や活用における意思決定において、企業やライセンサーからは支持されるはずで、また、大学の学部、研究科の特色が前面に出やすくなるメリットもあります。企業で、この個別管理型組織を有するのは、ソニーの例があります。

企業では、経営という観点から部分最適（事業部最適）より全体最適（全社・全グループ最適）を選択しますが、大学ではどうなのか、またどうあるべきなのか一概にいけないのではないのでしょうか。なぜなら、個性ある大学、独創性のある研究が指向されているからです。

そこで、この個別管理型組織の場合には、各学部、研究科間での定期連絡会で情報交換を緊密にし、最低限大学のアイデンティティは、保持すべきであり、全学的な問題が発生したときの対応体制等は事前に決めておくべきです。

## 大学がなすべき事項

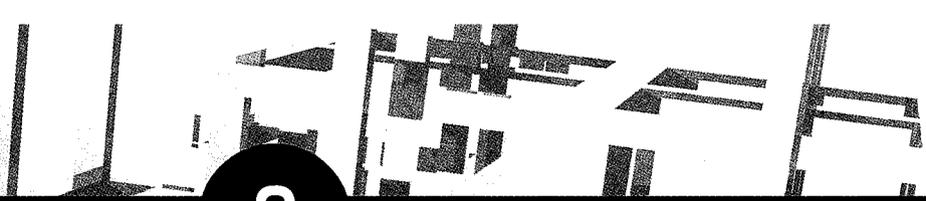
---

### (1) 現状の把握

あなたの大学の知的財産関連組織と権限がどのようになっているかを把握してください。特に、大学に知的財産が機関帰属されることを前提にした場合、現組織・人員で過不足なく対応できるか調査してください。

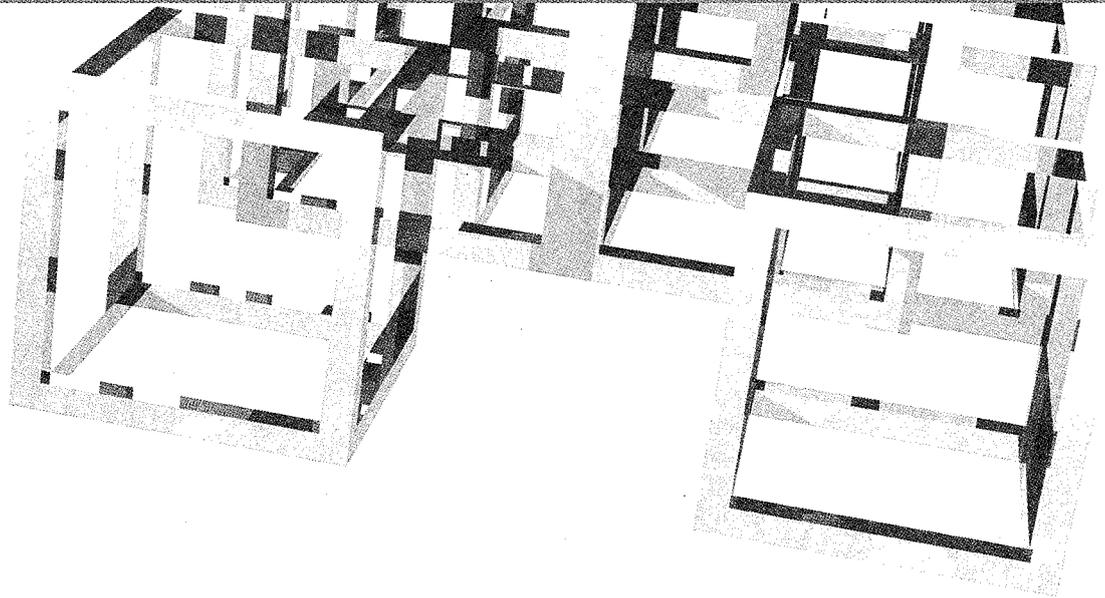
### (2) 現状の解析、対策の検討

上記の問題点を大学の課題として取り上げ、あなたの大学にふさわしい機能をもつ知的財産組織を描き、その組織実現のためのマスタープランを立てて、大学の機関承認を得て、実施に移す準備をしてください。



## 第 6 章

# 特許ライセンス活動・ライセンス契約



この仕事は大学の研究成果を技術移転して社会貢献を果たすという大学の第三の使命を支える重要な仕事です。本章では、最適な業務を行うために特許ライセンス業務で心がけるべきことは何かについて解説します。

最適な業務を行うために下記の諸点に留意しましょう。

- (1) 契約は契約に基づく仕事の中身を忠実に反映できるようにする。
- (2) 契約は大学のライセンス基本方針に沿うものとする。
- (3) 契約は一方の当事者のみに有利なものではなく、できるだけ互惠平等な内容とする。
- (4) 契約は契約に伴うリスクを管理する道具であり、契約に伴い発生する権利と義務のバランスを十分吟味する。
- (5) 契約締結は仕事の始まりに過ぎないので契約のフォローを忘れずに行う。



## 大学知的財産部門 自己診断チェックシート

| 第6章 特許ライセンス活動・ライセンス契約      |   | はい<br>○ | いいえ<br>× | 該当<br>ページ |
|----------------------------|---|---------|----------|-----------|
| <b>【ライセンサーとなりうる企業等の情報】</b> |   |         |          |           |
| 6-1                        | 本学の知的財産部門は、共同研究、受託研究の相手企業名を把握している。              |         |          | 180       |
| -2                         | 本学の知的財産部門は、全ての共同研究、受託研究を把握している。                 |         |          | 180       |
| -3                         | 本学の知的財産部門は、研究者の個人別特許調査を実施し、研究者と関係のある企業名を把握している。 |         |          | 180       |
| -4                         | 本学は、産業界向けに定期的に研究を公開している。                        |         |          | 180       |
| -5                         | 本学は、特許流通フェア、地方自治体主催の産学官連携フェア等のイベントに出展している。      |         |          | 180       |
| -6                         | 本学は、イベントに参加した場合、来場者への事後のフォローを必ず実施している。          |         |          | 180       |
| <b>【特許ライセンス活動】</b>         |   |         |          |           |
| -7                         | 特許ライセンスの意義と必要性を知っている。                           |         |          | 182       |
| -8                         | 本学には特許ライセンス方針がある。                               |         |          | 182       |
| -9                         | 特許ライセンス活動の業務フローを理解している。                         |         |          | 184       |
| -10                        | 本学の知的財産部門は大学の保有特許のライセンス可能事業分野を把握している。           |         |          | 180       |
| -11                        | 本学の知的財産部門は自ら特許ライセンス活動を行っている。                    |         |          | 184       |
| -12                        | 本学は、相手先企業との折衝は研究者任せにせず、大学として適切に対応している。          |         |          | 192       |
| -13                        | 本学の知的財産部門は、大学のシーズと企業のニーズのマッチングに関与している。          |         |          | 180       |
| -14                        | TLOは大学の特許ライセンス活動をしてくれることを知っている。                 |         |          | 210       |
| -15                        | 本学は、特許ライセンスのための基本的条件が設定されている。                   |         |          | 182       |
| -16                        | 本学は、特許ライセンス契約の標準様式がある。                          |         |          | 195       |
| -17                        | 本学は、契約の標準様式に基づいて案件ごとに異なる契約書を作成できる。              |         |          | 185       |
| -18                        | 特許ライセンス契約の種類を知っている。                             |         |          | 185       |
| -19                        | 特許ライセンス契約の仕事の流れを知っている。                          |         |          | 184       |
| -20                        | 本学は、知的財産部門が特許ライセンス交渉をしている。                      |         |          | 184       |
| -21                        | 本学には、特許ライセンス契約を審査するシステムがある。                     |         |          | 192       |
| -22                        | 本学は、特許ライセンス契約の署名は大学を代表する授権者である学長などが行っている。       |         |          | 194       |
| -23                        | 本学は、特許ライセンス契約の管理を行っている。                         |         |          | 194       |
| -24                        | 本学は、特許ライセンス料を管理する部門がある。                         |         |          | 194       |
| -25                        | 特許ライセンスについていつでも相談できる弁護士がいる。                     |         |          | 192       |
| -26                        | 学外TLOに委託する場合、大学の基本条件を指示している。                    |         |          | 182       |
| -27                        | 学外TLOに委託する場合、TLOとは必要の都度、協議をしたり報告を求めている。         |         |          | 214       |
| -28                        | 知的財産部門担当者は、特許ライセンスに関する学外セミナーに参加している。            |         |          | 225       |

## 1. 特許ライセンス活動

### 〔特許ライセンス活動の意義は？〕

ここでは大学の特許ライセンス活動がなぜ必要か、そしてその活動のポイントについて解説します。

#### 解 説

#### (1) 特許取得は特許ライセンスによる活用のため

大学が特許を取得しても、大学自ら特許を活用をして物を作るわけではありません。特許の技術は企業の物作りなどに実施されて初めて社会で活用されることとなります。特許の使用を希望者に実施許諾すること、つまり特許ライセンスなくして大学が特許を保有する意義はありません。

#### (2) 研究シーズと活用ニーズのマッチングが大切

従って、大学の研究成果を権利化した特許（特許出願中を含む）を活用してくれる企業を探し出すこと、そして大学のシーズと企業のニーズのマッチングを行うことが大切です。

このためには大学が次の方法で情報発信を行うこと（種まき）が必要です。

- ①特許流通フェア、産学官連携フェア等の各種イベントに出展する。
- ②大学の研究成果の公開をシンポジウムの開催、HPの開設、機関誌の発行、大学と企業の技術交流のための会員組織の設置等により行う。
- ③大学と委託研究や共同研究を行っている企業の事業状況を把握すると同時に当該企業との定期的な接触をもつ。
- ④研究者の研究成果を常に把握し、これとかわりをもつ企業情報を収集して、企業訪問、書簡発信等により当該企業にアプローチする。
- ⑤企業との共有特許については当該企業と定期的にその活用方法について話し合う。

ここで重要なことは、上記の方法により知的財産部門が、大学特許を活用してくれる企業（見込み顧客）を把握して、粘り強く仕事のフォローを行うことです。社会貢献をするという使命感の下で、「座して待つ」ではなく、積極的な行動をとることが、特許権取得の最終目的つまり特許ライセンスにつながるのです。

## 大学がなすべき事項

---

### (1) 現状の把握

知的財産部門は、ライセンス活動の意義を理解し、その機能を十分果たしているか調査してください。例えば、大学の研究シーズを把握し、活用を前提としてライセンス候補先の情報を具体的に把握する努力をしているか、また、現状の情報発信によるシーズとニーズのマッチングの成功率などを調査してください。ニーズとシーズをマッチングできる人材が大学にいますか。

### (2) 現状の解析、対策の検討

現状の問題点を列挙し、どのような仕掛けがあるとライセンス活動にとってさらに有効であるか検討してください。

## 【大学には特許ライセンス方針がありますか？】

特許ライセンスをするためには、確固たる大学のライセンス方針を確立し、学内外への周知徹底が非常に重要です。

### 解 説

#### 大学のライセンス基本方針を策定する

特許ライセンスをするということは大学の研究成果を社会還元すると同時に大学の貴重な財産を処分するという、きわめて重要な事柄であるところから、確固たる大学の方針を確立し、公明正大で過不足のない活動をする必要があります。そこで次のような諸点について原則的な方針をあらかじめ立てておくといよいでしょう。

- ①ライセンスの方法：大学が行うのか、TLOにライセンス業務を委託するのか。また、企業との共有特許の場合、当該企業との関係をいかにするのか。
- ②ライセンスの種類：独占的实施権、非独占的实施権のいずれを選択するのか。あるいは特許権を譲渡するのか。
- ③対価：許諾商品の製造量や販売額に応じて支払う経常実施料（ランニングロイヤルティ）、製造・販売に関わりなく一定に支払う頭金（イニシアルロイヤルティ）の料率等の金銭条件の設定をどうするのか。

ライセンス契約の内容は契約相手先との交渉で決まるものであり、案件ごとに相違があっても当然ですが、上記のような基本事項については一定の方針を確立しておくことが望ましいでしょう。大学のライセンス基本方針が明確になっていることは、ライセンサーである企業にとっても有意義なことです。

これに関して、共同研究の際の、企業サイドの悩みの例として次のようなケースがあることを紹介します。

大学との共同研究の成果である特許をある企業が事業化を目指している場合、従来のように権利が発明者個人に帰属する場合は、発明者と企業間での話し合いで条件を決めればよかったものを、機関帰属になった場合、大学がその企業に独占的实施権を認めてくれるのか、それとも、何年かの優先実施期間を認めてくれるのか、非独占的实施権しか認めないのかは企業にとってたいへん重要な問題です。こうした企業の不安を取り除くためにも、大学のライセンス方針の策定と学内外への周知徹底は重要になります。

## 大学がなすべき事項

---

### (1) 現状の把握

まず、大学にライセンスに関する基本方針があるか確認します。現在、企業等とのライセンス契約がどのような内容で締結されているか調査をしてください。

### (2) 現状の解析、対策の検討

上記現状調査結果を解析し、ライセンス基本方針がなければ、基本方針を策定すべきです。

そして大学として機関承認し、学内、学外（相手先企業）に周知徹底してください。

## 〔特許ライセンス活動の仕事の流れを理解していますか？〕

---

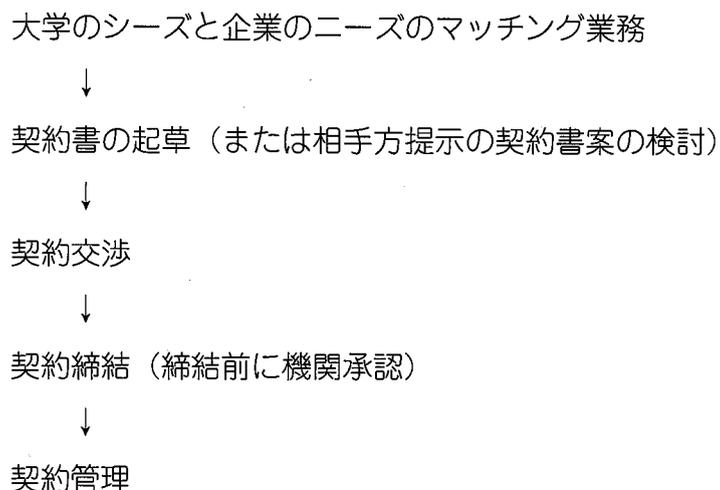
大学の技術シーズと企業の活用ニーズがマッチングした後は、双方がライセンス条件の詳細につき契約をすることになります。

### 解説

#### 特許ライセンス活動の重要性と流れ

特許ライセンスを実施することは大学の貴重な財産を処分することですから、大学の知的財産部門は細心の注意を払って的確な仕事を行う必要があります。

この仕事の流れは通常次のようになります。



#### 大学がなすべき事項

---

##### （1）現状の把握

あなたの大学のライセンス契約の担当部門の業務（シーズとニーズのマッチング業務、契約書案作成、契約交渉、契約締結責任者、契約管理）は、明確になっていますか。

また、これらができる人材は揃っていますか。

契約の機関承認が行われ、大学の代表授権者が契約に署名していますか。

##### （2）現状の解析、対策の検討

機関帰属になることを前提にした場合、上記現状把握で、問題がないか検討してください。

## 2. 特許ライセンス契約

### 〔特許ライセンス契約の形態と契約条項とは？〕

ここでは、ライセンス契約の種々の形態と契約に盛り込まれる主要な条項について解説します。

#### 解説

#### (1) 特許ライセンス契約の形態

特許ライセンス契約は、通常「実施権許諾契約」を意味します。しかしながら、例えば、ノウハウについてライセンス契約を結ぶには、事前に、「秘密情報」を相手に開示する場合もあり、ライセンス契約に先立ち、「守秘義務契約」を締結したりすることがあります。また、ある一定の期間、ライセンシーが技術の確認をする機会を与える「オプション契約」を締結することもあります。

さらに、特許権のみでは、発明の実施が困難な場合には、「ノウハウ契約」や「技術指導契約」が追加して契約されることもあります。勿論、特許権そのものを譲渡することもあり、この場合は「特許権譲渡契約」となります。

#### (2) ライセンス契約の標準フォームと契約条項

大学がこれから特許ライセンス活動を開始するに当たって、契約書を作成するという大切な仕事が出てきます。しかし、十分な経験のない担当者が一から契約書を起草することは困難です。そこで以下の①～⑦の契約条項を漏らさずチェックしたうえで、195ページ本章末の「実施許諾契約書の様式見本」等を参考に各大学の標準フォームを作成することをおすすめします。

- ①ライセンス対象
- ②ライセンス種類
- ③ライセンスの範囲
- ④ライセンスの対価
- ⑤ライセンサーの義務
- ⑥ライセンシーの義務
- ⑦その他（有効期間、紛争の解決方法など）

## 〔特許ライセンス契約（検討）起草のポイントは？〕

本章末に掲載した契約書の様式見本には契約に必要な条項が過不足なく盛り込まれています。

しかし契約内容は契約の案件ごとに異なってしかるべきであり、標準フォームだけで対応することはできません。ここでは契約起草時に特に留意することが望ましい6点について述べます。

### 解説

#### （１）契約対象製品の特定

契約特許を利用または応用して生産できる製品は一種類とは限りません。契約製品は契約相手方が作ろうとする製品に特定することが望ましいのです。しばしば契約特許を利用する製品すべてを契約対象としがちですが、独占的な専用実施権を許諾した場合、他の有力企業から別の製品についてライセンスの申し込みがあっても、これに応ずることができず、大学はビジネスチャンス逃すことになりかねません。

#### （２）契約対象特許の限定には細心の注意を

大学が契約締結以後に発明する改良特許や関連特許も契約対象とするように要求されることがあります。しかしこれらの特許の価値は契約時点では不明であるため、このような将来生まれるであろう特許について契約当初からライセンス許諾の約束をすることは大学の利益を損なう可能性もあります。

#### （３）対応する外国特許を契約特許に入れるか慎重に検討

外国特許は当該国で契約対象製品の販売または製造を行うときに有効です。日本の契約相手先が当該国でビジネスを行うことが不明である場合や現地の会社がライセンス申し込みをしてくる場合に備えて、慎重な検討が必要です。

#### （４）専用実施権（独占権）付与には検討が必要

大学は製品を作らないからといって、相手方の実力を信じて独占的な専用実施権を付与しがちですが、十分な検討が必要です。良い特許であればあるほど、ライセンスの申し込みは多いはずで、特許を多くの企業に活用してもらえれば、それだけ大学の社会貢献の度合いも大きくなり、特許料収入も多くなることを考えましょう。一般的に、企業が実施許諾をする場合、独占的な専用実施権の許諾にはきわめて慎

重です。

#### (5) 適切なロイヤルティの条件設定

ロイヤルティの考え方には通常のランニングロイヤルティのほかに契約時点で要求するイニシャルロイヤルティや一括支払いロイヤルティ、そして年間の最低支払い金額を約束するミニマムロイヤルティの考え方もあります。

契約対象特許の価値、契約製品の市場規模、契約相手先の実力などを勘案してロイヤルティ条件を適切に設定することが大切です。

#### (6) 契約期間の検討にあたっての注意事項

- ①特許ライセンス契約では通常、契約期間を特許有効期間中とする場合が多いと思われます。しかし、相手方にライセンスを許諾しても対象特許が基本特許でない場合、長期間、ライセンス特許を使った事業が継続するとは限りません。
- ②独占的な専用実施権を許諾する場合には、その後になってもっと有力な企業がライセンスの申し出をする場合に、これに応ずることができません。
- ③契約期間の経過に従って、当初の契約条件が不適切になる場合があります。
- ④契約後長期間たつと契約への関心が薄れ契約管理がおろそかになります。

以上のような事態を想定すると、契約期間は例えば5年あるいは10年としてその後契約更改を協議すること、とするのが望ましいと思われます。

### 大学がなすべき事項

---

#### (1) 現状の把握

従来のライセンス契約について、上記6つの観点からチェックしてください。

契約交渉で契約内容に変更が生じた場合の学内での対応の現状を調査してください。

#### (2) 現状の解析、対策の検討

今後は、上記現状解析から、上記6つのポイントを必ず検討することが、契約に必須であることを確認してください。また、契約合意までの交渉期間を短縮する手段についても検討してください。

## I. 特許に関する実施料

### (1) 第三者からの収益の取得は実施許諾によるのが通常の方法

特許権者が特許によって第三者から収益を得ようとする場合、通常第三者に特許を譲渡するのではなく実施許諾するという方法がとられます。特許を実施許諾する当事者をライセンサー (licensor ; licenser = 実施許諾者)、実施許諾を受ける当事者をライセンシー (licensee = 被許諾者) と呼びます。特許を譲渡するよりも実施許諾をした方が、ライセンサーとしてはライセンシーの実施実績 (売上高など) に応じた収入を得ることができより大きな収入を期待できるからです。また非独占的な実施許諾 (複数の当事者に対する実施許諾が可能) の場合には、複数の相手方から収入を得ることができるのもライセンサーにとって有利な点です。特許法は第77条において専用実施権について、第78条において通常実施権について規定しています。専用実施権や独占的通常実施権を併せて通常、独占的実施権 (排他的実施権) と呼んでいます。又通常実施権のように複数者に実施許諾可能な実施権を非独占的実施権 (非排他的実施権) と呼んでいます。実施許諾の対価として支払われるのが実施料 (royalty = ロイヤルティ) です。

### (2) 実施料の種類

#### ① 定額実施料

一定額で支払われる実施料であり一回限りのもの (lump sum payment = 一括払い実施料) と計算期間毎に支払うものがあります。一括払い実施料は特許の譲渡対価と類似しますが、実施許諾契約による場合には特許権者に変更は無く契約に基づく権利義務 (ライセンシーの実施権、秘密保持義務など) が存続する点が譲渡契約による場合とは異なります。

#### ② イニシャルペイメントとランニングロイヤルティ

##### i) イニシャルペイメント (initial payment = 頭金)

ランニングロイヤルティと併用されて契約締結時に一定金額で支払われる実施料です。ランニングロイヤルティだけでイニシャルペイメントの無い場合もあります。一回で支払われることが多いのですが数回に分けて支払われることもあります。

その性格としては

① 特別な特典 (独占実施権など) 付与に対する見返り

② 研究費用の一部早期回収

③ 契約費用や技術移転費用への充当

などがあります。

##### ii) ランニングロイヤルティ (running royalty = 継続実施料、経常実施料)

売上高や販売数量に従って算定される対価 (実施料) で広く一般的に用いられています。ライセンサーがライセンシーによる特許の実施による収益の比例的配分を受けようというライセンス契約の趣旨に適合した対価決定の方法であり、またライセンシーにとっても実施実

績に応じて支払えば良いだけなのでリスクが少なく済みます。従ってこの方式での対価の支払いは両者にとってメリットのある方法であると言えます。

ランニングロイヤルティの決定方法としては実施量に対応させる方法（従量方式）と売上高に対応させる方法（売上高比例方式）とがあります。前者は計算が簡単であること、販売価格などをライセンサーに知られなくて済むという特徴があります。他方後者には物価変動などによる販売価格の変動に対応して実施料の金額が自動的に調整されるという特徴があります。

### ③ ミニマムロイヤルティ（minimum royalty = 最低実施料）

実施実績の有無に拘わらず実施料計算期間毎に支払われる実施料です。独占的实施権の場合にライセンサーが最低限度の実施料収入を確保するために設けられることが多いようです。

## （3）実施料の決定方法

### ① 定額実施料の場合

ライセンサーの研究投資額、実施によってライセンサーが受ける予想利益額等を考慮してライセンサーとライセンシーの交渉によって決定します。

### ② イニシアルペイメントとランニングロイヤルティ

#### i) イニシアルペイメント

ランニングロイヤルティの予想額などを勘案して決定します。

#### ii) ランニングロイヤルティの場合

ランニングロイヤルティは実施（製造・販売など）実績に応じて特許の使用料を支払うものであり、事業利益の配分の性格を有しています。しかしこのことは現実の利益が無ければロイヤルティを支払わなくても良いということを意味するものではありません。利益は経理処理の方法によって変わりますし、事業経営の良否によっても変動します。このような不安定な金額を算定の基礎とするのは好ましくありません。そこで通常従量方式又は売上高比例方式でロイヤルティを算定する方法が採用されています。

#### ア) 従量方式

次のような方式で算定します。

製造・販売数量×一単位（個数など）当り実施料額

一単位当たりの実施料額は次の売上高比例方式の実施料金額を参考にして決定するのが良いでしょう。

#### イ) 売上高比例方式

i) 一般的には次のような方式で算定します。

実施料金額 = 売上高 × 実施料率 × 利用率 × 増減率

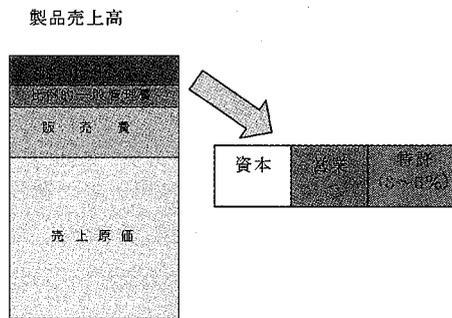
a) 売上高 計算期間中（通常6ヶ月間又は1年間）の売上高です。（決算期に合わせる例が多いようです。）

ここでいう売上高は本来特許製品の対価部分だけとするのが合理的と考えられます。すなわち当該製品の総売上高（gross sales value）から特許とは関係の無い梱包費や送料等を差し引いた純売上高（net sales value）とするのが理論的ですが、

現実の算定が困難なため単に売上高（総売上高）とされる場合もあります。

b) 実施料率

実施料率は技術の種類、実施した場合の経済的効果等によって異なりますので何パーセントぐらいが適当かは一概には言えません。一般的には医薬品に関する特許や海外からの先端技術の導入の場合には高率で10%を超える場合もあるようです。しかし通常の技術に関する特許では世間相場としては3～5%程度が多いと言われています。これは売上額から売上原価（製造費等）、販売費を控除した後の利益（更に比例的な一般管理費を控除する考え方もある。従っていわゆる営業利益に近い。）を売上額の10%～15%程度と考え、この利益を生み出すための特許の寄与度を3分の1と仮定するものです。（他の寄与は資本と営業と考える。）



この結果は一般製造業の場合研究開発費の売上高に対する比率がこれとほぼ同様の率になっていることから常識にも合致するものと言えます。

c) 利用率

特許製品価格の製品全体価格に占める割合です。実施料率と同様に実施料の金額に大きく影響します。しかし特許部分が製品全体に不可欠の製品、すなわち当該特許が製品全体に不可欠である場合には利用率を考慮しないことも行われています。すなわち特許部分の価格に単純に比例させるのではなく特許の重要性をも考慮して利用率を決定しています。

d) 増減率

技術が優れているおり実施料を通常より増加させることができるような場合や逆に実施許諾時点で特許技術が陳腐化しており減少させる必要があるような場合には増減率で調整します。要するに実施料の調整項目です。しかしこのような要素は実施料率や利用率で既に織り込み済みになっている場合が多いので利用されないことも多いようです。

ii) その他の形態での実施（使用、展示など）の場合の算定方法

上記 i) の様に考えれば3～5%という率は製造・販売以外の形態での実施の場合には当てはまらないものと考えられます。使用などの場合にはライセンサーが使用者から期待する収入の額、使用者が受ける利益などを基準に別途実施料の率や金額を決定した方が良いと思われます。

③ ミニマムロイヤルティ

通常予測される実施料収入を基準にそれを下回る金額とします。

## II. その他の実施料

### (1) 不実施補償料

不実施補償料とは大学と企業が特許（共同研究成果）を共有している場合に、企業から大学に配分してもらう金員のことです。

不実施補償料の金額についての考え方は上記特許の実施料の場合とほぼ同様です。

### (2) ノウハウの実施料

多くの場合ノウハウについても対価は実施料という形式で支払われます。実施料率などについての考え方は特許の場合と同様ですが最近ではノウハウの価値が従来よりも高く評価されるようになってきています。

### (3) 意匠の実施料

実施料の金額は千差万別で一概には言えませんが、優れた意匠には販売促進効果があり特許以上の価値を有している場合も存在すると考えられます。

### (4) 商標の使用料

商標は商品の品質や企業の信用力を表象するものであり著名な商標は金銭的に換算できない程の価値を有しています。従って一般的な使用料の金額というものは考えにくいと言えます。類似の商標の使用について商標権者と使用者との間で登録商標の使用になり一般的な相場というものは考えにくい状況です。類似の商標の使用を認容するだけの場合には比較的低廉な一時金の場合が多いようです。

遑って考えれば、我が国の商標法は使用許諾の制度を認めています（商標法第30条、第31条）が、商標権をライセンスすれば、商品の出所について消費者に混同を生じますし、ライセンスである大学が製造物責任や民法・商法上の表見責任を問われることも考えられます。大学が保有する商標は、大学という公共性から考えてむやみに使用許諾しない方が賢明でしょう。

### (5) ソフトウェアの使用料

ソフトウェアはそれを収納したCDなどの売買としてではなく、中身であるソフトウェア（著作権）を使用許諾するという形式で販売される場合が多く見受けられます。この方が複製禁止など販売後も購入者を拘束するのに都合が良いからです。

ソフトウェアの使用料についての考え方は特許の場合とは全く異なります。

特許の場合は実施者が特許を利用し原材料費などのコストをかけて製造・販売するのですが、ソフトウェアの場合には使用者はライセンサーが開発した商品を使用するだけです。使用者に対する使用許諾は商品の販売と同様であり、使用料は販売価格と同等になります。中間販売会社等に対するソフトウェアの販売の許諾の場合には、商品の卸売り価格と同様に考えれば良いでしょう。

【松井孝一 （社）発明協会 知的財産管理アドバイザー 鳥取大学客員教授】

## 【特許ライセンス交渉の進め方は？】

当然のことですが契約締結を行う契約当事者である大学（機関）が契約に拘束されます。従って、慎重かつ責任ある交渉を行うことが望まれます。そこで下記に述べる諸点に留意して交渉を進めることが大切と思われます。

### 解 説

#### （１）契約交渉は大学の責任者が

前にも述べましたが契約は関係者個人ではなく大学（機関）を拘束する文書となります。

従って、契約交渉は担当者任せにするのではなく知的財産部門の責任者自ら、またはその指揮の下に行う必要があります。ライセンス交渉をする人は、自己の利害を考えつつも、互惠平等の精神をもち、人間味があり、バランス感覚をもつ人材をあてる必要があります。

#### （２）契約交渉は技術交渉と商務交渉に分けて

一般的に言って、企業は有利な条件を確保することを交渉では重視して、契約交渉には法務の専門家を参画させるのが通例です。一方大学では、ともすれば特許発明を生み出した研究者が単独で、また知的財産部門に相談することなく契約交渉を行いがちです。この場合、大学は大学のライセンス方針を通すことができず、また、有利な条件を確保できないままに契約交渉が終わってしまう危険性があります。

従って、交渉スタイルは技術交渉（契約に基づく仕事の技術的内容の交渉）と商務交渉（契約条件と条文交渉）を区分して行うことが望ましいでしょう。

しかし、研究者と知的財産部門は常に連携を取り合って交渉に臨む必要があります。

#### （３）契約交渉では必要に応じて法律専門家の意見を

独占禁止法等法律面の配慮が必要な場合には、必要に応じて大学内の法律専門家や弁護士、弁理士の助言を得ることが望ましいでしょう。そのためには、契約について助言のできる専門家とのネットワークを普段から構築しておく必要があります。

#### （４）契約交渉が完了したら学内審査を

契約の正式署名に先立って、契約内容を客観的に審査し、大学に不利な内容はないか、違法につながる条文はないか等を、契約交渉に参画していない責任者や法律専門

家が審査することも、契約の妥当性、公明性、そして透明性を保つために重要なことです。

## **大学がなすべき事項**

---

### (1) 現状の把握

あなたの大学の従来のライセンス交渉につき、交渉責任者、交渉の仕方、交渉参加メンバー、交渉の機関承認の仕方につき現状を把握しましょう。

### (2) 現状の解析、対策の検討

現状での不十分な点につき、より望ましい仕組みを検討してください。

ライセンス交渉を行うつど、交渉ノウハウ集を作成しておくことで業務における大きな財産になります。

## 〔契約の締結と管理はどうすればよいのでしょうか？〕

---

ライセンスの最終的産物は契約書です。契約書を双方が誠実に履行することが重要です。

### 解説

#### (1) 契約内容以外は無効とする措置を

契約は研究者個人や実務担当者が署名しても有効ではありません。大学を代表する授権された学長等大学のトップが署名することで正式契約をしたこととなります。そして契約締結によりそれまでの口頭の約束、議事録などの文書による約束はすべて契約に盛り込まれたこととして、契約内容以外の約束を無効としておく措置を講じておきましょう。契約後の契約解釈上の誤解や論争を避けるために大切なことです。

#### (2) 契約管理は管理台帳に沿って

契約が締結されても仕事は完了したわけではありません。契約により得られるロイヤルティ管理、契約書の期限管理、契約相手先との日常の接触など大切な仕事が残ります。契約書の管理台帳を作成して、契約管理を行う必要があります。

### 大学がなすべき事項

---

#### (1) 現状の把握

大学の過去のライセンス契約の契約締結者、契約後の問題の有無等を調査ください。契約の管理がどのようになっているかフォローの仕組みを調査してください。

#### (2) 現状の解析、対策の検討

上記調査を解析し、不十分な点を列挙し、対策案を考えてください。

## 実施許諾契約書の様式見本

※これらの契約事項は日本企業間での契約を想定した一例であり、外国企業との国際契約においては、異なる契約事項が設定される場合もあります。

### 1. 前文

#### 特許実施許諾契約書 (1)

〇〇〇〇株式会社（以下甲という）及び△△△△株式会社（以下乙という）は、甲が所有する特許第〇〇〇〇〇〇〇号「発明の名称」（以下本件特許という）に関し、次の通り契約を締結する。

#### 契約書 (2)

〇〇〇〇株式会社（以下甲という）及び△△△△株式会社（以下乙という）は、甲が出願中の特願平〇〇-〇〇〇〇、発明の名称「〇〇〇〇方法」（以下本件発明という）の実施許諾に関し、次の通り契約を締結する。

一見してわかるとおり、(1) は登録済特許、(2) は登録前の発明の実施許諾にかかる契約書の前文です。一般的に契約書は、前文、本文（この内容が具体的合意事項となる）、末文からなります。前文には契約の当事者を明記し、何についてどういう契約を結ぶのかを簡単に述べます。

ライセンスの対象についてはできる限り明確にすべきです。例えば、出願番号がまだ特定できない場合は空欄とし、出願番号特定後に追記する方式をとるのが好ましい方法です。

### 2. 実施許諾

#### 第〇条（実施許諾） (1)

甲は乙に対して、本件特許についての非独占的实施権を許諾する。

- 乙は、前項に基づき許諾された実施権について第三者に再実施権を許諾し、譲渡し、または担保に供してはならない。

第○条（実施許諾）

（2）

甲は、乙に対して、本件発明について非独占的実施権を許諾する。

2. 乙は、前項の規定に基づき、本件発明を実施して製造する装置（以下本件装置という）を製造、販売、かつその販売先に対してそれを使用させることができる。
3. 乙は、前項に定める場合を除き、第1項に基づき許諾された実施権につき第三者に再実施権を許諾してはならない。

基本的事項である実施許諾につき規定したものです。再実施権（サブライセンス）付与権はもともと許諾されていませんが、(1) (2) ともそれを確認的に規定しています。

注）一定の条件のもと、ライセンシーが第三者に委託生産させることは、「下請」であってライセンシーの実施とみなされ、再実施許諾にはあたらないとされています。

### 3. 特許権の維持

第○条（特許権の維持）

甲は、本契約の有効期間中、本件特許を維持するものとする。

特別な合意がなくとも、ライセンサーは、契約期間を通じ、継続的に許諾特許の実施をライセンシーに享受させる基本的義務を負い、この基本的義務の一つとして許諾特許の維持義務が存在します。許諾特許維持義務の具体的内容は次のとおりです。

- ①許諾特許の特許料を納付すること。
- ②ライセンシーの承諾がなければ、許諾特許につき訂正審判を請求しないこと。
- ③第三者が提起した許諾特許に関する無効審判請求に対し、合理的防禦措置を講ずること。

### 4. 対価

第○条（対価）

（1）

乙は、頭金として、金○○○○○円也及び消費税を、本契約締結の日から

30日以内に、現金で甲に支払うものとする。

2. 乙は、本件特許に係る製品（以下本件製品という）を販売したときは、その純販売価格の□%に相当する金額を実施料として、甲に支払うものとする。

第□条（対価）

(2)

乙は、前条に基づく実施許諾の対価として、乙が製造し、第三者に販売した本件装置1台につき〇〇万円の実施料及び消費税を甲に支払うものとする。

ライセンス契約における両当事者の最大の関心事である対価についての規定です。(1)は料率法による場合、(2)は従量法による場合を示しています。(1)のように頭金を定めることも、独占的实施権の場合やノウハウが伴う場合にはよく行われます。

## 5. 実施料の報告及び支払い

第□条（実施料の報告及び支払）

(1)

乙は、毎年3月31日及び9月30日締めで、各6カ月間における本件製品の販売数量、販売価格及び前条により算出した実施料を記載した報告書を、各締切日から1カ月以内に甲に提出し、かつ各締切日から2カ月以内にその実施料を現金で甲に支払うものとする。

2. 乙は、本件製品の販売がなかった場合も前項に規定する報告義務を免れない。

第□条（実施料の報告及び支払）

(2)

乙は甲に対して、毎年3月31日及び9月30日に終わる各6カ月間における本件装置の販売先、販売台数及び実施料を記載した報告書を、それぞれ4月31日及び9月30日までに提出し、かつ前条に基づく実施料を現金で支払う。

2. 乙は、本件製品の販売がなかった場合も前項に規定する報告義務を免れない。

実施料（ロイヤルティ）の報告及びその支払について規定しています。このように(1)報告後一定期間経過した後に支払いを行うものと、(2)報告と支払期限が同一のものがあります。この規定については、実施料を従量法に基づき支払わせる場合でも、「販売したつど支払う」ような規定は避け、上記のように、販売実績がない場合

でも一定期間ごとに必ず報告するように規定すべきです。

## 6. 監査

### 第○条（監査）

乙は、本契約期間中、及び契約終了後3年間にわたり、実施料の報告、支払の基礎となる関係書類を保管するものとし、甲が必要と認めたときは、甲または乙の指定した代理人に当該関係書類を監査させるものとする。

実施料の基礎となる関係書類の監査について規定しています。ライセンシーの報告内容が疑わしい場合でも、監査権の行使につき明確な規定がなければ現実の監査は難しくなります。

## 7. 対価の不返還

### 第○条（対価の不返還）

本契約に基づき乙から甲に支払われた対価は、いかなる事由による場合でも返還されないものとする。

ライセンス契約においては、一般には「対価の不返還」の特約をなし、ライセンサーが受領した対価の不返還を規定することが多いようです。ただし、ライセンシーによる第三者の権利侵害が生じた場合等において対価の全部または一部を返還することを規定することもあります。なお、この条項がなければ、特許権等が無効になった場合など、対価の返還問題が生じる可能性があります。

## 8. 不保証

### 第○条（不保証）

- 甲は、本件特許につき無効事由が存在しないことを保証しない。
2. 本件特許につき無効審判が請求されたときは、当事者は実施料の減額等について協議するものとし、無効審決が確定したときは、乙は本契約を解約する

ことができる。

3. 甲は、乙による本件特許の実施が第三者の権利により制限を受けないことを保証しない。

不保証の問題は、ライセンサーが契約当時すでに存在する許諾特許の欠点（瑕疵）のために、ライセンシーが契約の予期したとおりの実施をすることができない場合においてライセンサーがライセンシーに対して責任を負うか否かについての問題です。文例では、ライセンサーはライセンシーに対して責任を負わない内容になっていますが、特に3.のようなライセンシーの実施行為が第三者の権利を侵害することになった場合の対価については、調整することが多いようです。

## 9. 改良発明

### 第□条（改良発明）

乙は、本件特許（発明）の改良に係る発明、考案につき特許または実用新案登録の出願を行う場合は、事前に書面により甲に通知し、その取り扱いについて甲乙協議して決定するものとする。

ライセンシーの改良発明につきライセンサーに対する通知義務を規定しています。改良発明に関する規定については独占禁止法上の問題を生じることがあります。

## 10. 侵害

### 第□条（侵害）

乙は、本件特許に関し、第三者による侵害の事実または侵害のおそれがある行為を発見したときは、直ちに甲に通知するものとし、必要に応じて甲乙協力してその排除または予防の措置をとるものとする。

### 第□条（侵害）

乙は、本件発明について第三者による侵害の事実または侵害のおそれのある行為を発見したときは、直ちに甲に通知するものとし、必要に応じて甲乙協

力してその処理解決を図るものとする。

ライセンシーの第三者の侵害行為の通知義務を定めています。信義則上は、ライセンサーはライセンシーに対し、第三者の侵害行為の排除義務をもつと考えられますが、積極的にその旨規定することは少なく、上記の規定で対応することが多いようです。

## 11. 秘密保持

### 第○条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して知り得た相手方の秘密事項を、相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示、漏洩しないものとする。

ただし、次のものは秘密保持対象から除外する。

- （1）開示を受けた際、既に自ら所有し、または第三者から入手していたもの
- （2）開示を受けた際、既に公知公用であったもの
- （3）開示を受けた後、甲乙それぞれの責によらないで公知または公用となったもの

上記のようにライセンス契約自体に秘密保持義務を規定することはもちろんですが、ライセンス交渉に先立って秘密保持契約を締結した上で交渉に臨むことも多く、かつそれが望ましい方法です。

## 12. 最恵待遇

### 第○条（最恵待遇）

甲が本契約締結後に、本件特許（発明）に関し、第三者と実施契約を締結したときは、本契約における対価等の条件により有利な条件が規定されている場合には、本契約の条件をそれと同等の内容に変更するものとする。

ライセンサーは、非独占的通常実施権を許諾した後においても、同一の特許につき、ライセンシーにとってより有利な条件で自由に第三者に対し実施権を許諾することが

できるわけです。他方、先発の非独占的通常ライセンシーとしては、少なくとも後発のライセンシーよりも不利でない条件で競争できることを切望するのが通常で、この先発ライセンシーの利益を確保するために、しばしば契約中に最恵（実施権者）待遇条項が挿入されます。すなわち、最恵待遇条項とは、ライセンサーが非独占的通常実施権を許諾した後において、同一特許につきよりライセンシー側に有利な条件で第三者に実施権を許諾したときは、その有利な条件を先発ライセンシーにも享受させる旨を定めた条項をいいます。

### 13. 有効期間

#### 第□条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から本件特許の存続期間が満了する日までとする。

#### 第□条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の3カ月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、本件発明に基づく権利の消滅の日まで1年ずつ延長するものとする。

有効期間の延長に関する規定については、自動延長方式と両当事者の協議が成立した場合に延長する協議延長方式があります。

### 14. 解約

#### 第□条（解約）

甲または乙は、本契約で定める義務を相手方が履行しないときは、1カ月以上の期間を定めてその治癒を求め、当該期間内に治癒がなされなかった場合には、書面による通知をもって解約することができる。ただし、治癒が不可能なものは書面による通知をもって直ちに解約することができる。

ライセンシーが実施料を支払わなかったり、ライセンサーが最恵待遇に基づく実施料の引き下げを認めないというように、契約当事者の一方がその義務を果さないとき

は、契約を続ける意味がなくなります。そのような場合には、解約する必要が出てきます。この契約条項がなくとも、契約の相手方がその義務を履行せず、相手方に一定の期間を定めてその履行（法律用語で「治癒」といいます）を求め、それがなされなかったときは、民法の規定に基づき解約することができますが、確認的に入れるケースが一般的です。ただし、例えば、秘密を漏洩した場合は、治癒のしようがないので、このような場合は治癒を求めることなく直ちに解約することができます。

## 15. 協議

### 第〇条（協議）

本契約の定めのない事項及び本契約の各条項の解釈に疑義を生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

協議規定については、文例のように包括的に規定する場合と協議する事項を例示する場合があります。

## 16. 紛争処理

### 第〇条（裁判管轄）

(1)

本契約に関する訴えは、〇〇地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

### 第〇条（仲裁）

(2)

本契約に関する紛争については、工業所有権仲裁センターの調停、仲裁規則に則り、3人の仲裁人による仲裁に従い、最終的な解決をする。

契約に関して、その紛争の処理方法を定めておかないと後で大きな問題になることがあります。そこで裁判で解決する場合は、(1)のように第一審に限り管轄裁判所を定めておくことができます。

一方、裁判はその紛争内容が公開になることや、時間がかかることから、(2)のように仲裁を利用することもあります。なお、仲裁条項を入れれば、裁判を起こせないばかりか、その結果に不服でも受け入れなければなりませんから注意が必要です。

## 17. 末文

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

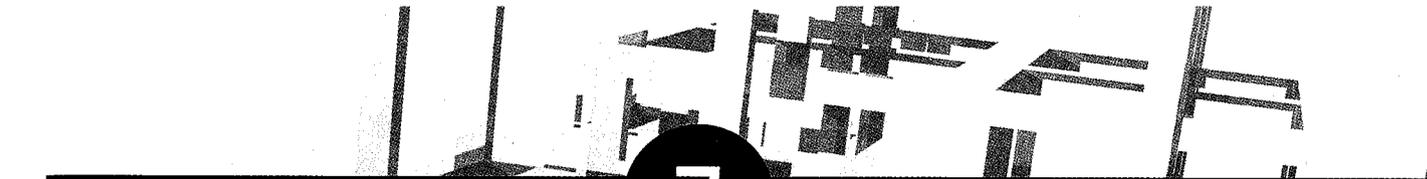
甲 ○○○○株式会社

乙 ○○○○株式会社

契約書の最後を示す末文です。なお、特許権等の譲渡契約書は印紙税法上の課税文書（第1号文書）ですが、ライセンス契約書は原則非課税であり、印紙貼付の必要はありません。

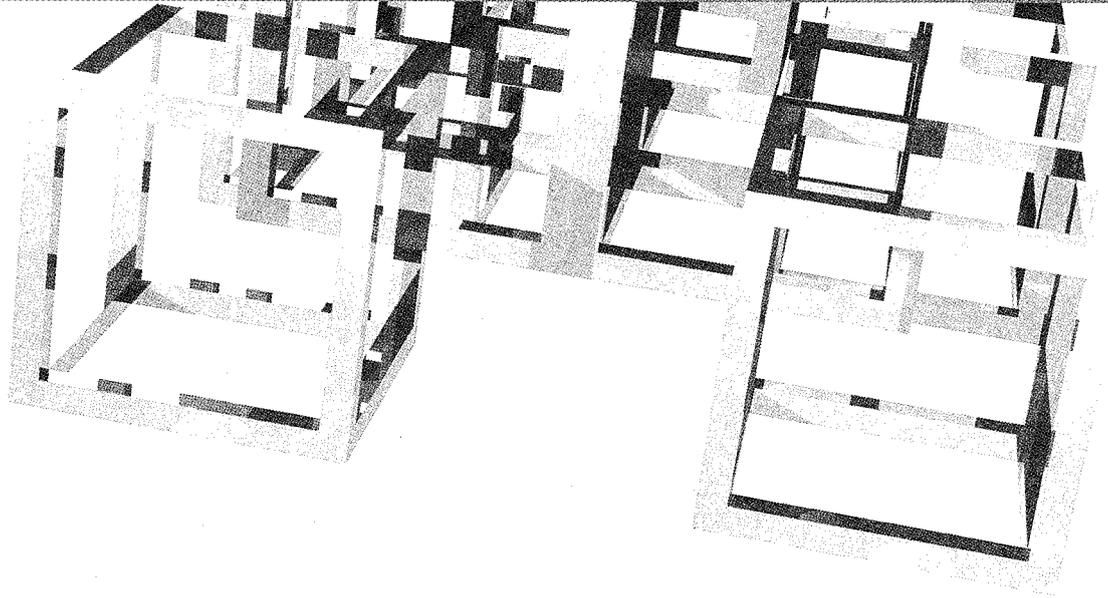
このような契約書を作成することは、たいへん骨の折れる作業で見落としが出る可能性もあります。そこで、事前に契約書のチェックリストを作り、契約書がきちんとしてきているか確認することはとても有効です。





## 第 7 章

# TLO（技術移転機関）



TLOは、大学の知的財産部門の機能の一部を代行し、大学発の発明を評価・特許化し、企業等への技術移転を行う法人格の機関であり、学内TLOや広域TLOなどの形態があります。

大学の知的財産は活用されてはじめて社会に貢献できるので、大学は、この知的創造サイクルを回す技術移転機関（TLO）とより一層の連携を推進する必要があります。



## 大学知的財産部門 自己診断チェックシート

| 第7章 TLO（技術移転機関）        |   | はい<br>○ | いいえ<br>× | 該当<br>ページ |
|------------------------|---|---------|----------|-----------|
| <b>【TLOの意義】</b>        |   |         |          |           |
| 7-1                    | TLOとは何かを知っている。                            |         |          | 208       |
| -2                     | TLOが設立された背景を知っている。                        |         |          | 208       |
| -3                     | TLOが設立された法律的根拠は何かを知っている。                  |         |          | 208       |
| -4                     | TLO一般の機能と仕事の内容を知っている。                     |         |          | 210       |
| -5                     | TLOには承認TLOと認定TLOがあることを知っている。              |         |          | 208       |
| -6                     | 米国のTLOの成功例を知っている。                         |         |          | 212       |
| <b>【大学の知的財産部門とTLO】</b> |   |         |          |           |
| -7                     | 本学の知的財産部門にはTLO活用のための基本方針がある。              |         |          | 213       |
| -8                     | 本学は、TLOとの間に連携に関する条件を取り決めた契約がある。           |         |          | 213       |
| -9                     | TLOの職員と本学の知財部門とは日常的にコンタクトしている。            |         |          | 214       |
| -10                    | 本学の知的財産部門はTLOを活用する基準をもっている。               |         |          | 213       |
| -11                    | 本学の知的財産部門はTLOへ発明を譲渡し、特許出願を委託する判断基準をもっている。 |         |          | 213       |
| -12                    | 本学は、TLO職員と研究者のコンタクトの機会を日常的に設けている。         |         |          | 214       |
| -13                    | 本学は、TLOにライセンス契約のたびに、特許ライセンス条件を提示している。     |         |          | 213       |

## 1. TLOの意義

### 〔TLOとは何ですか？〕

ここでは、TLOにつき、設立の背景、目的、機能と役割を解説するとともに、米国での新産業の創出の原動力となったTLOの成功例を紹介します。

#### 解説

#### (1) TLOとは

TLOとはTechnology Licensing Organization(技術移転機関)の略称です。大学の研究者の研究成果を発掘・評価し、特許化及び企業への技術移転を行う法人です。大学の研究者と企業とが個人的なつながりで技術移転するには限界があるので、これを組織的に行うことによって、大学発の新規産業を生み出し、企業への特許権等の実施許諾により得られた実施料収入をさらなる研究資金として大学や研究者に還元することで、大学の研究を一層活性化させる「知的創造サイクル」の原動力として期待されています。

現在全国に39の承認TLOが設立されており、その活動実績は年々向上しており、また、新たなTLO設立の動きが全国各地であります。

なお、承認TLOは国立大学教官個人、公私立大学及びその教官個人の有する特許を、そして認定TLOは国立大学と国の試験研究機関の有する国有特許を取り扱い、それぞれ政府からの支援措置を享受しています(215ページ承認TLO一覧参照)。

#### (2) TLO設立の背景

1980年代のわが国は、財政赤字と貿易収支の赤字、いわゆる双子の赤字に苦しんだ米国と比べ、高度経済成長を遂げ輝かしい時代を送っていました。しかし、1990年代に入ってバブル経済が崩壊し、昨今は巨額の不良債権や財政赤字に悩まされ、国際的な経済競争力の低下と相まって、いわゆる「失われた10年」を経験しました。

わが国政府はこのような深刻な状況を打開するために、従来の大量生産、大量消費型の経済システムから知的財産を重視する経済システムへの転換を図ることで経済の活性化を実現しようと様々な施策を展開しました。

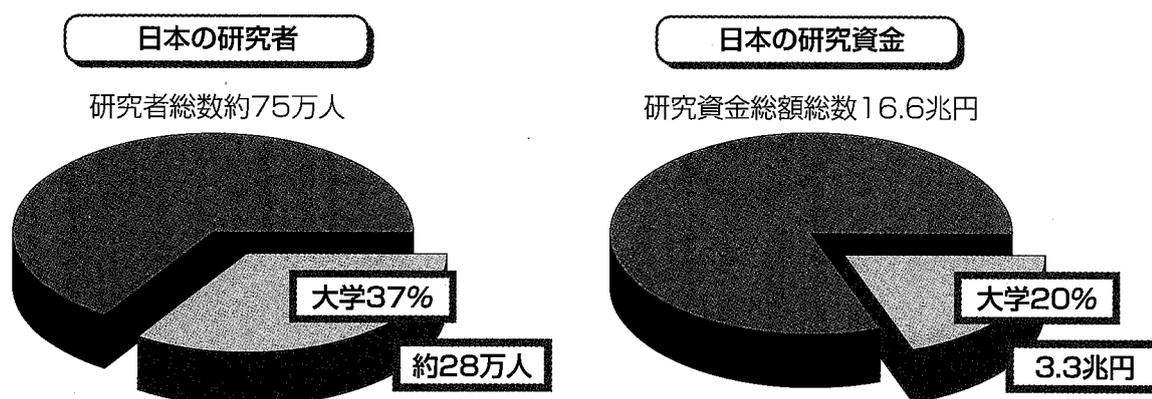
これらの施策の中で特に大学に関するものに科学技術基本法(1995年11月施行)、大学等における技術に関する研究成果の民間業者への移転の促進に関する法律(1998年8月施行)、及び産業活力特別措置法(1999年10月施行)があります。

わが国における科学技術の水準の向上を図り、わが国経済の更なる発展を図ることなどを目的とし、とりわけ大学の研究活動を強化し、その成果をわが国経済の発展のために活用する事を主眼としました。そしてこれらの背景と法律がTLO設立の基礎となりました。

### (3) TLO設立の目的

わが国の研究開発活動に占める大学の比重はたいへん大きいものがあります。研究者数や研究資金など研究資源の多くが大学に集中しています。

図7-1 日本の研究環境

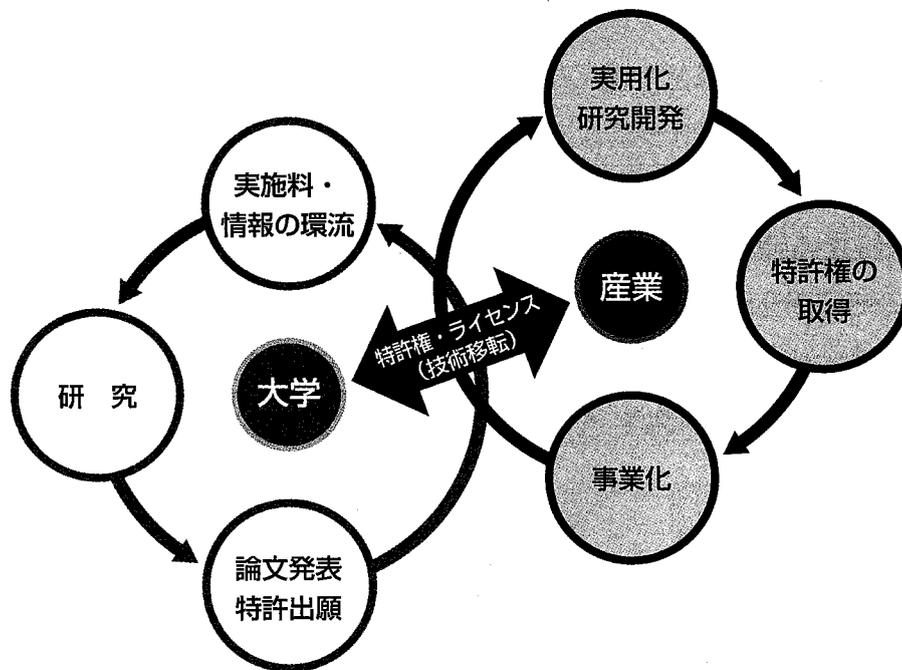


資料：総務省統計局「2003年科学技術研究調査」

わが国の研究者の37%、研究資金の20%（図7-1）は大学に投入されており、これは米国の水準を上回っています。さらに、近年は折からの経済不況により民間企業はリストラやコスト削減の動きを強め、研究者数や研究資金が減少しつつあることを考慮すると、大学の担う役割はますます高まりつつあると考えられます。そして大学はその本来の目的である、教育や学術振興のみならず、その研究成果を権利化し活用することにより研究成果の社会還元を行う、すなわち知的創造サイクルを実現することが今や強く求められているのです。

TLOは「知的創造サイクル」（図7-2）を大学と協力して実現することを目的としています。つまり、研究者の研究成果の特許性、市場性、事業化時の採算性を評価したうえで、これを大学から譲り受けて、特許化すると共に企業に技術移転を行い、その果実を大学に還元する役割を担っています。

図7-2 知的創造サイクル



#### (4) TLOの機能と役割 (図7-3)

TLOは大学と密接な連携をとりながら次のような仕事を行います。

- ・企業化可能な研究成果の発掘、評価、選別：①、②

大学の研究者と面談により情報提供を受け、もしくは自ら情報収集、発掘を行い、市場ニーズを念頭に特許性、事業性、収益性などの観点から研究成果の評価を行います。

- ・当該研究成果に含まれる発明等に関する出願、権利化及び当該特許権等の維持、管理：③、④

優れた発明と判断された場合、研究成果（発明）にかかわる特許を受ける権利を出願前に大学から譲り受けて（③）出願し、特許化する、もしくは特許権の譲渡または独占的実施権の設定を大学から受けます。さらに特許権の維持、管理を行います。

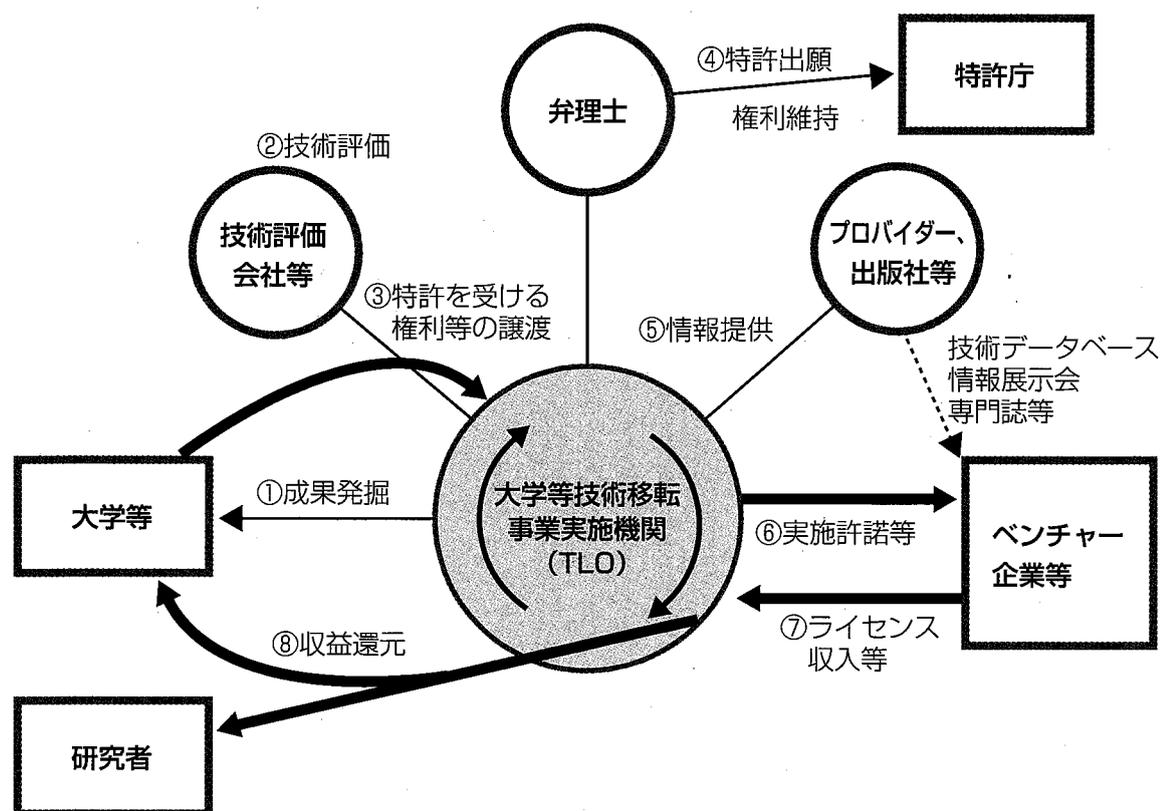
- ・当該研究成果に関する技術情報の提供：⑤

収集した情報または特許権等について、ホームページ、展示会出展、マスコミ報道等の手段を利用して情報提供を行い、当該技術を求める企業の探索とマッチングを行います。

また、有料の会員制度を設け、会員企業に優先的に情報提供することもあります。

- 当該特許権等に関する企業へのライセンス許諾：⑥  
当該特許権について自らは実施することなく、企業に対し特許ライセンスの許諾や特許譲渡を行います。
- 特許ライセンス収入等の還元：⑦、⑧  
ライセンス収入等について、TLOより研究者のみならず、当該研究者の属する大学にも、あらかじめ定めた一定の割合を還元します。  
なお、上記の還元比率については大学とTLOの関係、この仕事に対するTLOの貢献度などを勘案してTLOと協議決定することが必要です。
- その他の業務  
TLOは上記の主要業務のほかに起業支援、事業化支援、共同研究支援、技術相談など幅広い仕事を行います。  
上記の仕事内容を図で示しますと次のようになります。

図7-3 大学など技術移転機関（TLO）の主要機能



### (5) 米国のTLOの歴史

1980年に米国ではバイ上院議員及びドール上院議員の提案により「特許商標法修

正法」いわゆるバイ・ドール法を制定し、連邦政府の資金を活用した研究成果から生まれた発明を大学に帰属できるようにし、大学が特許権の取得を行い、ロイヤルティ収入を発明者へも還元することを義務付けました。これにより多くの大学では学内外にTLOを設立しその結果大学の研究成果を活用した企業化が飛躍的に進展し、これが新規産業創出の原動力となり、米国経済全体の再生と雇用創出に大きく寄与しました。スタンフォード大学やマサチューセッツ工科大学を始めとする米国のTLOの成功振りが下記の表から伺えます。

●表7-1 米国におけるTLOの活動

| 米国におけるTLOの状況 (2002年度) |                      | (参考) 日本の大学のTLO |
|-----------------------|----------------------|----------------|
| 特許出願件数                | 5,623件               | 1,707件         |
| 特許登録件数                | 3,272件               | 59件            |
| 収入を生み出しているライセンス件数     | 7,562件               | 202件           |
| ライセンス料等の総収入           | 約10.8億 <sup>ドル</sup> | 約3億4,300万円     |
| 新規企業設立件数              | 358件                 | —              |

資料：産業基盤整備基金「TLO（技術移転機関）のご案内」

## 2. 大学の知的財産部門とTLO

### 〔大学の知的財産部門はTLOをどのように活用していくべきでしょうか？〕

大学の知的財産部門とTLO（学内、学外組織）との関係について述べます。

すでに第5章で述べたように、TLO機能は知的財産部門機能の一部であり、大学が知的財産ポリシーに沿い、TLOとどのような関係を構築するかは多様な形態が考えられます。しかし、既に40に近いTLOが設立されており、当面は知的財産部門機能の重要な補完機関としての位置付けも考えられます。

### 解説

#### (1) TLOとの連携

TLOは大学の研究成果の社会還元を図り、経済活性化を促すためのわが国政府の施策の大きな柱であり、その活動のため政府も様々な支援措置を講じております。

大学の知的財産管理活動が軌道に乗り定着するためには相当の時間と労力を要することを考えますと、豊富な人材を擁し多様な事業を行っているTLOを積極活用することが望ましく、早い機会に近隣のTLOとの協力関係の構築を検討されることをお勧めします。

大学の知的財産管理機能の中でTLOが重要な役割を果たし得ることは、これまでの説明でおわかりいただけたと思います。あなたの大学に知的財産部門が設置されている場合にもその活動を補完してくれる第二の「知的財産部」と位置付けることも可能でしょう。

#### (2) TLOの活用

最後に、大学とTLOの関係のあり方について大切と思われることを述べてみましょう。

- ① TLOの活用方針を大学として明確に立てておくことが重要です。大学とTLOが力を結集して最適で最大の成果を挙げるための基本方針、とりわけ大学がTLOに発明譲渡する基準を明確にすることが望ましいでしょう。
- ② 大学内にある技術シーズを発掘、評価、選別する仕事は重要ですが、この仕事をTLOに依頼する場合には、大学とTLOの仕事の分担を明確にしたうえで、日常的に大学の研究者とTLOの職員が協議する場を設け、自由闊達な意見交換ができるようにしましょう。この場合、学内に対して評価の透明性が確保できるメリットが

あります。

- ③大学の研究成果にかかわる特許を受ける権利をTLOに譲渡し、その後の仕事を任せることは大学の研究成果という貴重な財産の処分をTLOに委託することです。従って、大学がTLOに発明を譲渡する基準、特許出願国、特許権の実施許諾や譲渡のための条件、特許料等収入の配分比率などの重要事項についてはあらかじめTLOと協議して書面により合意しておくことが大切です。
- ④TLOは豊富な知識と経験を持った職員が積極的に活動しております。しかし、TLOの仕事に完全に依存してしまうのではなく、その時々には仕事の進捗状況について報告を受け、意見交換や提案を行うことが望ましいでしょう。
- ⑤以上、大切と思われることを述べましたが、TLOとの良好な関係を維持するために大学の知的財産部門が大学の知的財産の統括者として日常的な対話を行う、つまり報告、連絡、相談を怠らないことが重要です。

## 大学がなすべき事項

---

### (1) 役割分担の明確化

大学の知的財産管理部門と技術移転機関（TLO）との関係、役割分担を外部からみて明確にすることが必要です。移転交渉をしたい企業がだれが決定権をもっているかが判らないと契約交渉がまとまらないからです。

### (2) 現状の把握

知的財産に関する現在の大学の組織・機能体制を明らかにし、大学としてのTLO機能に対するニーズを明確に把握すること。また大学の知的財産方針に沿うTLO活用のルールがあるかを確認することが必要です。

### (3) 現状の解析、対策の検討

現状を解析し、大学の知的財産を活用できる体制を、大学内に独自に設置するのか、それとも学外のTLOも含めての体制構築にするのかは、大学の社会貢献への方針いかににかかるので、慎重に検討し、具体的にあるべき組織体制を明確にしてください。現実的には、大学の研究技術分野が多岐にわたるので、学内の知的財産管理体制だけでは対応が十分とはいえないので、学外のTLOとの連携を併用する方向が望ましいと考えます。

●表7-2 承認TLO一覧

| 承認年   | TLO名                   | 関係大学等              |
|-------|------------------------|--------------------|
| 1998年 | (株)東京大学TLO(CASTI)      | 東京大学               |
|       | 関西ティー・エル・オー(株)         | 京都大・立命館等           |
|       | (株)東北テクノアーチ            | 東北大学等              |
|       | 学校法人 日本大学 産官学連携知財センター  | 日本大学               |
| 1999年 | (株)筑波リエゾン研究所           | 筑波大学               |
|       | 学校法人 早稲田大学 産学官研究推進センター | 早稲田大学              |
|       | (財)理工学振興会 (東工大TLO)     | 東京工業大学             |
|       | 学校法人 慶應義塾大学 知的資産センター   | 慶應義塾大学             |
|       | (有)山口ティー・エル・オー         | 山口大学               |
|       | 北海道ティー・エル・オー(株)        | 北海道大学等             |
| 2000年 | (財)新産業創造研究機構 (TLOひょうご) | 神戸大・関西学院大等         |
|       | (財)名古屋産業科学研究所 (中部TLO)  | 名古屋大学、岐阜大学等        |
|       | (株)産学連携機構九州 (九大TLO)    | 九州大学               |
|       | 学校法人 東京電機大学 産官学交流センター  | 東京電機大学             |
|       | (株)山梨ティー・エル・オー         | 山梨大学等              |
|       | タマティーエルオー(株)           | 工学院大学、東洋大学、東京都立大学等 |
| 2001年 | 学校法人 明治大学 知的資産センター     | 明治大学               |
|       | よこはまティーエルオー(株)         | 横浜国立大学、横浜市立大学等     |
|       | (株)テクノネットワーク四国 (四国TLO) | 徳島大・香川大・愛媛大・高知大等   |

| 承認年   | TLO名                        | 関係大学等            |
|-------|-----------------------------|------------------|
| 2001年 | (財)大阪産業振興機構 (大阪TLO)         | 大阪大学等            |
|       | (財)くまもとテクノ産業財団 (熊本TLO)      | 熊本大学等            |
|       | 農工大ティー・エル・オー(株)             | 東京農工大            |
| 2002年 | (株)新潟ティーエルオー                | 新潟大学等            |
|       | (財)浜松科学技術研究振興会              | 静岡大学等            |
|       | (財)北九州産業学術推進機構              | 九州工業大学等          |
| 2003年 | (株)三重ティーエルオー                | 三重大学等            |
|       | (有)金沢大学ティー・エル・オー            | 金沢大学等            |
|       | (株)キャンパスクリエイト               | 電気通信大学           |
|       | 学校法人日本医科大学 知的財産・ベンチャー育成センター | 日本医科大学、日本獣医畜産大学  |
|       | (株)鹿児島TLO                   | 鹿児島大学等           |
|       | (株)信州TLO                    | 信州大学等            |
|       | (株)みやざきTLO                  | 宮崎大学等            |
|       | (有)大分TLO                    | 大分大学等            |
|       | 学校法人 東京理科大学 科学技術交流センター      | 東京理科大学等          |
|       | (財)ひろしま産業振興機構 (広島TLO)       | 広島大学等            |
| 2004年 | (財)岡山産業振興財団 (岡山TLO)         | 岡山大学等            |
|       | (株)長崎TLO                    | 長崎大学等            |
| 2005年 | (株)オムニ研究所                   | 長岡技術科学大学 兵庫県立大学等 |

多くの国立大学法人は、地域共同研究センター又はそれと類似の組織を持っており、又、学内外組織としてTLO（Technology Licensing Organization、技術移転機関）があります。大学の第三の使命である研究成果を活用した社会貢献を目指して産学官連携を円滑に進めるには、大学の知的財産に係わる組織（知的財産本部、知的財産部、知的財産企画室、知的財産統括室等）は、TLOや地域共同研究センターといった関連組織と上手く連携していかなければなりません。

そのためには、各組織の基本的ミッション（使命）や業務内容を確認しておく必要があります。ここでは、三重大学での経験を基に、より一般化して説明します。

1) TLOは、大学とは別組織である場合が多く、技術移転等に関して大学と産業界等の橋渡しをすることをミッションとしています。すなわち、大学で生まれた技術を民間企業等へ移転し、特許等のライセンス契約を結ぶことで民間企業から得られた収益を大学へ還元し、又その手数料収入による自立を目指しています（主として次のd、e、及びf項）。さらに、a、b、c、及びg項のような業務を加えているTLOもあります。

- a. 研究成果を発明へ結び付ける（発掘）、発明の評価・選別
- b. 特許等の情報調査と出願明細書内容の強化
- c. 特許事務所と大学内研究者との仲立ち、学内特許管理事務
- d. 産業界へ特許等研究成果に関する情報の発信
- e. ライセンス交渉及び契約に関する実務
- f. 契約に基づく特許等使用料の回収
- g. 大学の研究者や民間企業に対する技術相談や特許等講習会の開催

2) 地域共同研究センターは、ほとんどの場合大学のキャンパス内に設置されており、研究協力や技術相談等を通じて地域に貢献することをミッションとしています。その業務内容は通常以下の通りです。

- a. 外部機関（民間企業、独立行政法人の研究所、又は地方公共団体や国等）との共同研究及び受託研究に関すること。
- b. 外部機関（民間企業、独立行政法人の研究所、又は地方公共団体や国等）に対する学術情報の提供。
- c. 外部機関（民間企業、独立行政法人の研究所、又は地方公共団体や国等）に対する研究成果の技術移転。
- d. 学内、及び他大学との共同研究及び連携。
- e. 外部機関（民間企業、独立行政法人の研究所、又は地方公共団体や国等）から科学技術相談を受ける。
- f. 外部機関（民間企業、独立行政法人の研究所、又は地方公共団体や国等）所属の技術者に対する技術教育及び研修等の実施。
- g. 地域に係わる学術研究調査の実施

3) 大学の知的財産に係わる組織には、通常以下の機能が必要です。

- a. 戦略・企画
- b. 出願・権利化
- c. 活用
- d. 期限・費用等管理
- e. 知的財産教育・研修
- f. 特許情報調査
- g. 知的財産係争対応

それでは、発明が生まれる研究の“上流”から、活用（“下流”）までの流れを意識して、上記三つの組織の機能や業務内容を比較してみましょう。

大学の研究者自身から、又は外部機関との共同研究から発明が生まれます。後者の場合、共同研究に基づく成果でありますから、外部機関において活用される機会はより多いと予想されます。地域共同研究センターでは、現在どこの外部機関とどのような共同研究が進んでいるか、又その進捗状況はいかほどか等の情報を持っていると思います。又TLOと地域共同研究センターで、共同して外部機関より技術相談を受けている場合があります〔上記した1)のg及び2)のe項が重複〕。従って、上記三つの組織は、定期的な情報交換会（スタッフレベル）を持つことが必要です。知的財産に係わる組織のスタッフは、それらの状況を把握した後、学内の研究者と打ち合わせる機会を設けて、特許等の出願を促すと良いでしょう。

次に、知的財産に係わる学内組織とTLOの業務内容とを比較してみましょう。

3)のa項に示す、戦略・企画以外はほとんど同一であることに気づかれたことと思います。

それでは、知的財産に係わる学内組織が実施する“戦略・企画”とはどのようなものでしょうか。例えば、各大学では、経営戦略の一つとして、中・長期目標とその実施計画が策定されていると思います。その中の重点項目又はそれらとの結合によって、特許等の出願件数や活用の件数等の年度目標が定められています。その目標を達成するため、学内におけるシステムの策定・周知・啓発活動を企画、かつ実施していかなければなりません。具体的には、知的財産ポリシーや知的財産規程の策定があります。又、年度目標達成のためにフォローの施策を企画します。さらに、特許法35条（職務発明規定）の平成16年法改正（平成17年4月1日施行）に対応し、今後学内のシステムを少し修正していかなければならないと思います。

以上のような、戦略・企画に係わる業務は、純粋に大学自身の問題であり、その事情に詳しい知的財産に係わる組織で実施することが必要です。

それ以外の項目では、知的財産に係わる組織の機能とTLOの業務内容はほとんど一致しています。従って、それぞれの役割分担を明確にし、きちんと合意しておくことが必要です。

役割分担は各大学の事情により異なりますが、一例を以下に示します。

まず、発明が生まれる研究の“上流”です。前記した、1)のa. 研究成果を発明へ結び付ける（発掘）、発明の評価・選別、b. 特許等の情報調査と出願明細書内容の強化、及びg. 大学の研究者や民間企業に対する技術相談や特許等講習会の開催、では、TLOの担当者や知的財産に係わる組織のスタッフは、可能であれば、できるだけ一緒に行動した方が良いでしょう。それには、学内の研究者に対する啓発という要素が含まれており、TLOと知的財

産に係わるスタッフとの意識が整合されていないと、受け手が混乱してしまいます。又、双方のスタッフが“上流”まで入り込みますと、発明に対する共通認識が生まれ、“下流”に向けてそれを動かしていく際、考え違い等のトラブル発生を防ぐことができます。

次に、学内の研究者から発明の届出がなされ、特許情報の調査を実施した後、知的財産評価委員会や発明委員会等で、大学への承継や出願するかどうか等の結論が出されます。知的財産評価委員会や発明委員会等へ、可能であれば、TLOの関係者も出席したほうが良いでしょう。そうすることで、TLO担当者の、大学側の責任者の考え、及び発明に係わる技術の理解がより深まり、産業界等への橋渡し（売り込み）が容易となります。知的財産に係わる組織は、その議論の内容や出願した特許案件の番号付け、依頼する特許事務所等を管理していかなければなりません。又発明の届出をした学内の研究者へ、速やかに知的財産評価委員会の結論を連絡します。

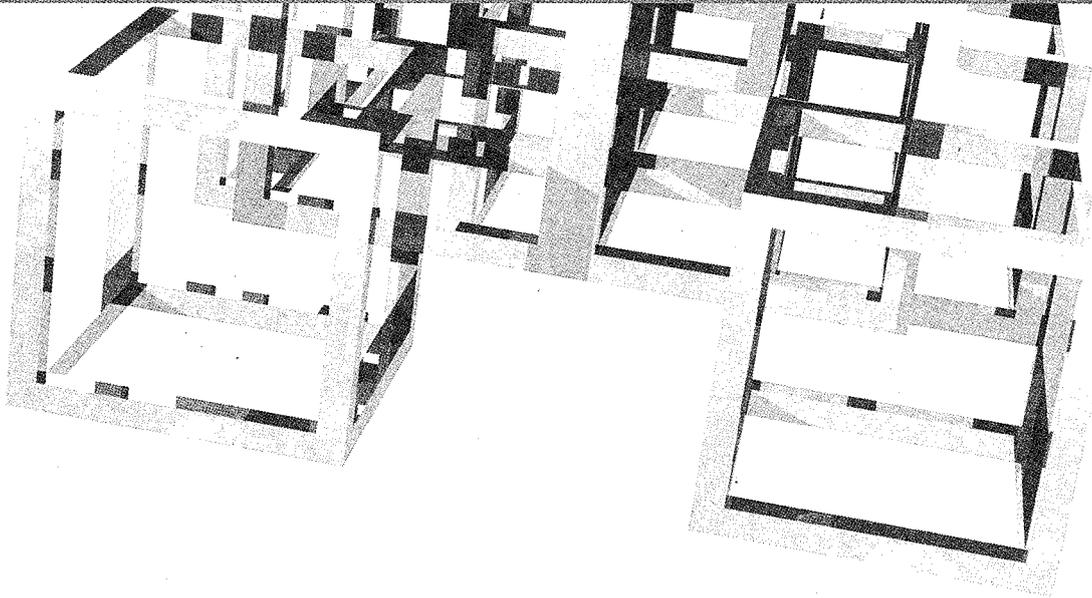
その後、TLOは、特許等をベースにした技術を産業界等へ売っていくのでありますが、その経過や状況について、定期的（2ヶ月に一度程度）に大学の責任者へ報告してもらうことが良いでしょう。そして、年度末にはその纏めの報告を受けます。年度末の会議には、地域共同研究センターの責任者も加わり、1年間の成果や問題点等について議論します。それに基づき、知的財産に係わる組織の責任者は、次年度の目標及び施策を立案します。このサイクルを回せば、自大学の欠点や短所が、民間企業等と接触しているTLOや地域共同研究センターからの情報でわかるので、次年度の研究計画等にフィードバックをかけることができます。これによって年毎に産学官連携の成果が向上していくでしょう。又自大学の長所を伸ばすという戦略も立てることができるでしょう。

しかし、TLOが近隣に存在していない、又は対応があまり宜しくないという場合があります。その場合、知的財産に係わる組織の責任者が人員や予算等を拡充して、上記した外部機関との交渉業務等を自身でこなす必要が生じます。地域共同研究センターのスタッフと協力して実施するというのも選択肢の一つです〔2）のc項に技術移転に関する業務があります〕。この場合も、業務分担を決め、双方で合意しておきましょう。

学外から見ますと、大学内に業務内容や機能が重複している上記三つの組織が併存すると、大変わかりにくいものです。従って、学外からの産学官連携に関する窓口を統一し（ホームページや学内外へ配布するパンフレット等に大きく明示します）、そこから、業務分担表に基づき最も関係の深い部署へ速やかに情報が流れ、間髪をいれず外部機関との接触ができるようにします。それは、大学における産学官活動を効率良く推進するために必須のことです。

大学の組織内にTLOを設置した大学の場合、上記三つの組織を統括する責任者（マネージャー）が、発生する種々の問題についてトップダウンかつスピーディな指示を下すと、より円滑な連携が可能となり、大きな成果が期待できます。大学の組織外にTLOがある場合も同様で、地域共同研究センターや知的財産に係わる組織の責任者間のコミュニケーションとそれらの組織を統括する人のマネジメント力が、今後産学官連携によって得られる成果の度合いを決めるといっても過言ではありません。

【飯野 顕 （社）発明協会 知的財産管理アドバイザー 三重大学客員教授】



## 第 8 章

# 知的財産教育・啓発

知的財産の活用により社会貢献を実現していくためには、大学の研究者、学生、そして知的財産担当者、一人ひとりの知的財産マインドを高揚することが必要です。

本章では、その知的財産マインド醸成の基盤になる知的財産教育の意義と人材の育成につき解説します。



## 大学知的財産部門 自己診断チェックシート

| 第8章 知的財産教育・啓発        |  | はい<br>○ | いいえ<br>× | 該当<br>ページ |
|----------------------|--|---------|----------|-----------|
| <b>【知的財産教育の意義】</b>   |  |         |          |           |
| 8-1                  | 本学のトップは、大学として知的財産教育の意義を理解している。         |         |          | 222       |
| -2                   | 知的財産を取り巻く時代背景を知っている。                   |         |          | 222       |
| -3                   | 知的財産にかかわる国の施策と大学への要請を知っている。            |         |          | 16        |
| -4                   | 本学のトップは、大学として知的財産担当者の確保、育成の必要性を認識している。 |         |          | 222       |
| -5                   | 本学は、知的財産担当者の人材育成に基本的方針をもっている。          |         |          | 222       |
| -6                   | 知的財産担当者に求められる専門能力を理解している。              |         |          | 224       |
| -7                   | 大学の知的財産人材の育成上の課題を理解している。               |         |          | 224       |
| -8                   | 研究者の育成・啓発のためのポイントを理解している。              |         |          | 223       |
| -9                   | 知的財産担当者育成のためのポイントを理解している。              |         |          | 224       |
| -10                  | 学生の知的財産教育のためのポイントを理解している。              |         |          | 224       |
| <b>【知的財産教育・啓発活動】</b> |  |         |          |           |
| -11                  | 本学には、知的財産教育啓発活動の年間計画がある。               |         |          | 226       |
| -12                  | 知的財産教育啓発活動は知的財産担当者、研究者、学生別に組み立てられている。  |         |          | 226       |
| -13                  | 知的財産担当部門の人材の育成は中・長期的計画が必要であることを知っている。  |         |          | 224       |
| -14                  | 学生に対する知的財産教育は大学がすべきことと理解している。          |         |          | 224       |
| -15                  | 大学には知的財産関連の学生向けセミナー、講義、講座がある。          |         |          | 224       |
| -16                  | 本学は、研究者向け知的財産啓発セミナーを実施している。            |         |          | 224       |
| -17                  | 本学は、知的財産担当者の教育は主にOJTで行っている。            |         |          | 224       |

## 知的財産教育の意義と役割

### 【知的財産教育に求められる役割とは？】

政府が掲げる「知的財産立国」を目指すには、国民一人ひとりが知的創造の産物である知的財産に関する意識を向上させることが必要です。とりわけ大学に対する期待の大きさから大学の研究者、学生、知的財産担当者には、この意識の向上は不可欠のものになります。

### 解 説

#### (1) 大学に求められる知的財産マインドの高揚

わが国が政府の方針に基づいて科学創造立国・知的財産立国を目指すうえで、大学の果たすべき役割はたいへん大きいものがあります。

大学は従来、教育と学術研究をその使命としてきましたが、今や大学の研究成果の社会還元を第三の使命とすることが強く求められています。

この使命を実現するためにまず大学に求められるのは知的財産マインド（大学の研究成果を権利化して、広く社会に提供し、その活用を促す考え）を高めることであり、その実現のため人材育成の基本的な考え方と方針をもつことです。

そのためには、第1章で述べた知的財産を取り巻く時代背景、現在大学に求められている使命、そして大学の抱える知的財産管理にかかわる課題を十分認識した上で、人材育成の基本的な考え方と方針を構築する必要があります。そして、大学の知的財産マインド高揚のためにまず必要なことは、大学トップが人材育成の必要性を認識して具体的な行動を開始することです。

多くの民間企業では、技術者、管理職、経営者の階層別に知的財産教育研修を毎年実施し、特許出願の重要性、知的財産管理の重要性、事業防衛、新事業創出における重要性を体得し、企業の経営体質の強化に大きく貢献しています。

#### (2) 研究成果の社会還元へ向けて発想の転換を！

大学における学術研究は、本来、特許権等の取得を目的とするものではありませんでした。自由な発想に基づく知の探求は、大学の本来目的として今後ともおろそかにできない、必須の立場と考えられます。

しかし、昨今の時代背景下、研究成果として得られた発明については、これを権利化して広く社会の活用に供することが重要です。特に大学では、企業でなかなかでき

ない基礎研究ができます。そしてこのような基礎研究の成果を発展させて、事業化して社会還元することこそが今求められています。

そこで、「大学はサイエンスを追求する場であり、研究成果の特許化はなじまない」という従来の一般的な考え方を捨てて、「研究成果をいかに社会のために役立てるか」という発想をもつことが重要です。このためには、先ず「研究者」に知的財産に関する理解と意識の向上を求める必要があります。

### (3) 人材育成のポイント

研究者、知的財産担当者の人材育成と、学生への知的財産教育について説明します。

#### ①研究者の啓発・育成

研究者の知的財産マインド育成のための重要ポイントを次に述べます。

##### a) 大学に期待される新たな使命と時代の潮流への理解：

わが国政府が2002年7月3日に決定した知的財産戦略大綱及び2003年3月に施行された知的財産基本法を精読することがまず必要です。

(第1章及び巻末資料を参照ください)

##### b) 特許法の仕組みと条文の理解：

多忙な研究者に特許法の精読を求めることは困難です。しかし発明が特許となるための要件、職務発明、そして特許出願の要件等研究者の研究活動に関する条文は特許法の仕組みとともに最低限の知識として理解していただく必要があります。

(第3章を参照ください)

##### c) 研究論文と特許明細書の相違の理解：

研究論文を特許出願の専門家である弁理士に提出すれば容易に特許明細書が作成できるというわけではありません。研究者自らが発明の重要ポイントをおさえて明細書の素案を作成することが求められます。(227ページ 「研究論文を基にした特許出願書類(例)」を参考にしてください)

##### d) 特許情報調査の必要性の理解：

研究者が考え出した発明が特許として認められるためには、その発明が新しいものであることが条件となります。従って、研究成果を特許出願するときには他人の先行発明の有無を調べなければなりません。

同時に特許情報は技術情報の宝庫でもあり、研究者の研究活動の参考となる

ものなので特許情報調査とその手法について理解することが望ましいのです。

(詳しくは第4章を参照ください)

上記の仕事は、大学の知的財産担当者の日常業務として大切な仕事ではありますが、例えば弁理士を適切なタイミングで大学に招聘して研究者向けのセミナーを開催して理解を求めることなどが、最も効果的です。

## ②「特許専門家」の育成

大学における知的財産管理の成功の鍵を握るのは「特許専門家」です。

知的財産管理推進の原動力となる「特許専門家」がしっかりとした専門知識と能力をもつことが肝要です。

知的財産管理の仕事領域がたいへん広いだけに、「特許専門家」は上記①で述べた事項はもとより関連法規や技術の知識、企画力、語学力、折衝力そして営業感覚など多岐にわたる能力が求められます。

仕事別に必要と思われる能力には下記が考えられます。

- a) 発明（技術シーズ）発掘業務：技術理解力、権利化判断力
- b) 特許権利化業務：技術理解力、論理展開力
- c) 特許調査業務：調査力、データの分析能力
- d) ライセンス業務：折衝力、語学力
- e) 契約業務：関連法規理解力、契約書作成能力
- f) 管理業務：業務管理能力、経理知識

このように求められる能力そして資質は多岐にわたりますので、一気にこれらを具備することはきわめて困難です。中期的な育成計画（業務ローテーション等）に基づいて育成することが大切であり、その間、企業の知的財産管理経験者、弁理士、弁護士、公認会計士など専門家を起用することや学内の経営、企画、管理等の専門家の協力を得ることが必要です。そして何よりも大学職員にとって経験したことのないこの新しい仕事にコミットする強い決意をもつことが重要です。

## ③学生に対する知的財産教育

知的財産立国を目指すわが国の方針の下、学生に対する知的財産教育の実践が大学に強く求められています。また、企業において知的財産業務担当を志望する社員が最近急増していること及び技術系の大学卒新入社員は入社後早々から発明の権利化を求

められる事態に遭遇することが多いことから学生に対する知的財産教育の実施は大学にとって急務であると思われます。

従って、大学や大学院に知的財産関連の講義を文科系、理科系を問わずカリキュラムに取り入れて、知的財産の重要性とその時代背景や特許、実用新案及び商標に関する基礎的な専門知識を教授する必要があります。ここで大切なのは、講義を専門的な深い法律知識よりも一般学生の関心を呼ぶ基礎的な内容とし、あくまでも知的財産に明るい人材を養成することにあります。

#### **(4) 育成方法**

企業の場合、長年にわたり研究者を対象とした知的財産教育を実践し、その事業の必要性から「特許専門家」を含む多数の知的財産担当者を擁しています。しかし、知的財産管理の仕事の歴史の浅い大学の場合、事情は異なりこれから急ピッチで担当者を養成する必要があります。しかし知的財産専門家不在の大学の現況では、いわゆるOJTで専門的な事項を教えるのは困難でしょうから、短期、中期的な育成計画をたてると同時に、当面は教材や外部セミナーを活用する必要があります。

## 大学がなすべき事項

---

### (1) 現状の把握

大学に対する期待が高まる中、現在の知的財産教育体系を対象者、開催頻度、内容別に調査してください。IPDL（特許電子図書館：第4章参照）などを利用して、大学の研究者の出願実績を検索することも、特許に対する研究者の意識レベルを知る手立てになります。

学生の現状把握には、知的財産に関する講義科目、例えば、「技術開発と法」、「工業所有権」、「産業と法規」等が、カリキュラムに入っているか、また、それらが必修科目なのか、選択科目なのか、そしてこれらの科目の受講状況が参考になります。

また、研究者や学生が今、何を知的財産教育・啓発に求めているかをアンケート調査することも必要ではないでしょうか。

### (2) 現状の解析、対策の検討

上記調査結果から、対象者の層別、開催頻度、内容につき、あるべき大学の知的財産教育体系を描いて、具体的実施計画をたててください。

特に大学では、双方向型知的財産教育・啓発が、知的財産マインド高揚には不可欠です。

# 論文を基にした特許出願 (例)

研究成果

## 論文作成

**名称** 携帯電話のアンテナ素材に関する研究・考察  
**要約** △△  
**従来技術** ○○  
**課題** 雑音を減少させる  
**実験手法** 成分・含有量をパラメータに雑音を測定した。  
**実験結果** □□ (図・表)  
**考察** Coをa%含有すると雑音が少なくなる。…  
**結論** ○○という知見を得た。  
**図面** 図1



※網掛けの部分が論文から出願明細書へ反映された部分

学会発表

## 原出願

**【書類名】** 明細書  
**【発明の名称】** 携帯電話のアンテナ素材  
**【特許請求の範囲】**  
 <請求項1>  
 Coをa%含有した携帯電話のアンテナ素材  
**【発明の詳細な説明】**  
**従来技術**  
 ○○  
**課題**  
 雑音を減少させる。  
**実験手法**  
 成分・含有量をパラメータに雑音を測定  
**実験結果**  
 □□ (図・表参照)  
**考察**  
 Coをa%含有すると雑音が少なくな  
**結論**  
 ○○という知見を得た。  
**【図面の簡単な説明】**  
 <図1>

●明細書

●図面

**【書類名】** 図面  
**【図 1】**



●要約書

**【書類名】** 要約書  
**【要約】** △△△  
**【選択図】** 図×

出願に必要な書類 ●願書 ●明細書 ●図面 ●要約書

1年以内

## 国内優先出願

**【書類名】** 明細書  
**【発明の名称】** 高周波電子機器用材料  
**【特許請求の範囲】**  
 <請求項1> CoをA~B%含有したことを特徴とする高周波電子機器用材料  
**【発明の詳細な説明】**  
**【発明の属する技術分野】**  
 携帯電話のアンテナ等の素材  
**【従来技術】** ○○…  
**【発明が解決しようとする課題】**  
 雑音を減少させる。…  
**【課題を解決するための手段】**  
 携帯電話のアンテナにCoをA~B%含有させる。…  
**【発明の実施の形態】**  
 成分・含有量をパラメータとして雑音を測定した。結果を図□に示す。…  
 CoをA~B%、最適にはa%含有すると雑音が少なくなる。…  
**【発明の効果】** ○○  
**【図面の簡単な説明】** …

●明細書

●図面

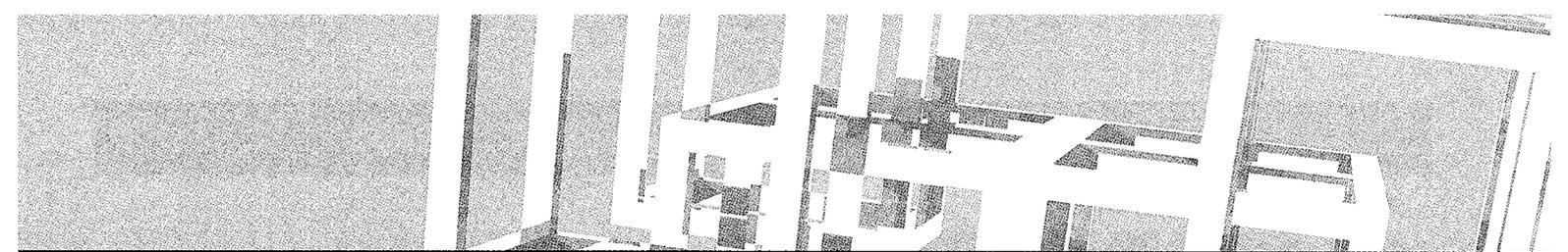
●要約書

出願に必要な書類 ●願書 ●明細書 ●図面 ●要約書

審査登録

**【論文を基にした特許出願のポイント】**  
 研究成果は発表前に特許出願をすることが大切です。論文の作成と併行し、論文の電子データを活用するなどして特許出願をします (原出願)。これをベースにして、1年以内に権利範囲の検討やその後の研究成果も盛り込んで新たな特許出願 (国内優先出願) を行うことが強く権利を取得するポイントです。





# 参 考 資 料

- 
1. 知的財産基本法
  2. 国際特許分類表（クラス）
  3. 産業財産権関係料金一覧
  4. 特許料等の減免措置一覧
  5. 関係機関問い合わせ先一覧
    - ・特許庁
    - ・工業所有権情報・研修館
    - ・経済産業局等
    - ・知的所有権センター
    - ・発明協会 本部・支部

# 1. 知的財産基本法（平成14年法律第122号）

## 第一章 総則（第一条—第十一条）

## 第二章 基本的施策（第十二条—第二十二條）

## 第三章 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（第二十三条）

## 第四章 知的財産戦略本部（第二十四条—第三十三条）

### 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、知的財産戦略本部を設置することにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2 この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

3 この法律で「大学等」とは、大学及び高等専門学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。第七条第三項において同じ。）、大学共同利用機関（国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関をいう。第七条第三項において同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十条第一項において同じ。）であって試験研究に関する業務を行うもの、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。第三十条第一項において同じ。）であって研究開発を目的とするもの並びに国及び地方公共団体の試験研究機関をいう。

##### （国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造）

第三条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進は、創造力の豊かな人材が育成され、その創造力が十分に発揮され、技術革新の進展にも対応した知的財産の国内及び国外における迅速かつ適正な保護が図られ、並びに経済社会において知的財産が積極的に活用されつつ、その価値が最大限に発揮されるために必要な環境の整備を行うことにより、広く国民が知的財産の恵沢を享受できる社会を実現するとともに、将来にわたり新たな知的財産の創造がなされる基盤を確立し、もって国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造に寄与するものとなることを旨として、行われなければならない。

##### （我が国産業の国際競争力の強化及び持続的な発展）

第四条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進は、創造性のある研究及び開発の成果の円滑な企業化を図り、知的財産を基軸とする新たな事業分野の開拓並びに経営の革新及び創業を促進することにより、我が国産業の技術力の強化及び活力の再生、地域における経済の活性化、並びに就業機会の増大をもたらす、もって我が国産業の国際競争力の強化及び内外の経済的環境の変化に的確に対応した我が国産業の持続的な発展に寄与するものとなることを旨として、行われなければならない。

##### （国の責務）

第五条 国は、前二条に規定する知的財産の創造、保護及び活用に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### （地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (大学等の責務等)

第七条 大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。

2 大学等は、研究者及び技術者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者及び技術者の適切な処遇の確保並びに研究施設の整備及び充実に努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策であつて、大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関に係るものを策定し、並びにこれを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関における研究の特性に配慮しなければならない。

### (事業者の責務)

第八条 事業者は、我が国産業の発展において知的財産が果たす役割の重要性にかんがみ、基本理念にのっとり、活力ある事業活動を通じた生産性の向上、事業基盤の強化等を図ることができるよう、当該事業者若しくは他の事業者が創造した知的財産又は大学等で創造された知的財産の積極的な活用を図るとともに、当該事業者が有する知的財産の適切な管理に努めるものとする。

2 事業者は、発明者その他の創造的活動を行う者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、発明者その他の創造的活動を行う者の適切な処遇の確保に努めるものとする。

### (連携の強化)

第九条 国は、国、地方公共団体、大学等及び事業者が相互に連携を図りながら協力することにより、知的財産の創造、保護及び活用の効果的な実施が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

### (競争促進への配慮)

第十条 知的財産の保護及び活用に関する施策を推進するに当たっては、その公正な利用及び公共の利益の確保に留意するとともに、公正かつ自由な競争の促進が図られるよう配慮するものとする。

### (法制上の措置等)

第十一条 政府は、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本的施策

### (研究開発の推進)

第十二条 国は、大学等における付加価値の高い知的財産の創造が我が国の経済社会の持続的な発展の源泉であることにかんがみ、科学技術基本法（平成七年法律第百三十号）第二条に規定する科学技術の振興に関する方針に配慮しつつ、創造力の豊かな研究者の確保及び養成、研究施設等の整備並びに研究開発に係る資金の効果的な使用その他研究開発の推進に必要な施策を講ずるものとする。

### (研究成果の移転の促進等)

第十三条 国は、大学等における研究成果が新たな事業分野の開拓及び産業の技術の向上等に有用であることにかんがみ、大学等において当該研究成果の適切な管理及び事業者への円滑な移転が行われるよう、大学等における知的財産に関する専門的知識を有する人材を活用した体制の整備、知的財産権に係る設定の登録その他の手続の改善、市場等に関する調査研究及び情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。

### (権利の付与の迅速化等)

第十四条 国は、発明、植物の新品種、意匠、商標その他の国の登録により権利が発生する知的財産について、早期に権利を確定することにより事業者が事業活動の円滑な実施を図ることができるよう、所要の手続の迅速かつ的確な実施を可能とする審査体制の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策を講ずるに当たり、その実効的な遂行を確保する観点から、事業者の理解と協力を得るよう努めるものとする。

### (訴訟手続の充実及び迅速化等)

第十五条 国は、経済社会における知的財産の活用の進展に伴い、知的財産権の保護に関し司法の果たすべき役割がより重要となることにかんがみ、知的財産権に関する事件について、訴訟手続の一層の充実及び迅速化、裁判所の専門的な処理体制の整備並びに裁判外における紛争処理制度の拡充を図るために必要な施策を講ずるものとする。

### (権利侵害への措置等)

第十六条 国は、国内市場における知的財産権の侵害及び知的財産権を侵害する物品の輸入について、事業者又は事業者団体その他関係団体との緊密な連携協力体制の下、知的財産権を侵害する事犯の取締り、権利を侵害する物品

の没収その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、本邦の法令に基づいて設立された法人その他の団体又は日本の国籍を有する者（「本邦法人等」という。次条において同じ。）の有する知的財産が外国において適正に保護されない場合には、当該外国政府、国際機関及び関係団体と状況に応じて連携を図りつつ、知的財産に関する条約に定める権利の的確な行使その他必要な措置を講ずるものとする。

#### （国際的な制度の構築等）

第十七条 国は、知的財産に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた知的財産に係る制度の構築に努めるとともに、知的財産の保護に関する制度の整備が十分に行われていない国又は地域において、本邦法人等が迅速かつ確実に知的財産権の取得又は行使をすることができる環境が整備されるよう必要な施策を講ずるものとする。

#### （新分野における知的財産の保護等）

第十八条 国は、生命科学その他技術革新の進展が著しい分野における研究開発の有用な成果を知的財産権として迅速かつ適正に保護することにより、活発な起業化等を通じて新たな事業の創出が期待されることにかんがみ、適正に保護すべき権利の範囲に関する検討の結果を踏まえつつ、法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、インターネットの普及その他社会経済情勢の変化に伴う知的財産の利用方法の多様化に的確に対応した知的財産権の適正な保護が図られるよう、権利の内容の見直し、事業者の技術的保護手段の開発及び利用に対する支援その他必要な施策を講ずるものとする。

#### （事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備）

第十九条 国は、事業者が知的財産を活用した新たな事業の創出及び当該事業の円滑な実施を図ることができるよう、知的財産の適正な評価方法の確立、事業者に参考となるべき経営上の指針の策定その他事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる

環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

- 2 前項の施策を講ずるに当たっては、中小企業が我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、個人による創業及び事業意欲のある中小企業者による新事業の開拓に対する特別の配慮がなされなければならない。

#### （情報の提供）

第二十条 国は、知的財産に関する内外の動向の調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、知的財産に関するデータベースの整備を図り、事業者、大学等その他の関係者にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な施策を講ずるものとする。

#### （教育の振興等）

第二十一条 国は、国民が広く知的財産に対する理解と関心を深めることにより、知的財産権が尊重される社会を実現できるよう、知的財産に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知的財産に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

#### （人材の確保等）

第二十二条 国は、知的財産の創造、保護及び活用を促進するため、大学等及び事業者と緊密な連携協力を図りながら、知的財産に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画

第二十三条 知的財産戦略本部は、この章の定めるところにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（以下「推進計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 知的財産の創造、保護及び活用のために政府が集中的かつ計画的に実施すべき施策に関する基本的な方針

二 知的財産の創造、保護及び活用に関し政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策

三 知的財産に関する教育の振興及び人材の確保等に関し政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策

四 前各号に定めるもののほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を政府が集中的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 推進計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

- 4 知的財産戦略本部は、第一項の規定により推進計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

- 5 知的財産戦略本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 知的財産戦略本部は、知的財産を取り巻く状況の変化を勘案し、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも毎年度一回、推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第四項の規定は、推進計画の変更について準用する。

#### 第四章 知的財産戦略本部

##### (設置)

第二十四条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣に、知的財産戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

##### (所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 推進計画を作成し、並びにその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進並びに総合調整に関すること。

##### (組織)

第二十六条 本部は、知的財産戦略本部長、知的財産戦略副本部長及び知的財産戦略本部員をもって組織する。

##### (知的財産戦略本部長)

第二十七条 本部の長は、知的財産戦略本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

##### (知的財産戦略副本部長)

第二十八条 本部に、知的財産戦略副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

##### (知的財産戦略本部員)

第二十九条 本部に、知的財産戦略本部員（以下「本部員」という。）を置く。

- 2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - 一 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣
  - 二 知的財産の創造、保護及び活用に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

##### (資料の提出その他の協力)

第三十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

##### (事務)

第三十一条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

##### (主任の大臣)

第三十二条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

##### (政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

##### (検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 2. 国際特許分類表 (クラス)

| 分類記号 | 分類名称  |
|------|---|
| A 01 | 農業；林業；畜産；狩猟；捕獲；漁業   |
| A 21 | ベーキング；食用の生地   |
| A 22 | 屠殺；肉処理；家禽または魚の処理  |
| A 23 | 食品または食料品；他のクラスに包含されないそれらの処理   |
| A 24 | たばこ；葉巻たばこ；紙巻たばこ；喫煙具   |
| A 41 | 衣類  |
| A 42 | 頭部に着用するもの   |
| A 43 | 履物  |
| A 44 | 小間物；貴金属宝石類  |
| A 45 | 手持品または旅行用品  |
| A 46 | ブラシ製品   |
| A 47 | 家具；家庭用品または家庭用設備；コーヒーひき；香辛料ひき；真空掃除機一般医学                                  |
| A 61 | または獣医学；衛生学  |
| A 62 | 人命救助；消防   |
| A 63 | スポーツ；ゲーム；娯楽   |
| B 01 | 物理的または化学的方法または装置一般破   |
| B 02 | 砕，または粉碎；製粉のための穀粒の前処理  |
| B 03 | 液体による，または，風力テーブルまたはジグによる固体物質の分離；固体物質または流体から固体物質の磁気または静電気による分離，高圧電界による分離 |
| B 04 | 物理的または化学的工を行うための遠心装置または機械   |
| B 05 | 霧化または噴霧一般；液体または他の流動性材料の表面への適用一般   |
| B 06 | 機械的振動の発生または伝達一般   |
| B 07 | 固体相互の分離；仕分け   |
| B 08 | 清掃  |
| B 09 | 固体廃棄物の処理；汚染土壌の再生  |
| B 21 | 本質的には材料の除去が行われない機械的<br>金属加工；金属の打抜き                                      |
| B 22 | 鋳造；粉末冶金   |
| B 23 | 工作機械；他に分類されない金属加工   |
| B 24 | 研削；研磨   |
| B 25 | 手工具；可搬形動力工具；手工具用の柄；<br>作業場設備；マニプレータ                                     |
| B 26 | 切断手工具；切断；切断機  |
| B 27 | 木材または類似の材料の加工または保存；<br>釘打ち機またはステーブル打ち機一般                                |
| B 28 | セメント，粘土，または石材の加工  |

| 分類記号 | 分類名称   |
|------|--|
| B 29 | プラスチックの加工；可塑状態の物質の加工一般                               |
| B 30 | プレス  |
| B 31 | 紙製品の製造；紙の加工  |
| B 32 | 積層体  |
| B 41 | 印刷；線画機；タイプライター；スタンプ                                  |
| B 42 | 製本；アルバム；ファイル；特殊印刷物                                   |
| B 43 | 筆記用または製図用の器具；机上付属具                                   |
| B 44 | 装飾技術   |
| B 60 | 車両一般   |
| B 61 | 鉄道   |
| B 62 | 鉄道以外の路面車両  |
| B 63 | 船舶またはその他の水上浮揚構造物；関連<br>機装品                           |
| B 64 | 航空機；飛行；宇宙工学  |
| B 65 | 運搬；包装；貯蔵；薄板状または線条材料<br>の取扱い                          |
| B 66 | 巻上装置；揚重装置；牽引装置                                       |
| B 67 | びん，広口びんまたは類似の容器の開封ま<br>たは密封；液体の取扱い                   |
| B 68 | 馬具；詰め物；かわ張りされた物品                                     |
| B 81 | マイクロ構造技術   |
| B 82 | ナノ技術   |
| C 01 | 無機化学   |
| C 02 | 水，廃水，下水または汚泥の処理                                      |
| C 03 | ガラス；鉱物またはスラグウール                                      |
| C 04 | セメント；コンクリート；人造石；<br>セラミックス；耐火物                       |
| C 05 | 肥料；肥料の製造   |
| C 06 | 火薬；マッチ   |
| C 07 | 有機化学   |
| C 08 | 有機高分子化合物；その製造または化学的<br>加工；それに基づく組成物                  |
| C 09 | 染料；ペイント；つや出し剤；天然樹脂；<br>接着剤；種々の組成物；材料の種々の<br>応用       |
| C 10 | 石油，ガスまたはコークス工業；一酸化炭<br>素を含有する工業ガス；燃料；潤滑剤；で<br>い炭     |
| C 11 | 動物性または植物性油，脂肪，脂肪性物質<br>またはろう；それに由来する脂肪酸；洗浄<br>剤；ろうそく |

| 分類記号 | 分類名称  |
|------|---|
| C 12 | 生化学；ビール；酒精；ぶどう酒；酢；微生物学；酵素学；突然変異または遺伝子工学   |
| C 13 | 糖工業   |
| C 14 | 原皮；裸皮；生皮；なめし革   |
| C 21 | 鉄冶金   |
| C 22 | 冶金；鉄または非鉄合金；合金の処理または非鉄金属の処理   |
| C 23 | 金属質材料への被覆；金属質材料による材料への被覆；化学的表面処理；金属質材料の拡散処理；真空蒸着，スパッタリング，イオン注入法，または化学蒸着による被覆一般；金属質材料の防食または銹皮の抑制一般 |
| C 25 | 電気分解または電気泳動方法；そのための装置   |
| C 30 | 結晶成長  |
| D 01 | 天然または人造の糸または繊維；紡績糸；   |
| D 02 | 糸またはロープの機械的な仕上げ；整経またはビーム巻き取り  |
| D 03 | 織成  |
| D 04 | 組みひも；レース編み；メリヤス編成；縁とり；不織布   |
| D 05 | 縫製；刺しゅう；タフティング  |
| D 06 | 繊維または類似のものの処理，ラウンドリー；他に分離されない可とう性材料   |
| D 07 | ロープ；電気的なもの以外のケーブル   |
| D 21 | 製紙；セルロースの製造   |
| E 01 | 道路，鉄道または橋りょうの建設   |
| E 02 | 水工；基礎；土砂の移送   |
| E 03 | 上水；下水   |
| E 04 | 建築物   |
| E 05 | 錠；鍵；窓または戸の付属品；金庫  |
| E 06 | 戸，窓，シャッタまたはローラブラインド一般；はしご   |
| E 21 | 地中もしくは岩石削孔；採鉱   |
| F 01 | 機械または機関一般；機関設備一般；蒸気機関   |
| F 02 | 燃焼機関；熱ガスまたは燃焼生成物を利用する機関設備   |

| 分類記号 | 分類名称  |
|------|---|
| F 03 | 液体用機械または機関；風力原動機，ばね原動機，重力原動機またはその他の原動機；他類に属さない機械動力または反動推進力を発生するもの |
| F 04 | 液体用容積形機械；液体または圧縮性流体用ポンプ   |
| F 15 | 流体圧アクチュエータ；水力学または空気力学一般   |
| F 16 | 機械要素または単位；機械または装置の効果的機能を生じ維持するための一般的手段ガスまたは液体の貯蔵または分配             |
| F 17 | 照明  |
| F 21 | 蒸気発生  |
| F 22 | 燃焼装置；燃焼方法   |
| F 23 | 加熱；レンジ；換気   |
| F 24 | 冷凍または冷却；加熱と冷凍との組み合わせシステム；ヒートポンプシステム；氷の製造または貯蔵；気体の液化または固体化         |
| F 25 |   |
| F 26 | 乾燥  |
| F 27 | 炉；キルン；窯；レトルト  |
| F 28 | 熱交換一般   |
| F 41 | 武器  |
| F 42 | 弾薬；爆破   |
| G 01 | 測定；試験   |
| G 02 | 光学  |
| G 03 | 写真；映画；光波以外の波を使用する類似技術；電子写真；ホログラフィ                                 |
| G 04 | 時計  |
| G 05 | 制御；調整   |
| G 06 | 計算；計数   |
| G 07 | チェック装置  |
| G 08 | 信号  |
| G 09 | 教育；暗号方法；表示；広告；シール   |
| G 10 | 楽器；音響   |
| G 11 | 情報記憶  |
| G 12 | 器械の細部   |
| G 21 | 核物理；核光学   |
| H 01 | 基本的電気素子   |
| H 02 | 電力の発電，変換，配電   |
| H 03 | 基本電子回路  |
| H 04 | 電気通信技術  |
| H 05 | 他に分類されない電気技術  |

### 3. 産業財産権関係料金一覧

2005年4月改正後の新料金

|         | 特許   |  | 実用新案   |   | 意匠                               | 商標                                |
|---------|--|--|--|---|----------------------------------|-----------------------------------|
| 出願料     | 平成16年4月1日以降の出願<br>16,000円                                |  | 14,000円  |   | 16,000円                          | 6,000円+<br>(区分数×<br>15,000円)      |
| 出願審査請求等 | 昭和63年1月1日<br>から平成16年3月31日<br>までの出願                       | 平成16年4月1日<br>以降の出願                                       | 実用新案技術評価書の請求<br>42,000円+(請求項の数×1,000円)                 |   |                                  |                                   |
|         | 84,300円+<br>(請求項の数×<br>2,000円)                           | 168,600円+<br>(請求項の数×<br>4,000円)                          |  |   |                                  |                                   |
| 登録料     | 昭和63年1月1日以後の出願   |  | 平成6年1月1日<br>から平成17年3月31日<br>までの出願                      | 平成17年4月1日<br>以降の出願                                    | 第1年から<br>第3年まで<br>毎年8,500円       | 66,000円<br>×区分数                   |
|         | 平成16年3月31日<br>までに審査請求<br>をした出願                           | 平成16年4月1日<br>以降に審査請求<br>を行う出願                            |  |   |                                  |                                   |
|         | 第1年から<br>第3年まで<br>毎年13,000円に<br>1請求項につき<br>1,100円を加えた額   | 第1年から<br>第3年まで<br>毎年2,600円に<br>1請求項につき<br>200円を加えた額      | 第1年から<br>第3年まで<br>毎年7,600円に<br>1請求項につき<br>700円を加えた額    | 第1年から<br>第3年まで<br>毎年2,100円に<br>1請求項につき<br>100円を加えた額   | 第4年から<br>第10年まで<br>毎年<br>16,900円 |                                   |
|         | 第4年から<br>第6年まで<br>毎年20,300円に<br>1請求項につき<br>1,600円を加えた額   | 第4年から<br>第6年まで<br>毎年8,100円に<br>1請求項につき<br>600円を加えた額      | 第4年から<br>第6年まで<br>毎年15,100円に<br>1請求項につき<br>1,400円を加えた額 | 第4年から<br>第6年まで<br>毎年6,100円に<br>1請求項につき<br>300円を加えた額   |                                  |                                   |
|         | 第7年から<br>第9年まで<br>毎年40,600円に<br>1請求項につき<br>3,200円を加えた額   | 第7年から<br>第9年まで<br>毎年24,300円に<br>1請求項につき<br>1,900円を加えた額   |  | 第7年から<br>第10年まで<br>毎年18,100円に<br>1請求項につき<br>900円を加えた額 |                                  |                                   |
|         | 第10年から<br>第25年まで<br>毎年81,200円に<br>1請求項につき<br>6,400円を加えた額 | 第10年から<br>第25年まで<br>毎年81,200円に<br>1請求項につき<br>6,400円を加えた額 |  |   |                                  | 第11年から<br>第15年まで<br>毎年<br>33,800円 |

#### 4. 特許料等の減免措置一覧 (2003年3月末現在)

| 対象                   | 要件   | 措置内容                         | 法律           |
|----------------------|--|------------------------------|--------------|
| アカデミック・ディスカウント       |  |                              |              |
| ①大学等の研究者<br><br>②大学等 | 大学(国公立)、高等専門学校(国公立)及び大学共同研究利用機関(国立)の研究者<br><br>公立又は私立の大学及び高等専門学校 | 審査請求料:半額軽減<br>1~3年分の特許料:半額軽減 | 産業技術力強化法第16条 |

## 5. 関係機関問い合わせ先一覧

特許庁 代表電話 03 (3581) 1101 番

|  |                               |  |
|--|-------------------------------|--|
| 産業財産権等に関する一般的相談  | 独立行政法人<br>工業所有権情報<br>・研修館 相談部 | 内線2121～23番<br>FAX 03-3502-8916<br>PA8102@ncipi.jpo.go.jp |
| <b>申請人登録関係</b>   |                               |  |
| 申請人の登録、包括委任状及び識別ラベルの交付に関すること   | 出願支援課<br>申請人等登録担当             | 内線2764番<br>FAX 03-3501-6010<br>PA1670@jpo.go.jp          |
| 申請人の予納・現金納付に関すること  | 出願支援課<br>申請人等登録担当             | 内線2766番<br>FAX 03-3501-6010<br>PA1670@jpo.go.jp          |
| <b>出願番号関係</b>  |                               |  |
| 出願（申請）番号通知（特許、実用新案、H12.1.1以後の意匠及び商標）及び受領書に関すること<br>（書面の提出により行われた手続に限る） | 出願支援課<br>データエントリー管理班          | 内線2762番<br>FAX 03-3580-6901<br>PA1650@jpo.go.jp          |
| <b>出願手続関係</b>  |                               |  |
| 方式審査の基準に関すること  | 方式審査課<br>方式審査基準室              | 内線2115番<br>FAX 03-3501-6042<br>PAOC00@jpo.go.jp          |
| 特許の出願手続の方式審査に関すること   | 方式審査課<br>第5担当                 | 内線2616番<br>FAX 03-3580-8016<br>PA1120@jpo.go.jp          |
| 実用新案の出願手続の方式審査に関すること   | 方式審査課<br>第9担当                 | 内線2617番<br>FAX 03-3580-8016<br>PA1120@jpo.go.jp          |
| 意匠の出願手続の方式審査に関すること   | 方式審査課<br>第10担当                | 内線2654番<br>FAX 03-3580-8016<br>PA1200@jpo.go.jp          |
| 商標の出願手続の方式審査に関すること   | 方式審査課<br>第11担当                | 内線2657番<br>FAX 03-3580-8016<br>PA1200@jpo.go.jp          |
| <b>国際出願（PCT）手続関係</b>   |                               |  |
| 国際出願の手続の方式審査に関すること   | 国際出願課<br>受理官庁担当               | 内線2643番<br>FAX 03-3501-0659<br>PA1A00@jpo.go.jp          |
| 日本への国内移行手続の方式審査に関すること  | 国際出願課<br>指定官庁担当               | 内線2644番<br>FAX 03-3501-0659<br>PA1A00@jpo.go.jp          |
| <b>商標の国際出願（マドリッド協定議定書）関係</b>   |                               |  |
| マドリッド協定議定書に関する国際出願手続の方式審査に関すること  | 国際出願課<br>国際商標出願室              | 内線2671～72番<br>FAX 03-3580-8033<br>PA1B00@jpo.go.jp       |
| 審査実務に関すること   | 審査業務部<br>国際商標登録出願審査室          | 内線4635番<br>FAX 03-3593-2398<br>PA1T40@jpo.go.jp          |

|  |                               |  |
|--|-------------------------------|--|
| 要約書に関すること  | 特許情報課<br>特許情報利用推進室<br>特許情報業務班 | 内線2464番<br>FAX 03-3595-2735                              |
| <b>電子出願関係</b>  |                               |  |
| パソコン電子出願における特許庁との回線の接続<br>(ISDN回線) 及び接続回線番号の変更に関すること | 出願支援課<br>申請人等登録担当             | 内線2510番<br>FAX 03-3501-6010<br>PA1670@jpo.go.jp          |
| パソコン出願ソフトの交付に関すること                                   | 情報システム課<br>電子出願管理班            | 内線2509番<br>FAX 03-3592-8838<br>PA0420@jpo.go.jp          |
| パソコン電子出願の環境設定・操作方法・仕様・障害等に<br>関すること                  | 出願ソフトサポートセンター<br>(9-17時)      | 直通 03-5744-8534<br>FAX 03-6424-6353                      |
| パソコン電子出願手続に関すること                                     | 出願支援課<br>特許行政サービス室<br>電子出願奨励班 | 内線2508番<br>FAX 03-3501-6010<br>PA1F10@jpo.go.jp          |
| パソコン電子出願手続きに関すること (PCT-RO)                           | 国際出願課<br>受理官庁担当               | 内 2643,2647,2648<br>Fax 03-3501-0659<br>PA1A00@jpo.go.jp |
| パソコン電子出願の通信異常等による出願データの状況確認<br>に関すること                | 特許庁ホットライン<br>(出願支援課) (9-22時)  | 直通 03-3580-5002  |
| <b>審査関係</b>  |                               |  |
| 特許・実用新案の審査基準・審査実務に関すること                              | 調整課 審査基準室                     | 内線3112番<br>FAX 03-3597-7755<br>PA2A10@jpo.go.jp          |
| 特許・実用新案の優先審査に関すること                                   | 調整課<br>審査業務管理班                | 内線3106番<br>FAX 03-3580-8122<br>PA2210@jpo.go.jp          |
| 特許・実用新案の早期審査に関すること                                   | 調整課<br>審査業務管理班                | 内線3106番<br>FAX 03-3580-8122<br>PA2210@jpo.go.jp          |
| 公開前審査に関すること  | 調整課 審査企画室                     | 内線3109番<br>FAX 03-3580-8122<br>PA2Z00@jpo.go.jp          |
| 地方面接・TV面接に関すること                                      | 調整課<br>面接審査管理専門官              | 内線3114番<br>FAX 03-3580-8122<br>PA2103@jpo.go.jp          |
| 特許・実用新案の審査状況伺いの手続に関すること                              | 調整課<br>機械事務調整班                | 内線3115番<br>FAX 03-3580-8122<br>PA2240@jpo.go.jp          |
| 意匠の審査基準・審査実務に関すること                                   | 意匠課 意匠審査基準室                   | 内線2910番<br>FAX 03-3595-2766<br>PA1D00@jpo.go.jp          |
| 意匠の早期審査に関すること  | 意匠課<br>調査班                    | 内線2907番<br>FAX 03-3595-2766<br>PA1530@jpo.go.jp          |
| 商標の審査基準・審査実務に関すること                                   | 商標課 商標審査基準室                   | 内線2807番  |

|  |                               |   |
|--|-------------------------------|---|
|  |                               | FAX 03-3595-2747<br>PA1T00@jpo.go.jp            |
| 商標の早期審査に関すること                                | 商標課<br>調査班                    | 内線2805番<br>FAX 03-3595-2747<br>PA1400@jpo.go.jp |
| 書換登録申請の審査実務に関すること<br>(方式審査事項及び更新手続に関するものを除く) | 商標課 書換審査室                     | 内線2836番<br>FAX 03-3580-5907<br>PA1T90@jpo.go.jp |
| 商標の審査状況伺いの手続に関すること                           | 商標課<br>商標審査機械化企画調整室           | 内線2803番<br>FAX 03-3580-5907<br>PA1T90@jpo.go.jp |
| <b>分類関係</b>                                  |                               |   |
| 国際特許分類に関すること                                 | 特許情報課<br>特許情報利用推進室<br>分類企画班   | 内線2463番<br>FAX 03-3580-7354<br>PA0L10@jpo.go.jp |
| 意匠分類に関すること                                   | 意匠課<br>分類担当                   | 内線2908番<br>FAX 03-3595-2766<br>PA1501@jpo.go.jp |
| 指定商品・役務の区分に関すること                             | 商標課<br>商標国際分類管理室              | 内線2836番<br>FAX 03-3580-5907<br>PA1T90@jpo.go.jp |
| <b>新規性喪失の例外関係</b>                            |                               |   |
| 特許・実用新案の新規性喪失の例外に関すること                       | 調整課<br>審査基準室                  | 内線3112番<br>FAX 03-3597-7755<br>PA2A10@jpo.go.jp |
| 意匠の新規性喪失の例外に関すること                            | 意匠課<br>意匠審査基準室                | 内線2910番<br>FAX 03-3595-2766<br>PA1D00@jpo.go.jp |
| 学術団体・博覧会の指定に関すること                            | 総務課<br>指導班                    | 内線2109番<br>FAX 03-3593-2397<br>PA0240@jpo.go.jp |
| <b>職務発明に関すること</b>                            |                               |   |
| 遺伝子配列のコードデータ提出に関すること                         | 技術調査課<br>企画班                  | 内線2154番<br>FAX 03-3580-5741<br>PA0920@jpo.go.jp |
| 遺伝子配列のコードデータ提出に関すること                         | 特許情報課<br>特許情報利用推進室<br>調査班     | 内線2404番<br>FAX 03-3580-7354<br>PA0630@jpo.go.jp |
| <b>実用新案制度関係</b>                              |                               |   |
| 基礎的要件に関すること                                  | 特許情報課<br>特許情報利用推進室<br>基礎的要件担当 | 内線2469番<br>FAX 03-3595-2735<br>PA0780@jpo.go.jp |
| 技術評価書の運用に関すること                               | 調整課 審査基準室                     | 内線3112番<br>FAX 03-3597-7755<br>PA2A10@jpo.go.jp |
| <b>審判関係</b>                                  |                               |   |
| 特許・実用新案の拒絶査定不服審判の手続に関すること                    | 審判課                           | 内線3680番   |

|   |                          |  |
|---|--------------------------|--|
| 特許付与後異議申立に係る手続に関すること  | 第6担当                     | FAX 03-3581-1961<br>PA6B00@jpo.go.jp               |
| 意匠の拒絶査定不服審判の手続に関すること  | 審判課<br>第8担当              | 内線3693番<br>FAX 03-3501-8758<br>PA6B00@jpo.go.jp    |
| 商標の拒絶査定不服審判の手続に関すること<br>商標付与後異議申立の手続に関すること                      | 審判課<br>第7担当              | 内線3690番<br>FAX 03-3581-1666<br>PA6B00@jpo.go.jp    |
| 審判に係る審理に関すること<br>付与後異議申立に係る審理に関すること                             | 審判部<br>審判企画室             | 内線5852番<br>FAX 03-3581-1961<br>PA6B00@jpo.go.jp    |
| 特許・実用新案の審判事件等の口頭審理及び巡回審判に関すること<br>特許・実用新案の無効審判等の当事者系審判の手続に関すること | 審判課<br>特許侵害業務室<br>侵害第1担当 | 内線5801番<br>FAX 03-3580-9735<br>PA6C00@jpo.go.jp    |
| 意匠の審判事件等の口頭審理及び巡回審判に関すること<br>意匠の無効審判等の当事者系審判の手続に関すること           | 審判課<br>特許侵害業務室<br>侵害第3担当 | 内線3694番<br>FAX 03-3501-8758<br>PA6C00@jpo.go.jp    |
| 商標の審判事件等の口頭審理及び巡回審判に関すること<br>商標の無効審判等の当事者系審判の手続に関すること           | 審判課<br>特許侵害業務室<br>侵害第4担当 | 内線5804番<br>FAX 03-3580-1666<br>PA6C00@jpo.go.jp    |
| <b>登録の設定、年金、権利移転の申請関係</b>                                       |                          |  |
| 特許の設定・年金に関すること  | 出願支援課<br>登録室<br>特許担当     | 内線2707番<br>FAX 03-3501-6064<br>PA1300@jpo.go.jp    |
| 実用新案の設定・年金に関すること  | 出願支援課<br>登録室<br>実用新案担当   | 内線2709番<br>FAX 03-3501-6064<br>PA1300@jpo.go.jp    |
| 意匠の設定・年金に関すること  | 出願支援課<br>登録室<br>意匠担当     | 内線2710番<br>FAX 03-3501-6064<br>PA1300@jpo.go.jp    |
| 商標の設定・年金に関すること  | 出願支援課<br>登録室<br>商標担当     | 内線2713番<br>FAX 03-3501-6064<br>PA1300@jpo.go.jp    |
| 国際商標登録に関すること（設定・移転）   | 出願支援課<br>登録室<br>国際商標担当   | 内線2706番<br>FAX 03-3501-6064<br>PA1300@jpo.go.jp    |
| 特許・実用新案の権利移転の申請に関すること   | 出願支援課<br>登録室<br>特実移転担当   | 内線2714～15番<br>FAX 03-3501-6064<br>PA1360@jpo.go.jp |
| 意匠・商標の権利移転の申請に関すること   | 出願支援課<br>登録室<br>意商移転担当   | 内線2716～18番<br>FAX 03-3501-6064<br>PA1360@jpo.go.jp |
| 包括納付に関すること  | 出願支援課<br>登録室<br>管理班      | 内線2703番<br>FAX 03-3501-6064<br>PA1300@jpo.go.jp    |

|  |   |  |
|--|---|--|
| <b>公報関係</b>  |   |  |
| 公報掲載事項に関すること   | 特許情報課   | 内線2305番  |
| 公報掲載申込書の申請に関すること(権利譲渡・実施許諾のみ)                        | 企画班   | FAX 03-3508-0877   |
| 公報の仕様に関すること  |   | PA0620@jpo.go.jp   |
| 公報類の閲覧に関すること   | 独立行政法人<br>工業所有権情報・研修館<br>閲覧部                  | 内線3811～12番<br>FAX 03-3580-6956<br>PA8100@ncipi.jpo.go.jp         |
| PAJ(公開特許英文抄録誌)に関すること                                 | 独立行政法人<br>工業所有権情報・研修館<br>情報普及部工業所有権<br>情報普及担当 | 内線2407番<br>FAX 03-3580-7354<br>PA0670@ncipi.jpo.go.jp            |
| <b>出願書類等の証明・閲覧関係</b>                                 |   |  |
| 証明に関すること   | 出願支援課<br>特許行政サービス室<br>証明担当                    | 内線2754番<br>FAX 03-3580-6901<br>PA1620@jpo.go.jp                  |
| 閲覧に関すること   | 出願支援課<br>特許行政サービス室<br>閲覧担当                    | 内線2756番<br>FAX 03-3580-6901<br>PA1620@jpo.go.jp                  |
| <b>インターネット等による特許情報の提供関係</b>                          |   |  |
| 特許庁ホームページ(IPDL及び個別記事を除く)に関すること                       | 総務課<br>ホームページ班                                | 内線2110番<br>FAX 03-3593-2397<br>PA0680@jpo.go.jp                  |
| 特許電子図書館(IPDL)に関する相談(インターネット等による公報等の特許情報の検索・照会に関すること) | IPDLヘルプデスク<br>(9～21時)                         | 直通 03-5690-3500<br>FAX 03-5690-3536<br>helpdesk@ipdl.ncipi.go.jp |
| 特許電子図書館(IPDL)の運営に関すること                               | 独立行政法人 工業所有権<br>情報・研修館 情報普及部<br>特許電子図書館担当     | 内線2413番<br>FAX 03-3580-7354<br>PA0670@ncipi.jpo.go.jp            |
| 特許情報提供事業者の特許庁ホームページ掲載に関すること                          | 特許情報課<br>特許情報利用推進室<br>調査班                     | 内線2404番<br>FAX 03-3580-7354<br>PA0630@jpo.go.jp                  |
| 知的財産権制度説明会に関すること                                     | 総務課<br>地方班                                    | 内線2107番<br>FAX 03-3506-8615<br>PA02C0@jpo.go.jp                  |
| 特許流通フェアに関すること  | 総務課<br>地方班                                    | 内線2107番<br>FAX 03-3506-8615<br>PA02C0@jpo.go.jp                  |
| 特許庁の見学、取材の申込みに関すること                                  | 総務課<br>広報班                                    | 内線2108番<br>FAX 03-3593-2397<br>PA0270@jpo.go.jp                  |
| 外国への出願に関すること※<br>(国際出願を除く)                           | 国際課<br>調査班 外国相談係                              | 内線2563番<br>FAX 03-3581-0762<br>PA0842@jpo.go.jp                  |
| 模倣品被害に関する相談に関すること ※                                  | 国際課<br>模倣品対策班                                 | 内線2565番<br>03-3581-0762<br>nisemono110@jpo.go.jp                 |

|  |                              |  |
|--|------------------------------|--|
| <b>知的財産権教育・研修関係</b>                      |                              |  |
| 学校・大学における知的財産権教育及び中小・ベンチャー企業に対する研修に関すること | 技術調査課 大学等支援室<br>支援普及班        | 内線2159番<br>FAX 03-3580-5741<br>PA0P00@jpo.go.jp      |
| <b>中小企業等支援関係</b>                         |                              |  |
| 中小企業等特許先行技術調査支援事業に関すること                  | 総務課<br>特許戦略企画班               | 内線2103番<br>FAX 03-3593-2397<br>PA02E0@jpo.go.jp      |
| 審査請求料・特許料等の減免措置に関すること                    | 総務課<br>調整班                   | 内線2105番<br>FAX 03-3593-2397<br>PA0260@jpo.go.jp      |
| <b>特許流通関係</b>                            |                              |  |
| 特許流通全般に関すること<br>(流通フェアを除く)               | 独立行政法人<br>工業所有権情報・研修館<br>流通部 | 内線3821～23番<br>03-3580-6959<br>PA8200@ncipi.jpo.go.jp |
| <b>法律・政令等の制度関係</b>                       |                              |  |
| 改正に関すること                                 | 総務課<br>制度改正審議室               | 内線2118番<br>03-3501-0624<br>PA0A00@jpo.go.jp          |

※ 外国の工業所有権制度及び模倣品被害に関する相談窓口を（社）発明協会に開設しています。

<http://www.singai.jiii.or.jp/>（電話：03-3503-3027）

2003年3月末現在

|         | 所在地   | 電話                    | FAX          |
|---------|---|-----------------------|--------------|
| 第一公報閲覧室 | 〒100-0013<br>東京都千代田区霞ヶ関3-4-3<br>特許庁2階         | 03-3580-7947          | 03-3580-6956 |
| 第二公報閲覧室 | 〒100-0013<br>東京都千代田区霞ヶ関1-3-1<br>経済産業省別館1階     | 03-3581-1101<br>内3819 | 03-3508-0693 |
| 札幌 閲覧室  | 〒060-0807<br>札幌市北区北7条西2-8<br>北ビル7階            | 011-747-3061          | 011-747-3061 |
| 仙台 閲覧室  | 〒980-0014<br>仙台市青葉区本町3-4-18<br>太陽生命仙台本町ビル7階   | 022-711-1339          | 022-711-1339 |
| 名古屋 閲覧室 | 〒460-0008<br>名古屋市中区栄2-10-19<br>名古屋商工会議所ビルB2階  | 052-223-5764          | 052-223-5764 |
| 大阪 閲覧室  | 〒543-0061<br>大阪市天王寺区伶人町2-7<br>関西特許情報センター1階    | 06-4305-0211          | 06-4305-0211 |
| 広島 閲覧室  | 〒730-8531<br>広島市中区上八丁堀6-30<br>広島合同庁舎3号館       | 082-222-4595          | 082-222-4595 |
| 高松 閲覧室  | 〒761-0301<br>高松市林町2217-15<br>香川産業頭脳化センタービル2階  | 087-869-0661          | 087-869-0661 |
| 福岡 閲覧室  | 〒812-0013<br>福岡市博多区博多駅東2-6-23<br>住友博多駅前第2ビル2階 | 092-414-7101          | 092-414-7101 |
| 那覇 閲覧室  | 〒900-0016<br>那覇市前島3-1-15<br>大同生命那覇ビル5階        | 098-867-9610          | 098-867-9610 |

## 経 済 産 業 局 等

| 担当                                     | 電話番号                         | 所在地  |
|--|------------------------------|--|
| <b>北海道経済産業局</b><br>地域経済部産業技術課<br>特許室   | 011-709-5441<br>011-747-8252 | 〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎<br>〒060-0807 札幌市北区北7条西2-8 北ビル7F                      |
| <b>東北経済産業局</b><br>地域経済部産業技術課<br>特許室    | 022-215-7297<br>022-223-9730 | 〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1<br>〒980-0014 仙台市青葉区本町3-4-18 太陽生命仙台本町ビル7F                       |
| <b>関東経済産業局</b><br>地域経済部技術企画課<br>特許室    | 048-600-0238<br>048-600-0319 | 〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館9F<br>〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館9F |
| <b>中部経済産業局</b><br>地域経済部産業技術課<br>特許室    | 052-951-2774<br>052-223-6604 | 〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2<br>〒460-0008 名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビルB2F                     |
| <b>近畿経済産業局</b><br>地域経済部産学官連携推進課<br>特許室 | 06-6966-6016<br>06-6772-5004 | 〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44<br>〒543-0061 大阪市天王寺区伶人町2-7 関西特許情報センター1F                      |
| <b>中国経済産業局</b><br>地域経済部次世代産業課<br>特許室   | 082-224-5680<br>082-224-5625 | 〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館<br>〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎3号館                 |
| <b>四国経済産業局</b><br>地域経済部産業技術課<br>特許室    | 087-833-5736<br>087-869-3790 | 〒760-8512 高松市番町1-10-6<br>〒761-0301 高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センター2F                          |
| <b>九州経済産業局</b><br>地域経済部技術企画課<br>特許室    | 092-482-5463<br>092-481-2468 | 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎内<br>〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-6-23 住友博多駅前第2ビル2F          |
| <b>沖縄総合事務局</b><br>経済産業部産業課<br>特許室      | 098-866-0067<br>098-867-3293 | 〒900-8530 那覇市前島2-21-7<br>〒900-0016 那覇市前島3-1-15 大同生命那覇ビル5F                              |

# 知的所有権センター

2005年4月現在

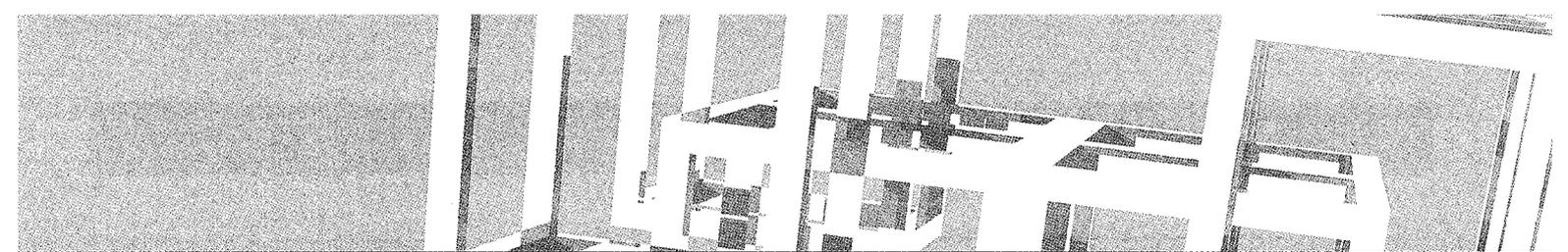
|  |                        |  |                              |
|--|------------------------|--|------------------------------|
| 北海道知的所有権センター<br>(社) 発明協会北海道支部                      | 〒060-0807              | 札幌市北区北7条西2-8<br>北ビル 7F   | 011-747-7481                 |
| 青森県知的所有権センター<br>(社) 発明協会青森県支部                      | 〒030-0113              | 青森市第二問屋町4-11-6<br>青森県工業総合研究センター内   | 017-762-1710                 |
| 岩手県知的所有権センター<br>(岩手県工業技術センター)<br>(社) 発明協会岩手県支部     | 〒020-0852              | 盛岡市飯岡新田3-35-2<br>岩手県工業技術センター内  | 019-634-0684                 |
| 宮城県知的所有権センター<br>(宮城県産業技術総合センター)<br>(社) 発明協会宮城県支部   | 〒981-3206<br>〒980-0014 | 仙台市泉区明通2-2<br>〔宮城県産業技術総合センター〕<br>仙台市青葉区本町3-4-18<br>太陽生命仙台本町ビル7F<br>〔(社) 発明協会宮城県支部〕 | 022-377-8700<br>022-264-1340 |
| 秋田県知的所有権センター<br>(秋田県工業技術センター)                      | 〒010-1623              | 秋田市新屋町字砂奴寄4-11   | 018-862-3417                 |
| 山形県知的所有権センター<br>(財) 山形県産業技術振興機構                    | 〒990-2473              | 山形市松栄2-2-1<br>山形県高度技術研究開発センター内   | 023-647-8130                 |
| 山形県知的所有権センター支部<br>(財) 山形県産業技術振興機構<br>有機エレクトロニクス研究所 | 〒992-1128              | 米沢市八幡原4丁目2837-9  | 0238-29-1150                 |
| 福島県知的所有権センター<br>(社) 発明協会福島県支部                      | 〒963-0215              | 郡山市待池台1-12<br>福島県ハイテクプラザ内  | 0249-59-3351                 |
| 茨城県知的所有権センター<br>(財) 茨城県中小企業振興公社                    | 〒312-0005              | ひたちなか市新光町38<br>ひたちなかテクノセンタービル内   | 029-264-2211                 |
| 栃木県知的所有権センター<br>(社) 発明協会栃木県支部                      | 〒321-3224              | 宇都宮市刈沼町367-1<br>栃木県産業技術センター内   | 028-670-1820                 |
| 群馬県知的所有権センター<br>(群馬県産業技術センター)                      | 〒379-2147              | 前橋市亀里町884-1<br>群馬県産業技術センター内  | 027-290-3939                 |
| 埼玉県知的所有権センター<br>(社) 発明協会埼玉県支部                      | 〒331-8669              | さいたま市大宮区桜木町1-7-5<br>ソニックシティ10階<br>〔(社) 発明協会埼玉県支部〕                                  | 048-644-4806                 |
| 千葉県知的所有権センター<br>(社) 発明協会千葉県支部                      | 〒263-0016              | 千葉市稲毛区天台6-13-1<br>千葉県産業支援技術研究所天台庁舎内  | 043-207-8382                 |
| 東京都知的所有権センター<br>(社) 発明協会東京支部                       | 〒105-0001              | 東京都港区虎ノ門2-9-14   | 03-3502-5521                 |
| 東京都知的所有権センター支部<br>(東京都城南地域中小企業振興センター)              | 〒144-0035              | 東京都大田区南蒲田1-20-20   | 03-3737-1435                 |
| 東京都知的所有権センター支部<br>(東京都城東地域中小企業振興センター)              | 〒125-0052              | 東京都葛飾区青戸7-2-5  | 03-5680-4741                 |
| 東京都知的所有権センター支部<br>(東京都多摩中小企業振興センター)                | 〒190-0012              | 東京都立川市曙町3-7-10   | 042-527-7548                 |
| 神奈川県知的所有権センター<br>(神奈川県産業技術総合研究所)                   | 〒243-0435              | 海老名市下今泉705-1   | 046-236-1500                 |
| 神奈川県知的所有権センター支部<br>(神奈川県立川崎図書館)                    | 〒210-0011              | 川崎市川崎区富士見2-1-4   | 044-233-4537                 |
| 神奈川県知的所有権センター支部<br>(社) 発明協会神奈川県支部                  | 〒231-0015              | 横浜市中区尾上町5-80<br>神奈川中小企業センター10階   | 045-633-5055                 |
| 神奈川県知的所有権センター支部<br>(財) 神奈川科学技術アカデミー                | 〒213-0012              | 川崎市高津区坂戸3-2-1<br>かながわサイエンスパーク西棟205   | 044-819-2100                 |
| 新潟県知的所有権センター<br>(社) 発明協会新潟県支部                      | 〒950-0915              | 新潟市鏡西1-11-1<br>新潟県工業技術総合研究所内<br>〔(社) 発明協会新潟県支部〕                                    | 025-242-1175                 |
| ((財) にいがた産業創造機構<br>(NICOテクノプラザ))                   | 〒940-2127              | 長岡市新産4-1-9<br>長岡地域技術開発研究センター内<br>〔(財) にいがた産業創造機構<br>(NICOテクノプラザ)〕                  | 0258-46-9711                 |
| 山梨県知的所有権センター<br>(山梨県工業技術センター)                      | 〒400-0055              | 甲府市大津町2094   | 055-243-6111                 |
| 長野県知的所有権センター<br>(社) 発明協会長野県支部                      | 〒380-0928              | 長野市若里1-18-1<br>長野県工業試験場3階  | 026-228-5559                 |
| 静岡県知的所有権センター<br>(社) 発明協会静岡県支部                      | 〒420-0853              | 静岡市葵区追手町44-1<br>静岡県産業経済会館1階  | 054-254-7575                 |

|  |                        |  |                              |
|--|------------------------|--|------------------------------|
| 静岡県浜松地域知的所有権センター<br>(アクトシティ浜松産業情報室)              | 〒430-7790              | 浜松市板屋町108-1<br>アクトシティ浜松内   | 053-451-1126                 |
| 富山県知的所有権センター<br>(富山県工業技術センター)                    | 〒933-0981              | 高岡市二上町150  | 0766-29-1252                 |
| 石川県知的所有権センター<br>(財)石川県産業創出支援機構)                  | 〒920-0223              | 金沢市鞍月2-20  | 076-267-5996                 |
| 岐阜県知的所有権センター<br>(岐阜県科学技術振興センター)                  | 〒509-0108              | 各務原市須衛町4-179-1<br>テクノプラザ5階   | 0583-79-2255                 |
| 愛知県知的所有権センター<br>(愛知県産業技術研究所)                     | 〒448-0003              | 刈谷市一ツ木町西新割   | 0566-24-1841                 |
| 三重県知的所有権センター<br>(三重県科学技術振興センター)                  | 〒514-0819              | 津市高茶屋5-5-45  | 059-234-4150                 |
| 福井県知的所有権センター<br>(社)発明協会福井県支部)                    | 〒910-0102              | 福井市川合鷺塚町61字北稲田10   | 0776-55-0664                 |
| 滋賀県知的所有権センター<br>(滋賀県工業技術総合センター)                  | 〒520-3004              | 滋賀県栗東市上砥山232   | 077-558-0930                 |
| 京都府知的所有権センター<br>(社)発明協会京都支部)                     | 〒600-8813              | 京都市下京区中堂寺南町134<br>京都リサーチパーク内<br>京都高度技術研究所ビル4階  | 075-315-8686                 |
| 大阪府知的所有権センター<br>(大阪府立特許情報センター)                   | 〒543-0061              | 大阪市天王寺区伶人町2-7<br>関西特許情報センター内   | 06-6771-2646                 |
| 大阪府知的所有権センター支部<br>(社)発明協会大阪支部知的財産センター)           | 〒564-0062              | 吹田市垂水町3-24-1<br>シンプレス江坂ビル2階  | 06-6330-7725                 |
| 兵庫県知的所有権センター<br>(社)発明協会兵庫県支部)<br>(財)新産業創造研究機構)   | 〒654-0037<br>〒650-0047 | 神戸市須磨区行平町3-1-31<br>〔社)発明協会兵庫県支部)<br>神戸市中央区港島南町1-5-2<br>神戸キメックセンタービル6階<br>〔財)新産業創造研究機構) | 078-731-5847<br>078-306-6808 |
| 奈良県知的所有権センター<br>(奈良県工業技術センター)                    | 〒630-8031              | 奈良市柏木町129-1  | 0742-33-0863                 |
| 和歌山県知的所有権センター<br>(社)発明協会和歌山県支部)                  | 〒640-8214              | 和歌山市寄合町25<br>和歌山市発明館4階   | 073-432-0087                 |
| 鳥取県知的所有権センター<br>(社)発明協会鳥取県支部)<br>(財)鳥取県産業振興機構)   | 〒689-1112              | 鳥取市若葉台南7-5-1<br>(財)鳥取県産業振興機構1階   | 0857-52-6728                 |
| 島根県知的所有権センター<br>(財)しまね産業振興財団)                    | 〒690-0186              | 松江市北陵町1番地<br>テクノアークしまね1階   | 0852-60-5146                 |
| 岡山県知的所有権センター<br>(社)発明協会岡山県支部)                    | 〒701-1221              | 岡山市芳賀5301<br>テクノサポート岡市内  | 086-286-9656                 |
| 広島県知的所有権センター<br>(社)発明協会広島県支部)                    | 〒730-0052              | 広島市中区千田町3-13-11<br>広島発明会館内   | 082-241-3940                 |
| 広島県知的所有権センター支部<br>(社)発明協会広島県支部備後支会)              | 〒720-0067              | 福山市西町2-10-1<br>福山商工会議所内  | 084-921-2345                 |
| 広島県知的所有権センター支部<br>(財)くれ産業振興センター)                 | 〒737-0004              | 呉市阿賀南2-10-1<br>広島県立西部工業技術センター内   | 0823-76-3766                 |
| 山口県知的所有権センター<br>(社)発明協会山口県支部)                    | 〒753-0077              | 山口市熊野町1-10<br>NPYビル10階   | 0839-22-9927                 |
| 徳島県知的所有権センター<br>(社)発明協会徳島県支部)<br>(徳島県立工業技術センター)  | 〒770-8021              | 徳島市雑賀町西開11-2<br>徳島県立工業技術センター内  | 088-636-3388                 |
| 香川知的所有権センター<br>(社)発明協会香川県支部)                     | 〒761-0301              | 高松市林町2217-15<br>香川産業頭脳化センタービル2階  | 087-867-9332                 |
| 愛媛県知的所有権センター<br>(社)発明協会愛媛県支部)                    | 〒791-1101              | 松山市久米窪田町337-1<br>テクノプラザ愛媛  | 089-960-1103                 |
| 高知県知的所有権センター<br>(高知県工業技術センター)<br>(財)高知県産業振興センター) | 〒781-5101<br>〒781-5101 | 高知市布師田3992-3<br>〔高知県工業技術センター)<br>高知市布師田3992-2<br>中小企業会館内<br>〔財)高知県産業振興センター)            | 088-846-1111<br>088-846-7087 |
| 福岡県知的所有権センター<br>(社)発明協会福岡県支部)                    | 〒812-0013              | 福岡市博多区博多駅東2-6-23<br>住友博多駅前第2ビル8階   | 092-474-7255                 |
| 福岡県知的所有権センター北九州支部<br>(財)北九州産業学術推進機構)             | 〒804-0003              | 北九州市戸畑区中原新町2-1   | 093-873-1432                 |
| 佐賀県知的所有権センター<br>(佐賀県工業技術センター)                    | 〒849-0932              | 佐賀市鍋島町八戸溝114   | 0952-30-8191                 |

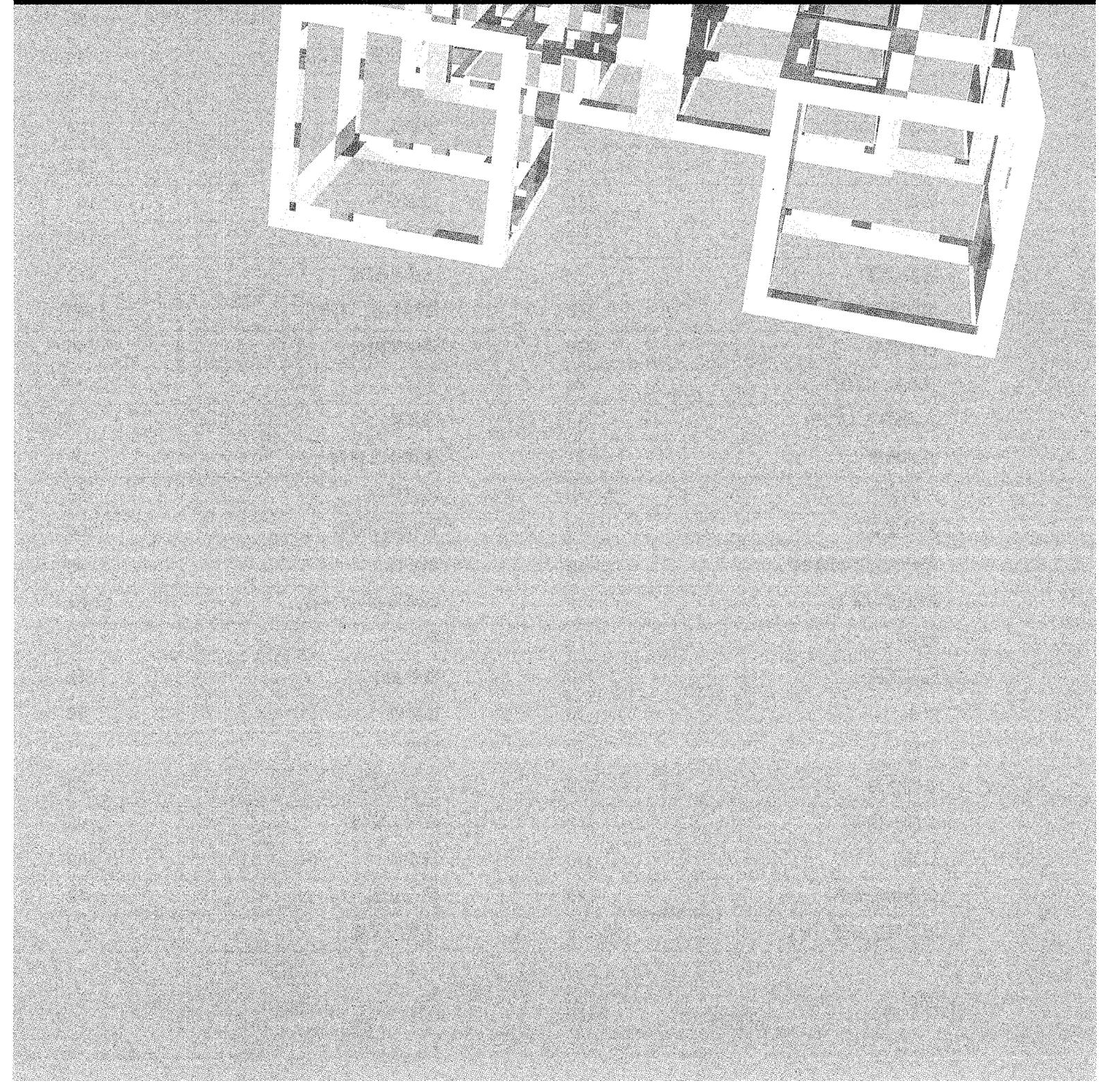
|   |   |              |
|---|---|--------------|
| 長崎県知的所有権センター<br>((社) 発明協会長崎県支部)<br>((財) 長崎県産業振興財団)  | 〒856-0026 大村市池田2-1303-8<br>長崎県工業技術センター内             | 0957-52-1144 |
| 熊本県知的所有権センター<br>((社) 発明協会熊本県支部)<br>(熊本県工業技術センター)    | 〒862-0901 熊本市東町3-11-38<br>熊本県工業技術センター内              | 096-360-3291 |
| 大分県知的所有権センター<br>(大分県産業科学技術センター)                     | 〒870-1117 大分市高江西1-4361-10                           | 097-596-7121 |
| 宮崎県知的所有権センター<br>((社) 発明協会宮崎県支部)                     | 〒880-0303 宮崎県宮崎郡佐土原町<br>東上那珂16500-2<br>宮崎県工業技術センター内 | 0985-74-2953 |
| 鹿児島県知的所有権センター<br>(鹿児島県工業技術センター)<br>((社) 発明協会鹿児島県支部) | 〒899-5105 鹿児島県始良郡隼人町小田1445-1                        | 0995-64-2445 |
| 沖縄県知的所有権センター<br>(沖縄県工業技術センター)                       | 〒904-2234 沖縄県うるま市州崎12-2<br>中城湾港新港地区<br>トロピカルテクノパーク内 | 098-929-0111 |

備考) 各施設の開館時間、休館日等については各施設にお問い合わせください。

|     |              |          |  |
|-----|--------------|----------|--|
| 北海道 | 011-747-7481 | 060-0807 | 札幌市北区北7条西2-8 北ビル7階   |
| 青森  | 017-762-1710 | 030-0113 | 青森市第二間屋町4-11-6 青森県工業総合研究センター内  |
| 岩手  | 019-634-0684 | 020-0852 | 盛岡市飯岡新田3地割35-2 岩手県工業技術センター2階   |
| 宮城  | 022-264-1340 | 980-0014 | 仙台市青葉区本町3-4-18 太陽生命仙台北本町ビル7階   |
| 秋田  | 018-824-4282 | 010-1623 | 秋田市新屋町字砂奴寄4-11 秋田県工業技術センター内  |
| 山形  | 023-644-3316 | 990-2473 | 山形市松栄1-3-8 山形県産業創造支援センター内  |
| 福島  | 024-959-3351 | 963-0215 | 郡山市待池台1-12 福島県ハイテクプラザ内   |
| 茨城  | 029-264-2076 | 312-0005 | ひたちなか市新光町38 ひたちなかテクノセンター1階   |
| 栃木  | 028-670-1820 | 321-3224 | 宇都宮市刈沼町367-1 栃木県産業技術センター内2階  |
| 群馬  | 027-287-4500 | 379-2147 | 前橋市亀里町884-1 群馬県産業技術センター内   |
| 埼玉  | 048-645-4412 | 330-8669 | さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル10階 私書箱93号   |
| 千葉  | 043-290-7071 | 263-0016 | 千葉市稲毛区天台6-13-1 千葉県産業支援技術研究所天台庁舎内   |
| 東京  | 03-3502-5521 | 105-0001 | 東京都港区虎ノ門2-9-14 発明会館内   |
| 神奈川 | 045-633-5055 | 231-0015 | 横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター10階  |
| 長野  | 026-228-5559 | 380-0928 | 長野市大字若里1-18-1 長野県工業試験場内(本館3階)  |
| 山梨  | 055-243-6145 | 400-0055 | 甲府市大津町2094 山梨県工業技術センター内  |
| 静岡  | 054-254-7575 | 420-0853 | 静岡市追手町44-1 静岡県産業経済会館1階   |
| 新潟  | 025-242-1175 | 950-0915 | 新潟市鏡西1-11-1 新潟県工業技術総合研究所内  |
| 愛知  | 052-223-5641 | 460-8422 | 名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所内   |
| 岐阜  | 0583-70-8851 | 509-0108 | 各務原市須衛町4-179-1 テクノプラザ内   |
| 三重  | 059-238-0003 | 514-0819 | 津市高茶屋5-5-45 三重県科学技術振興センター工業研究部内  |
| 富山  | 0766-27-1150 | 933-0981 | 高岡市二上町150 富山県工業技術センター技術開発館内  |
| 石川  | 076-267-5996 | 920-8203 | 金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター(新館2階)  |
| 福井  | 0776-55-1195 | 910-0102 | 福井市川合鷺塚町61字北稲田10 福井県工業技術センター内  |
| 滋賀  | 077-558-4040 | 520-3004 | 栗東市上砥山232 滋賀県工業技術総合センター別館内工業技術振興会館   |
| 京都  | 075-315-8686 | 600-8813 | 京都市下京区中堂寺南町134 京都リサーチパーク内京都高度技研ビル4階  |
| 大阪  | 06-6779-5402 | 543-0061 | 大阪市天王寺区伶人町2-7  |
| 兵庫  | 078-731-5847 | 654-0037 | 神戸市須磨区行平町3-1-31 兵庫県立産業技術センター4階   |
| 奈良  | 0742-34-6115 | 630-8031 | 奈良市柏木町129-1 なら産業活性化プラザ内  |
| 和歌山 | 073-432-0087 | 640-8214 | 和歌山市寄合町25 和歌山市発明館4階  |
| 鳥取  | 0857-52-6728 | 689-1112 | 鳥取市若葉台南7-5-1 (財)鳥取県産業振興機構内1階   |
| 島根  | 0852-60-5146 | 690-0816 | 松江市北陵町1 テクノアークしまね1F  |
| 岡山  | 086-286-9656 | 701-1221 | 岡山市芳賀5301 テクノサポート岡山  |
| 広島  | 082-241-3940 | 730-0052 | 広島市中区千田町3-13-11 広島発明会館内  |
| 山口  | 083-922-9927 | 753-0077 | 山口市熊野町1-10 NPYビル10階  |
| 徳島  | 088-669-4766 | 770-8021 | 徳島市雑賀町西開11-2 徳島県立工業技術センター  |
| 香川  | 087-867-9332 | 761-0301 | 高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2階   |
| 愛媛  | 089-960-1103 | 791-1101 | 松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛内  |
| 高知  | 088-845-7664 | 781-5101 | 高知市布師田3992-3 高知県工業技術センター内  |
| 福岡  | 092-474-7255 | 812-0013 | 福岡市博多区博多駅東2-6-23 住友博多駅前第2ビル2階  |
| 佐賀  | 0952-30-8252 | 849-0932 | 佐賀市鍋島町大字八戸溝114 佐賀県工業技術センター内  |
| 長崎  | 0957-52-1144 | 856-0026 | 大村市池田2-1303-8 長崎県工業技術センター内   |
| 熊本  | 096-360-3291 | 862-0901 | 熊本市東町3-11-38 熊本県工業技術センター 電子機械分館3階  |
| 大分  | 097-596-7121 | 870-1117 | 大分市高江西1-4361-10 大分県産業科学技術センター内   |
| 宮崎  | 0985-74-0900 | 880-0303 | 宮崎郡佐土原町大字東上那珂16500-2 宮崎県工業技術センター内  |
| 鹿児島 | 099-286-2965 | 890-8577 | 鹿児島市鴨池新町10-1 鹿児島県商工観光労働部工業振興課内   |
| 沖縄  | 098-921-2666 | 904-2234 | 具志川市州崎12-2 沖縄県工業技術センター内  |
| 本部  | 03-3502-5421 | 105-0001 | 東京都港区虎ノ門2-9-14 発明会館内   |
|     | (事業のご案内)     | URL      | <a href="http://www.jiii.or.jp/">http://www.jiii.or.jp/</a>  |
|     | (書籍のご注文)     | URL      | <a href="http://www.washin.co.jp/honya/">http://www.washin.co.jp/honya/</a><br><a href="http://www.gov-book.or.jp/">http://www.gov-book.or.jp/</a> |



# 索引



# 索引

|   |                 |         |
|---|-----------------|---------|
| あ | INID            | 125     |
|   | IPC (→国際特許分類)   | 125,138 |
|   | IPDL (→特許電子図書館) | 127     |
|   | アカデミックディスカウント   | 24      |
|   | 意見書             | 113     |
|   | 意匠              | 33      |
|   | 意匠権             | 33      |
|   | イニシアルロイヤルティ     | 187     |
| か | 外国出願            | 119     |
|   | 回路配置利用権         | 35      |
|   | 科学技術基本法         | 25      |
|   | 活用              | 13      |
|   | 願書              | 110     |
|   | 機関一元管理          | 27      |
|   | 機関管理            | 16      |
|   | 機関帰属            | 160     |
|   | 技術移転            | 208     |
|   | 技術動向調査          | 130     |
|   | 共同研究 (契約)       | 44      |
|   | 共同出願            | 71      |
|   | 共同発明            | 61,63   |
|   | 拒絶査定            | 113     |
|   | 拒絶査定不服審判        | 113     |
|   | 拒絶理由通知          | 113     |
|   | 権利化             | 112     |
|   | 権利範囲            | 110     |
|   | 考案              | 33      |
|   | 公開              | 112     |
|   | 公開技報            | 128     |
|   | 公開 (公報)         | 112     |
|   | 公知              | 96      |
|   | 公表特許公報          | 129     |
|   | 国際特許分類 (IPC)    | 138,234 |

|       |             |       |
|-------|-------------|-------|
|       | 国内優先出願      | 227   |
| さ     | 産学官連携       | 41    |
|       | 産業活力再生特別措置法 | 24    |
|       | 産業技術力強化法    | 24    |
|       | C D-R O M公報 | 128   |
|       | 実施料         | 197   |
|       | 実用新案権       | 33    |
|       | 従来技術        | 85    |
|       | 受託研究 (契約)   | 44    |
|       | 出願公開        | 112   |
|       | 出願人         | 94    |
|       | 出願の予算       | 107   |
|       | 出願費用        | 107   |
|       | 出願方針        | 106   |
|       | 出願明細書       | 110   |
|       | 守秘義務 (契約)   | 185   |
|       | 奨学寄附金       | 40    |
|       | 譲渡          | 62    |
|       | 商標権         | 34    |
|       | 植物新品種権      | 35    |
|       | 職務発明        | 159   |
|       | 職務発明規程      | 160   |
|       | 新規性         | 96    |
|       | 新規性喪失の例外    | 81,84 |
|       | 審査          | 113   |
|       | 審査請求        | 112   |
|       | 進歩性         | 96    |
|       | 図面          | 111   |
| 成果の帰属 | 50          |       |
| 成果の実施 | 53          |       |
| 請求項   | 109         |       |
| 製造立国  | 12          |       |
| 世界の工場 | 12          |       |

|        |         |
|--------|---------|
| 先願主義   | 96      |
| 先行技術   | 85      |
| 先行技術調査 | 85      |
| 先発明主義  | 96      |
| 早期審査   | 113,115 |
| 創造     | 13      |

|                |         |
|----------------|---------|
| 特許電子図書館 (IPDL) | 127     |
| 特許マップ          | 137,142 |
| 特許要件           | 96      |
| 特許料            | 116     |
| 特許料等の減免措置      | 107,236 |

|          |                    |         |
|----------|--------------------|---------|
| <b>た</b> | 対価                 | 160     |
|          | 大学等技術移転促進法 (TLO 法) | 24      |
|          | 大学の使命              | 16      |
|          | 大学の責務              | 15      |
|          | 第三の使命              | 13      |
|          | 知的財産               | 31      |
|          | 知的財産管理体制           | 161     |
|          | 知的財産基本法            | 29,230  |
|          | 知的財産教育             | 222     |
|          | 知的財産権              | 31      |
|          | 知的財産戦略会議           | 24      |
|          | 知的財産戦略大綱           | 13,15   |
|          | 知的財産部門             | 168     |
|          | 知的財産方針             | 16      |
|          | 知的財産立国             | 12      |
|          | 知的創造サイクル           | 13      |
|          | 知の創造の拠点            | 12      |
|          | 著作権                | 34      |
|          | TLO                | 208,215 |
|          | 登録料                | 236     |
|          | 法人化                | 17      |
|          | 特許権                | 33      |
|          | 特許公報               | 124     |
|          | 特許査定               | 113     |
|          | 特許情報               | 124,129 |
|          | 特許性                | 92,96   |
|          | 特許請求の範囲            | 110     |
|          | 特許専門家              | 80,224  |
|          | 特許調査               | 130     |

|          |             |     |
|----------|-------------|-----|
| <b>は</b> | 発明 (審査) 委員会 | 161 |
|          | 発明の実施       | 53  |
|          | 発明の届出       | 88  |
|          | 発明の発掘       | 80  |
|          | 発明の評価       | 92  |
|          | パリ条約        | 119 |
|          | P C T       | 119 |
|          | 不実施の対価      | 72  |
|          | 弁理士         | 107 |
|          | 保護          | 13  |

|          |      |     |
|----------|------|-----|
| <b>ま</b> | 無効審判 | 154 |
|          | 明細書  | 110 |
|          | 持分   | 73  |

|          |     |     |
|----------|-----|-----|
| <b>や</b> | 要約書 | 111 |
|----------|-----|-----|

|          |             |       |
|----------|-------------|-------|
| <b>ら</b> | ライセンサー      | 185   |
|          | ライセンシー      | 185   |
|          | ライセンス (契約)  | 185   |
|          | ライセンス方針     | 182   |
|          | ランニングロイヤルティ | 187   |
|          | 利益相反        | 45    |
|          | リエゾン (活動)   | 81,83 |

執筆者

|        |                      |                     |
|--------|----------------------|---------------------|
| 伊藤 国広  | (社) 発明協会知的財産管理アドバイザー | (広島市立大学 客員教授)       |
| 岩崎 雍之  | 同上                   | (中央大学 教学企画本部顧問)     |
| 浦田 雄次  | 同上                   | (芝浦工業大学 学術助成室参与)    |
| 中江 邦   | 同上                   | (関西大学 先端科学技術推進機構顧問) |
| 高橋 哲朗  | 同上                   | (久留米大学 学長特命教授)      |
| 金崎 雄三郎 | 同上                   | (鹿児島大学 客員教授)        |
| 鈴木 順也  | 同上                   | (福井大学 客員教授)         |
| 安田 英且  | 同上                   | (長崎大学 客員教授)         |
| 岡田 隆三  | 同上                   | (香川大学 客員教授)         |
| 松井 孝一  | 同上                   | (鳥取大学 客員教授)         |
| 飯野 顕   | 同上                   | (三重大学 客員教授)         |

改訂 2005年3月31日

初版 2003年3月31日

大学における知的財産管理体制構築マニュアル 基本編 (2004年度改訂)

---

企画・発行 特許庁

---

表紙デザイン 株式会社フォレストアート